

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

No.
82

2020.3

法務省法務総合研究所国際協力部報

巻頭言

1 樺をつなぐー僕が考え、やってきたことと、これからー 弁護士 酒井 邦彦

外国法制・実務

- 9 [ベトナム] ベトナム弁護士連合会10年間の発展の軌跡 ベトナム弁護士連合会弁護士 チャン・トゥイ・ズン
(翻訳監修等: JICA長期派遣専門家 枝川 充志)
- 29 [カンボジア] カンボジアにおける建設法の内容と今後の課題 カンボジア王立法経大学非常勤 チア・シュウマイ
- 40 [ラオス] ラオスの法学教育と法曹養成研修の現状と課題～ラオス法学の誕生を目指して～
JICA長期派遣専門家 伊藤 淳
JICA長期派遣専門家 白出 博之
- 52 [中国] 中国民法総則の制定について(5)
JICA長期派遣専門家 白出 博之

活動報告

【海外出張】

96 [ネパール] ネパール出張 ～ワークショップ及び民事模擬裁判～ 国際協力部教官 下道 良太

【国際研修・共同研究】

- 105 [ベトナム] 第11回ベトナム弁護士連合会本邦研修の概要 JICA長期派遣専門家 枝川 充志
- 111 [ミャンマー] 第17回ミャンマー法整備支援研修(調停制度) 国際協力部教官 村田 邦行
- 122 [ラオス] 第4回ラオス法整備支援研修(教育・研修改善) 国際協力部教官 氷室 隼人

【国際協力人材育成研修】

- 131 2019年度国際協力人材育成研修 国際協力部教官 小島麻友子
- 137 2019年度国際協力人材育成研修に参加して 法務省民事局登記情報第2係長 金久保拓郎
- 141 2019年度国際協力人材育成研修に参加して 東京法務局訟務部訟務官 岡崎 華里
- 147 2019年度国際協力人材育成研修に参加して 横浜地方検察庁検事 山内 賢志
- 152 2019年度国際協力人材育成研修に参加して 福岡地方検察庁検事 伊藤みずき
- 158 2019年度国際協力人材育成研修に参加して 盛岡地方検察庁一関支部検事 及川 裕美
- 164 2019年度国際協力人材育成研修に参加して 大阪地方検察庁検察事務官 瀧谷明日香

【講義・講演】

171 統括国際専門官 豊田 安史

【研修等実施履歴】

173 統括国際専門官 豊田 安史

【活動予定】

175 統括国際専門官 豊田 安史

法整備支援活動年表

176 国際専門官 遠藤 裕貴

専門官の眼

201 首席国際専門官 藤田 勇志

各国プロジェクトオフィスから

- 205 ベトナム長期派遣専門家 横幕 孝介
カンボジア長期派遣専門家 福岡 文恵
ラオス長期派遣専門家 伊藤 淳
ミャンマー長期派遣専門家 高木 晶大
インドネシア長期派遣専門家 細井 直彰

編集後記

208 統括国際専門官 豊田 安史

襷をつなぐ

—僕が考え、やってきたことと、これから—

弁護士

酒井 邦彦

僕はこれまで法整備支援に関わってきましたが、それはとても幸せな経験で、今振り返っても楽しい思い出しか残っていません。でも支援の真ただ中においては、悩み考え進むといったことの繰り返しでした。法整備支援は、「法の支配」の実現という、果てしなく遠いゴールを目指す駅伝のようで、それをみんなで襷をつないで進んでいくようなものだと思います。襷を掛けて走っている間に、僕が考え、やってきたことについては、あまり知られていないこともあるかもしれないので、少しでも参考になればと思い、襷をつなぐために、筆をとることにしました。

ベトナム

僕が法整備支援に関わるようになったのは、JICAの初めての法整備支援プロジェクトが始まった1996年からで、法務大臣官房秘書課企画室長のときのことです。その時は、森嶋昭夫先生が拓いた、ベトナムが市場経済に移行するのをお手伝いするための民法を中心とする支援でした。僕も、手の空いたときには、研修が行われている教室に顔を出して、議論を聞いていましたが、とにかく驚くことばかり、率直に言ってこれは大変なことだなと思いました。ベトナムは社会主義国家ですので、所有権は全人民に帰属するというので、我が国や欧米諸国の「所有権」とは全く概念が異なり、どういふものか僕には良く理解できず、こんなことで、本当に意思疎通ができるのだろうか？と頭がくらくらとしてきました。

そうであるとする、「言葉」というものがたいそう大切であり、したがって、通訳は、法整備支援に決定的に重要な役割を果たすということも分かりました。当時は、ベトナムから帰化された素晴らしい通訳の方がおられました。毎日朝から晩まで一人でずっと通訳をされていて、もし彼女が過労で倒れたらプロジェクトもおしまいだなと危機感を持ちました。そのように綱渡りのようにして、法整備支援は始まったのです。それでは、ベトナム人の法律家に日本の法律を日本語で学んでもらおうということで、JICAの長期専門家のような形で我が法務省に来て駐在していただきました。しかし、来日後まもなくホームシックにかかってしまい、僕もベトナムレストランにお連れするなどして慰めたのですが、結局帰国されてしまいました。お気の毒なことをしたという思いがまだ残っています。通訳の重要性は、今でも全く同じで、良質の支援をしようと思ったら、まず、最優秀の通訳を確保し、さらに育てることです。現地に駐在するJICAの長期専門家は、できるだけ現地語で法律を語れるようになるべきだと思います。また、日本語・現地語の通訳より、

英語・現地語の通訳の方が質量ともに勝っていることがあるので、ときには英語を使うことも考えたらいいと思います。法整備支援＝アジア＝英語不要という式は成立しないのです。後でお話するように、ミャンマーの支援の開始に当たっては、法務長官府長官とのさしでのやり取りは、すべて長官の堪能な英語で行いました。

また、この時の経験を通じて、法律というのは政治制度であり、いやもっと深く、文化そのものであり、法整備支援は文化交流で、日本が貢献できるということは、誇るべき日本の文化を理解してもらい、その国に取り入れてもらえることなんだということを肌で感じました。そう考えると、法整備支援は、単なる「技術」協力ではないことがお分かりいただけると思います。そして、もう一つ感動したのは、研修で来られている人たちの真剣なまなざしです。日本でいえば建国の志に燃えた維新のころの、いわばベトナムの穂積陳重たちの国を背負って学ぶ姿を見て、背筋を正しました。そのように、日本とベトナムが手探りで始めた協力と信頼関係が、時代を下って国の最高法規である憲法の改正に対する協力要請につながっていくのです。

カンボジア

カンボジアとの関りは、1998年に派遣されたJICA事前調査団の一員として参加してからで、このプロジェクトの先鞭をつけられたのも森嶋先生でした。このプロジェクトは、民法、民事訴訟法の起草を支援するというものですが、実は、民事訴訟法については、旧宗主国のフランスが準備草案を用意していました。しかし、その準備草案は、カンボジア国内の実情を踏まえたものと言えず、いわば「上から目線」で作成されたものであったので、草案は司法省の事務次官が机の引き出しに放り込んだまま眠っていて、あらためて日本に支援を求めてきたものです。

そこで日本では、起草支援のため、民法、民事訴訟法の作業部会を設置したのですが、そのメンバーは、民法、民事訴訟法で我が国を代表する人たちばかりで、そんな多忙な先生方が、200回も会合を重ねて起草作業を進めてくださりました。民事訴訟法作業部会の部会長を一橋大学名誉教授の故竹下守夫先生にお願いしたのですが、実は同じ時期に、法務省が設置し、今の法テラスに繋がる改革の礎となった、「法律扶助研究会」の座長もお願いし、法務省と日弁連が鋭く対立する中での調整役を務めていただくなど大変なご苦勞をお掛けしていたものですから、竹下先生と顔を合わせるといつも、「人使いの荒い酒井さん」と笑顔で言われていました。しかし、このベトナム、カンボジアの法整備支援を通じて、①相手国のオーナーシップを大切に、②その国のニーズと実情に応じたテーラーメイドの支援を、③法律起草だけでなく、実施制度の整備と人づくりまで、④オールジャパンで最高の人材を投入して行うという我が国の法整備支援の不滅の原則がすでに出来上がったのです。

ところで、カンボジアにおける法整備支援については、最近カンボジアでは、最大野党が非合法化されて幹部が逮捕され、2018年の総選挙では与党が全議席を取るという一党独裁の状態になるなど、民主主義が後退していますが、それをとらえて、日本の法整備

支援が意味をなしていないので援助を停止すべきではないかという批判を耳にすることがあります。しかし、僕はこの考えには反対です。僕たちの法整備支援の究極の目標は、「法の支配」があまねく行き渡ることだと思っています。そして、この「法の支配」とは、法の優位、法の前への平等などをその中核的な価値とするもので、必ずしも民主主義を内包するものではありません。もともと「法の支配」の考え方は、絶対王政下のイギリスで発展したものですし、法整備が民主化も目指すものだとすると、そもそも社会主義国である中国やベトナムに対する支援などは成立しないことになってしまいます。民主化支援というのは政治参加のプロセスなどに焦点を当てた、より即物的な支援で、例えばカンボジアに対する民主化支援ということであれば、我が国は、2015年に選挙改革のための技術協力を行っています。他方、僕たちが行う法整備支援というのは、もっと深く、個人の尊厳などを礎とし、法の下での平等や法による権利の実現を通じて、より豊かな社会の実現を目指すもので、数十年かけていわばその国の文化を変えていく作業です。それが長い目でみれば民主主義の発展につながることに疑いはありませんが、比較的短期間に変容する政治状況を反映する選挙結果という視点で一喜一憂するものではないと思います。より深いのは、「法の支配」であって、そのことは、最近、民主主義と言われている国においても、ポピュリズムが跋扈していることをみれば分かると思います。

ラオス

僕のラオスとの出会いは、1996年に司法大臣が来日され、我が国に支援の要請をされたときで、これまでベトナム、カンボジアとやってきましたので、隣国ラオスも当然支援の対象とすることとなり、1998年からJICAの本邦研修等が始まりました。その後、私は、法務省の他の部局に異動しましたので、傍らから眺めているといった感じでしたが、ラオスへの支援は、法律の起草に力を置いたベトナム、カンボジアとはまた一味違って、人づくりに重点を置いたユニークな取り組みだなと感じていました。法律家を育てて、その人たちが今度は国民に法を広めていくというのは、「法の支配」を目指す究極の姿だと思います。ただし、人材の育成、法の国民への浸透というのは、気の遠くなるような時間がかかるものです（例えば、今回の我が国の日本の民法改正を国民の方はどれほど内容をご存知でしょうか）。

他方、JICAは、税金を使って事業を行っていることから、その事業の効果等について、国民に対する説明責任があるため、多かれ少なかれ目に見える形での成果物が求められるところであり、それはそれでやむを得ないところがあると思います。しかしながら、人づくりというのは、法律家のリーガルマインドを育てるということですが、身体を切り開いて心を見ることはできませんので、一見すると何も実りがないようにも見えなくありません。日本においても、一人前の法律家になるには、大学教育を入れれば優に10年以上かかります。ですから、JICAのプロジェクトの業績評価を行うに当たっては、目に見える形での成果物で評価するのではなく、何をやってきたのかのプロセスに対する評価を行う必要性が高いと思います。

僕が、ラオスの支援に戻ってきたのは、法務総合研究所の所長となった2012年のことで、当時実施していたラオス「法律人材育成強化プロジェクト」は2014年に終了予定とされていました。たしかに同プロジェクトは、一見するとこれといった成果を上げていないように見え、僕でさえもどかしく思ったほどです。でも実は、ラオスの司法省など4つの機関とJICA長期専門家との間で、気の遠くなるような忍耐をもって議論を尽くしながら民事・刑事手続きのフローチャートづくりを行っていて、参加メンバーのリーガルマインドは飛躍的に向上していたのです。それに加えて、2012年からは、いよいよ民法起草を始めることとなり、日本に支援を求めてきていました。そんな中での支援打ち切りはあってはならないということで、僕も現地に行き、駐ラオス日本大使にプロジェクトの継続を強くお願いしました。

幸いにして、プロジェクトはフェーズ2ということで、継続されることになりましたが、ラオスでは、法律家の養成だけでなく、国立司法研修所を中心に、国民に対する法律の普及活動にも力をいれるようになりました。民法の起草も、カンボジアのそれとは趣を異にし、日本からの専門家は起草から適度な距離を置いた分、ラオスの人々の手づくり感のより強いものになっていると思います。その民法が、6年をかけて、2018年12月6日に成立しました。出来上がった民法を見ると、例えば第1条に、この法律は社会の平等、正義などを保障し、個人の権利を守り、社会経済を発展させるものであることを高らかに謳っているなど、民法に込める心意気が溢れていて、どこの国の民法とも違うまさにラオスの人々の民法だなと感動しました。そして記念セレモニーでは、なんと「ラオス民法典の完成おめでとう」という歌を披露してくれました。これは、民法を国民に広めるためのもので、歌詞は、この法律はラオスを発展させ、繁栄させると高らかに宣言するとともに、例えば第5編には契約内債務が書かれていますよなどと法律の内容を紹介するもので、私は、これを聞いて、またまた感動してしまい、「法の支配」に関しては、むしろ日本はラオスから学んだ方がいいのではないかと思いました。

ODAについて

これまでお話した、ベトナム、カンボジア、ラオスに対する法整備支援は、いってみれば先方から頼まれたものであって、支援の内容はともかくとして、案件を形成する上ではさしたる苦労はないのですが、これから話しするミャンマーとインドネシアに対する支援は、こちらから戦略的に取りにいったもので、また別の苦労がありました。

ところで、2010年代半ばころから、法整備支援の目的に、日本企業の海外進出の推進が加えられるようになり、これが一部の方から、このような見返りを期待するのは「不純」であり、法整備支援は「無私的愛」で行うべきであるとの批判があります。しかし、このような批判は間違っています。日本のODAはこれまでも、これからも、常に「国益」を念頭に行われるもので、それは、国民の税金を使って行う以上、むしろ当然のことなのです。最初のベトナムに対する支援も市場経済への移行を支援するものでしたが、これも、背景には、日本企業による投資促進がありました。それは、すでに2003年に日・ベト

ナム経済連携協定を締結していることから明らかです。そもそも開発援助というものは、援助者、被援助者がウィンウィンの関係にあるというのが基本ですし、経済だけでなく、もっと生臭いとも言える「安全保障」的な考えは、ODAに深く根ざしています。「平和で安定し繁栄する国際社会の構築は我が国の国益と分かちがたく結びついている」（平成27年11月2日、開発協力大綱）のです。

また、日本の法整備支援は、民法、民事訴訟法などの基本法を対象に行うべきであるという批判も聞きますが、これも間違いです。どのような分野において協力を行うかについては、まずなによりも相手国のニーズが優先します。それに加え、その国における各種制度の整備状況、その国の優先度、他のドナーとの関係などいろいろな要素を考えながら支援分野を決めていきます。例えば、ミャンマー、インドネシアでは、知的財産分野を対象としていますが、この分野は、WIPO（世界知的所有権機関）を中心としてグローバル化が著しく、知的財産権保護の推進は、国際社会の健全な発展にとって不可欠であり、両国からも強い要望が寄せられたのです。

それでは、今後、いろいろなプロジェクトを立ち上げるときの参考として、ミャンマー、インドネシアへの支援につき、僕がどんなことを考え、どのように進めたのかをお話します。

ミャンマー

まず、ミャンマーです。ミャンマーを支援の対象国に決めたことについては、ICD NEWS第52号の巻頭言にも書きましたので参考にしてください。まず、ミャンマーは「最後のフロンティア」と言われているように、労働力、市場、資源などいずれをとっても経済的に魅力的な国で、さらに、中国とインドという大国の間に位置するという地政学的にも極めて重要な国です。そして、長い間の軍政支配と欧米の経済制裁を経て、2011年について民政化に移行し、テインセインが大統領に就きました。もちろん、国会議員の議席の25%は国軍が指名できる憲法が存在するなど、国軍の影響は色濃く残るものの、テインセイン大統領は就任演説で、「良い統治と汚職のない政府を創る」ことを明言し、「法の支配」の重要性にも言及し、改革への思いが真剣であることが分かりました。また、中国の影響も気になりましたが、もともとこの国は、イギリスの植民地支配を受けたこともあり、大国嫌いで、独立自尊の気風が高く、軍事政権が中国企業に開発の許可を与え建設中のミッソングダムを「世論が反対している」という理由で中止を発表したことにも注目しました。そして、日本と同じ仏教国で、国連等の場では常に日本の立場を支持してくれていた親日国です。法体系も、イギリスの植民地ではあったものの、コモンローそのものとは異なるなど、日本との親和性も高いことも分かりました。個人的なことを申し上げますと、私は、1990年代から、当時ビルマと呼ばれたこの国に惹かれていて、この国の少数民族カチン族の独立軍に従軍した日本人ノンフィクションライターの書いた「森の回廊」（吉田敏浩）をむさぼるように読みながら、いつかこの国と一緒に仕事ができることを夢見ていました。

これだけ魅力に富んだ国ですので、欧米諸国が放っておくはずはありません。法務総合研究所の国際協力部 I C D もしっかりと調査団を派遣し、協力の可能性を探っていました。私は、民政化移管の翌 2 0 1 2 年に法務総合研究所の所長になり、できるだけ早く協力関係を確立すべきだと考えて J I C A と相談しましたが、J I C A は法整備支援についてはすでに当時アジアで展開していた国々で予算・人員が手一杯であり、すぐに新たな本格的な技術協力プロジェクトを立ち上げることは難しいとのことでした。しかし、このタイミングを逃すと、欧米諸国の後塵を拝することは明らかでしたので、総理官邸や外務省局長のところに行って、ミャンマーとの司法協力の重要性を説明して理解を得て、所長になって間を置かずミャンマーを訪れて、ウー・トゥン・トゥン・ウー最高裁長官及びウー・トゥン・シー法務長官とお会いして、日本との協力関係の樹立について話し合い、すぐその年に最高裁長官をお招きして我が国の司法の実情を視察していただき、翌年には法務長官にも来日していただいて、具体的な協力の在り方につき協議しました。

協力の在り方を模索する中で、気を付けたことの一つは、これからの支援は、経済社会のグローバル化に対応した法整備も必要になるところ、新しい分野はいろいろな省庁が管轄を持っているために、カウンターパートの省庁との間で縄張り争いが起きないように、あるいはプロジェクトがカウンターパートの既得権益化してきて、他省庁の関与に拒絶反応を示すことがないように、フレキシブルな枠組みを築く必要があるということでした。幸運なことに、法務長官府は、検察などの本来の所管のほかに、日本の内閣法制局のように全省庁の法令審査を所管していました。したがって、法案に関しては、全省庁の法律を扱えるわけです。プロジェクトにおいて全省庁の所管案件に関与できることをより明確にしておくために、トゥン・シー法務長官にお願いして全省庁を指揮下に治めるテインセイン大統領の直接の了解を取り付けていただきました。これには大統領の法務長官に対する信認が厚かったことも幸いしました。

もう一つ気を使ったのは、ドー・アウンサンスーチー国家顧問のことです。同氏は、2 0 1 2 年 4 月に行われた連邦議会の補欠選挙に当選し、国会議員になりました。そして、同氏は英国オックスフォード大学に留学し、英国人と結婚するなどの背景もあり、むしろ法整備は旧宗主国である英国の支援を受けるべきであると考えているようでした。しかし、2 0 1 5 年に行われる予定の総選挙では、同氏の率いる国民民主連盟 (N L D) の圧勝が予測されていたので、同氏の納得を得られないままでのプロジェクトでは成功は覚束ないと思いました。そこで、2 0 1 3 年 4 月に 2 7 年ぶりに来日されたので、超多忙なスケジュールを縫って、法務省にお招きし、谷垣法務大臣から我が国の行う法制度整備支援の意義について説明していただき、その了解を得ることができました。また、同氏は人権問題にも関心が高いことから、同氏の「国家転覆防御法」違反の裁判が行われたヤンゴン市内のインセイン刑務所内を含む刑務所改革支援を行うことも検討し、こちらの方は、国連 UNODC のプロジェクトとして実施しました。このような経緯を経て、世界に先駆けて、2 0 1 3 年 8 月に我が国との間で法整備支援プロジェクトの合意がなされたのです。

インドネシア

インドネシアは、国民、国土、資源などあらゆる面で、ひと際大きな存在です。この国に対しては、我が国の国連アジア極東犯罪防止研修所（アジ研）が、50年にわたって、裁判官、検察官、警察官などの研修を行ってきました。この国から司法改革支援の要請がなされたので、私は、2002年に当地を訪れ、バギルマナン最高裁長官から改革の意欲などをうかがいましたが、このときは、プロジェクト化にはいたりませんでした。その後、2007年から、「インドネシア和解・調停プロジェクト」が開始されましたが、これは2009年に終了し、以後はプロジェクト不在の状況でした。

しかし、インドネシアは、ある経済予測では、2050年には日本を抜いて世界第4位の経済大国に成長するとされ、民主的な憲法改正、数度にわたる大統領選挙を経て、民主化も定着するなど、経済的にも政治的にもアセアンのリーダーで盟主といえる存在です。日本にとっても最重要のパートナーで、長らくODAの支出額は一番でした。私は、そのようなインドネシアとともに手を携えて「法の支配」という価値を共有する意義は、インドネシアにとっても我が国にとっても、さらにアセアン全体にとっても、安全保障上の見地からも経済発展からも、この上なく重要なものであると信じていました。また、我が国との協力で得た経験を、より発展途上にある国への、いわゆる南・南協力にも生かしてもらえればと思っていました。

そこで、何としても法制度整備支援プロジェクトを復活したいと思いましたが、インドネシア最高裁判所では、すでに司法改革のブループリント（2015-2035）を作っており、また、各国、各機関の多くのドナーが様々な分野で改革のプロジェクトを進めていました。しかし、何とかそこに入り込む余地はないかを探るため、私は、ICDやアジ研の教官に何度もインドネシアに行ってもらい、ニーズ調査を行いました。そして、私自身も2013年にインドネシアに行き、世界銀行等のドナーも訪問し、ドナーのコーディネーションをし、また、法務人権省、最高裁判所、汚職撲滅委員会（KPK）などを回って、いわば御用聞きのようなことをしました。そのとき、こちらから用意してオファーしたのは、①知的財産権に関する裁判官の養成、②アクセス・トゥ・ジャスティス（法律援助）、③汚職防止、④法律、規則、条例などの整合性向上などで、このうち、法律援助は、2014年の大統領選挙における有力候補者であったウィドド現大統領が、貧富の差の拡大に伴うセーフティネットの整備の必要性を提唱していたので、それを踏まえたものです。その他は、いずれもインドネシアの投資環境整備のために両国にとって重要な課題で、結局数度の協議を経て、このうち、①と④が採られ、2015年にプロジェクトの合意がなされました。将来的には、②、③についても取り上げていただきたいと思っています。

新しいフォーラムの設立へ

僕は、2017年に検事を退官して弁護士になり、政府の側から法整備支援に関わることはなくなりましたが、今度は、日頃から企業との接点の多い弁護士という立場から、貢献を続けたいと願っています。法整備支援については、これだけ長きにわたる関係者の努

力により、これだけ大きな成果を挙げながら、その存在はあまり知られておらず、特にその恩恵を受けているはずの企業の皆様の理解は乏しいものと言わざるを得ません。また、政府にとっては、グローバル化の進展に伴い、市場環境や法制度、企業活動が目まぐるしく変わる中、相手の国における法整備の真のニーズを把握することは、ますます困難となってきました。そこで、私が理事を務めている公益財団法人国際民商事法センター（ICCLC）などのご協力を得て、政府、企業、法律家らが集い、法整備支援やビジネスローから人権まで、広くアジアの法と実務についての知識を共有し、語り合う「広場」として「アジアビジネスローフォーラム」（ABLF）を設立いたしました。誰でもご参加いただける非常にゆるいフォーラムとしていますので、参加にご関心のある方は、ICCLC（<http://www.icclc.or.jp>）にお問い合わせください。

不易流行

これは、「ふえきりゅうこう」と読みます。松尾芭蕉が唱えた俳句の理念で、いつまでも変化しない本質的なものを忘れない中にも、新しく変化を重ねているものをも取り入れていくことを意味します。この考えは、いろいろな場面で当てはまりますが、特に法整備支援では常に心すべきだと思います。先にお話ししたベトナム、カンボジア等に対する支援は、開始からすでに20年以上経過しています。オーナーシップの尊重などは、まさに「不易」です。しかし、この間、世界は大きく変わり、現在はさらに加速度がついて、凄まじい速さで経済社会がどんどん進んでいます。私たちがやっている法整備は、この経済社会を良くするためにやっているのですから、そのスピードに遅れないよう、不断の見直しが必要になります。それが「流行」です。私は、現在のプロジェクトを詳しく知らないのですが、具体的なコメントをできる立場にありませんが、カウンターパートの見直しを含むプロジェクトの枠組み、支援の対象分野、支援の方法等について、今のままでよいということは考えにくいと思います。私たちは、いつまでも過去の成功体験にしがみついているのはだめなのです。もちろん改革には痛みや抵抗を伴いますが、様々な障害を乗り越えて進まなければ新たな地平は開けないのです。それは、最近始めたミャンマー等も同じで、構わないのでどんどん改革してください。「新しい酒は新しい革袋に盛れ」（新約聖書マタイ伝9章）です。

法整備支援は、軍隊を持たない日本が、「専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう」と努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占める」（憲法前文）ための偉大な試みです。それに携わる僕たちも夢と勇気を持って、どんどん進みましょう。

ベトナム弁護士連合会

10年間の発展の軌跡（2009年－2019年）（仮訳¹）

ベトナム弁護士連合会 事務局副局長／国際協力委員会委員

弁護士 チャン・トゥイ・ズン

本論考は、ベトナム弁護士連合会（VBF）が2019年に設立後10周年を迎えたことを機に作成され、2019年10月9日に開催された記念式典において発表されたものである。

本ICD NEWSへの翻訳・掲載にあたり、VBFの許諾を得、上記ズン弁護士により修正されたものをトゥオン・ティ・トゥ・ホアイ氏の協力を得て翻訳し、プロジェクトスタッフのグエン・ミー・リン氏及びチャン・ティ・タイン・マイ氏、当職が監修して完成させた。なお、ベトナム語の意味内容を変更しない範囲で文脈に合わせて意識している部分がある旨申し添える。

JICAプロジェクトは日本弁護士連合会の協力を得ながらVBFの設立準備段階から協力を行ってきたところ、VBF自らによる10年の取組の振り返りを知ることができる貴重な論考と考え、今回の掲載に至ったものである。定点観測の一助となれば幸いである。

（ベトナム長期派遣専門家、弁護士 枝川充志）

I 現状の特徴

ベトナム弁護士連合会は2009年5月に設立した。共産党政治局の2020年までの司法改革戦略決議第49号／NQ-TWの指導による司法改革事業は、弁護士及び弁護士職を発展させることを含め多くの面で特筆すべき成果を得た。社会における職業の中で、憲法から法律、細則文書に至るまでの法規範文書制度²によって認められる職業は多くない。これらの法規範文書は、ベトナムにおける弁護士及び弁護士職の発展のために統一の法的回廊³を形成している。

司法活動、人々及び企業に対する法律サービスの提供における弁護士の貢献は、安全、

¹ 翻訳協力

（訳者）トゥオン・ティ・トゥ・ホアイ（Truong Thi Thu Hoai (Ms.)、ハノイ法科大学・名古屋大学日本法教育研究センター（ハノイ）卒、名古屋大学大学院法学研究科博士後期課程総合法政専攻終了）

（監修）グエン・ミー・リン（Nguyen My Linh (Ms.)) 及びチャン・ティ・タイン・マイ（Tran Thi Thanh Mai (Ms.))（両名とも前記日本法センター卒、JICA2020年を目標とする法・司法改革プロジェクトスタッフ）、枝川充志（左記プロジェクト長期専門家）

² （監修者注）「法規範文書制度」と訳したベトナム語は「hệ thống văn bản pháp luật」である。

³ （監修者注）「法的回廊」と訳したベトナム語は「hành lang pháp lý」である。

秩序、社会の安定を保障する力になり、従って司法改革、社会主義法治国家の建設事業に寄与し、社会経済の発展を促進した。

ベトナム弁護士連合会の設立は、国家主席であるホーチミン氏が弁護士団体の組織についての勅令第46-SL号を発行した、1945年10月10日から60年間の発展を経過した後の弁護士及び弁護士職の成長を表す成果⁴である。成長・発展の10年を経て、ベトナム弁護士連合会は、弁護士法、ベトナム弁護士連合会定款で定められ、弁護士により委ねられる自らの機能及び任務を十分実施してきた。弁護士の代表者としてベトナム弁護士連合会は、弁護士の合法的⁵権利・利益を保護し、国際及び国内のフォーラムにおいて弁護士の要望及び声を示すことができた。そして、立法事業、法律支援事業、政府の提案第30号⁶に基づく行政手続のレビューなどの事業に積極的に貢献するよう弁護士を動員した。これらの成果は、弁護士自らの共通の家⁷としてのベトナム弁護士連合会に対する信頼を築いた。同時に、全国の弁護士会の中央機関として、社会職業組織であるベトナム弁護士連合会に対する共産党及び国家からの信頼をも築くことができた。

ベトナム弁護士連合会は、成立後、共産党、政府、中央、ハノイ及び地方の機関・部門の関心・補助を得られた。成立、成長及び発展の10年間で、ベトナム弁護士連合会は、国家、社会及び弁護士の前に、自らの威信及び地位を確定できた。10年の軌跡は長い期間ではないが、ベトナム弁護士連合会は自己の地位、役割、そして公正の保護、法制の保護⁸、ベトナム社会主義国の建設及び保護に貢献するために、弁護士が結集・結束する可能性を示すことができた。

これらのことからベトナム弁護士連合会は、共産党、国家及び弁護士との間の架け橋になった。

II 設立後10年間のベトナム弁護士連合会の組織及び活動についての結果

1 弁護士及び弁護士業務の実施活動についての数の発展、質の向上

1. 1 弁護士数の発展

1987年弁護士法令施行から1989年まで全国の弁護士数は186名であったが、2001年9月30日までの間に2,100名にまで増加した。ベトナム弁護士連合会設立時点（2009年5月）では、ベトナム弁護士連合会のメンバーの総数は5,300名の弁護士であった。この10年間（2009年から現在まで）

⁴（監修者注）「成果」と訳したベトナム語は「mốc son」である。

⁵（監修者注）「合法的」と訳したベトナム語は「hợp pháp」である。

⁶（監修者注）30号提案とは「2007年から2010年の国家管理の分野における行政手続の簡素化」を指す。

⁷（監修者注）「共通の家」と訳したベトナム語は「ngôi nhà chung」である。

⁸（監修者注）「公正の保護、法制の保護」と訳したベトナム語は「bảo vệ công lý, bảo vệ pháp chế」である。「công lý」に漢字を当てると「公理」となる。「正義」と訳すこともできるが、他に「chính nghĩa」という「正義」に相当するベトナム語があることから、ここでは文脈を踏まえ「公正」と訳出した。

の弁護士数の増加は、以下の通りである⁹。

2009年：5,500名以上（2009年11月30日まで）

2010年：5,821名

2011年：6,723名

2012年：7,476名

2013年：8,281名

2014年：9,064名

2015年：9,915名

2016年：10,914名

2017年：11,942名

2018年：12,821名

2019年：13,900名（2019年12月31日時点）

弁護士数は毎年着実に増え、年平均700名ずつ増加している。このようにこれまでの10年間に於いて、我々の国の弁護士は数の面で相当なスピードで発展している。弁護士数の発展が、主に大都市、特にハノイ市とホーチミン市で起きている。全国の弁護士数の13,900名の中で、ハノイ市弁護士会は3,801名、ホーチミン市弁護士会は5,420名であり、全国の弁護士数の3分の2以上を占めている。残りの61か所の弁護士会は4,679名が在籍しており、全弁護士数の34%を占めている。

このような弁護士数の増加は、社会の法律サービス利用の需要に一定程度応えられている。ベトナム人口の一人当たりで計算すると、人口9,600万人の中に13,900人の弁護士しかいない（割合は、国民約6,906名に対し1人であり、シンガポールは1/1,000、アメリカは1/250、日本は1/4,546（注：原文のまま））。このことからすれば、近年では弁護士数が相当なスピードで発展しているとはいえ、人口及び人々の法律サービスの需要に比べて未だ少ない。また地域毎に大きな格差が存在している。

2020年までの司法改革戦略決議第49号/NQ-TW、及び政府首相に承認された2020年までの弁護士の発展戦略¹⁰の趣旨のとおり社会の需要に応えられるよう弁護士数を発展させるため、ベトナム弁護士連合会は社会における弁護士の地位及び役割について周知¹¹を行い、国民の認識を高めている。また、各地方に住んでおりかつ要件を満たす者に対して弁護士会加入へ動員するために、ベトナム弁護士連合会常任委員会は省党委員会・県党委員会の常任委員会と直接話し合い、地方での弁護士の実務活動¹²に好ましい条件を創出するよう各級の地方政府に提

⁹ データはベトナム弁護士連合会の年次業務概要報告書による。

¹⁰ （監修者注）2011年7月5日付首相決定1072号/QD-TTGを指すと思われる。

¹¹ （監修者注）「周知」と訳したベトナム語は「tuyên truyền」である。

¹² （監修者注）「弁護士実務活動」と訳したベトナム語は「luật sư hoạt động hành nghề」である。

案・建議を上申した。例えば、弁護士会に対する活動経費の援助、訴訟進行機関¹³の要請により事件弁護に参加した弁護士に対する経費を加えて援助すること等である。他方で各弁護士会は、弁護士会の加入要件を満たし、かつ希望を有する者に対して好ましい条件を創出するための処置も備えている。

ベトナム弁護士連合会は、ハノイ法科大学、ホーチミン市法科大学、カントー大学、ヴィン大学、ダラット大学など北部・中部・南部の各大学の法学部学生に対し、キャリアガイダンス交流会を開催した。これら交流会の目的は、法学部の大学生及び社会に対するベトナム弁護士連合会及び弁護士職の広報にある。大学生に対してベトナムにおける弁護士及び弁護士職にアクセスし見聞できる機会を与えた。これにより弁護士職の魅力を高め、より多くの新卒大学生が弁護士になるよう引きつけられた¹⁴。

上記の適切な計画及び方向性により弁護士数は大幅に増加した。特に、クアンビン、チャヴィン、フンイエン、ザーライの弁護士会は、2009年から現在まで弁護士数が2倍も増加した。

1. 2 弁護士の質の向上についての結果

司法改革戦略についての政治局決議2005年6月2日付第49号/NQ-TW号は、「数量、政治的資質、倫理、専門レベルの面で十分な弁護士の組織を養成し発展させる・・・」という戦略的方向性¹⁵を定めている。政治的資質、職業倫理及び専門知識は、弁護士の質を形成する核心的価値である。共産党の戦略的方向性を実現し、国の支援、弁護士組織及び弁護士の努力により、近年では弁護士の質がますます向上している。弁護士のほとんどは良い政治的資質を有し、共産党、国に恭順し、国の建設及び発展事業に貢献する意識を持ち、弁護士職の倫理水準・規則を堅持及び発揮¹⁶している。しかしながら弁護士及び弁護士職のイメージに影響を与え、これを害する法律及び職業倫理に違反する行為につながる、上記水準についての不適切な認識及び行為を行う弁護士も存在した¹⁷。

弁護士会の法律サービスの提供結果報告によれば、弁護士による法律サービスの提供件数は、刑事事件、民事事件、経済事件、労働事件、行政事件の訴訟においても、そして法律相談¹⁸においても前年より年々増加している。このことは、国民及び企業が弁護士による法律サービスの質を信頼し、そのサービスを利用していることを表しており、毎年法律サービスが大幅に増加している。

¹³ (監修者注)「訴訟進行機関」と訳したベトナム語は「cơ quan tiến hành tố tụng」である。

¹⁴ (監修者注)「引きつけられた」と訳したベトナム語は「thu hút」である。

¹⁵ (監修者注)「方向性」と訳したベトナム語は「định hướng」である。

¹⁶ (監修者注)「堅持及び発揮」と訳したベトナム語は「giữ vững và phát huy」である。

¹⁷ (監修者注)この一文の元となるベトナム語は「Tuy vậy, vẫn còn có một số luật sư có nhận thức có những hành vi lệch chuẩn, dẫn đến có những hành vi vi phạm pháp luật và đạo đức nghề nghiệp làm ảnh hưởng và tổn thương tới hình ảnh đội ngũ luật sư và nghề luật sư。」である。

¹⁸ (監修者注)「法律相談」と訳したベトナム語は「tư vấn pháp lý」である。

しかしながらベトナム弁護士連合会は弁護士の質が均一でないと認識¹⁹しており、クライアント²⁰及び社会の確固たる信頼を構築・強化できるよう、弁護士の均一的な質及び弁護士の法律サービス提供の質を高めるための教育、育成事業、弁護士の実務活動の監督を強化すべきと考えている。

1. 3 弁護士実務の結果

各弁護士会の報告書によると、この10年間（2009年より）でベトナム弁護士は以下の分野において業務を行っている。

- 刑事事件の133, 317件に参加し、その中で指定刑事事件は68, 638件、クライアントの依頼による刑事事件は64, 679件である。

- 民事事件114, 128件、経済経営商業事件51, 589件、行政事件8, 801件、労働事件2, 552件に参加した。

- 法律相談への参加：622, 626件

- 訴訟外の代理への参加：20, 707件

- 他の法律サービスへの参加：107, 867件

- 無料法律支援への参加：169, 072件

弁護士の法律サービスの数は、概して前年より年々増加している。

- 弁護士が訴訟進行機関の要請により参加した事件の件数は、次のとおりである。2010年は7, 119件、2011年は7, 767件、2012年は8, 428件、2013年は8, 698件、2015年は6, 650件、2017年は5, 905件、2018年は7, 395件である。

- 弁護士が相談に参加した件数：2010年は36, 994件、2011年は39, 410件、2012年は47, 204件、2013年は123, 521件、2016年は146, 805件、2017年は96, 100件、2018年は79, 499件である。

- 弁護士が参加した民事事件の件数：2016年は11, 657件、2017年は14, 063件、2018年は12, 585件である。

- 法律支援：2014年は6, 556件、2015年は7, 250件、2016年は85, 022件、2017年は18, 022件、2018年は20, 653件である。

数の増加とともに弁護士の法律サービスの質も大幅に向上している。訴訟への参加については、弁護士が刑事、民事、経済、行政、労働、婚姻家族といったすべての分野において、クライアントの合法的な権利・利益を守るために弁護に参加した。毎年増加している弁護士が参加した事件は、刑事事件の他に、経済事件、行政事件もあり、これらは急速に増加する傾向にある。多くの弁護士は実務スキル及び実際の訴訟の経験に基づき、客観的事実を探求し法律を正確に適用するために弁護の論

¹⁹ (監修者注)「認識」と訳したベトナム語は「nhận thấy」である。

²⁰ (監修者注)「クライアント」と訳したベトナム語は「khách hàng」である。

拠を厳格に準備し、検察官との討論を主導的に行った。これらの目的は、一方で当事者の合法的な権利を保護することであり、他方で国家機関が事件解決につき間違いを避け又は減少させ、国民及び社会に公正を提供することである。これにより弁護士は公正及び社会主義法制の保護に貢献する。

ここ数年、弁護士は訴訟進行機関により要請される事件弁護を100%担当している。その中で弁護士数が少ない弁護士会、例えばコントゥム省弁護士会、ライチャウ省弁護士会、ハーザン省弁護士会などは、弁護士が9名から11名しかいないにもかかわらず、上記業務を十分実施できている。上記事件における弁護の質も絶えず向上している。国家による報酬が未だ低いにもかかわらず、弁護士の多くは責任感をもって弁護の業務を行っている。

弁護士による相談サービスの質はますます向上している。民事、行政、労働、婚姻家族という典型的な分野における相談の質の向上を重視する他、多くの弁護士又は弁護士営業組織²¹は経済分野の相談に注力している。未だその割合は多くないが、経済分野における弁護士の相談サービスは徐々に増加している。多くの弁護士又は弁護士営業組織は、経済価値が高く外国の要素があるものを含め、経営分野、投資分野、貿易分野における法律コンサルティング契約²²を実施するのに十分なレベルを有している。

訴訟外の代理は多くの弁護士にとって新しい分野である。しかしここ数年、弁護士は個人又は組織が合法的な権利・利益を保護できるように、訴訟²³分野を含め多くの訴訟外の代理契約について質を確保しながら実施している。

その他に過去10年、弁護士営業組織（約4000組織）は国家の建設及び国防のために毎年国家に対して数10億ドンの税金を納付している。これは賞賛に値することであり、国家により承認されるべきである。信頼性が高く、かつ高く評価されているいくつかの弁護士営業組織は、年300億から400億ドンを納税している。全国の4000の弁護士営業組織を合計すると、その金額は少なくない。

2 弁護士職及びベトナム弁護士連合会の地位及び法的地位を高めた結果

2. 1 クライアントに対する法律サービスの提供における弁護士の貢献

ここ数年、裁判で審理された汚職、国家安全、麻薬、密輸等に関する大きな事件において、被疑者・被告人の弁護人として弁護士の参加がある。社会は、弁護士により提供された証拠が客観的に慎重に検討されること、被告人の自己弁護又は弁護士による弁護の依頼権が尊重されることで、裁判所の審理業務²⁴を高く評価する。これにより国民の裁判所及び公正への信頼が着実に確固たるものとなり、被疑者・

²¹ (監修者注) 弁護士営業組織についてベトナム弁護士法32条以下参照。

https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_08.pdf

²² (監修者注) 「法律コンサルティング契約」と訳したベトナム語は「hợp đồng tư vấn pháp lý」である。

²³ (監修者注) 「訴訟」と訳したベトナム語は「khiếu kiện」である。

²⁴ (監修者注) 「審理業務」と訳したベトナム語は「công tác xét xử」である。

被告人が裁判所の判決に対して十分に納得することとなる。

ドイモイの当初の数年から現在まで、投資、国際貿易のコンサルティング弁護士²⁵は、国内の企業、そしてベトナムにおける外国投資家に対する法律サービスの提供において、その規模及び能力をますます拡大させ高めている。国内及び国際企業に対する法律コンサルティングの活動は、社会経済の発展を促進することに貢献した。

弁護士の実務活動の結果は、社会による弁護士の実務活動及び弁護士職に対する信頼を表している。同時に組織、個人の合法的な権利・利益の保護、公正の保護への貢献、司法改革事業、社会主義法治国家の建設、社会経済の発展、国際参入への貢献についての弁護士の責任をも表している。

2. 2 弁護士の体制及び弁護士職

弁護士の体制は、憲法から弁護士法、刑事訴訟法、民事訴訟法及び他の関連する法規範文書に至るまで徐々に完成されてきており、弁護士業務を発展させるための法的回廊を形成している。国の法的イベントにおける弁護士の貢献を通じて、共産党、国家及び社会コミュニティは、司法活動、法律支援における立法活動及び法律の宣伝活動に対する弁護士の役割を見ることができた。立法事業の重点としての刑法、刑事訴訟法、民事訴訟法、弁護士法、法律扶助法、鑑定法、企画法²⁶等のような重要な法律について、弁護士の貢献が認められる。

2. 3 ベトナム弁護士連合会の広報²⁷業務について

広報業務は、ベトナム弁護士連合会によって成立当初から注目されている。ベトナム弁護士連合会のポータルサイトは全国の弁護士に広く周知するために、ベトナム弁護士連合会の活動、弁護士業務の実施活動及び各弁護士会の活動についての情報を報告・アップデートしている。ベトナム弁護士連合会は、国民の合法的な権利・利益の保護、公正の保護、法制の保護、ベトナム社会主義法治国家の建設過程における弁護士の高潔な任務について、国や社会の認識を高めるためにメディア戦略を決定した。

ベトナム弁護士雑誌の発行は弁護士にとって画期的出来事²⁸である。これは現在のベトナム弁護士の最初で唯一の広報媒体²⁹である。同雑誌は、共産党の方針、国家の法律政策を周知する機能、法律の改正・完備及び司法改革に対する積極的な反論意見を紹介する機能を有している。またこれらの出版物は、職務、管理経験、弁護士業務の実施活動の情報の共有、科学理論論文、ベトナム弁護士連合会による業務の案内を掲載する全国の弁護士のフォーラムともなっている。弁護士雑誌は62

²⁵ (監修者注)「コンサルティング弁護士」と訳したベトナム語は「luật sư tư vấn」である。

²⁶ (監修者注)「企画法」と訳したベトナム語は「Luật Quy hoạch」である。

²⁷ (監修者注)「広報」と訳したベトナム語は「truyền thông」である。

²⁸ (監修者注)「画期的出来事」と訳したベトナム語は「sự kiện quan trọng có ý nghĩa lớn」である。

²⁹ (監修者注)当該雑誌の名称は「LUẬT SƯ VIỆT NAM」(Vietnam Lawyer Magazine)である。「報道媒体」と訳したベトナム語は「cơ quan báo chí」である。

号発行され、その内容及び質については、多くの国内の弁護士、中央の機関部局に高く評価されている。ベトナム弁護士連合会及び地方弁護士会、国際協力活動などのアップデートについて、ベトナム弁護士雑誌における広報とともに、ベトナム弁護士連合会のウェブサイトにおける広報も重視されてきた。

2. 4 10年間におけるベトナム弁護士連合会の法律支援業務

法律扶助法による法律支援を実施するとともに、弁護士は弁護士法及びベトナム弁護士連合会のガイドラインの規定に基づき、弁護士の法律支援の義務を実施している。したがって、各弁護士会のいずれにおいても積極的に地方での法律相談及び支援業務に参加している。各弁護士会の、必ずしも十分とは言えない統計によれば、この10年間において弁護士が無料で支援に参加した事件は148,419件である。

ベトナム弁護士連合会は、ベトナム弁護士の伝統的な記念日である10月10日を国民に対する法律支援日とした。各弁護士会において、罪に問われている者、受刑者への広報及び法律支援のために矯正施設³⁰、暫定留置場³¹へ行くことなど様々な形で無料の法律支援スポットを設置し、多数の弁護士営業組織及び弁護士によって呼応³²されている。これらを通じて弁護士は自らの実務活動における社会コミュニティに対する責任意識を高めた。この有意義な活動により、弁護士の役割・位置づけが社会によって認められ高い評価を与えている。

2. 5 10年間における国際協力活動

ベトナム弁護士連合会と国際弁護士組織、各国の弁護士組織の交流、協力関係の成立は、全国弁護士評議会によって、ベトナム弁護士連合会の他の重要なことと同時に進められるべきと決定されている。ベトナム弁護士連合会の方針は、国際協力を拡大及び強化するが、ベトナム弁護士連合会の理念、目的、共産党の方針、主張、国の法律に適合すべき、というものである。

この10年間において、ベトナム弁護士連合会は国際協力活動を効果的に開始した。ベトナム弁護士連合会は、日本、カナダ、アメリカ、デンマーク、スウェーデン、ドイツ、ロシア、中国、日本、ラオス、カンボジア等の弁護士組織との関係を構築した。アジア太平洋法律家協会（ローエイシア）、国際法曹協会（IBA）の正式メンバーになった後、ベトナム弁護士連合会は、これらの会のプログラムに属する多くの活動に参加した。

その他、ベトナム弁護士連合会は、多くの協力プログラム及び大型プロジェクトを効果的に実施した。典型的なのは、ベトナム政府とデンマーク、スウェーデン、EUと締結した司法パートナープログラム（JPPプロジェクト）、2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト（JICAプロジェクト）、法律・司法

³⁰（監修者注）「矯正施設」と訳したベトナム語は「trại cải tạo」である。

³¹（監修者注）「暫定留置場」と訳したベトナム語は「trại tạm giam」である。

³²（監修者注）「呼応」と訳したベトナム語は「hưởng ứng」である。

分野における協力についてのベトナム政府とドイツとの間の共同声明の3年実現協力プログラム（2015年から2017年）（3年協力プログラム）等である。

現在ベトナム弁護士連合会は日本弁護士連合会との関係を維持し、続けてJICAプロジェクト枠内の活動及びドイツとの3年協力プログラムを実施している。最近ベトナム弁護士連合会は、フランス全国弁護士会評議会との協力議事録、ロシア連邦弁護士連合会、アメリカ法曹協会、マレーシア弁護士会、東京弁護士会と協力協定を締結した。それと同時にベトナム弁護士連合会は、二国間の協力および多国間の協力の活動を積極的に実施しており、日本、ドイツ、フランス、ロシア等の各国の弁護士組織との協力関係を維持し、国際法曹協会（IBA）、アジア太平洋法律家協会（ローエイシア）の活動にメンバーとして参加している。これらの活動により、共産党及び国家の方針、政策に基づく外交活動に貢献し、またこれらを通じて、国内及び国際関係におけるベトナム弁護士連合会の地位を上げている。

ベトナム弁護士連合会は弁護士に対して交流及び学習の機会を作り出すために、引き続き外国の弁護士会との協力を強化・拡大し、国の発展の要請に応じられるようにベトナムの国際参入、弁護士の教育、育成を強化していく。

3 ベトナム弁護士連合会の政治上、法律上の義務の実施

3.1 立法事業

国会に提示する前の政府、最高人民裁判所、最高人民検察院による法案のほとんど、又は司法省が起草を主管する法規範文書の多くについて、ベトナム弁護士連合会の意見が求められた際、ベトナム弁護士連合会は積極的にコメントし、これにより立法事業における弁護士の意思及び要望を表すことができた。

この10年間において、ベトナム弁護士連合会は管轄機関の要請に応じて合計131本の法規範文書に対しコメントを行った。最も重要なものは、2015年刑事訴訟法において弁護及び被害者・当事者の合法的権利・利益の保護についての第5章を設けると提案したこと、捜査段階における弁護権の保障³³に関する通達第46号/2019/TT-BCAの草案作成及び完備に積極的に貢献したことである。そして省、市における弁護士会は、法律又は地方の法規範文書の制定に参加すること、国民及び社会コミュニティに対し新たな法規範文書を周知³⁴し普及させることにつき多くの活動を行っている。

またベトナム弁護士連合会は、中国に対し、南シナ海におけるベトナムの排他的経済水域及び大陸棚についてのベトナムの主権及び裁判権への侵害に反対する宣言を3回出した。ベトナム弁護士連合会の宣言は国内及び国外の世論により賛同及び応援を得られた。

3.2 2011年から現在までの行政手続のレビュー事業

2011年から現在まで、ベトナム弁護士連合会は毎年、行政手続改革顧問評議

³³（監修者注）「保障」と訳したベトナム語は「bảo đảm」である。

³⁴（監修者注）「周知」と訳したベトナム語は「tuyên truyền」である。

会の要請に従い、多数の異分野における行政手続のレビューに参加するため、30名から40名の弁護士を指名した。例えば、国民に対する診療分野、司法履歴書の分野、公証及び確証³⁵の分野における行政手続又は浄水³⁶の生産・供給・消費に関する行政手続、若しくは出生届、常住戸籍登録及び6歳未満の子どもに対する保険証の配付等に関する行政手続である。ベトナム弁護士連合会の貢献は、政府、政府首相及び司法省により認められ、賞状を授与された。

3. 3 中央国民相談所³⁷における法律援助事業

2015年から現在まで、ベトナム弁護士連合会はベトナム祖国戦線中央委員会及び政府監察院の要請に応え、法律扶助に参加するために、ハノイにおける中央国民相談所へ800名の弁護士を、ホーチミン市における中央国民相談所へ100名の弁護士をそれぞれ派遣した。この事業は国家の不服申立て及び告訴告発の解決に積極的効率的に貢献し、同時に国民が無料で弁護士の法律援助を受けられるようにした。現在この事業は未だ維持されている。ハノイの中央国民相談所においては毎日、国民に対し法律に基づいて中立的に法律援助を実施するため弁護士が常駐している。これにより国民及び国家を補助できるとともに、不法³⁸に不服申立て又は告訴告発を行う者を減少させられる。

3. 4 ベトナム祖国戦線の構成員としての事業

ベトナム祖国戦線の構成員としてベトナム弁護士連合会及び全国の弁護士会は、ベトナム祖国戦線中央、及び省・県の祖国戦線により開催される活動に積極的に参加している。例えば、「ホーチミン主席の思想、道徳、人格を見習う」「国民全員が住宅地に文化的なライフスタイルを構築するために団結する」「貧困者のための日」「助け合いの住宅建設」「ベトナム人は率先してベトナム製品を使用する」「協力して行政手続を改正する」等といった運動である。ベトナム祖国戦線によって開始された東日本大震災への支援運動において、ベトナム弁護士連合会及びその構成員は日本へ寄付を行うとともに励ましの言葉を送り日本側から感謝された。また各弁護士会理事会は深い関心を持って多くの社会活動を行っている。ハノイ、ホーチミン市、ビンフオック、ハーティン、ダックラック、ラムドン、クアンガイ等の弁護士会は、テト又は国の重要な祝日に各民族の貧困者に対し贈り物をしている。ビントゥアン、ヴィンロン、ホーチミン市、ビンフオック、キエンザン、ラムドンなどの弁護士会は、四半期ごとに又は国の重要な祝日にベトナム英雄の母を訪問し贈り物をしている。また多くのスポーツ活動が開始された。これにより体力トレーニングの運動を応援できるとともに、ハノイ法科大学及びホーチミン市経済大学法学部などにおける少数民族の貧困な大学生に数億ドンを支援することができた。これら

³⁵ (監修者注)「公証及び確証」と訳したベトナム語は「công chứng, chứng thực」である。

³⁶ (監修者注)「浄水」と訳したベトナム語は「nước sạch」である。

³⁷ (監修者注)「中央国民相談所」と訳したベトナム語は「trụ sở tiếp dân Trung ương」である。

³⁸ (監修者注)「不法に」と訳したベトナム語は「không phù hợp pháp luật」である。

の活動は、弁護士を招集・団結させるという目標の達成に積極的に貢献し、社会コミュニティに対する弁護士の責任感を高めた。

4 ベトナム弁護士連合会の人事を組織する事業

4. 1 第1任期目における人事組織

第1回全国弁護士代表大会では、全国弁護士評議会の委員93名、常任委員会の委員21名を選任した。ベトナム弁護士連合会の常駐者³⁹は1名の会長及び4名の副会長を含む。またベトナム弁護士連合会において専門委員会を5つ、直轄局を4つ設けた。ベトナム弁護士連合会の第2任期目に入ると、第2回全国弁護士代表大会は全国弁護士評議会の委員95名、常務委員会の委員21名を選任した。ベトナム弁護士連合会の常駐者は1名の会長及び4名の副会長を含む。またベトナム弁護士連合会において専門委員会を7つ、直轄局を6つ設けた。

4. 2 第2任期目における人事組織

第2任期におけるベトナム弁護士連合会の組織は、ベトナム弁護士連合会定款に規定された役割・任務を実施し、新たな状況における政治法律に係る任務の実施に関するベトナム弁護士連合会への要請に応えるため拡大・強化された。人事組織についてベトナム弁護士連合会は、第2任期目の最初の段階において第1任期目に比べより多くの困難に直面しなければならなかった。しかしベトナム弁護士連合会の常任委員会、常駐者、全国弁護士評議会は、指定した義務を完成させるために一層団結し努力してきた。そのためベトナム弁護士連合会の役割、任務及び活動は真摯かつ連続的に行われ、ベトナム弁護士連合会の活動から得られた多数の分野における多くの結果が認められるに値するものとなっている。

5 ベトナム弁護士連合会と各弁護士会との協力活動

5. 1 弁護士に関する告発・不服申立の解決、表彰、懲戒処分

弁護士に対する告発・不服申立の解決、表彰及び懲戒処分はベトナム弁護士連合会の重要な任務の一つである。ベトナム弁護士連合会は各弁護士会と十分に協力し当該活動を実施している。また当該活動を効果的に実施するためベトナム弁護士連合会及び各弁護士会は、弁護士による弁護士職の倫理及び適切対応規程⁴⁰(以下、「弁護士職務倫理規程」という。)の遵守への審査・監察(giám sát)を強化し、法律又は倫理基準を遵守する弁護士又は弁護士営業組織を適切に表彰し、弁護士職務倫理規程に違反した行為を行なった弁護士を発見し、厳格に処分を行っている。

弁護士及びクライアントの合法的権利・利益を保護するために、ベトナム弁護士連合会は告発・不服申立の解決規制を制定している。弁護士職務倫理規程以外に、ベトナム弁護士連合会は告発・不服申立ての解決、全弁護士会に適用される懲戒処

³⁹ (監修者注)「常駐者」と訳したベトナム語は「Thường trực Liên đoàn」である。

⁴⁰ (監修者注)原文は「Quy tắc Đạo đức và Ứng xử nghề nghiệp luật sư Việt Nam」であり、直訳すると「ベトナム弁護士職の倫理及び適切対応規程」となる。https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_56.pdf なお、2019年12月13日に本倫理規程は改定されている。

分及び弁護士による活動・組織の監察規制も規定している。これらの規制は重要であり、弁護士の監察，表彰，懲戒処分，告発・不服申立の解決をはじめ，弁護士の管理活動の効果を向上させるものとなっている。

弁護士に関する告発・不服申立の解決は複雑でセンシティブである。そのため、決然とし⁴¹、公平無私で、合理的及び責任のある態度で実施しなければならない。当該活動を実施するためベトナム弁護士連合会は、告発・不服申立規制の制定とともに表彰・懲戒処分委員会の委員を強化し、当該委員会の活動の担当委員として熱心かつ公平無私で能力のある者を選任している。そのため表彰・懲戒処分委員会は自らの役割を発揮できている。当該委員会はベトナム弁護士連合会に対して助言し、ベトナム弁護士連合会の様々な業務の実施に助力している。

この10年間、ベトナム弁護士連合会は弁護士又は弁護士実務修習生に関する1382⁴²の告発・不服申立書を受領した。当該申立書の多くは弁護士による弁護士職務倫理規程違反、弁護士とクライアント間の報酬紛争についての不服申立てである。ベトナム弁護士連合会は関連弁護士会と協力してこれらを解決した。2009年5月以来、各弁護士会は446名の弁護士を弁護士名簿から除名し（そのうち376名は、ホーチミン市弁護士会に会費を納付していないことを理由とする。70名は弁護士職の倫理違反を理由とする。）、94名の弁護士に対してその他の方式で懲戒処分（会員資格の一時停止、警告）を行った。告発・不服申立の活動の結果及び上記のデータは、弁護士職の倫理違反行為の処分を厳格に実施したことの証左である。

表彰に関してはベトナム弁護士連合会設立当初から実施されている。励まし合い運動⁴³の声掛け及び結果の総括と組み合わせ、ベトナム弁護士連合会は弁護士の組織・活動に貢献した多数の個人又は団体を定期或いは不定期に表彰している。この10年間、ベトナム弁護士連合会は実績のある数千の個人・団体に対して表彰状を、ベトナム弁護士の発展に貢献し又は15年以上弁護士として活動しかつ違反行為がない876の個人及び弁護士に記念賞を授与した。弁護士業界における健全な競争を促進すべく、弁護士連合会は毎年、弁護士表彰提案を作成している。貢献した個人又は団体に対する適時適切な表彰は、当該弁護士・弁護士会・弁護士営業組織が、実務活動、弁護士職及び弁護士組織の発展により貢献することを奨励する意義を有する。

5. 2 弁護士の合法的な弁護士実務及びその他の権利の保護についての結果

弁護士の権利保護に関する活動は、ベトナム弁護士連合会設立当初から重視されている。なぜなら弁護士の権利保護が十分になされることによってのみ、ベトナム弁護士連合会に対する弁護士の信頼を高められるからである。当該活動の実施に当

⁴¹ (監修者注)「決然とし」と訳したベトナム語は「kiên quyết」である。

⁴² 2009年5月から2019年7月23日まで計算されたデータである。

⁴³ (監修者注)「励まし合い運動」と訳したベトナム語は「phong trào thi đua」である。

たつてベトナム弁護士連合会は、弁護士の弁護実務の権利⁴⁴及び弁護士会の権利・利益の保護のため、弁護士の活動及び組織に関する法制度の設計及び改正を提案し、意見表明に参加し、法的環境の整備に注力している。またベトナム弁護士連合会は、訴訟において弁護士の権利・義務が十分実施できるように、訴訟進行機関と協力し保護の活動も行なっている。

2009年5月から現在まで、ベトナム弁護士連合会は弁護士の合法的権利の保護申請に係る266⁴⁵のケースを受領している。ベトナム弁護士連合会は迅速に行動し、適時に各弁護士会と協力し、弁護士の合法的実務の権利保護⁴⁶を適切に行っている。

ベトナム弁護士連合会は2011年6月7日に最高人民検察院と活動の協力規定に署名し、公安省と協力し捜査段階における弁護人の弁護権の保護に関する刑事訴訟法の施行案内である2011年10月10日付通達第70号/2011/TT-BCAを制定した⁴⁷。ベトナム弁護士連合会の提案に基づき、刑事訴訟法草案作成委員会は「弁護及び代理」に関する章（第V章）を追加し、またベトナム弁護士連合会に第V章の草案の作成を委任した。ベトナム弁護士連合会は当該条文を起草し、当該草案の作成に当たって多数のセミナー・ワークショップを行なった。当該草案は刑事訴訟法草案作成委員会及び専門家によって高く評価された。またベトナム弁護士連合会の提案に基づき、2013年8月5日、ベトナム国家主席であるチュオン・タン・サン氏は、司法改革指導委員会、公安省、最高人民検察院、最高人民裁判所、司法省が参加する会議を主催した。当該会議の目的は弁護士による弁護士の実務過程⁴⁸における困難についての解決策の提示である。国家主席は当該問題に対して結論を述べ、弁護士による弁護士実務保護の改善策を提案した。特に捜査段階において平等を創出し弁護権を保護するために、ベトナム弁護士連合会は公安省に対して2014年7月7日付通達第28号/2014/TT-BCA第38条を改正するよう提案した。

弁護士実務における弁護士の権利を適切かつ効果的に保護するために、現在ベトナム弁護士連合会は、弁護士の権利保護に関する要求の届出を解決するための手順・手続についての規定を作成している。同時にベトナム弁護士連合会は、公安省大臣により制定された2011年10月10日付通達第70号/2011/TT-BCAの施行状況に関する各弁護士会の意見を収集し、捜査段階における弁護権の保護に係る2015年刑事訴訟法を案内する公安省通達第46号/2019/TT-BCAの草案に対して、修正又は追加の内容を提案している。ベトナム弁護士連

⁴⁴ (監修者注)「実務の権利」と訳したベトナム語は「quyền hành nghề」である。

⁴⁵ 2019年9月16日までのデータである。

⁴⁶ (監修者注)「弁護士の合法的実務の権利保護」と訳したベトナム語は「bảo vệ quyền hành nghề hợp pháp của luật sư」である。

⁴⁷ (監修者注) https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_33.pdf

⁴⁸ (監修者注)「弁護士の実務過程」と訳したベトナム語は「quá trình hành nghề của luật sư」である。

合会は、2017年8月21日にこの内容について記載する文書304号/LDL SVNを公安省に送付した。また2019年8月23日、ベトナム弁護士連合会の常駐者は捜査段階における困難や問題を解決し、公安省通達第46号/2019/TT-BCAの草案に助言するため、公安省の副大臣兼捜査機関の長官及び公安省大臣と直接打ち合わせた⁴⁹。

この10年間、ベトナム弁護士連合会及び各弁護士会は弁護士の合法的実務の権利保護及びサポートを中心に行っており、目覚ましい成果を獲得できたといえる。またベトナム弁護士連合会に対する弁護士の信頼も高められ、弁護士の合法的実務の権利尊重及び保護において訴訟進行機関と良い関係を築くことができた。

5. 3 教育, 研修活動

現在、弁護士の質が未だ低いという実際的问题が存在している。その理由として弁護士希望者の質が均一でないこと、教育の質、特に弁護士実務における教育及び実務プロセスにおける育成が挙げられる。新人の弁護士、奥地・遠隔地で活動している弁護士、及び知的財産・経済紛争解決・国際貿易等、一つの分野を専門として活動している弁護士を十分サポートするため、ベトナム弁護士連合会は弁護士に対する教育・育成活動を中心的活動とし、計画的・全面的に取り組まなければならないと考えている。講義内容、講師、資料又は参考文献など、弁護士に対する教育活動が重視されている。

ベトナム弁護士連合会はこの10年間で439⁵⁰以上の弁護士育成コースを開催し、各コースには約100人の弁護士が参加した（特にホーチミン市弁護士会により開催されたコースには500人近い弁護士が参加した。）。これらのコースの主要な内容は、弁護士職務倫理規程、専門、業務及び弁護士実務のスキル⁵¹である。専門、業務、職業スキル⁵²及び弁護士職務倫理規程の教育が行われているため協働活動において弁護士の団結が可能となり、近年弁護士の質が向上された。育成コースの開始のみならず、ベトナム弁護士連合会は各弁護士会管理委員会と協力し、弁護士を対象とする研修・セミナーを行っている。

弁護士法の規定によると、ベトナム弁護士連合会は弁護士職の教育及び弁護士職教育施設⁵³を設立する責任を負っている⁵⁴。ベトナム弁護士連合会は、2016年初頭、ベトナム弁護士教育スクール設立提案を作成しこれを司法省に提出したが、未

⁴⁹ 2019年10月10日付で「被疑者等の弁護権確保に係る公安省通達46号/2019/TT-BCA」が制定されている。

⁵⁰ 2009年5月から2019年9月16日までのデータである。

⁵¹ (監修者注)「専門、業務及び弁護士実務のスキル」と訳したベトナム語は「*chuyên môn, nghiệp vụ và kỹ năng hành nghề luật sư*」である。

⁵² (監修者注)「専門、業務、職業スキル」と訳したベトナム語は「*chuyên môn, nghiệp vụ, kỹ năng nghề nghiệp*」である。

⁵³ (監修者注)「弁護士職教育施設」と訳したベトナム語は「*cơ sở đào tạo nghề luật sư*」である。

⁵⁴ (監修者注) 弁護士法65条4項参照。なお、同法83条2項cには司法省の任務として規定されている。

だ承認を得ていない。このことは多かれ少なかれ弁護士の教育・育成の活動、弁護士の教育の質及び弁護士の要望に影響を与えている。

各弁護士会は、ベトナム弁護士連合会と協力し又は自ら積極的に弁護士会に所属する各弁護士を対象とする弁護士育成コース、弁護士実務経験を共有するセミナーを開催している。弁護士が他の弁護士と経験の共有又は知識の学習機会を備えるために、ホーチミン市弁護士会は研究委員会を、ハノイ市弁護士会は弁護士業務の育成センター⁵⁵を設立し、専門、業務の育成コース、科学セミナー⁵⁶を開催している。

ベトナム弁護士連合会は設立後、弁護士実務修習結果の評価試験⁵⁷を11回行っており、これまでに8,278人の弁護士実務修習生が参加した。そのうち、合格者は5,668人で総受験者の68.47%を占め、不合格者は2,610人で総受験者の31.53%を占めている。弁護士実務修習結果の評価試験は法律の規定及びベトナム弁護士連合会の定款に沿って適切かつ厳格に行われた。

ベトナム弁護士連合会内の法律情報誌⁵⁸、典型的な弁護の事例集⁵⁹、弁護士ハンドブックの発行は、奥地・遠隔地で活動している弁護士、新人弁護士にとって新たな法規範文書をアップデートする機会を与え、全ての弁護士にとって裁判における弁論の質を向上させ弁護士実務の助けとなっている。弁護士の質を向上させるために上記の育成の方式以外に、ベトナム弁護士連合会は、弁護士をアメリカ、カナダ、日本、ドイツ、中国などの外国へ研修のために派遣している。

この10年間、弁護士に対する教育・専門知識の教育について目覚ましい成果が得られ、弁護士の質を一段階向上させることができた。

5.4 その他の活動

ベトナム弁護士連合会は各弁護士会と協力し、地方機関との関係を築いている。弁護士会は、司法局、法律支援センター、人民裁判所、検察院、省レベルの法律家協会⁶⁰との事業協力に係る規制⁶¹を締結した。

各弁護士会は、所属する弁護士の精神生活にも配慮している。弁護士が病気、死亡又は弁護士の両親が死亡したとき、弁護士会からお見舞いなどをする委員を派遣している。

III 残存する問題

1. ベトナム弁護士連合会の人事強化の遅延により、第2任期の1年目、2年目に影響

⁵⁵ (監修者注)「弁護士業務の育成センター」と訳したベトナム語は「Trung tâm bồi dưỡng nghiệp vụ luật sư」である。

⁵⁶ (監修者注)「科学セミナー」と訳したベトナム語は「hội thảo khoa học」である。

⁵⁷ (監修者注) 弁護士法15条。

⁵⁸ (監修者注)「法律情報誌」と訳したベトナム語は「cuốn Thông tin pháp luật nội bộ」である。

⁵⁹ (監修者注)「典型的な弁論の事例集」と訳したベトナム語は「Tuyển tập các bài bào chữa điển hình」である。

⁶⁰ (監修者注)「法律家協会」と訳したベトナム語は「Hội Luật gia」である。

⁶¹ (監修者注)「規制」と訳したベトナム語は「Quy chế」である。

を与えた。

2. 少数の弁護士が弁護士職務倫理規程に違反したことや、弁護士の実務分野に関係のない問題及び他の経済社会問題に対してSNSにおいて正しくない又は軽率な発言をしたことは国家及び社会に対する弁護士のイメージに影響を与えている。ベトナム全国の弁護士を始めベトナム弁護士連合会が司法改革及び社会主義法治国家の建設に積極的に貢献している中、上記のような違反行為をした弁護士は、弁護士職及びベトナム弁護士連合会の威信に影響を与え、これを害した。
3. 弁護士法において、ベトナム弁護士連合会が弁護士職の教育及び弁護士職教育施設の設立をする責任を負うと規定されている⁶²。それにも関わらず、2016年からベトナム弁護士教育スクールの設立提案を作成し司法省に提出したが、未だ承認されていない。首相が承認した弁護士職の発展戦略においても⁶³、2016年に弁護士連合会が弁護士職の教育を行うことができると記載されている。しかし現時点において、スクールの設立条件の補充に係る司法省の意見を含む諸事情により、ベトナム弁護士連合会は弁護士職の教育活動を実施することができず、弁護士職の教育活動・教育の質及び弁護士の要望にも影響を与えている。
4. ベトナム弁護士連合会を始め弁護士会が直面している施設及び活動予算に関する困難は未だ解決されていない。現在、ベトナム弁護士連合会及びホーチミン市に所在するベトナム弁護士連合会の代表機関は事務所を賃貸しなければならない状態である。また各弁護士会については、総数63弁護士会のうち39弁護士会のみ省レベルの人民委員会の配置により事務所を有しており、他の24弁護士会は事務所を賃貸しているか、当該弁護士会に所属している弁護士の事務所を利用しなければならない状態である。施設及び活動予算の困難は、ベトナム弁護士連合会及び各弁護士会の活動に影響を与えている。そしてベトナム弁護士連合会の会費は未だ低く、その活動予算にプレッシャーを与えている。
5. 弁護士会における党に関する活動については、現在63弁護士会の中、28弁護士会のみ党組織を有している。このうち弁護士である党員は居住地にある党施設に参加していることが多い⁶⁴。まだ党組織を有していない弁護士会もあり、弁護士会の指導幹部内に対立意見が生じたり、内部に複雑な問題が生じた際に困難が生じている。
6. 弁護士と訴訟進行機関との協力は未だ困難に直面している。特に刑事訴訟関係の複数の各級捜査機関と検察機関との協力についてである。そのうちクライアントに法律サービスを提供する際に、自らの責任、訴訟進行機関との協力についての責任を適正かつ十分に実施していない複数の弁護士がいる。

⁶² (監修者注) 弁護士法65条4項参照。なお、弁護士法83条2項cには司法省の任務として規定されている。

⁶³ (監修者注) 2011年7月5日付首相決定1072号/QD-TTGを指すと思われる。

⁶⁴ (監修者注) 所属弁護士会と居住地が異なっている弁護士の場合、所属弁護士会の党施設ではなく、居住地の党施設に参加する機会が多いとの趣旨のようである。

IV ベトナム弁護士連合会の機会（チャンス）及び挑戦（チャレンジ）

1 利点

1. 1 ベトナムの経済・社会状況は安定的に発展している段階にある。この5年間のGDPは毎年6%以上増加しており、2018年は7%以上に達している。またベトナムは多数の国際貿易組織に加入している。WTO, ASEAN経済共同体（AEC）, CPTPP, VEFTA（ベトナムEU自由貿易協定）等の多数の国際条約・協定を締結している。多数の外国投資家がベトナムに進出しベトナムでビジネスを行なっている。反対にベトナム企業も海外に進出し始めている。これは、ベトナムにおける弁護士職を含めて多数のサービス業が発展する要因と考えられる。

1. 2 ベトナムでは、弁護士職以外に職に対する法規定が十分に整備されている職業は少ない。1949年憲法以降、1959年憲法、1980年憲法、1992年憲法及び2013年憲法において、弁護士職及び弁護士に関する規定が存在している。その後は、2006年弁護士法、2012年改正弁護士法及び2003年刑事訴訟法、2015年刑事訴訟法において弁護人に関する規定が存在している。民事訴訟法、行政法⁶⁵、法律扶助法等のその他の法律においても弁護士、弁護士職に関する規定が存在している。また弁護士職・弁護士について規定している細則文書も存在している。例えば、弁護士法の施行を案内する議定第123号/2013/ND-CP、議定第123号/2013/ND-CPを改正・補充する議定第137号/2018/ND-CP、弁護士による専門知識及び技能の研修への参加について規定する通達第10号/2014/TT-BTP及び弁護士実務の研修について規定する通達第19号/2013/ND-CPが挙げられる。上記の法規範文書は弁護士、弁護士職及び社会職業組織の発展の基礎となる。

1. 3 民事、刑事、経済、労働、行政に関する事件の訴訟分野のみならず、個人及び企業に対するコンサルティング活動においても、社会の法律サービスの利用ニーズが高まっている。そのため弁護士は国民の基本的権利・利益の保護に貢献でき、公正及び法制を保護することができる。これによって弁護士の地位及び弁護士に対する信頼性も高まる。

ベトナムではこの30年間、大事件において弁護士による被疑者・被告人の弁護が行われた。そのため裁判所による審理活動⁶⁶がより民主的・近代的になり、裁判官が下した多数の判決がより説得力を有し、被告人自身、被告人の親族及び社会による法律及び制度に対する信頼が高まっている。これは、弁護士が司法改革及びベトナム社会主義法治国家の建設に貢献したものである。そして弁護士に対する信頼及び弁護士の地位も徐々に高まる。

1. 4 国民、社会、特に企業による認識が変化している。弁護士により提供される

⁶⁵（監修者注）ベトナムに「行政法」という名称の法律はないため、ここでは総称として使われていると思われる。

⁶⁶（監修者注）「審理活動」と訳したベトナム語は「hoạt động xét xử」である。

法律サービスの利用に対する認識が積極的な方向で変化している。個人、家族又は企業は、紛争が起きた際に最初に思い浮かぶのが自らの合法的権利・利益を保護するために信頼度の高い弁護士に依頼することである。告発・不服申立又は国家機関に対する権利・利益を保護するよう要求するために、どのように書類を作成・準備すればよいかということを考えるのは、その後である。市場経済及び法治国家の建設において弁護士職は欠けてはならないものである。そのため弁護士が質の高い法律サービスを提供できれば、弁護士自身そして弁護士会はより多くの依頼をもらうことができ、より信頼が高まる。これは弁護士職の発展に対する主要な利点である。

1. 5 ベトナムの深くかつ幅広い⁶⁷国際参入は、弁護士に対し、交流、学習、専門レベル、職業スキル、訴訟、コンサルティング、ベトナムに進出する外国企業及び外国に進出するベトナム企業に対するサービスの提供における国際的経験の向上の機会を創出する。このことによりベトナムにおいて経済、国際商事法のコンサルティング弁護士群が形成されている。これらの弁護士はベトナム弁護士の中でも最も優秀な弁護士として位置づけられている。

2 課題

2. 1 弁護士数が急増しているため法律サービス市場における競争が激しくなっている。社会による法律サービスに対する要請、弁護士の責任・弁護士職の倫理の遵守に対する要請が高まっているため、弁護士が自らの知識、スキル、実務の質を向上させなければならない。

法律違反、弁護士職務倫理規程に違反する弁護士がいまだ存在し、弁護士職、弁護士全体の信頼度に悪影響を与えている。

2. 2 少数の国民又は国家機関の幹部による弁護士の役割・地位に対する認識が未だ十分ではないため、弁護士による弁護士実務プロセスに影響を与える。
2. 3 第四次情報通信技術革命の現代において情報通信技術が発展している中、法律サービスの提供も大きく変化している。情報通信技術を使って法律サービスの提供が行われており、弁護士でない者も法律サービスの提供に参加している。例えば、不動産の取引関係者が弁護士ではないにも関わらず法律サービスを提供しており、法律サービスの市場を複雑にし不健全な競争⁶⁸につながっている。
2. 4 国際参入及びグローバル化により、国内法令の適用のみならず、国際的な多数の慣習、多数の国の法令の適用が必要となる。法律サービスを提供する時、上記のことを注意し適切にアドバイスしなければならない。しかしこの分野で活動しているベトナム人の弁護士はまだ少数であり、ベトナムにおいても市場を獲得できていない。

⁶⁷ (監修者注)「深くかつ幅広い国際参入」と訳したベトナム語は「Hội nhập quốc tế sâu rộng」である。

⁶⁸ (監修者注)「不健全な競争」と訳したベトナム語は「Cạnh tranh không lành mạnh」である。

V ベトナム弁護士連合会の発展方針

1. 委ねられた任務・機能を実施するために、ベトナム弁護士連合会の常任委員会の委員及び下部組織を強化する。
2. ベトナム弁護士連合会を弁護士の合法的な権利・利益を保護できる能力を有し、自治制度を効果的に実施できる弁護士の社会職業組織として発展させていく。弁護士が数及び質的にも発展し、専門知識、政治的資質、確固たる倫理的思考を有し、社会に高質な法律サービスを提供でき、かつ共産党、社会、国民による信頼が得られる弁護士を輩出できるよう弁護士の基準となる価値観を創出する。またベトナム弁護士連合会は弁護士による弁護士職務倫理規程の遵守を監察し、違反行為を行なった弁護士に対して教育⁶⁹を行い、重大な違反行為を行なった弁護士に対して懲戒処分を行うようにしていく。
3. 弁護士に対して政治的資質、思想、弁護士職務倫理規程を中心に教育していく。また専門業務及び職業スキルの育成も中心に行なっていく。さらに弁護士の質を均一かつ徐々に向上させ、各分野における専門弁護士群を構築する前提を作るため、弁護士会の特徴に配慮し、弁護士に対してその他の内容の教育も行う。
4. 国際関係を継続的に拡大・強化し、弁護士が国際的な弁護士と交流し経験の共有ができるような環境を備えることにより、国際参入できかつ国際参入の要請に応える弁護士を教育する。
5. ベトナム弁護士連合会及びベトナムにおける弁護士職の広報活動を行い、国及び社会におけるベトナム弁護士連合会の地位を高める。
6. 弁護士が参集でき、委ねられた法的政治的任務を果たすために、ベトナム弁護士連合会の事務所の建設を実施する。
7. 弁護士会の大会を開催し、将来、第3回全国弁護士代表大会を開催する。
8. 共産党、国が委ねた任務を果たす。

VI 提案

1. 司法省に対し、ベトナム弁護士連合会に属する弁護士教育施設の設立に対応するよう要求する。
2. 省、中央直轄市に対し、党員の先頭のかつ模範的な役割と弁護士の実務活動における役割の結合確保のため、弁護士会に属する党組織を設立し、モデル及び運営方法を合意するよう要求する。
3. (事務所を有しない) 各弁護士会に対して、事務所を配備し弁護士会の行政活動の経費の一部を援助するために、政府が省、県の人民委員会に指導するよう要求する。
4. 第3回全国弁護士代表大会の準備及び開催について、司法省および各関連省庁からの関心・補助を要求する。

⁶⁹ (監修者注)「教育」と訳したベトナム語は「uốn nắn」である。

5. ベトナム弁護士連合会の事務所建設の土地を速やかに取得するために、政府がハノイ市人民委員会に指導するよう要求する。

VII 結論

10年間の軌跡において、ベトナム弁護士連合会はベトナムにおける弁護士職及び弁護士の発展に貢献し目覚ましい成果が得られた。弁護士数は8,000人以上増加し、弁護士の質も高まり社会のニーズに对应されている。共産党、国、国民のベトナム弁護士連合会及び弁護士に対する信頼も高まっている。ベトナム弁護士連合会は、共産党、国、社会と弁護士との架け橋となっている。

得られた成果を活かし利点及び課題を認識した上で、ベトナム弁護士連合会は、共産党、国、社会の信頼を築くよう引き続き尽力し、今後より強固なベトナム弁護士連合会及びベトナムにおける弁護士職の構築、ベトナム社会主義法治国家の建設、経済及び国際参入の発展、自由かつ民主的な権利及び国・組織・国民の合法的な権利・利益の尊重及び保護、民主的・公平的・近代的な社会の建設事業に効果的に寄与する。

カンボジアにおける建設法の内容と今後の課題

カンボジア王立法経大学 非常勤

チア・シュウマイ

本稿は、カンボジアにおける建設の実態及び建設法の内容を紹介しつつ、今後の動向を分析することを目的としている。また、同法が日本からの協力・支援を受けて制定されたため、法整備支援の成果物の一例の紹介としても意味があると思われる。以下において、建設分野の現状、建設法制定の経緯、建設法の内容、評価と今後の動向、結論を述べる。

I. 建設分野の現状

1. 建設セクターのデータ

カンボジアでは、全国の建設に関するデータは依然として正確に整備されていない。もっとも、国土整備・都市計画・建設省（以下、「国土省」という）の報告書では、建設セクターの投資データは、以下のとおりになっている。

2019年現在まで、全国の建設プロジェクトは4,888件あり、総合面積が23,257,414m²、投資金額が、11,437,267,145米ドルである¹。そのうち、5階以上の建設は、1,701プロジェクトがあり、513建物（シハヌークビルだけで249建物）がある²。大規模な建設には、商業建物、多目的建物、ホテル及びクラブ、娯楽施設、デパート、共有住宅、高層ビル、ボレイ³住宅（大規模共同住宅）、住宅建物、電化製品工場、縫製産業工場、及び経済特別区建設等が含まれている。

建設セクターにおける開発活動の増加に伴い、設計会社と建設会社の数も増加している。2019年現在まで設計会社と建設会社は2,656社ある。また、住宅開発会社180社、国内企業が108社、海外企業が72社ある。そのうち、ボレイの住宅開発会社は90社、共有建物は79社及びボレイの開発と共有建物の双方を行う会社は11社である。不動産サービス及び評価会社は182社である。日本からの投資が47プロジェクト、総面積が778,288m²、投資金額は291,143,271米ドルになっている。日本は中国と韓国に続き、第3位の投資国である。日系建設営業会社は33社（設計会社が5社、建設会社が28社）ある。

建設セクターは国民の生活向上に貢献している。一日あたり全国で15万人から18万人の労働者を吸収している。エンジニアと設計者は月に500ドルから3000ドルの給料、現場管理人は20ドルの日当、技術を有する職人は15ドルの日当、技

¹ 国土省「2019年次建設総局報告書」16頁。

² 脚注（1）17頁。

³ 「ボレイ Borey」とは、囲まれた土地に建設した住宅の集落のことをいう。「ボレイ管理に関する政令」（2011年）を参考。

術がない職人は10ドルの日当を、それぞれもらっている。

2. 人材の状況

カンボジアの全国の人口は、2019年現在、15,288,489人である⁴。国土省全体の国家公務員は3,210名（女性533名）おり、そのうち中央レベルに753名（女性161名）、都市・州の局に1,160名（女性236名）いる。全国の子国家公務員のエンジニアと設計者は646名いる。国土省の中にある建設総局には、博士号、修士号を有するエンジニア、設計及び法律の専門家が33名いる⁵。また、民間の人材については、カンボジアエンジニア委員会とカンボジア設計者委員会に登録したエンジニアと設計者が3,125名いる⁶。

II. 法律制定の経緯

カンボジア王国は、1993年の新憲法により民主主義に移行し、市場経済を採用して歩み始めた。1999年にASEANへの加盟が承認され、2004年にWTOへの加盟が承認されたため、徐々に外国からの取引に関する関心が高まり、経済が活性化するようになった。

2019年におけるカンボジアの経済成長率は、年間7.1%を維持している。そのうち、建設セクターにおける投資が2%以上貢献しており、それ以外に、農業、縫製業、ホテル業及び商業・不動産業となっている⁷。また、中国が2016年「一帯一路」政策に従ってカンボジアのシハヌークビル市に進出したこと⁸をきっかけに、中国人が増え、不動産の価格が信じられないほど値上がりした。この2年間だけでシハヌークビルのカンボジアらしい雰囲気は失われ、まるで別の町になってしまった。

しかし、それと同時に、シハヌークビルをはじめとして、現在のカンボジアが抱えている深刻な問題は、例えば、許可書のないまま建設を始める建設業者が多く見られること、情報共有システムが整っていないために違法な建設をチェックできないことなどである。

今年2019年6月にシハヌークビル州で大きな建物が崩壊する事故があり、メディアによってカンボジアだけではなく、外国でも報道された⁹。建設法の制定の後も、同年

⁴ 2019年国立統計機構『カンボジア王国国民調査』9頁。

⁵ 脚注（1）1頁。

⁶ カンボジアエンジニア委員会とカンボジア設計者委員会の2019年リスト。

⁷ 経済・財政省の2019年報告。<https://www.mef.gov.kh> を参照。[アクセス日2020年1月17日]

⁸ 2018年第六立法期国民議会で採択された王国政府の第4次四辺形国土形戦略。

⁹ <https://www.bbc.com/news/world-asia-48729072> を参照 [アクセス日2020年1月17日]。その事故の原因が、正式に解明されなかった。周辺の情報によれば、崩壊する前夜に最上階の7階が建設資材等である砂、コンクリート等の保管場所となり、その建物の各階には、建設労働者が寝ている状態であったが、鉄筋建物として支えられず、朝5時頃に4階までの建物が右に崩壊し、上の3階が左に崩壊した。崩壊により24名の死者が出た。その事故の後に、建設基準や権限官署の責任が問われ、国として募金を集め、死者の家族や怪我人に賠償を行なったが、後になって訴訟を起こす方もいるということである。

12月にシェムリアップ州で建設中のお寺の建物が崩壊した事故¹⁰、2020年1月3日にケップ州で建設中の7階建て建物が全面的に崩壊した事故が発生した¹¹。本来ならこのような状況に適用可能な建設法がもっと前にも制定されているべきであったが、結局、シハヌークビルの事故がきっかけで建設法制定の動きが本格化した。

建設法を法律として制定する方針が打ち出されたのは、上記の事故を別にして、以下の二つの根拠がある。第一に、国家政策レベルの枠組みを指摘することができる。「カンボジア王国における土地整備」に関する国家戦略と、2018年の第六立法期国民議会で採択された王国政府の第4次四辺形国土形戦略（Rectangular Strategy, Phase IV）の中で都市計画と建設分野の重要性が指摘されているためである¹²。第二に、関係者の実務的な対処のためである。2007年民法や既存の政省令¹³では対応しきれないため、経済開発に寄与する安定的な関係を法律によって形成しようとした。

実は、2015年から建設法案についての議論がなされていた。その後、日本の国土交通省と日本司法書士会連合会が支援に乗り出し、法案を起草した。法案作成過程では、従来の慣行のみならず、新しい考え方も整理し、それらを成文化して法案に盛り込んだ。最終的な法案は、2019年8月30日の閣議で承認され、同年11月2日に公布・施行された。

Ⅲ. 建設法の内容

1. 法律の構成

建設法は、全章で22章111条から構成される。その構成は、第一章「総則」、第二章「管理当局」、第三章「原則」、第四章「建設技術規制」、第五章「建設における専門家の管理」、第六章「建設セクターにおける専門実務家及び事業の管理」、第七章「建設資材、建設設備及び建設製品の使用及び建設セクター実験所」、第八章「建設、修復又は解体に対する許可書」、第九章「図面の管理」、第十章「建設工事又は解体の管理」、第十一章「建設の利用」、第十二章「危険な建物」、第十三章「建設又は許可書がない若しくは違反する既存建設」、第十四章「建設の監査」、第十五章「忌避」、

¹⁰ <https://www.phnompenhpost.com/national/three-dead-13-injured-collapse-siem-reap-pagoda> を参照 [アクセス日2020年1月17日]。3人の死亡者が確認され、13人が怪我を負った。

¹¹ https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200104/k10012235111000.html?utm_int=news-new_contents_list-items_017 を参照 [アクセス日2020年1月17日]。最終的に59人と犬一匹が発見された。そのうち、34人の死亡者が確認された。今回の事故の建設が建設許可書が確認され、建設許可に違反して階数を増して建設したことが原因である。

¹² 2018年四辺形戦略、11頁。

¹³ 建設セクターに関する法的な枠組として次のようなものがある。1994年の土地整備、都市計画及び建設法、2001年の土地法、2011年の外国人に対する共有建物の区分所有権発行に関する法律、1997年の建設許可書に関する政令、2007年の共有建物の使用及び管理に関する政令、2011年のボレイの管理に関する政令、2015年の都市、市及び繁華街の都市計画に関する政令、1999年の企業、設計及び建設会社に関する省令、2001年の建設現場管理に関する省令、2012年の自然人の設計者の管理に関する省令、2013年の建設の修復の許可に関する省令、2017年の建設現場の安全に関するガイドラインがある。

第十六章「建設契約」、第十七章「保険」、第十八章「建設の関係者の責任」、第十九章「建設セクターにおける紛争処理」、第二十章「罰則」、第二十一章「雑則」、第二十二章「最終条項」である。

2. 目的, 適用範囲, 原則, 建設技術規制

建設法の目的は、4つある（同法第1条）。それは、①建設の品質、保安、安全性、財産の保護を図り、並びに、建設所有者、建設利用者及び一般公衆の福祉を確保すること、②公共福祉を向上させるための持続可能な美観及び最適環境での生活を確保すること、③建設セクターの専門実務において責任及び実効性を確保すること、④建設セクターにおける投資者の信用の増進に資すること、及び、経済と社会分野における効率的な不動産市場の促進を確保することである。

建設法第2条は、「法令により別途定められる種類の建設を除き、カンボジア王国における建設セクターに適用範囲を持つ」と規定している。国土省が強いリーダーシップをもって、カンボジア全体の建設をコントロールすることを意味する。同法から除かれる建設は、以下のように列挙できる。すなわち、1996年の文化遺産保護法、2001年の電気法、2007年の水資源管理法、2014年の道路法、2015年の電気通信法、2019年の石油管理法の各法で定められる建設の他、国防のための建設、通貨発行のための建設等である。

建設法第6条には、各建設工事の際に順守しなければならない原則が5つ規定されている。それは、①公共の利益及び個人の権利の保護、②効率性・持続可能性及び包括性、③土地整備及び都市計画、④緑地開発・自然保全及び環境保全、⑤国のアイデンティティの保全及び向上である。

建設法第7条には、「各建設工事は、建設技術規制に適合しなければならない」と規定されている。その中で、もっとも重要なものが「構造上の安全性」（同法第8条）及び「防火上の安全性」（同法第9条）である。しかし、両方の基準はまだ存在しておらず、別の法令で定められる予定である。防火上の安全性に関連する現行法には、内務省管轄の「防火及び消火法」（2013年）と「防火及び消火を要する建設の区分及び対象に関する政令」（2018年）がある。

3. 建設法での諸制度

(1) 建設にかかわる人物

建設法の中で出てくる人物は、建設者、建設所有者、建設の検査をする者がある。

第一に、建設者としての担い手は専門実務家と事業がある。専門実務家の場合は、必ず自らの所属している建設セクター専門家委員会に登録しなければならない（同法第14条）、①独立して実務を行うは、国土省大臣より発行されるライセンスを有しなければならないが、②会社の技術長として務めるときは国土省大臣より発行されるライセンスが必要ない（同法第15条）。各建設又は解体工事のために用いられる図面は、現行の規制及び建設技術規制に適合しなければならず、国土省大臣からライセンス又は許可を受けた建設者により実施しなければならない（同法第33

条)。

第二に、建設所有者とは、自らの土地の上に、又は、他人の土地の場合には所有者から許可を得て、建てる建設の所有者のこと、若しくは、永借地の上に建設を建てた永借権者のことをいう（同法用語集22番）。

第三に、建物の検査の担い手となるのは、「検査・認証者」、「建設検査官」と「建設監督官」である。まず「検査・認証者」については、建設技術規制の適合検査は、国土省からのライセンス又は許可を受けた検査・認証者により実施されなければならない（同法第7条）。次に、「建設検査官」と「建設監督官」の両方は、公務員である。前者の建設検査官は、保安、安全性及び公共の秩序を確保するために、必要に応じて、権限官署が建設又は解体工事を検査するため任命することができる（同法第42条）。後者の建設監督官は、同法に定める建設犯罪に対し、検査、中止、一時的な措置と行政の罰金を科すること、許可書又はライセンス所持者がこの法律に違反する行為を行なった場合、その許可書又はライセンスを一時的に剥奪すること、建設犯罪の証拠を集め、訴訟を提起することが任務である（同法第59条）。また、行政上の罰則は、建設監督官の管轄である（同法第92条）。

(2) 許可制度

原則として、各建設又は解体工事は、事前に許可書を取得しなければならない（同法第26条）。建設許可書を要する各建設工事は、事前に建設現場開始許可書を有さなければならない（同法第38条）。建設許可書を要する建設の利用は、建設利用証明書を通じて権限官署からの許可を得なければならない（同法第44条）。

例外として、許可書を要しない各建設又は解体工事は、以下のとおりである（同法第28条）。それは、①保安、安全性及び公共の秩序に影響を与えない小規模な建設、②地方又は農地で、かつ、観光地、遺跡、保全区域又は保護区域に影響を与えない木造又はコンクリート造の1階建住宅、木造住宅、③国の安全及び国防のための建設である。

また、建設設備の修理、変更又は取付けの場合は、建設の安全性に影響を与えるものでなく、支持構造荷重、外観美、又は建設の利用若しくは一部の機能を変更するものでなく、かつ、公共の秩序に影響を与えるものでない場合、許可書を要しない。ただし、建設所有者は、権限官署に対して事前に通知しなければならない（同法第29条）。

(3) 検査制度

検査の制度については、建設の品質及び安全性の検査がある。住宅以外の目的で利用される建設の場合、建設利用証明書が発行された日から5年おきに定期的な検査を実施しなければならない。住宅の目的で利用される建設の場合、建設利用証明書が発行された日から10年おきに定期的な検査を実施しなければならない。そして、建設の防火及び消火システムの品質と効率に関する検査については、2年おきに定期的な実施しなければならない（同法第47条）。

(4) 建設資材，建設設備，建設製品

建設資材とは，構造建設，建設設備又は建設製品を作るための，混ぜたり，合わせたり，組み合わせたりする原料のことをいう。たとえば，砂，石，セメント，鉄，ガラス，陶土，セラミック又は材木などである（同法用語集28番）。

建設設備とは，建設の快適さ，品質，及び使いやすさのために，建設に取り付けるために作った製品を利用して，組み合わせる設備のことをいう。たとえば，電球，電線，光ファイバー，冷房，エレベーターなどである（同法用語集19番）。

建設製品とは，建設構造を作るために，建設資材からできた完成製品又は半分完成製品のことをいう。たとえば，レンガ，柱，壁，壁紙などである（同法用語集20番）。

建設の品質及び利用者の安全を確保するため，使用される建設資材，建設設備及び建設製品は，建設技術規制又はカンボジア国家規格委員会が発表したカンボジア規格に従って，国土省から建設技術規制の適合性についての認定又は認証を取得するものとし，カンボジア規格マークを表示し又は貼付し，かつ，カンボジア規格マークを利用するライセンスを有さなければならない（同法第22条）。

(5) 建設請負契約

2007年民法においては契約の自由が原則になっているが，建設法における契約では，以下のような契約は禁止される（同法第68条）。

1. 建設所有者が請負者に対して，なんら明確な消費貸借条件を示さずに，建設のために必要な予算を得るための消費貸借に関する委任を要求すること。
2. 建設所有者に建設を引き渡す際に，請負者が建設所有者に事前に全体の契約における費用を相殺してから引き渡すことを要求すること。
3. 契約の代金決済の各段階の前及び引渡しの前に建設所有者又は代理人が現場に立ち入ることを禁止すること。
4. 請負者に契約の対象である建設又は解体工事図面の技術条件から著しく異なった建設又は解体許可書に従って激しく変化させる建設又は解体工事を実施することを要求すること。
5. 不可抗力による原因及び建設所有者自身を加えた原因以外の法的に認められる原因による遅れについて，契約に定めがある期限以内に完全な工事を実施する義務から請負者を免除すること。

(6) 責任と不当労働行為

建設の関係者の責任については，以下のように規定されている。

1. 設計者は，自身の図面に適切に則って建てられた建設から生じる全ての損害について責任を負うものとする。但し，当該図面学習者は自身の図面が現行の法規に従っていることを証明できれば，その限りではない（同法第76条）。
2. 建設所有者及び建設又は解体者は，建設又は解体工事を実施するとき，建設又は解体工事又は建設現場管理に瑕疵がある場合において生じた損害に連帯責任を

負うものとする（同法第77条）。

3. 検査及び認証官は、自ら検査及び認証した作業に瑕疵がある場合において生じた損害に責任を負うものとする（同法第78条）。
4. 建設所有者及び建設又は解体者は、建設の管理又は利用に瑕疵がある場合において生じた損害に連帯責任を負うものとする（同法第79条）。
5. 設計、建設又は解体又は現場の管理、検査及び認証、建設の利用に瑕疵がある場合により生じた損害に対する賠償請求権は、以下のような期間で消滅する。（同法第80条）。(a)被害者又は法的代理人が当該建設資材、損害に対する賠償を要求することができることを知るべき時から3年経過した、又は、(b)損害があった時から、10年経過したときである。
6. 建設資材、建設設備又は建設製品の製造者は、自らの製品に瑕疵がある場合において生じた損害に対する賠償責任を負わなければならない。但し、以下のような証拠を提示できればその限りではない（同法第81条）。(a)建設資材、建設設備又は建設製品が売出し又は流通している間に、科学的及び技術的な知識では瑕疵を発見できない場合、(b)建設資材、建設設備又は建設製品が必要な技術規制に従って製造された場合。
7. 瑕疵がある建設資材、建設設備又は建設製品により生じた損害に対する賠償請求権は、以下のような期間で消滅する（同法第82条）。(a)被害者又は法的代理人が損害に対する賠償を要求することができることを知るべき時から3年経過した、又は、(b)製造者が当該建設資材、建設設備又は建設製品を最初の引き渡した時から、10年経過した時、である。当該建設資材、建設設備又は建設製品が人の健康に影響を与える場合は、さらに20年追加を与えなければならない。

(7) 紛争処理手段

紛争処理手段として、以下のようなものがある。行政レベルにおいて、権限官署の判断に利害関係を有する者は、当該判断を判断の通知を受けた日から60日以内に、当該判断を行った権限官署又は国土省に対して書面で異議申立を行う権利を有する。権限官署は当該申立を受理した日から30営業日以内に、理由を示して書面による判断を行うこととする（同法第83条）。また、建設セクターにおける権限官署の建設関係判断に対して利害関係がある者は、裁判所に訴える前に、当該判断の通知を受けた日から60日以内に、国土省に書面で不服申立を行わなければならない（同法第84条）。

建設セクターにおける個人的権利又は義務の履行により損害を受けた、若しくは損害を受ける恐れがある者は、裁判所に訴える前に、建設紛争処理委員会に調停の申請をすることができる。建設紛争処理委員会、調停申請者に棄却の判断をした場合、当該委員会調停申請者に書面により通知をしなければならない（同法第86条）。また、建設又は解体請負契約の当事者若しくは両当事者は、建設又は解体請負契約の履行に関する紛争の調停を行うために、建設紛争処理委員会に調停の申請

をすることができる（同法第86条）。

建設紛争処理委員会は、以下のように構成が有する（同法第89条）。それは、国家レベルの建設紛争処理委員会、都市・州レベルの建設紛争処理委員会、そして、特別市・郡レベルの建設紛争処理委員会である。

(8) 罰則

本法における罰則は、書面による勧告、専門家の実務若しくは事業の実務を行うライセンス若しくは許可書の剥奪若しくは一時停止、過料、専門実務の禁止、建設若しくは解体の原状回復の強制、罰金刑又は拘禁刑がある（同法第90条）。

建設セクターにおけるエンジニア、設計者及び他の職人ではない者が、建設セクターにおける実務家として行った場合（同法第93条）と関係専門家委員会に登録せず建設セクターにおけるエンジニア、設計者及び他の職人として実務を行った場合において、罰金が科される（同法第94条）。さらに、両条によれば、一年以内に同じ犯罪を行った場合、一ヶ月から一年の拘禁刑及び2倍の罰金を科される。

ライセンスを取得せず建設セクターにおける専門実務を行った場合は罰金が科される。一年以内に同じ犯罪を行った場合、一年から三年の拘禁及び2倍の罰金が科される（同法第95条）。

許可書を取得せず建設セクターにおける事業を行い、かつ、他人に怪我をさせ、又は他人の健康に被害を与えた者は、一年から三年の拘禁刑及び十億リエルから二十億リエルまでの罰金が科される（同法第96条）。

権限官署による建設一時停止、修正、中止又は解体者の決定書に違反した場合は、罰金を科される。二度目の権限官署の建設一時停止、修正、中止又は解体者の決定書に違反する者は、一ヶ月から三ヶ月の拘禁刑及び2倍の罰金が科される（同法第97条）。

建設技術基準の順守についての認定が必要である場合において、建設技術規制の順守についての認定がない、又は、特定の基準に認証を取得する必要がある場合において、認証がない建設資材、建設設備又は建設製品を使用又は取り付け、かつ、他人に怪我をさせ、又は他人の健康に被害を与えた設計者は、罰金が科される（同法第98条）。

建設技術規制の順守についての認定がない図面学習を行い、かつ、他人に怪我をさせ、又は他人の健康に被害を与えた図面学習者は、一年から三年の拘禁刑及び二十億リエルから四十億リエルまでの罰金が科される（同法第99条）。

建設技術規制の順守についての認定がない建設又は解体を行い、かつ、他人に怪我をさせ、又は他人の健康に被害を与えた図面学習者は、一年から三年の拘禁刑及び二十億リエルから四十億リエルまでの罰金が科される（同法第100条）。

建設技術規制の順守についての認定がない図面又は建設若しくは解体工事を建設技術規制の順守についての認定がない図面又は建設若しくは解体工事として認証し、かつ、他人に怪我をさせ、又は他人の健康に被害を与えた検査・認証者は、二

年から五年の拘禁刑及び三十億リエルから六十億リエルまでの罰金が科される（同法第101条）。

建設利用証明書を有せず建設を営業目的で行い、かつ、他人に怪我をさせ、又は他人の健康に被害を与えた検査・認証者は、一年から三年の拘禁刑及び二十億リエルから四十億リエルまでの罰金が科される（同法第102条）。

同法第95条から第102条において行為は、被害が手足の切断又は永遠の障害となる場合、五年から十年の拘禁刑が科される。同法第95条から第102条における行為は、人が死亡となる場合、七年から十五年の拘禁刑が科される（同法第103条）。

また、同様の行為が建設セクターにおける事業を行う会社の技術長によってなされた場合、当該技術長に対し、同法第97条から第103条と同様の刑罰が科される（同法第104条）。

ライセンスを取得せず建設セクターにおける事業を行った法人は、四十億リエルから八十億リエルまでの罰金を科される。同法第97条から第103条に定める犯罪については、法人の刑事責任についての規定する刑法第42条に従って条件の刑事責任を負わせる旨の宣言を受けた法人に対して、適用することができる（同法第105条）。

本法で注目されるのは、二点ある。一つ目は、カンボジアにおいて建設法関係として本法によって初めて拘禁刑が定められた。二つ目は、会社の場合、技術長が拘禁刑の責任を負うことである。

(9) 建設法が適用される以前からの建物

本法によれば建設許可書を要する建物であるものの、本法が規定する許可書を有さず、又は建設許可書に違反した建設所有者は、本法が公布されて2年以内に、権限官署に自身の建設利用証明を申請しなければならない（同法第106条）。

IV. 若干の評価と今後の動向

以上に述べたように、建設セクターにおける重要な法律として建設法が制定されたが、まだまだ安定をもたらす状態になっていない。以下のようにまとめる。

第一に、本法の適用について二点の指摘がある。一つは、本法第2条の適用範囲についてである。本法は別法がある場合を除き、建設セクターの全体をカバーする特徴がある。しかし、本来建設セクター全体をカバーするためには、建設セクター全体に適用可能な技術基準が必要である。しかし、カンボジアの建設業界の開発の速いスピードに基準の整備が間に合わない事態がきつと出てくる、と予測する。もう一つは、同法第106条に既存建物に関する建設利用証明書の発行について規定しているが、これは法の不遡及原則に反すると指摘できる。また、今後2年間で、どのような制度で証明書を発行するのか、注目される。2019年12月に、建設法が適用される以前からの建設利用証明書の発行の形式及び手続に関する省令が発令されていたが、その作業を支えるため

の検査・認証の人材と技術が必要である。

第二に、本法によって形成しなければならないものは次のとおりである。(1)本法第6条は、土地整備及び都市計画原則について規定する。この規定から、都市計画に関する法令が必要だと認識できる。1994年の都市計画があったが、時代遅れの法律になっているので、現在国土省が都市計画の改正を検討している。(2)本法第7条に建設技術規制の遵守義務を規定しているため、今後速やかに建設技術規制を作成しなければならない。(3)本法第24条に建設資材、建設設備及び建設製品を検査するための国立建設実験所の設置を規定している。それらを整備しなければ、建設法があっても、法律がない状態と変わらない。

第三に、建設のチェックにおいて建設検査官（同法第49条）と建設監督官（同法第59条）が併存しているが、場合によっては両者の対立を生む可能性もある。建設のチェックの意義は、建設法の実効性を確保することである。建設監督官及び建設検査官の任務の共通点は、建設や現場を訪問し、安全基準について法令を遵守しているか否かを監督することである。相違点は、違反行為が認められた場合、監督官には、違反を是正するように通知命令を出し、司法警察の役割を果たし、罰則を科する権限がある。他方、検査官は、建設の検査のみを役割とする。しかし、労働法においても監督制度があるが、ルールがあっても遵守されず、公務員の腐敗のために十分に機能していない場合が多く見られる¹⁴。また、先に述べたように人員の数が非常少なく、速いスピードで発展している建設分野の監督として不足していると予測している。

以上のように、建設法の目的を達成するためには、まだ様々な諸課題が残されている。今後の課題として、安定的な建設業界の発展を確保するための諸課題について、本法の施行後速やかに検討することが必須な作業となる。建設分野を所管する国土省は、次のように慎重にフォローする姿勢を目指している。

一つ目は必要な設備の整備作業と二つ目は建設法の普及に関する作業である。その二つは、国土省大臣の発言でも言及された。「建設法に定める建設技術基準国家委員会の設置、建設紛争処理委員会の設置、建設実験所の設置、建設法の事業営業の資格申請の検討、技術者・建築士がオンラインで登録ができるようにすること、建設の地図の作成、国土省の職員・民間会社・エンジニア・関係大学に建設法のトレーニングを実施することがある。また、建設法にしたがって建設を安全にし、人々の利益を守り、都市計画の規則に則って環境に配慮し、優しい、文化の向上を重視する」¹⁵。本法はカンボジアにとって新しい法であり、権限官署と関係者に普及し終えるまで時間がかかる。

三つ目は建設法を支える政令と省令の整備作業である。それは、建設又は解体許可書に関する政令、建設セクターにおけるライセンス発行に関する政令、建設紛争処理委員会の設置及び運営に関する政令、建設現場の管理と検査の形式及び手続に関する省令、

¹⁴ 労働政策研究・研修機構『カンボジアの労働・雇用・社会—日系進出企業の投資環境』（2019年）234頁。

¹⁵ チア・ソパラ大臣2019年12月25日の国土省総会演説で発言した。

建設現場の開始と終了の形式及び手続に関する省令等がある。これらの政省令の整備も時間と技術的な知識が必要である。

V. 結論

本稿は、法の解釈を行うのではなく、建設法制定の経緯とその内容を紹介することを目的としている。カンボジア政府は、建設関係の法令が未整備な状況の中で、2019年に建設法を制定して建設分野の近代化を目指している。しかし、最悪の場合、必要な設備の整備作業、建設法の普及に関する作業、建設法を支える政令と省令の整備作業が間に合わないことによって建設関係の制度が混乱のままの状態になる。しばらくは移行の状況が続くものと思われる。同時に、建設分野に限らず、企業などの関係者がカンボジアにおいて依然として未成熟であるため、法制度を遵守しつつ、指導的な対応をすることが重要だと考える。しかし、対応の仕方によっては、経済を麻痺させる恐れがある。実際に、2019年6月の建設物崩壊事故の後、国土省は緊急にシハヌークビル市の建設を慎重に検査した。柔軟に指導しながらの態度であるが、にも関わらず、「一带一路」政策によってカンボジアに来訪し、建設法に違反した投資者たちの中には、建設を放置したまま帰国してしまう人が多く見られた。

将来、また別の形の問題が発生し、それが建設法によって解決できるのか、懸念される。また、本稿を執筆する時点で、依然として建設法を適用した裁判所の判例がない。そのため、法的な問題に関する解釈は今後の課題にしたい。

ラオスの法学教育と法曹養成研修の現状と課題 ～ラオス法学の誕生を目指して～

JICA長期派遣専門家

伊藤 淳

1 はじめに

内田貴先生のご著書「法学の誕生：近代日本にとって『法』とは何であったか」（筑摩書房）をご存知だろうか。19世紀後半（明治維新时期）の日本が、西洋諸国の植民地になることを回避するために、どのようにして国を近代化させたかについて、「西洋法の継受」という視点から描いた本である。内田先生は、この本の中で、日本が、近代化を達成するために、西洋から「法」というそれまでの日本社会に存在しなかった概念を受容した際、これを自らのものとして適切に運用するためには、単に、民法典や刑法典のような法律を成立させるだけでは足りず、法的思考様式、すなわち「法学」を誕生させる必要があったとし、明治維新时期の日本人がどのようにしてこれを成し遂げたかを詳細に描かれている¹。

ところで、当職が法制度整備支援の専門家として活動をしているラオスは、1975年にラオス人民革命党主導による社会主義革命が達成された後、経済面では計画経済が導入され、これに沿った法整備が進められてきたが、1986年に新思考（チンタナカーン・マイ）政策を採用し、経済面でも新経済メカニズム政策（経済の自由・開放）が導入されたことにより、市場経済化を促進するための法整備が進められるようになった。そして、その約10年後、ラオス政府から日本政府に対する法制度整備支援の要請がなされ、1998年から日本による法制度整備支援が開始され、それから約20年後、2017年に刑法典²、2018年に民法典³がそれぞれ成立した⁴。しかし、ラオスでは、いまだ刑法典等の基本的法律が適切に運用されている状況にあるとは言い難く、国民の司法に対する不信は根深い。当職は、2017年7月にラオスに赴任した後、ラオス司法界の抱える様々な問題の解決に向けて（ラオスにおける法の支配の確立を目指して）プロジェクト活動に取り組みながら、「なぜラオスはすでに日本を含む様々な国から20年以上支援を受け、基本的な法律の整備も進んでいるにも関わらず、司法が適切に運用されていない（国民から司法が信用されない）状況が続いているのか。」という疑問を持っていた。そうした中、当職は、赴任後約2年が経過した2019年5月頃に内田先生のご著書を拝読し、上記疑問解決の糸口を見つけた気がした。それが本稿のサブタイトル

¹ 内田先生のご著書を拝読した当職の感想（私見）である。

² 2018年施行。

³ 本稿執筆時である2020年1月時点では施行されていない。

⁴ 山田紀彦「ラオス—一党支配体制下の市場経済化」、 「ラオスにおける国民国家建設—理想と現実—」（研究双書）、伊藤淳等「ラオスにおける日本の法制度整備支援の現状と課題～民法典起草支援を通じて～」（法律のひろば2019年3月号）。

でもある「ラオス法学の誕生を目指し」た活動をはじめることである。

本稿では、当プロジェクトが、期待される活動の一つである法学教育・法曹養成研修の改善分野の活動において、「ラオス法学」誕生を目指して活動（以下「本活動」という。）を始めた経緯について、ラオスの法学教育・法曹養成研修の現状と課題の分析を通じて報告したい。もとより本稿の意見にわたる部分は当職の私見であり、JICAや所属先（法務省）の公式見解ではない。

2 本活動を始めた経緯及び事前調査の概要

(1) 本活動を開始した経緯

当プロジェクトは、2019年4月頃に本活動を開始したので、その当時の状況を振り返りながら経緯をご紹介したい。

当プロジェクトでは、ラオスの法学教育・法曹⁵養成研修に関する活動を教育研修改善SWG（以下「本SWG」という。）が担当することを予定している。本SWGは、ラオス法学教育機関⁶・法曹養成研修機関⁷が実施する教育・研修に関するカリキュラムの整備、効果的な教材・教授方法の開発及び普及をその成果とし、具体的活動としては、「法学教育・法曹養成研修・継続的実務研修の連携と役割分担に配慮しながら、カリキュラムと教育・研修活動の現状を調査し、各科目の目的を明らかにするとともに、改善点を抽出する」、「カリキュラム調査、モデル教材の作成、モデル教材の指導要領の作成、モデル教材及び指導要領にもとづく Training of Trainers (TOT) の実施を踏まえて、毎年、各教育研修機関のカリキュラムの見直しがなされ、必要に応じて改善が図られる」という活動を予定している⁸。そして、当プロジェクトは、2018年7月のプロジェクト開始から2019年4月までの間、本SWGの活動として、ラオスの刑事・民事事実認定の改善に着目して、ラオス版事実認定理論及びそのトレーニング方法の確立、普及を目指した活動を行うことでラオス側と合意し、個々の活動を行ってきた⁹。

これに対し、当プロジェクトは、本SWGの活動として予定されている法学教育・

⁵ 「法曹」には、狭義の法曹、すなわち、裁判官・検察官・弁護士以外に例えば公証人や登記官や執行官などの法律を使って専門的な業務を行う者が含まれる場合もあるが、本稿で「法曹」という言葉を用いた場合は、特別な場合を除き、狭義の法曹を意味する。

⁶ 本稿では「法学教育機関」について、法曹養成に特化せず、ラオスにおいて法律学を学生に教育する機関を広く意味するものとしている。

⁷ 本稿では「法曹養成研修機関」について、ラオスにおいて狭義の法曹（またはこれを目指す者）に研修を実施する機関を意味するものとしており、国立司法研修所（NIJ）最高人民検察院研修所、最高人民裁判所研修所を指す。

⁸ 当プロジェクトの成立経緯や活動概要については、本誌76号の拙稿「ラオス『法の支配発展促進プロジェクト』が開始！～中核人材の育成からより多くの人材の育成へ～」を参照されたい。

⁹ 本SWGがラオスにおける事実認定の改善に関する活動を開始した経緯や概要は、拙稿「ラオスの刑事事実認定を巡る状況～ラオスにおける刑事事実認定の適正化に向けて必要な方法論の一考察～」（ICD NEWS 78号）、佐竹亮・鈴木一子「ラオス民事判決の改善（ラオス民事判決に関する調査）」（ICD NEWS 80号）等を参照されたい。

法曹養成研修機関のカリキュラム調査、同カリキュラムの見直しについて、2019年4月時点で、ほぼ手付かずの状態であった。もっとも、ラオス司法界の指導的立場は、様々な機会に法学教育・法曹養成研修カリキュラムの改善への期待を述べており、法学教育・法曹養成研修機関におけるカリキュラム改善（整理）に関するラオス側の期待・関心は非常に高かった。また、本プロジェクトも、本プロジェクトの最重要目的を「プロジェクトの成果をプロジェクト関係者以外にも広く伝えること」と定めて、同目的達成のために、事実認定理論やトレーニング方法の確立及び普及を含む各種プロジェクト活動の成果を法学教育機関・法曹養成研修機関で適切に実施する（プロジェクト成果物を使った法学教育・法曹養成研修が行われる）ことが重要と考えていた。そのため、法学教育機関及び法曹養成研修機関におけるカリキュラム調査や見直しなどの活動は、事実認定改善活動等に劣らず重要なプロジェクト活動で、可能な限り早く取り組むべき活動であると考えていた

そこで、当プロジェクトは、ラオスの法学教育機関・法曹養成研修機関におけるカリキュラム調査及び改善に関する活動¹⁰を開始するべく、2019年4月から6月にかけて、以下のような事前調査を実施した。

(2) 事前調査の概要

続いて、当プロジェクトが実施した事前調査の概要を紹介したい。

ア ラオスにおける法学教育・法曹養成研修制度の現状¹¹

ラオスには、法学教育機関として、ラオス国立大学法政治学部（FLP）、国立チャンパーサク大学法政治学部、国立司法研修所（NIJ）における法科大学部門が存在する¹²。また、ラオスには、法曹養成研修機関として、NIJの法曹養成部門、最高人民検察院研修所、最高人民裁判所研修所が存在する¹³。そして、ラオスでは、現在、法曹になるためには、法学教育機関で法学教育を受けて法律分野の High diploma 以上を取得し、法曹養成機関のNIJで法曹養成研修を受け卒業試験に合格した後、裁判所、検察院、弁護士会で、それぞれ継続的な実務研修を受けるなど

¹⁰ ラオスの法学教育機関・法曹養成研修機関におけるカリキュラム調査及び改善に関する活動は「本活動」そのものではなく、本活動がその一部にあたるという関係になる。

¹¹ 基本的に事前調査を行った2019年6月当時の情報に基づくが、本稿執筆時である2020年1月時点でも同様と認識している。

¹² 瀬戸裕之「アジア法ハンドブック、第10章 ラオス、」（名古屋大学出版会）、乾美紀「ラオスにおける法学教育と法曹養成制度の改革」（「法整備支援重点対象国における法学教育」研究成果報告書2019年3月）等参照。なお、NIJは開校当初は法科大学部門を卒業しても法学士（bachelor's degree of law）をとることができなかったが、2018年から法学士を取得することが可能となった。

¹³ ラオス弁護士会（LBA）もNIJを卒業するなどした見習い弁護士に対する研修を行っているが、研修所ではなくLBA内に設置された研修委員会のような組織が担当するようである。

して、裁判官・検察官・弁護士となる制度を採用している^{14 15}。

そして、ラオスでは、上記制度を前提に、法曹を目指す者に対して、以下のような法学教育・法曹養成研修が実施されている。

まず、ラオスの法学教育機関の一つであるラオス国立大学法政治学部の民事法学科及び刑事法学科¹⁶では、民事法及び刑事法に関する教育を行っている。もっとも、教員間で指導内容の調整はほとんど行われておらず、各教員がカリキュラム表に準拠して作成されたシラバスを参考に教科書¹⁷の内容を適宜改変したプリント教材を利用するなどして、学生に対する指導を行っている。そしてこのような指導を受けた学生は、その後、法曹を目指してN I Jに進む他、法曹以外の道として司法機関以外の政府機関や一般企業等に就職している。

次に、ラオスの法曹養成研修機関の一つでありラオスで法曹になるためには基本的に入所することが求められるN I Jでは¹⁸、入学試験に合格した修習生に対し、司法省の職員の他、裁判所、検察院、弁護士会から招いた実務家の講師が指導を行っている。もっとも、N I Jにはラオス国立大学に存在した教科書のような統一的教材が存在せず、N I J職員と講師による会議でカリキュラム及び各科目の指導ポイントを決めた上で、各講師が、科目名と指導のポイントを踏まえてプリント教材を作成するなどして、修習生に対する指導を行っている¹⁹。そして1年間の修習を修了した修習生は、卒業試験を受け、これに合格すると所謂「法曹資格」を得て、裁判官・検察官を志す者は裁判所及び検察院に入所、弁護士を志す者は見習い弁護士として弁護士会に入会する。

また、N I Jを卒業した学生が、検察院及び裁判所並びに弁護士会に入所・入会した後は、検察院及び裁判所の研修所及び弁護士会の研修担当者の下で、いわゆる

¹⁴ 須田大「ラオスの法曹養成制度改革」(ICD NEWS第72号)参照。

¹⁵ N I Jの法曹養成部門は、第三期生(2017年9月入学)までは応募者数、入所者数も定員(150名-200名)を上回るなどおおむね順調に運営されていたが、ラオス政府の深刻な財政難の影響もあり、裁判所や検察院の採用人数が激減した。そのため、N I Jを卒業しても裁判官や検察官になることができない状況となったことから、第四期生以降は応募者数が激減し、第五期生(2019年9月入学予定)の際は応募者数が50名を下回り合格者も20名程度にとどまったため予定通りに開講できず、追加の募集を行い2019年12月ようやく開講された。このような状況を踏まえて、N I Jは、N I J法曹養成部門の修了生の就職先を法曹以外にも拡大するために、教育スポーツ省と協議し、修了生に対し、大学院卒業と同程度(修士資格を与える)ことができるよう制度変更することも計画中のことである。

¹⁶ この他に国際法学科、ビジネス法学科、政治学科が存在する。

¹⁷ 製本された教科書はほとんど存在せず、データとして存在する教科書について、各教員が必要な部分を講義内容に応じて適宜修正するなどしてプリント教材を作成し学生に配布することが多いようである。

¹⁸ 但し、一定の実務経験があるものに対しては、N I Jを卒業しなくても、L B Aが実施する特別の研修を受講することで弁護士資格を得ることができる途も存在する。

¹⁹ N I Jでは講義以外にも、各地の実務機関での実務修習や模擬裁判なども実施されているが、実務修習では各機関の見習い職員と一緒に裁判官や検察官の仕事を手伝う程度で具体的な指導はなされておらず、さらに、模擬裁判も明確な指導方針にもとづいて実施されていない。

○J Tによる研修を受けている²⁰。

イ ラオス以外の国における法学教育・法曹養成研修制度の概要

さらに、当プロジェクトは、ラオスの法学教育・法曹養成研修制度の問題点を検討する際の参考とするために、ラオス以外の国における法学教育・法曹養成研修制度についても調査をしたので、ラオスの法学教育・法曹養成研修制度との比較検討を試みるためにここで簡単に紹介したい。

当プロジェクトは、事前調査の結果、現在²¹、世界各国で行われている法学教育・法曹養成研修制度は、3つの種類に分類できると理解している。すなわち、フランス・ドイツなどのいわゆるシヴィルロー（大陸法）系の国で一般的に採用されている、法学教育を大学で、法曹養成研修を司法研修所等の専門家養成施設で行う方法（以下「甲型」と呼ぶ。）、アメリカなどのいわゆるコモンロー（英米法）系の国²²で一般的に採用されている、法学教育を行わず²³、大学を卒業した学生の中で法曹を目指す者に対して、大学院（ロースクール）において法曹養成研修を行う方法（以下「乙型」と呼ぶ。）、最後に、日本や韓国などの東アジア法体系の国²⁴で採用されている、法学部又は（及び）法科大学院で法学教育及び法曹養成教育（の導入部分）を行い、その後、司法研修所やその他の機関（実務機関の研修所）で法曹養成研修を行う方法（「丙型」と呼ぶ。）である。

i 甲型の法学教育・法曹養成研修制度の特徴²⁵

甲型の制度は、法曹養成研修を職業教育と位置付けて、大学における法学教育と別のものと考え、それぞれに異なる使命がある点に特徴がある。そして、甲型の制度を採用している国では、大学で行われている法学教育では、法曹養成研修（実務）との架橋はあまり意識されていない。これは大学での法学教育は、法を単なる裁判規範ないし紛争解決ルールにすぎないものではなく、それを超えた意味があるものにとらえた上で、まずは法曹を目指す者もそれ以外の者も、社会において法に関係する仕事をしようとする者は、大学において「法とは何か」、「法が社会において果たす役割は何か」（いわゆる「法学入門」）について基本法（公法、民法、刑法等）の各理論と共に学び、その後、法曹を目指す者は、職業訓練校に進み、裁判規範ないし紛争解決ルールでもある法について、その具体的な運用方法（手続法や事実認定手法）を法曹倫理と共に身に着けることを予定し

²⁰ 今回の事前調査では各実務機関による○J T研修の詳細までは調査していない。

²¹ 2019年6月当時を指すが、本稿を執筆している2020年1月時点でも同様の認識である。

²² 但し、イギリスは大学レベルで法学教育を行っている。

²³ アメリカの大学には法学部が存在しない。

²⁴ 本稿では「東アジア法体系の国」について、古代法として中国の律令制度をもとにする法制度を持ちつつ、19世紀後半以降に、大陸法的な法制度を整え、第二次世界大戦後に英米法的な要素も採用した独特な法制度を整えた国を指す（鈴木賢「試論・東アジア法系の成立可能性」、北大法学論集参照）。

²⁵ 藤田尚子「ドイツの法曹養成制度」（法曹養成対策室報 No. 5）、横山美夏「フランス法曹養成制度についての調査報告書」（法科大学院等専門職大学院形成支援経費プログラム）、山本一「フランスにおける法曹像・法曹養成に関する調査報告」（慶応法学第12号）等参照。

ているためである。

すなわち甲型の国では、法曹は、大学で法学教育（法とは何か、基本法理論）を受け、その後、職業訓練校（司法研修所等）で法曹養成研修（法曹倫理、手続法、事実認定手法等）を受ける必要がある。

ii 乙型の法学教育・法曹養成研修制度の特徴

乙型の制度は、法曹養成を職業教育と位置付けている点は甲型と同じであるものの、法曹養成研修とは別に法学教育というものを想定せず、それゆえ、法学教育と法曹養成研修にそれぞれに異なる使命があるとは考えない、という点に特徴がある。乙型の制度を採用している国（アメリカ）の大学には法学部は存在せず、大学レベルで甲型の国のような法学教育は実施されていない。そして、その理由の一つは、乙型の国、すなわち、コモンロー（英米法）系の国では、裁判は既に存在する法を解釈して紛争に適用することで紛争を解決するものではなく、過去に存在した類似の紛争（判例）を検討することで、そこに定立する規範を発見することで解決するもので、法は裁判規範、紛争解決のルールにすぎず、これを越えた存在であるとまでは考えられておらず、法曹を目指す者以外の者が学ぶ対象ではないために大学で特に法学教育が行われておらず、大学を卒業して法曹を目指す者のみが、専門職大学院（法科大学院）において学ぶ（習得する）ものと考えているためである²⁶。

すなわち乙型の国では、法曹は、大学では法を学ばず、専門職大学院（ロースクール）に入学した後、基本法（契約法、不法行為法、財産法、憲法、刑法、証拠法等）、判例法、法曹倫理を学ぶと同時に、いわゆるソクラテスメソッドにより複数の判例を検討して紛争解決のための規範を発見する技術・能力を身に着ける研修（教育）を法曹倫理とともに学ぶ（身に着ける）ことを予定している。

iii 丙型の法学教育・法曹養成研修制度の特徴

丙型は、甲型と乙型をあわせた形である。丙型を採用していたと考えられる日本及び韓国において、近時、法曹養成制度改革が行われた結果、その特徴も変化したと考えられるが²⁷、両国ともに、法学部における法学教育（入門）が存在すること、法科大学院において法学教育（発展応用）と法曹養成研修の導入教育が行われていること、法科大学院を卒業後に本格的な法曹養成研修が行われており、

²⁶ 法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム「実務基礎教育のあり方に関する調査研究」プロジェクト「アメリカ合衆国における法曹養成の実情に関する調査報告書」、甲斐素直「米国における法曹実務教育—我が国法科大学院の進むべき道を探る—」（日本大学大学院法務研究科研究紀要第3号）、ジュディス・W・ウェグナー著、宮川成雄訳「アメリカの法学教育—カーネギー・レポートとその後の動向—」参照。

²⁷ 尹龍澤「韓国の法学教育と法曹教育—韓国型ロースクールの開幕を目前にして—」（愛知学院大学論集）、「司法制度改革審議会意見書」、中西一裕「法曹養成制度改革の現状と課題」（法曹養成対策室報 No. 2）等参照。

乙型よりは甲型に近い制度といえる^{28 29}。

3 本活動を当プロジェクト活動に取り込んだ経緯

(1) ラオスが今後目指すべき法学教育・法曹養成制度の在り方

当プロジェクトは、前記事前調査を踏まえて、ラオスが今後目指すべき法学教育・法曹養成研修制度の在り方を以下のとおりと整理した。

まず大前提として、当プロジェクトは、ラオス法について、その発展の経緯や現状に即して、シヴィルロー（大陸法）を主としつつ仏教法や社会主義法的要素を持つ法体系と分析した^{30 31}。また、ラオスで現在³²行われている法学教育・法曹養成研修制度の現状を鑑みるに、いわゆるコモンロー（英米法）の国で実施されている法学教育・法曹養成研修制度（乙型）ではなくシヴィルロー（大陸法）の国で実施されている法学教育・法曹養成研修制度（甲型）に近いと分析している³³。また、ラオスの実務（裁判）では、コモンロー（英米法）の国における同種事案（判例）を比較検討して規範を発見してその規範を当該紛争に当てはめて解決する手法ではなく、シヴィルロー（大陸法）の国のように当該事案の解決に資する規範を（事案に適合する形で解釈した上

²⁸ 丙型の国の法体系の特徴は、大陸法を基本としつつ英米法的要素も取り入れている点にあるが、その他に、法文化的な特徴として、i 法とは権力者からの命令、禁止規範であり、法が権力者を拘束するという意識が薄いこと、ii 実体法と分離した手続法を観念できず、手続による結果の正当化という観念が育っていないこと、iii 権力者と国民の間の垂直的関係を媒介する国家法だけが発達し、国民相互の平等な主体間の横の関係を規律する私法、すなわち、私的な権利保護を目的とする独自の民法体系が育たなかったこと、iv 裁判という作用が行政機構の一業務に解消され、司法が行政とは独自の機関、機能として存在せず、行政官が裁判業務を行ったため、裁判業務に関する特別な知識や技術の必要性が意識されることが少なく、法律家という職業階層が育つことがなく、法学という学問も発達しなかった点もあげられるとされる（鈴木賢「試論・東アジア法系の成立可能性」、北大法学論集参照。）。

²⁹ さらに、東アジア法系に近い法体系として、ロシア法（ソヴィエト法）が存在し、その特徴としては、i 法の無視（法に価値を認めず、軽視する。支配者は法を無視して恣意的に権力を行使し、庶民は権力者の命令に唯々諾々と従うふりをしつつ、権力者の目の届かないところで法の網をかいくぐる）、ii 法律概念が曖昧（権力は万能であり、法律を制定する最高権力は法律より上位にあり、法が権力を拘束することはない）、iii 管理法中心（市民が自主的に制定し自ら拘束される私的法律は発展せず、国家秩序を保つための権力からの命令としての法律が発展）、iv 役人の横暴・愚鈍・無責任（法律は、役所がそれを具体化する訓令（下位規範）が発出されたときにはじめて意味を持つ、すべての役人は権力者で、末端の役人がその職務の範囲内で全能な権力者のようにふるまう）、v 裁判所よりも検察（管理法を貫徹させるために、個別紛争の解決ではなく管理法順守に重きを置き、その監督機関である検察を裁判所よりも重視した）などがあると説明される（森下敏男「ロシアの法文化」参照。）。

³⁰ 松尾弘・大川謙蔵「ラオスにおける民事法制関係の調査研究」（平成27年度調査研究報告）等参照。

³¹ ラオス民法典起草過程においても、民法典起草委員会は、コモンロー（英米法）に由来する法制度の導入については慎重に検討すべきという態度で接しており、ラオスの法体系がシヴィルロー（大陸法）系に属するとの意識を明確に示してきた（2018年11月実施の民法典草案検討会議におけるケート・ケティサック民法典起草委員長発言等。）。

³² 2019年6月当時を指すが、2020年1月現在も同様の認識である。

³³ ラオス側も概ね同様の理解をしているものと推測される（2014年8月実施の日本・ラオス法曹人材育成強化共同研究におけるブンクワン・タヴィサック最高人民裁判所副長官（当時は最高人民裁判所研修所長）の「ラオスの特徴としては、日本は法科大学院を卒業して司法研修所に入るのが一般的ですけれども、ラオスは法科大学院がなく、NIJは（日本の）法科大学院と司法研修所を合併してできた施設だと考えていただければと思います。これはフランスにも似ています。」旨発言等参照）。

で)³⁴適用して解決する手法をとっていると分析した³⁵。

上記の分析を前提として、当プロジェクトは、下記で述べる問題意識を踏まえて、ラオスが今後目指すべき法学教育・法曹養成研修制度については、シヴィルロー（大陸法）を法体系として持つ国々で実施されている法学教育・法曹養成研修制度（甲型）の徹底、すなわち、大学において法学一般論（法とは何か）³⁶及び基本法（公法，民法，刑法等）の理論を学び、その後、法曹を目指す者だけがN I Jにおいて法曹倫理教育³⁷及び手続法（民事訴訟法，刑事訴訟法等）並びに事実認定（民事事実認定，刑事事実認定）を学び、実務家になった後に、各機関の研修所等が実施する研修や具体的事件の処理を通じて、民事，刑事，行政事件の具体的な解決方法やより高度な専門知識を習得していくのが理想的であると考えた（別添図「ラオスにおける法学教育・法曹養成研修」参照）。

なお、当プロジェクトの問題意識は以下の通りである。

当プロジェクトに先立つ法律人材育成強化プロジェクトフェーズ1開始時（2014年7月時点）、ラオス司法界の課題は「十分な法理論にもとづかない立法，これに基づく行政及び司法，また，法理論の理解が不十分，かつ，法理論と実務の関連付けもほとんど行われない法学教育・研修」と整理され，この改善に向けて，日本（J I C A）は，フェーズ1，同プロジェクトフェーズ2，そして当プロジェクトを実施してきた（実施している）。そして各プロジェクト活動の結果，上記問題点は徐々に改善しているものの未だ不十分な点も多く残されている³⁸。当プロジェクトは，これまでのプロジェクト活動の振り返り及び前記事前調査の結果を踏まえて，上記問題点が残されている原因の一つとして，ラオスにおいては法がラオス社会において存在する意味が理解されていないため（「ラオス法学」の欠如），ラオス法学にもとづいたラオス民法やラオス刑法などの基本法理論の研究・教育が行われておらず，さらには，基本法理論の理解を前提とする実務研修（法曹養成研修）が行われていないためではないかと考えるに至り，この問題の解決のための一つの方法として，上記のような法学教育・法曹養成研修を実施することが望ましいと考えたものである³⁹。

³⁴ ラオスでは，法曹に規範の解釈権はなく，国会にあるとされている（憲法56条2項）。もっとも，当職の私見であるが，個々の紛争解決例（裁判例）を確認し，個別にラオスの法曹と話をする限り，ラオスの法曹も実際には規範の解釈を行って法を適用して紛争解決していると思われる。

³⁵ なお，裁判所法（2017年改正）12条に判例が先例として法的拘束力を有する旨の規定があるが，判例の整理・研究等が進んでおらず，判例の拘束力に基づく紛争解決はほとんどなされていないようである。

³⁶ いわゆる「法学入門」，すなわち，ラオス社会において「法律」とはどのような意味をもつ社会インフラなのかを考えることを想定している。

³⁷ N I Jでも現在，「法曹三者の協力」，「裁判官の任務」，「検察官の任務」，「弁護士の任務」などの科目が設置されているが，統一的な見解にもとづく講義が実施されているとはいえ，個々の講師の裁量（独自の見解や経験）に基づいた講義が実施されているようである。

³⁸ 前記「ラオス「法の支配発展促進プロジェクト」が開始！～中核人材の育成からより多くの人材の育成へ～」（ICD NEWS 76号）等参照。

³⁹ 三ヶ月章「法学入門」（弘文堂）等参照。

そして、当プロジェクトでは、ラオスでは、現状⁴⁰、「ラオスが目指すべき法学教育・法曹養成研修」を実現するに当たって存在する問題点として、大学における法学教育との関係では、i 法学一般論（ラオス法学入門）が存在しないこと、ii 基本法の理論研究及び教育が十分に行われていないことが挙げられ、さらに、N I Jにおける法曹養成研修との関係では、iii 法曹倫理教育という科目がないこと（若しくは統一的に整理された形で行われていないこと）、iv 手続法に関して実務面のみならず理論面も踏まえた統一的な内容での研修が行われていないこと、v 事実認定に関して実務面のみならず理論面も踏まえた統一的な内容での研修が行われていないこと、が少なくとも存在すると分析した。

(2) 本活動の当プロジェクト活動への取組

当プロジェクトは、上記分析（ラオスが今後目指すべき法学教育・法曹養成研修の内容及びこれを前提とした現状の問題点）を踏まえて、今後、ラオスの法学教育・法曹養成制度に関する課題を解決するために、人的、予算的、制度的⁴¹制約の問題、これまで蓄積してきた知見を活かすという観点から、以下のような活動を実施することが効果的と考え、2019年6月、当プロジェクトの日本側関係機関⁴²に提案し、認識を共有した。そして、当プロジェクトは、以後、同提案を実際の活動に移すべく、ラオス側との協議を行っている。以下では、当プロジェクトの今後の取組、すなわち、本活動のプロジェクト活動としての取組の概要を紹介したい。

当プロジェクトは、別添図で明示した「ラオスが今後目指すべき法学教育及び法曹養成研修の内容」を前提にした上で、まずラオスの大学で実施される法学教育との関係では、民事及び刑事実体法の理論教育（民法典理論、刑法典理論の研究及び教育）に着目した活動に取り組み、さらに、N I Jで実施される法曹養成研修との関係では、民事事件及び刑事事件の司法的解決のために法曹に必要となる能力を習得する研修（民事事実認定、刑事事実認定の研修）に取り組みたいと考えている。そして、法学教育・法曹養成機関におけるカリキュラム改善との関係で、まさに別添図を実現化する形でカリキュラムが抜本的に改正されることが望ましいと考えている。しかしながら、ラオスの大学やN I Jでは（別添図を実現化したものとは別の）カリキュラムが既に存在して運営されている状況に鑑み、いきなり別添図を実現化するカリキュラムが整備されて実施されることを目指すのではなく、別添図にもとづくカリキュラムに沿った科目（その教育研修を実現する教材も）が増えるよう、当プロジェクトの活動として予定している民事及び刑事実体法に関する理論研究、民事・刑事事実認定研究に関する活動内容が、ラオス国立大学の法学教育・N I Jの法曹養成研修・各実務機

⁴⁰ 2019年6月を指すが、本稿執筆時点である2020年1月時点でも同様の認識である。

⁴¹ ラオス国立大学（チャンパサック大学）、N I Jのカリキュラム（教育・研修制度）を改訂する場合には、スポーツ教育省の認可が必要となるが、スポーツ教育省は当プロジェクトのCP機関ではない。

⁴² 当プロジェクトのアドバイザーグループ（民法典SWG、教育研修改善SWG）、J I C A本部、法務省法務総合研究所国際協力部（I C D）等を指す。

関におけるOJT研修に反映されるように根気強く提言していくことを目指すべきと考えている。なお、当職個人としては、特に、ラオス国立大学を中心とするラオスの大学において、ラオスには現在存在しない「ラオス法学」という学問を誕生させ、カリキュラムに反映させる（すなわち「本活動」である。）旨提言できるかが非常に重要になると考えている。

その上で、当プロジェクトは、本活動を含む上記各活動を当プロジェクトの3つのSWGの今後の活動内容・計画に即して考えると、

- 1) 本SWGが、「カリキュラム改善に向けた提言検討（「ラオス法学入門」の成立に向けた研究を含む）」、「民事・刑事事実認定に関する教科書や問題集や模擬事件記録教材の作成、TOTの実施」
 - 2) 刑事法SWGが「刑法典理論の研究^{43 44}」
 - 3) 民事法SWGが「民法典理論の更なる研究⁴⁵」
- を担当するのが良いと考えた。

当プロジェクトは、以上の経緯で本活動を当プロジェクト活動である「法学教育・法曹養成研修改善活動」の一つとして取り組むことを決め、2019年7月以降、本活動を開始したものである。

4 おわりに

当プロジェクトは、上記の通りの経緯で、2019年7月から本活動を開始した。本活動を担当する本SWGは、2019年12月に実施した本邦研修において、内田先生から「日本における法学の誕生と法学の意義」というテーマでご講演をいただく機会があった。講演の趣旨は、本活動を開始し、ラオスの法学教育・法曹養成研修改善活動の一環として「ラオス法学の誕生」を目指す本SWGに対し、前記内田先生のご著書の内

⁴³ 当職個人としては、法学部（NIJの法科大学部門含む）の学生向けの刑法典の教科書作成が良いと考えている。ラオス国立大学法政治学部及びNIJは、2018年に施行された刑法典に準拠した教科書の作成（既存の教科書の改訂）を予定しており、これに対する日本の支援を求めている。もっとも、ラオス民法と異なり、日本にはこれまでラオス刑法の支援（研究）を実施した実績がほとんどなく、さらに、ラオス特有の問題として、法起草時の情報（起草の経緯を把握することが可能となる資料）が乏しいことから、民法支援に比べて、教科書作成に取り組むにあたり克服すべき問題点は多いとの認識を持っている。

⁴⁴ 2019年10月、法務省法務総合研究所とNIJが、2018年12月に締結した協力覚書（MOU）に基づく活動として、将来的な大学生向けのラオス刑法典の教科書作成も視野に入れた上での、両国の刑法の比較研究する「日・ラオス刑法比較ローフォーラム」を実施し（当プロジェクトも後援機関として参加。）、今後も継続することを検討している。なお、ローフォーラムの詳細は、伊藤浩之「ラオス国立司法研修所と法務総合研究所との間の共同セミナー開始」（ICD NEWS 81号）を参照されたい。

⁴⁵ 当職個人としては、法学部（NIJの法科大学部門を含む）の学生向けの民法典の教科書作成が良いと考えている。ラオス国立大学法政治学部及びNIJは、2018年12月に成立した民法典に準拠した教科書の作成（既存の教科書の改訂）を予定しており、これに対する日本の支援も求めている。ラオス刑法と異なり、日本はこれまで「民法教科書作成」、「民法事例問題集・ハンドブック作成」、「民法典起草」、「民法典条文解説集（リサーチペーパー）作成」という形でラオス民法の研究を様々な形で実施してきているため、これらの成果を活かすことが可能との認識を持っている。

容，すなわち，日本人が日本の法学を生み出すまでの苦勞と共に，法学という学問をもつことが日本の法実務にとってどのような意味があるかをご説明いただくというものであった。内田先生からは，講演の最後に，本SWGメンバーに対し，「ラオスにおいて必要とされる法学は，日本において必要とされる法学と異なるので，ラオスの法学はラオス人自ら作り上げるしかない。」旨の激励のメッセージもいただいた⁴⁶。

明治期に「法」という概念に初めて触れた日本人が，「法」を理解するのに非常に苦勞したように，おそらく，いまだ「法学」という概念が存在しないラオス人にとっても，内田先生が講演で言及された「法学の重要性（法学が法実務（司法）にとってどのような意味を持つか）」を理解することは難しかったものと推測する。もっとも，現在のラオスにおいて法が適正に運用されておらず，それがラオス司法界の課題の一つであることは本SWGメンバーを含むラオス司法界に関わる人々の共通の認識である。当職は，このような課題が認識（共有）されている限りにおいて，ラオス人においても，内田先生のご講演の趣旨，すなわち，ラオス法学を誕生させることがラオス法実務（司法）を改善させる一つの方法になることを理解する日が遠くない未来に来るものと確信している。当職は，内田先生がご講演において，20年にわたって続いてきたラオスの法整備支援の特徴について，「ラオスにおける日本の法制度整備支援では，法理論を作る法学者ではなく法理論を運用する法律実務家である専門家から，法理論の重要性が指摘されていることが興味深い。この指摘は，法の支配とは，法典を作り，司法制度を作り，人材を養成すれば達成できるものではなく，それを支える理論，さらには法学がないと立ちいかないことを意味する。法制度整備支援に関わる法律実務家が経験にもとづく言葉として語っているところが興味深い。」と述べられたことで，ラオス司法界の課題が解決しない疑問点に関する当職なりの答え（内田先生のご著書を読んで見つけた糸口をたどっていった結果発見した当職なりの回答）をもつことができた気がし，視界がパッと開ける感じがした。それと同時に，当職は，その視界の前に広く深い世界が存在することも感じた。

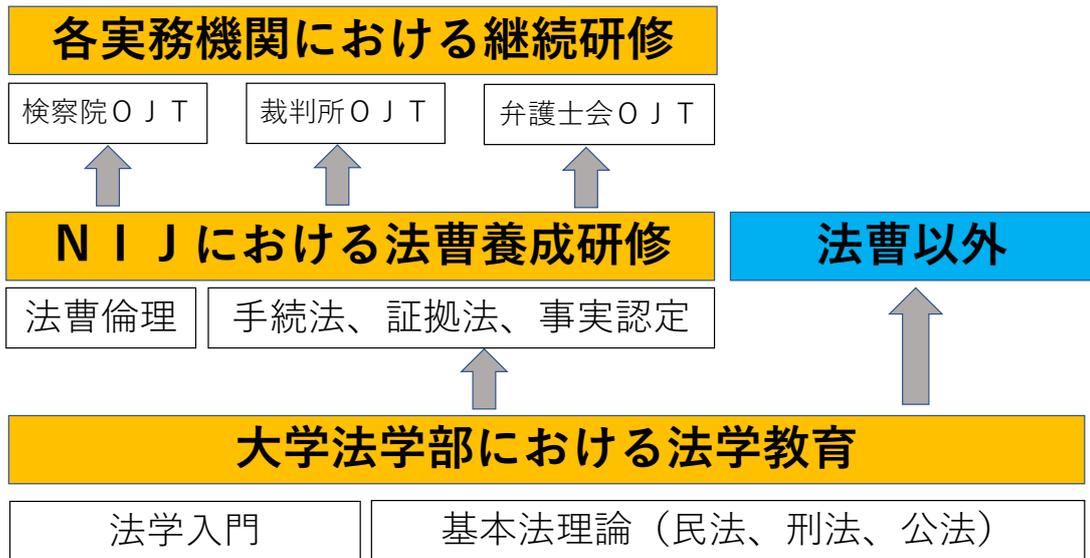
法制度整備支援の専門家の役割はよく明治維新期に来日し日本の近代化に尽力したボワソナードなどの外国人法律家の役割に似ていると説明される。当職も，様々な方からそのような説明を聞き，明治維新期に思いを馳せて，自分にもそのようなことができればと考え，この仕事を志した。そして，当職は，上記3までで述べてきた経緯で本プロジェクトの活動として本活動を開始することとなった時，大変僣越ながら，本活動における専門家としての自らの役割は，明治維新期の外国人法律家の役割と少なからず重なり合う面があるように考え，その責任の重さと共に大きなやりがいも感じた。

当職はこのような貴重な機会を得た幸運に感謝し，当職の任期満了まで⁴⁷，本活動に全力で取り組み，次の方に業務を託したいと考えている。

⁴⁶ 2019年12月実施の本SWGを対象とする本邦研修の詳細は，氷室隼人「ラオス第4回本邦研修（教育・研修改善）」（本誌122ページ）を参照されたい。

⁴⁷ 2020年3月末の予定である。

ラオスにおける法学教育・法曹養成研修



中国民法総則の制定について（5）

J I C A 長期派遣専門家
弁護士 白 出 博 之

II 中国民法総則の条文について

第四章 非法人組織

【非法人組織の定義・範囲】

第102条 非法人組織は、法人資格を有しないが、法に基づき自己名義で民事活動を行うことができる組織である。

2 非法人組織は、個人独資企業、パートナーシップ企業、法人格を有しない専門サービス機構等を含む。

本条は非法人組織の定義及び範囲に関する規定である（新設）。

- 1) 中国の経済社会の発展に伴い、実際の生活では法人資格のない大量の組織が自己名義により各種の民事活動を行っている。これらの組織に対して民事主体の地位を付与することは、同組織が民事活動を実施する上で有益であり、その他の法律規定¹ともリンクできる。そこで本法第四章では、自然人、法人以外の第三の民事主体として「非法人組織（法人でない組織）」について「法人資格を有しないが、法に基づき自己名義で民事活動を行うことができる組織」と定義したうえで一連の関連規定を置いている。
- 2) 本条1項は非法人組織の定義規定であり、非法人組織の特徴は次のとおりである。①非法人組織は自然人とは異なる一種の組織体であり、これは非法人組織と法人の共通点である。②非法人組織は法人資格を有しない。非法人組織と法人の最大の違いは、非法人組織は独立して民事責任を負担できず、非法人組織の責任は、最終的に設立者又は出資者が無限責任を負う点である。③法人と同様に、非法人組織は自己名義により民事活動を行うことができ、非法人組織は権利能力・行為能力を有し、民事権利を享有・行使し、民事義務を負うことができる。
- 3) 本条2項は非法人組織の範囲に関する規定であり、個人独資企業²、パートナー

¹ 例えば民事訴訟法48条「1項：公民、法人及びその他の組織は、民事訴訟の当事者となることができる。」「2項：法人は、その法定代表者が訴訟を行う。その他の組織は、その主たる責任者が訴訟を行う。」、契約法2条「1項：本法における契約とは、平等な主体である自然人、法人、その他の組織の間において、民事権利義務関係を発生させ、変更し、又は消滅させる合意をいう。」参照。但し、「その他の組織」と「非法人組織」の内包・外延とは完全には一致しない。

² 個人独資企業法2条によると、個人独資企業は同法に従って中国国内に設立され、1名の自然人が出資し、財産は出資者個人が所有し、出資者がその個人財産により企業債務に対して無限責任を負う経営実体である。

シップ企業³，法人資格を有しない専門サービス機構⁴等の典型的な非法人組織を
列挙している。本項では数種類の典型的な非法人組織のみを列挙しているため、
その他組織体が非法人組織に属するか否かは、具体的状況に基づき判断する必要
がある。例えば、中外合作経営企業法及び外資企業法の規定によると、中外合作
経営企業、外資企業は中国法の法人要件に関する規定に適合する場合にのみ、法
に基づき中国の法人資格を取得できるが、法人要件に適合しない場合は、非法人
組織に属する。

※参考文献⁵ ①324-327頁，②341-344頁，③269-271頁，④244-247頁参照。

【非法人組織の設立手続】

第103条 非法人組織は、法律の規定に従って登記しなければならない。

2 非法人組織の設立について法律、行政法規の規定が関係機関の許認可を必要とする場合、その規定による。

本条は非法人組織の設立手続に関する規定である（新設）。

1) 本条1項は非法人組織設立のための登記手続に関する規定である。この点、立法過程では非法人組織を設立する場合に一律に登記を行う必要があるか否かについて異なる意見が存在した。全ての非法人組織に登記による設立を要求する必要はなく、特に一部の分散型組織に対しても登記を要求するのは厳格過ぎるとの意見があった。また非法人組織は一種の独立した民事主体類型であり、登記によって初めて取引の相手方は識別することができることから、非法人組織に登記による設立を要求することが取引安全の維持に有益との意見もあった。上述の各意見を総合した結果、本条では、非法人組織は法律規定に従って登記しなければならない旨を定める。

例えば非法人組織に関わる「パートナーシップ企業法」9条では、パートナーシップ企業の設立を申請する場合、企業登記機関に登記申請書、パートナーシップ契約書、パートナーの身分証明等の文書提出を必要とする。また「個人独資企業法」9条では、個人独資企業の設立を申請する場合、出資者又はその委託を受けた代理人が個人独資企業所在地の登記機関に設立申請書、出資者の身分証明、

³ パートナーシップ企業法2条によると、パートナーシップ企業は自然人、法人及びその他組織が本法に従って中国国内で設立した一般パートナーシップ企業及び有限パートナーシップ企業である。

⁴ 法人資格を有しない専門サービス機構としては主に法人資格を有しない弁護士事務所（法律法15条2項）、会計士事務所（公認会計士法23条）等である。

⁵ 引用参考文献は①李適時主編、張榮順副主編『中華人民共和國民法総則釈義』（法律出版社・2017）、②張榮順主編『中華人民共和國民法総則解説』（中国法制出版社・2017）、③賈東明主編『中華人民共和國民法総則 解釈と適用』（人民法院出版社・2017）、④石宏主編『中華人民共和國民法総則 条文説明、立法理由及び関連規定』（北京大学出版社・2017）である。

生産経営場所の使用証明等の文書提出を必要とする。

- 2) 本条2項は非法人組織設立のための前置手続である許認可に関する規定である。つまり非法人組織を設立する場合に関係機関の許認可を要する旨を法律、行政法規が規定する場合⁶には、法律、行政法規の規定に従って関連手続を行わなければならない。従って、法律、行政法規のみが非法人組織の設立のための許認可手続について規定する権限を有し、地方性法規、規章等のその他規範性文書では非法人組織設立の関連手続について規定できない。

※参考文献 ①327-328頁、②344-346頁、③272-273頁、④247-248頁参照。

【非法人組織の民事責任】

第104条 非法人組織の財産が債務の弁済に不足する場合、その出資者又は設立者は無限責任を負う。法律に別段の規定がある場合、その規定による。

本条は非法人組織の民事責任に関する規定である（新設）。

- 1) 非法人組織の民事責任の負担につき、立法過程では非法人組織の債務はまず非法人組織が処分権を有する財産で弁済し、不足部分は出資者又は設立者が責任を負担すべきであり、そうしてこそ非法人組織の独立した民事主体としての価値を十分具現化できるとの意見があった。また非法人組織そのものは必ずしも独立した財産所有権を有しないため、非法人組織の債務負担順序を規定すべきではなく、債権者は非法人組織又は出資者、設立者のいずれかを選択して責任負担を請求可能にすべしとの意見もあった。さらに、非法人組織の債務負担について、現行の法律規定は必ずしも一致しておらず、具体的状況に基づき個別具体的に判断する必要があるから、一概に論ずべきでないとの意見もあった。

上述の各意見を総合して、本条では非法人組織の民事責任負担について規定する。非法人組織の債務は、まず非法人組織がその処分可能財産によって弁済でき、弁済に不十分である場合、出資者又は設立者が非法人組織の債務に対して無限責任を負わなければならない⁷。

- 2) 非法人組織の民事責任負担につき、本法で設立者又は出資者が無限責任を負う旨の一般規定を定めるだけでなく、法律で特別規定を定めることができる。特別規定を定める法律としては「パートナーシップ企業法」「弁護士法」等がある。

まず、パートナーシップ企業の民事責任負担は、パートナーシップ企業の類型

⁶ 外資企業法6条、中外合作経営企業法5条、弁護士法18条、公認会計士法25条等参照。

⁷ 例えば「公認会計士法」23条2項では、パートナーはパートナーシップにより設立した会計士事務所
の債務に対して連帯責任を負い、「個人独資企業法」2条では、個人独資企業の出資者はその個人財
産により企業の債務に対して無限責任を負うと定める。

によって異なる。「パートナーシップ企業法」2条2項では「一般パートナーシップ企業は一般パートナーシップからなり、パートナーはパートナーシップ企業の債務について無限連帯責任を負う。本法に一般パートナーの責任負担形式について特別規定がある場合、その規定による」と定める。さらに同法39条では、パートナーシップ企業が期限到来債務を弁済できない場合、パートナーが無限連帯責任を負う旨を明確にする（さらに特殊な一般パートナーシップ企業に関する同法57条参照⁸）。同法2条3項によると、有限パートナーシップ企業は一般パートナー及び有限パートナーからなり、一般パートナーはパートナーシップ企業の債務に対して無限連帯責任を負い、有限パートナーはその引き受けた出資額を限度としてパートナーシップ企業の債務について責任を負う。

次に「弁護士法」16条によると、個人弁護士事務所の設立者は弁護士事務所の債務に対して無限責任を負い、同法15条2項によると、パートナーシップ弁護士事務所は一般パートナーシップ又は特殊な一般パートナーシップ形式により設立できる。これらの規定によれば、パートナーシップ企業及びパートナーシップ形式の弁護士事務所の民事責任について設立者が無限責任を負うか否かは、具体的状況に基づき判断する必要がある。

※参考文献 ①328-330頁、②346-348頁、③273-274頁、④248-250頁参照。

【非法人組織の代表者】

第105条 非法人組織は、当該組織を代表して民事活動を行う者を一人又は数人確定することができる。

本条は非法人組織の代表者に関する規定である（新設）。

- 1) 非法人組織は組織体として、法人と同様に、自然人を代表者として確定し、当該組織を代表して意思表示を行い、意思表示を受領し、民事活動を行う必要がある。非法人組織の代表者は、対外的に非法人組織名義によって民事活動を行い、相手方と民事法律関係を形成できる。
- 2) 本条によると、非法人組織の代表者は1名でも複数名でもよい。非法人組織の設立者、出資者は法に基づき非法人組織の定款又は関連契約によって非法人組織の代表者の人数・権限を確定できる。例えば非法人組織に関わる「パートナーシップ企業法」26条2項は、パートナーシップ契約の約定又はパートナー全員の決

⁸ パートナーシップ企業法57条によれば、特殊な一般パートナーシップ企業の1名又は複数名のパートナーが業務活動において故意・重過失によりパートナーシップ企業に債務を生じさせた場合、無限責任又は無限連帯責任を負い、その他のパートナーはそのパートナーシップ企業における財産持分を限度として責任を負う。パートナーが業務活動において故意・重過失によらずにパートナーシップ企業に生じさせた債務及びパートナーシップ企業のその他債務は、パートナー全員が無限連帯責任を負う。

定に従って、1名又は複数名のパートナーに委託し、対外的にパートナーシップ企業を代表してパートナーシップ事務を執行させることができる旨を定める。「中外合作経営企業法実施細則」31条では、董事長又は主任は合作企業の法定代表者であり、董事長又は主任が特別な原因により職務を履行できなくなった場合、副董事長、副主任又はその他董事、委員に権限を付与し、対外的な合作企業の代表者としなければならない旨を定める。「外資企業実施細則」24条では、外資企業の法定代表者はその定款規定に従って、外資企業を代表して職権を行使する責任者であり、法定代表者がその職権を履行できない場合は、書面形式により代理人に委託し、その職権の行使を代行させなければならない旨を定める。

※参考文献 ①330-331頁、②348-349頁、③274-275頁、④250-251頁参照。

【非法人組織の解散事由】

第106条 次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、非法人組織は解散する。

- (一) 定款に定める存続期間が満了し、又は定款に定めるその他の解散事由が現れたとき
- (二) 出資者又は設立者が解散を決定したとき
- (三) 法律が規定するその他の状況

本条は非法人組織の解散事由に関する規定である（新設）。

- 1) 非法人組織の解散は、非法人組織の終了原因であり、非法人組織の民事主体資格が喪失し、権利能力及び行為能力を喪失することを意味する。非法人組織の解散事由は非法人組織の解散をもたらす法律事実である。
- 2) 本条によると、非法人組織の解散事由は次のとおりである。
 - ①非法人組織の定款に定める存続期間が満了すること（第1号前段）：非法人組織を設立した際に、設立者又は出資者が定款で存続期間を明確に規定し、存続期間が満了した後、設立者又は出資者に非法人組織の存続を継続する意思がない場合、非法人組織は解散しなければならない。
 - ②非法人組織の定款に定めるその他解散事由が発生すること（第1号後段）：非法人組織は出資者又は設立者の合意により形成された組織体であり、その出資者又は設立者は私的自治原則に基づき、非法人組織を設立する際に、特定事由が発生した場合に非法人組織が解散する旨を定款で取り決めることができる。約定した解散事由が一旦発生した場合、非法人組織は解散しなければならない。
 - ③出資者又は設立者が解散を決定すること（第2号）：非法人組織の存続期間に、出資者又は設立者が、非法人組織を設立するという目的が既に実現し、実現不

能であることが判明し、又はその他事由により非法人組織の存続の継続を希望しない場合、自己の意思に従って非法人組織の解散を決定できる。

- ④法律に定めるその他解散事由があること（第3号）：非法人組織の解散につき、異なる種類の非法人組織について、関連法ではその解散事由に関する規定を置いている（パートナーシップ企業法85条、個人独資企業法26条参照）。

※参考文献 ①331-332頁、②349-351頁、③275-276頁、④251-252頁参照。

【非法人組織の清算】

第107条 非法人組織が解散する場合、法に基づき清算を行わなければならない。

本条は非法人組織の清算に関する規定である（新設）。

- 1) 非法人組織の清算は、非法人組織の解散後に、法に基づき清算人を確定し、既存業務を整理、終了し、債権債務関係を終了する活動である。非法人組織の清算については各関連法にも特別規定がある。

例えば、「個人独資企業法」第四章では個人独資企業の解散と清算手続について規定しており、個人独資企業が解散した後は出資者が自ら清算を行うか又は債権者が人民法院に清算人の指定及び清算の実施を申し立て、清算人は債権者に債権を申告するよう通知しなければならない旨を定め、さらに個人独資企業財産の弁済順序について定める。清算期間中、個人独資企業は清算目的と関係のない経営活動を行ってはならず、債務弁済前に、出資者は財産を移転、隠匿してはならない。清算終了後、登記機関で抹消登記手続を行わなければならない。また「パートナーシップ企業法」にはパートナーシップ企業の清算に関する具体的規定があり、パートナーシップ企業が解散する場合、清算人が清算を行わなければならない、清算人はパートナー全員、一部のパートナー、又は人民法院が指定した者が就任する（同86条）。パートナーシップ企業の清算人が執行する事務は、①パートナーシップ企業の財産を整理し、貸借対照表・財産リストを個別に作成する。②関連パートナーシップ企業の終了していない事務を清算、処理する。③未納税金を納付する。④債権・債務を整理する。⑤パートナーシップ企業の債務弁済後の残余財産を処理する。⑥パートナーシップ企業を代表して訴訟又は仲裁活動に参加する（同87条）。清算が終了した場合、清算人は清算報告を作成し、パートナー全員が署名捺印した後、15日以内に企業登記機関に清算報告を提出し、パートナーシップ企業の抹消登記手続を申請しなければならない（同90条）。

以上のように、法律に特定の非法人組織の清算に関する特別規定がある場合、清算人は当該規定に従って清算活動を行わなければならない。

- 2) 出資者・設立者は、非法人組織に解散事由が発生した後、非法人組織を解散し、清算人を指定し、清算活動を行わなければならない。非法人組織の清算人は、非

法人組織の設立者・出資者が確定し、又は法律所定の方式に従って確定できる。清算人は非法人組織の出資者・設立者、設立者・出資者が委託した者、又は法律に定めるその他の者のいずれでもよい。清算人の職責は、通常、既存業務の終了、債権回収、債務弁済及び残余財産の引継ぎ等を含む。清算期間中、非法人組織は清算目的と関係のない活動を行ってはならない。非法人組織の清算完了後、法に基づき登記を行う必要がある非法人組織は、登記機関で抹消登記手続を行う必要があり、抹消登記手続の完了後に非法人組織は終了消滅する。

※参考文献 ①332-333頁、②351-352頁、③276-277頁、④252-254頁参照。

【法人規定の参照適用】

第108条 非法人組織には、本章の規定を適用するほか、本法第三章第一節の關係規定を参照適用する。

本条は法人規定の参照適用に関する規定である（新設）。

非法人組織は独立した民事主体として、一定の特殊性を有するが、法人に相對する民事主体として、非法人組織は同様に組織体としての法人との間に多くの類似性を有する。本章では非法人組織の一般規定のみを規定しているが、規定のない非法人組織の住所、清算手続、支部組織等については、第三章「法人」第一節「一般規定」の關係規定を参照適用する。

※参考文献 ①333-334頁、②353頁、③278頁、④254頁参照。

第五章 民事權利

民事權利の保護は、民事立法における重要な任務であり、民法總則第五章では「民事權利」として民事權利の種類、内容、權利の取得と行使等を規定する（109条-132条）。その目的は、公民の權利保障の法治化を実現すること、及び財産權保護制度の整備に関する党中央委員會の要求を徹底して実施し、民事權利の尊重を強調し、民事權利の保護を強化し、民法典各分編と民商事特別法が具体的に規定している民事權利に根拠を提供する点にある。

【人身の自由、人格の尊嚴】

第109条 自然人の人身の自由、人格の尊嚴は、法律の保護を受ける。

本条は自然人の人身の自由、人格の尊嚴は法律で保護される旨の規定である（新設）。

1 立法理由・背景

憲法では人身の自由、人格の尊嚴を高度に重視して特に規定されている。「中華人民共和國憲法」37条は「中華人民共和國公民の人身の自由は侵害を受けない。」「いかなる公民も、人民檢察院の承認もしくは決定又は人民法院の決定のいずれかを經て、

公安機関が執行するのでなければ、逮捕されない。」「不法な拘禁及びその他の方法による公民の人身の自由を不法に剥奪又は制限することを禁止し、公民の身体に対する不法な検査を禁止する。」とし、同38条は「中華人民共和国公民の人格の尊厳は、侵害されない。いかなる方法によっても公民を侮辱、誹謗又は誣告して陥れることを禁止する。」と定める。これらに基づいて、民法総則では第五章「民事権利」の冒頭でこれに関する特別規定を置き「自然人の人身の自由、人格の尊厳は、法律の保護を受ける」と明確に規定している。

2 条文説明

- 1) 人身の自由は、自然人が社会の各活動に自主的に参加し、各種の社会関係に参加し、その他人身権及び財産権を行使することを基本的に保障するものであり、自然人がその他全ての権利を行使するための前提であり基礎でもある。
- 2) 人格の尊厳は、人身権に関する重要な内容であり、氏名権、名誉権、栄誉権、肖像権、プライバシー権等に関わる。人格の尊厳は侵害を受けないことが、自然人の人としての基本的条件の1つであり、社会文明の進歩を示す基本的内容である。
- 3) 一部の国・地域の民法も、人格の尊厳又は自由に関する規定を置いている。例えばフランス民法典16条は、法律は人の至上の地位を確保し、人の尊厳に対するいかなる侵害も禁止し、一人一人が生命の開始した時点から尊重されることを保証する旨を定め、日本民法2条では、本法は個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として解釈しなければならないと定める。中国台湾地区民法17条2項は、自由の制限は、公の秩序及び善良の風俗に反しないことを限度とする旨規定する。このように、人身の自由、人格の尊厳は自然人の重要な権利である。

※参考文献 ①335-338頁、②354-357頁、③279-281頁、④255-257頁参照。

【民事主体の人格権】

第110条 自然人は、生命権、身体権、健康権、氏名権、肖像権、名誉権、栄誉権、プライバシー権、婚姻自主権等の権利を享有する。

2 法人、非法人組織は、名称権、名誉権、栄誉権等の権利を享有する。

本条は民事主体の人格権に関する規定である。人格権は民事主体の人格上に存在する権利であり、民事主体がその特定の人格に対して有する権利である。

1 立法理由・背景

- 1) この点、2016年2月意見募集稿では、人身権が財産権の後に規定されていたが、意見募集過程では本法2条・民法の調整対象に関する規定と一致させて、本章の民事権利に関する規定では人身権を前にして財産権を後にすべしとの意見があった。検討の結果、同意見が採用され、草案一審稿以後の民事権利の章では、

人身権を前にし、財産権を後にする順序で規定されている。

- 2) 立法過程では、信用は民事主体の経済能力に対する社会的評価であり、信用権は市場経済における重要な権利であって「信用権」を独立の人格権として規定すべしとの意見もあった。また民法通則及び権利侵害責任法では名誉権について規定しており、信用毀損は名誉毀損における一状況であるとの意見もあった。理論的に言えば、信用は民事主体の経済能力に対する社会的評価であり、名誉は民事主体の品性・人徳、才能その他素質に対する社会的な総合評価であり、それには信用の内容が既に含まれており、他人の名誉を毀損した場合と他人の信用を毀損した場合の民事責任も同様であり、信用を名誉から分離して単独に規定する必要はない。実務状況から見ると、司法実務では名誉権に対する保護を通じて信用に対する保護が行われており、実際のニーズを満たすこともできる。以上のことから、本条では信用権について規定していない。

2 条文説明

(1) 自然人の人格権（本条1項）

- 1) 生命権：自然人の生命の安全の利益を内容とする権利であり、それは生命の安全及び生命の維持を客体として、人の生命活動の継続維持を基本的内容とする。生命権は自然人が有する最も基本的な人格権である。この点、「民法通則」98条は、公民は「生命健康権」を有する旨を定めていた。しかし、生命権と健康権では権利内容に違いがあり、現行「権利侵害責任法」でも既に生命権と健康権を2種類の異なる民事権利として規定していること（同法2条2項）から、本条では権利侵害責任法の規定を踏襲して、生命権及び健康権とを分けて規定している。
- 2) 身体権：自然人がその身体の組織の完全な状態を保持し、肉体、器官及びその他身体組織を支配する権利である（新設）。生命の担い手として自然人の身体は法律上保護され、いかなる者も不法に侵害してはならず、「身体」には頭部、胴体、四肢、器官及び毛髪・爪等が含まれる。身体権は生命権、健康権とも密接な関係があり、自然人の身体への侵害はしばしば自然人の健康を害し、さらにはその生命を奪う。しかし生命権、健康権と身体権が保護する自然人の具体的な人格利益には違いがあり、生命権は自然人の生命継続の保護を内容とし、健康権は身体各組織及び全体機能の正常状態の保護を内容とし、身体権は身体組織の完全な状態及び身体組織に対する支配の保護を内容とする。他人が自然人の身体を侵害して自然人の組織・機能を不正常状態に至らしめた場合、侵害を受けるのは自然人の健康権であって身体権ではない。他人が自然人の身体を侵害したが自然人の組織・機能の正常状態を侵害していない場合、侵害を受けるのは自然人の身体権のみであり、健康権ではない⁹。

⁹ 例えば、甲が乙の同意を得ずに乙の長髪を切った場合は、乙の身体の組織及び機能は正常であって侵害を受けていないが、甲は乙の自己の身体組織の完全な状態及び身体組織に対する支配を侵害したことより、乙の身体権を侵害したことになる（参考文献①339頁参照）。

- 3) 健康権：自然人がその肉体の生理的機能が正常に働き、作用が完全な形で発揮される状態を維持することを内容とする権利である。
- 4) 氏名権 [姓名権]：自然人が自己の氏名を決定、使用し、規定に従って変更する権利である。「民法通則」99条1項では、公民は氏名権を有し、自己の氏名を決定、使用し、規定に従って変更する権利を有し、他人による干渉、盗用、詐称を禁止していた。
- 5) 肖像権：自然人が自己の肖像に具現化された精神的利益及び物質的利益に対して有する権利である。「民法通則」100条では、公民は肖像権を有し、本人の同意を得ずに、営利を目的として公民の肖像を使用してはならない旨を規定していた。
- 6) 名誉権：自然人がその自己の属性及び価値により獲得した社会的評価について、それらを保有し、維持する権利である。「民法通則」101条では、公民、法人は名誉権を有し、公民の人格の尊厳は法律で保護され、侮辱、誹謗等の方式による公民、法人の名誉を侵害することを禁止していた。
- 7) 榮譽権：自然人がその獲得した榮譽及びその利益を保持、支配する権利である。「民法通則」102条では、公民、法人は榮譽権を有し、公民、法人の榮譽称号の不法な剥奪を禁止していた。
- 8) プライバシー権：自然人の個人生活の平穩と個人生活の情報が法により保護を受け、他人に侵害、了知、使用、開示及び公開されない権利である（新設）。

中国民法においてプライバシー権が規定されるまで、以下の過程が存在した。まず、1986年「民法通則」101条は、公民、法人は名誉権を有し、公民の人格の尊厳は法律で保護され、侮辱、誹謗等の方式による公民、法人の名誉侵害を禁止する旨を規定した。同120条は、公民の氏名権、肖像権、名誉権、榮譽権が侵害された場合、侵害停止、名誉回復、影響除去、謝罪を要求する権利を有し、損害賠償を求めることができる旨を定めた。次に、1988年『「民法通則」の貫徹執行における若干問題に関する最高人民法院の意見（試行）」140条1項では「書面、口頭等の形式により他人のプライバシーを吹聴する、又は事実を捏造し公然と他人の人格を貶める、及び侮辱、誹謗等の方式により他人の名誉を侵害し、一定の影響を与えた場合、公民の名誉権を侵害する行為であると認定しなければならない」と定めた。2001年「民事権利侵害による精神的損害賠償責任の確定における若干問題に関する最高人民法院の解釈」1条2項では、社会公共利益、社会道徳に反して、他人のプライバシー又はその他人格的利益を侵害し、被害者が権利侵害を理由に人民法院に訴訟を提起し、精神的損害賠償を請求した場合、人民法院は受理しなければならない旨を定めた（当時は法律に明確な規定がなかったことから、司法機関はプライバシー権について主に間接保護方式を採用していた）。

1990年代初頭、未成年者保護法、婦女權益保障法では、「いかなる組織及

び個人も未成年者の個人のプライバシーを開示してはならない」、「婦人の名誉権及び人格の尊厳は法律で保護される。侮辱、誹謗、プライバシーの吹聴等の方式による婦人の名誉及び人格の毀損を禁止する」と規定していた。その後、一部の法律でも相次いでプライバシーの表現が用いられた。2005年「婦女権益保障法」改正時に、「婦人の名誉権、栄誉権、プライバシー権、肖像権等の人格権は法律で保護される」と規定されたが、これは法律上初めて「プライバシー権」の表現が明確に用いられた例である。さらに2009年「権利侵害責任法」2条1項は、民事権益を侵害した場合、本法に従って権利侵害責任を負わなければならない旨を定め、同第2項で列挙する民事権益にはプライバシー権が含まれ、これによってプライバシー権が民事権利として民事基本法で明確にされた¹⁰。このようにプライバシー権は民事権利の1つとして既に立法、司法、理論において共通認識となっていることから、今回の民法総則制定では本条にプライバシー権の関連規定が追加されたものである。

プライバシー権の特徴は次のとおり。①プライバシー権の内容は秘密性を有し、権利者はその公開を望まず、又は他人による不法な干渉を望まない。②プライバシー権の内容は真実性を有し、客観的に存在する事実である。これにより名誉権の侵害行為とプライバシー権の侵害行為は区別され、プライバシー権侵害事件において、加害者はその公開した事実が真実であることを理由に責任を免れることはできず、事実を捏造、歪曲し、他人のイメージを侵害する行為は名誉権侵害に属し、当事者が公開を望まない事実に関する状況を散布する行為はプライバシー権侵害に属する。③プライバシー権は他の民事権利と同様に、その保護は公共利益の制限を受ける。プライバシー権の主張は法律の強行規定及び公序良俗に反してはならず、他人の権利利益を侵害してはならない。

9) 婚姻自主権：自然人の結婚、離婚の自由が他人の干渉を受けない権利である。

「民法通則」103条は、公民は婚姻自主権を有し、売買婚、許婚及び婚姻の自由に干渉するその他行為を禁止する旨を、「婚姻法」3条1項は、「許婚、売買婚及び婚姻の自由に干渉するその他行為を禁止する。婚姻を利用した財物の取立てを禁止する。」と定めていた。

(2) 法人、非法人組織の人格権（本条2項）

- 1) 名称権：この点、「民法通則」99条2項では、法人、個人商工業世帯、個人パートナーシップは名称権を有し、企業法人、個人商工業世帯、個人パートナーシップは自己の名称を使用し、法に基づき譲渡する権利を有する旨規定していた。
- 2) 名誉権：法人、非法人組織がその自己の属性及び価値により獲得した社会的評

¹⁰ 権利侵害責任法36条は、インターネットユーザー、インターネットサービスプロバイダはインターネットを利用して他人の民事権益を侵害した場合、権利侵害責任を負担すべき旨を規定するが、これにはインターネットユーザーによる他人のプライバシー権侵害も含まれ、プライバシー権者は同法に基づき侵害者に侵害停止、謝罪、損害賠償等を求めることができる。

価について、それらを保有し維持する権利である。

3) 栄誉権：法人，非法人組織がその獲得した栄誉及び利益を保持，支配する権利である。

※参考文献 ①338－343頁，②357－362頁，③282－286頁，④257－262頁参照。

【個人情報保護】

第111条 自然人の個人情報は、法律の保護を受ける。いかなる組織及び個人も、他人の個人情報を取得する必要がある場合、法律に基づき取得し、かつ情報の安全を確保しなければならない。不法に他人の個人情報を収集、使用、加工、伝達してはならず、不法に他人の個人情報を売買、提供又は公開してはならない。

本条は自然人の個人情報は法律で保護される旨の規定である（新設）。

1 立法理由・背景

立法過程では、一部の常務委員会委員，部門，法学研究組織，一般大衆から，実務において一部の組織及び個人が公民の個人情報を不法に取得し，個人情報を売買し，又は不法に他人に提供し，社会に重大な危害を生じていることから，個人情報保護について強調すべしとの意見があった。検討の結果は次のとおり。個人情報に関する権利は，現代の情報社会において公民が有する重要な権利であり，個人情報保護を明確にすることは公民の人格の尊厳を保護し，公民が不法な侵害を受けないようにし，正常な社会秩序を維持することによって現実的意義を有する。そこで民事権利の章で単独条項の形式により，自然人の個人情報は法律の保護を受けること及びその他民事主体たる自然人の個人情報保護に関する義務について明確に規定したものである。

2 条文説明

(1) 自然人の個人情報が法律で保護されること（本条前段）

1) 個人情報：情報社会において，人の存在は身長，性別等の生物個体が持つ特性に関する情報に関わる以外に，氏名，職業，宗教・信仰，消費性向，生活習慣等の社会の構成員としての人の基本的な社会・文化情報にも関わっており，情報形式の記録を有する人類活動が次第に増加している。

2016年「サイバーセキュリティ法」76条5号によれば，自然人の個人情報とは，電子方式又はその他方式で記録した単独又はその他情報と組み合わせて自然人個人の身元を識別できる，自然人の氏名，生年月日，身分証明書番号，個人の生体認証情報，住所，電話番号等を含み，それらに限らない各種情報をいう。個人情報の主体は自然人であり，電子的方式又は文字，図表，画像記録等のその他方式により，単独又はその他情報と組み合わせて自然人個人の身元を識別でき

る¹¹。

2) 個人情報とプライバシー権：個人情報とプライバシー権の概念にはある程度の重複が存在する。プライバシー権とは自然人の個人生活の平穏と個人生活に関する情報は法に基づき保護され、他人に侵害、了知、使用、開示及び公開されない権利である。プライバシーと個人情報は範囲が交差し、重複する部分はプライバシー情報と呼ばれ、権利主体が他人に知られたくない病歴、犯罪歴等の個人情報をいうが、個人情報には他人に知られたくないプライバシー情報のほかに、公開できる氏名、性別等のプライバシー以外の情報も含まれる。さらに、プライバシーは主観的なものであり、身長、住所、電話番号等の個人情報について、プライバシーとみなす者もいれば、公開できる情報とみなす者もいる。中国の現行法制度に関わるプライバシー権は、生命権、健康権、氏名権、名誉権、栄誉権、肖像権と並列の概念であり、その範囲は米国法よりも遥かに狭い。一部の個人情報の侵害行為は、必ずしもプライバシー侵害を構成しない¹²。

権利内容及び救済方式から言うと、プライバシー権とは私生活が尊重を受ける権利であり、消極的、受動的及び防御性の特徴が多く見られる、それは侵害行為又は侵害可能性を前提とし、人格の尊厳維持を目的として、一般的に財産的利益を有しない。他方、個人情報が保護される権利は、世界主要国の法律から見ると、一種の積極的、主体的な請求権とされ、個人情報が不法に収集、処理されない旨の内容が含まれるだけでなく、権利主体がその個人情報を積極的に管理する旨の内容も含まれる（例えば権利者はその個人情報につき他人が収集、処理及び利用することができるか否か、どのように利用するかを決定する権利、情報処理者に不正確、不完全な個人情報を修正し、情報の質を保証する旨要求する権利、商業目的の個人情報利用に対し報酬を獲得する権利等である）。

3) 中国法の個人情報保護関連規定：中国の立法機関は自然人の個人情報保護を高度に重視しており、個人情報保護に関する法律規定を絶えず整備している。現在、個人情報保護は多くの法律に関わっている。権利侵害責任法では伝統的な民事権利の観点から、氏名権、名誉権、肖像権、プライバシー権は法律上保護される民事権利に属し、上記権利を侵害した場合、法に基づき権利侵害責任を負担すべき旨を明記する。2012年12月全国人大常務委員会は「ネットワーク情報の保

¹¹ 法律上の名称につき、EU諸国の多くでは「個人データ」、日本、ロシア、韓国では「個人情報」が用いられ、中国台湾地区では「個人資料」「個人データ」概念が併用されている。「個人情報」「個人資料」「個人データ」の名称は異なるが、実質的意味は基本的に類似しており、いずれも情報の「識別可能性」に重点が置かれている。例えばEUの個人データ自動処理に関する保護条約では「既に識別された又は識別可能である個人に関するあらゆる情報」と定義する（参考文献①344頁参照）。

¹² 例えば自然人の氏名は当然個人情報に属するが、プライバシー権の保護客体ではない。また肖像も個人情報に属するが、他人の肖像を不当に利用した場合、プライバシー権ではなく肖像権侵害を構成する。さらに他人の情報を不当に削除、不完全に記録、誤って記録する、又は不実情報に基づいて他人の信用に誤った格付けを行う等の場合、全て他人の情報に関わる権利侵害行為に属するが、一般にプライバシー侵害には該当しない（参考文献①347頁参照）。

護の強化に関する決定」を採択し、そこではインターネット上の公民情報保護について体系的・全面的な規定が置かれ、インターネットサービスプロバイダその他企業事業組織が公民の個人電子情報を収集、使用するにあたり従うべき原則、秘密保持義務及び法律責任、関係部門が履行すべき職務について具体的に定めている。

さらに、多くの法律にも自然人の個人情報保護に関する規定がある（例えば「商業銀行法」29条の銀行の預金者の預金情報保護、「執業医師法」22条の医師の患者プライバシー保護、「住民身分証法」19条の国家機関又は関係組織は公民の個人身分情報を漏えいしてはならない規定等）。これらの法律・決定では異なる角度から各分野における自然人のプライバシー権及び個人情報を保護している。一方で、自然人のプライバシー権及び個人情報の侵害行為が深刻な分野では各当事者の権利義務が明確にされ、他方でプライバシー権及び個人情報を侵害した場合の民事責任、行政責任、刑事責任について規定し、ペナルティーが強化されている。

(2) その他民事主体の自然人の個人情報保護に関する義務（本条中段・後段）

- 1) いかなる組織・個人も他人の個人情報を取得する必要がある場合、法に基づいて取得し、情報の安全を確保する義務を負う（本条中段）。民事主体は正常な生活又は経営を行うにあたり、他人の個人情報を取得することは避け難く、例えば銀行、保険業、速達サービス業者が従事する経營業務は顧客による個人情報の提供を前提としており、民事主体は個人情報を取得した後に、技術的措置及びその他必要な措置を講じ、情報の安全を確保し、個人情報の漏えい、紛失を防止する義務を有する。
- 2) 他人の個人情報を不法に収集、使用、加工、伝送してはならず、他人の個人情報を不法に売買、提供、公開してはならない（本条後段）。この義務は法に基づき自然人の個人情報を取得する組織・個人だけでなく、法に基づかずに（法律の授権又は個人情報主体の同意を得ずに）個人情報を取得する組織・個人も対象となる。個人情報保護義務に違反した場合は、法に基づき民事責任、行政責任、刑事責任を負わなければならない。

※参考文献 ①343－350頁、②363－370頁、③286－290頁、④262－267頁参照。

【婚姻、家族関係から生じる人身権】

第112条 自然人の婚姻、家族関係等により生じる人身権は法律の保護を受ける。

本条は婚姻、家庭関係等により生じる自然人の人身権が法律で保護される旨の規定で

ある（民法通則104条対照）¹³。

1) この点、立法過程では、婚姻、家庭関係等により生じる自然人の財産権も法律で保護されるべきことから、人身権の後に財産権に関する規定を追加する意見があった。検討の結果は次のとおり。本条は婚姻、家庭関係等により生じる自然人の人身権は法律で保護される旨の規定であり、婚姻、家庭関係等により生じる自然人の財産権は、その種類に従って本章の財産権に関するその他の規定で保護されていることから、財産権に関する規定は追加しないとされた。

2) 婚姻、家庭関係等により生じる自然人の人身権は主に次のとおりである。

①婚姻関係により生じる自然人の人身権：男女双方は結婚を通じて婚姻関係を形成し、夫婦間には婚姻関係により夫婦双方の扶養の権利及び義務等の人身権が生じる。「婚姻法」20条では、夫婦は相互に扶養する義務を有し、一方が扶養義務を履行しない場合に、扶養を必要とする一方は、相手方に扶養料の支払いを求める権利を有する旨を定める。

②家庭関係により生じる自然人の人身権：家庭関係により、父母の子女に対する親権及び監護の職責の履行により生じる権利等の自然人の人身権が生じる。本法27条は、父母が未成年者の監護権者である旨を定める。同34条は監護権者が法により監護職責を履行することにより生じる権利は、法律で保護される旨を定める。さらに「婚姻法」21条は、「父母は子女に対して、扶養、教育の義務を有する。子女は父母に対して、贍養、扶助の義務を有する。父母が扶養義務を履行しない場合、未成年又は独立して生活することができない子女は、父母に扶養料の支払いを求める権利を有する。子女が贍養義務を履行しない場合、労働能力を有しない又は生活が困難である父母は、子女に贍養料の支払いを求める権利を有する」と定める。

※参考文献 ①350-351頁、②370-371頁、③290-291頁、④267-268頁参照。

【財産権の平等保護】

第113条 民事主体の財産権は法律による平等な保護を受ける。

本条は民事主体の財産権が法律により平等に保護される旨の規定である。

1) 民事主体の財産権が法律により平等に保護されることは、民法が調整する社会関係の性質によるものである。本法2条では、民法は平等な主体である自然人、法人及び非法人組織の間の人身関係及び財産関係を調整する旨を規定し、同4条では、民事活動における民事主体の法的地位は一律に平等であると規定する。平等には民事法律関係の本質的属性が集中的に反映されており、民事法律関係とそ

¹³ 民法通則104条「婚姻、家庭、老人、母親及び子供は法律による保護を受ける。」「障害者の合法的権益は法律による保護を受ける。」

の他法律関係とを区別するための重要な差異である。そこで本条は、本法に定める平等原則に基づいて、単独条項の形式で民事主体の財産権が法律による平等な保護を受ける旨を定めている（民法通則73条、74条3項、75条2項、77条対照）¹⁴。

2) 本条の核心部分は「平等な保護」である。民事主体の財産権が法律によって平等に保護されることは市場経済の内在的要求である。中国憲法では、国は社会主義市場経済を実行する旨を規定し、また「物権法」3条3項では、国は社会主義市場経済を実行し、全ての市場主体の平等な法的地位及び発展の権利を保障する旨を規定する。平等は交換の前提及び基礎であり、交換が正常に実現するための保障でもある。公平な競争、平等な保護、優勝劣敗は市場経済における基本法則である。社会主義市場経済の条件下で、各種所有制経済が形成する市場主体は全て平等な地位にあり、同じ権利を有し、同じ規則を遵守し、同じ責任を負う。民事主体の財産権が平等に保護されず、紛争解決の方法、負うべき法律責任が異なる場合、社会主義市場経済の発展は不可能であり、社会主義基本経済制度の維持・整備も不可能である。異なる民事主体の財産権が平等に保護されない場合には、必然的に民事主体が法に基づいて財産を創出し、蓄積する積極性が阻害され、人民が豊かになり、国が強大になり、調和のとれた社会を構築するうえでも不利益となる。

※参考文献 ①351－353頁、②371－373頁、③291－292頁、④268－269頁参照。

【物権の定義】

第114条 民事主体は、法に基づき物権を享有する。

2 物権は、権利者が法に基づき特定の物に対して有する直接的に支配する排他的な権利であり、所有権、用益物権及び担保物権を含む。

本条は民事主体が法に基づき物権を享有する旨の規定である（物権法2条3項参照）¹⁵。

1) 物権は、民事主体が法に基づいて有する重要な財産権である。この権利は権利者が法律に定める範囲内で特定の物を直接的に支配する排他的な権利である。物

¹⁴ 民法通則73条「国の財産は、全人民の所有に属する。」「国の財産は神聖不可侵であり、いかなる組織又は個人がこれを侵害、略奪、不法分配、不法差押え及び破壊することも禁止する。」

同74条3項「集団所有の財産は法律の保護を受け、いかなる組織又は個人もこれを侵奪、略奪、不法分配、破壊、不法封印、不法差押え、不法凍結又は不法没収することを禁止する。」

同75条2項「公民の適法な財産は、法律の保護を受け、いかなる組織又は個人もこれを侵奪、略奪、不法分配、破壊、不法封印、不法差押え、不法凍結又は不法没収することを禁止する。」

同77条「宗教団体を含む社会団体の適法な財産は、法律の保護を受ける。」

¹⁵ 物権法2条3項「本法において物権とは、権利者が法に基づき特定の物に対して有する直接的に支配する排他的な権利であり、所有権、用益物権及び担保物権を含む。」

権は物を直接支配する権利であることから、「絶対権」と称される。物権の権利者は物権を有し、それ以外のいかなる者も不法に関与してはならず「対世権」とも称される。

物権の権利者が物を直接支配する権利を有することは、物権の主な特徴の1つである。各種物権はいずれも物の直接的支配を基本内容とする。「直接」とは、権利者がその権利の実現に他人の力を必要とせず、法律に定める範囲内で、完全に自己の意思に従って権利を行使できることである。「支配」には占有、使用、収益及び処分の権能が全て含まれる。「直接支配」とは物に対して他人の協力を必要とせず、権利者が物を自主的に利用できることである。直接支配にはさらに他人の干渉を排除する意味があり、それ以外の者は物権者による権利の行使を妨害せず、干渉してはならない。

物権の排他性とは、1つの物の上に、所有権等の互いに対立する物権が存在できず、1つの物の上には1つの所有権しかないことである（例外として区分所有権）。なお1つの物の上に複数の抵当権を設定することはできるが、抵当権が設定された順序に従って優先的に弁済を受けることから、その間に対立は存在しない。

2) 物権の類型には所有権、用益物権及び担保物権が含まれる。

①所有権：権利者が法に基づき自己の不動産及び動産を全面的に支配する権利である。所有権には占有、使用、収益及び処分の4つの権能がある。「占有」とは財産を実際に支配・制御することであり、1つの物を保有する場合の一般的前提が占有であり、これは財産の所有者が所有権を直接行使することを示す。

「使用」とは権利主体が財産を運用し、財産の使用価値を發揮させることであり、物を保有する目的は一般的に使用することである。「収益」とは財産の占有、使用等の方式を通じて経済的効果を取得することである。物を使用し、利益を獲得することは物を保有する目的の1つである。「処分」とは財産の所有者がその財産に対して行う事実上及び法律上の最終的処理をいう。

②用益物権：権利者が他人の所有する不動産又は動産を法に基づき占有、使用及び収益する権利である。「物権法」第三編以下では土地請負経営権、建設用地使用权、宅地使用权及び地役権等の用益物権について規定する（物権法117条－169条）。用益物権は他人が所有する不動産又は動産に対して使用、収益の目的のために設定されることから、「用益」物権と呼ばれる。用益物権制度は物権法制度において非常に重要な制度であり、所有権制度、担保物権制度と共に物権制度の完全な体系を構成する。用益物権者が法律規定により有する権利内容は次のとおり。

ア 占有する権利：用益物権は使用、収益を目的とする物権として、権利者による物に対する実際の占有を前提とする。他人の物を利用して使用収益する場合、必然的に物を実際に支配しなければならず、占有なしに物の直接利用

の実現は不可能である。

イ 使用する権利：権利者は物の自然的属性、法定の用途又は約定した方式に基づき、物を実際に利用できる。集団が所有する宅地上に居住用家屋を自ら建設する等である。

ウ 収益する権利：権利者は物を利用することにより経済的収入又はその他利益を獲得できる（例えば集団が所有する土地で栽培業、林業、牧畜業等の農業生産に従事し、生産物を売却して収益を獲得する。国が所有する土地で分譲住宅を建造し、売却することにより収益を獲得する等）。

③担保物権：債務の履行を確保するために設定される物権であり、債務者が債務を履行しない場合、債権者は担保財産から法に基づき優先的弁済を受ける権利を有する。担保物権は債権の実現を保証し、取引秩序を維持し、資金融通を促進することにとって重要な作用を営む。担保物権には抵当権、質権及び留置権が含まれる（物権法第四編以下参照）。

※参考文献 ①353－358頁，②373－379頁，③292－294頁，④269－272頁参照。

【物権の客体】

第115条 物は、不動産及び動産を含む。法律が物権の客体として権利を規定する場合、その規定による。

本条は物権の客体に関する規定である（物権法2条2項参照）¹⁶。

- 1) 法律における物とは、主に不動産及び動産である。不動産及び動産は物権法における物の分類であり、このような分類を行う理由は、主に不動産及び動産の各自の特徴に基づいて個別規定を定めやすいからである。
- 2) 「不動産」とは移動することができない物であり、例えば土地、家屋、林木等の土地定着物をいう。「動産」は不動産以外の移動可能な物であり、例えば自動車、テレビ等である。物権法上の物とは有体物又は有形物をいい、有体物又は有形物は物理的な物であり、固体、液体、気体のほかに、電気等の形状のない物も含まれる。いわゆる有体物又は有形物とは主に精神的産物に相對する概念であり、著作物、商標、専利等は精神的産物であり、無体物又は無形物であり、通常は物権制度による規制対象ではない。また、必ずしも全ての有体物又は有形物が物権制度の規制対象ではなく、物権制度の規制対象になり得るものは人力による制御が可能であり、利用価値を有する物でなければならない。科学技術の発展に伴い、元々は制御・利用できなかった物が制御・利用できるようになり、物権制度の調整範囲に組み込まれ、物権制度により規制される物の範囲も絶えず拡大している。

¹⁶ 物権法2条2項「本法において物は、不動産及び動産を含む。法律により権利を物権の客体とする旨を規定する場合、その規定による。」

精神的産物は物権制度の調整範囲に属さないが、特定の状況下では、財産権を担保物権の目的物とすることができ、例えば譲渡可能な登録商標専用権、専利権、著作権等の知的財産権の中の財産権は、担保物権の目的物として質権を設定して権利質を形成でき、この権利も物権の客体である。こうして本条では、権利を物権の客体とする旨が法律で規定されている場合、その規定に従う旨を定めている。

※参考文献 ①358－359頁、②379－380頁、③295頁、④272－273頁参照。

【物権法定原則】

第116条 物権の種類及び内容は、法律により定める。

本条は物権法定主義に関する規定である（物権法5条参照）¹⁷。

1 立法理由・背景

物権は重要な民事権利であり、直接支配権の一種であり、「絶対権」「対世権」と称され、権利者が他人の協力を必要とせず、物を自主的に利用することができる。この点、債権の実現には多くの状況下では債務者の積極的な協力が必要であるのに対し、物権関係では物権者による権利行使を妨害、干渉しない点こそが重要であり、物権者はその権利を実現し、物を利用し、収益を享受する目的を実現できる。債権の権利義務は当事者間に生じ、自由意思の法則に従って、具体的内容は当事者が約定し、内容をいかにして約定するかは原則的に当事者が決定するのに対し、物権の権利者が権利を行使する場合、物権者以外の全ての者に対して拘束力を有し、物権者以外のいかなる者も物権を尊重し、権利者による物権行使に干渉してはならない。その間の権利義務は権利者が一方的に決定することはできず、ある権利者と複数の義務者が決定することも困難であり、権利者と義務者の間の権利義務は法律で決定しなければならず、権利者と義務者の間の規定も法律でしか規定することができない。

2 条文説明

- 1) 物権法定主義の「法」とは「法律」、すなわち全国人大及びその常務委員会が制定する法律をいい、行政法規、地方性法規で規定できる旨が法律で明確に規定されている場合を除いて、一般には行政法規及び地方性法規は含まれない。なお、物権法定主義の法律には、物権法のほかに、土地管理法、都市不動産管理法、鉱物資源法、草原法、森林法、海域使用管理法、漁業法、海商法、民用航空法等のその他法律も含まれることであり、多くの法律に物権に関する規定がある。
- 2) 物権法定主義には主に2つの意味がある。第1に物権は法律で規定するものであり、当事者が自由に物権を創設することはできない。第2に物権法定主義に違反して設定された「物権」は効力を有しない。本条所定の「物権の種類及び内容

¹⁷ 物権法5条「物権の種類及び内容は、法律により定める。」

は、法律により定める」とは、まず、どのような物権の種類を設定するのは法律でしか規定することができず、当事者間で創設できないことである。物権の種類は一般的に所有権、用益物権及び担保物権に分けられ、用益物権は土地請負経営権、建設用地使用权、宅地使用权及び地役権に分けられ、担保物権はさらに抵当権、質権及び留置権に分けられる。次に、物権の権利内容も、一般に法律でしか規定することができない。物権の内容とは物権の権利義務をいい、例えば土地請負経営権の請負期間はどのくらいの長さであるか、いつ設定されるのか、移転権限、請負地の調整、回収、収用における権利義務等がある。物権法の規定の多くは強行規定であり、「約定がある場合は約定に従う」「当事者に別段の約定がある場合を除く」等の例外事由が法定されている場合を除き、当事者は厳格に遵守しなければならない、除外扱いする旨を当事者は約定できない。

※参考文献 ①359-361頁、②380-382頁、③296-297頁、④273-274頁参照。

【収用・徴用】

第117条 公共利益の必要のため、法律の定める権限及び手続に基づき、不動産又は動産を収用、徴用する場合、公平で合理的な補償をしなければならない。

本条は収用及び徴用に関する規定である（物権法42条¹⁸、44条対照）。

1 立法理由・背景

1) まず収用は、国が行政権により集団、組織及び個人の財産の所有権を取得する行為である。収用の主体は国であり、通常は政府が行政命令により集団、組織及び個人から土地、家屋等の財産を取得する。物権法では、収用は物権変動における一種の特殊状況であり、所有権者の所有権喪失に関わる。次に徴用（公用使用）は、国が応急対策、災害援助等の公共利益の需要のために、緊急事態の下で組織、個人の不動産又は動産を強制的に使用する行為である（物権法44条）。徴用の目的は使用权の取得のみで、所有権移転は発生せず、徴用された不動産又は動産は、使用後に被徴用者に返還しなければならない。収用・徴用は政府による行政権行使に属し、行政関係に属し、民事関係に属さないが、収用・徴用は所有権又は使用权に対する制限であるとともに、国が所有権又は使用权を取得するための

¹⁸ 物権法42条「1項：公共利益の必要のため、法律に定める権限及び手続に従い、集団所有の土地、単位及び個人の建物及びその他の不動産を収用することができる。」「2項：集団所有の土地を収用する場合、法に基づき額面通りに土地補償費、転居補助費、地上定着物及び青田補償費等の費用を支払わなければならない、被収用地農民の社会保障費用を手配し、被収用農民の生活を保障し、被収用地農民の合法的權益を維持保護しなければならない。」「3項：単位、他人の建物及びその他不動産を収用する場合、法に基づき立退補償を与え、被収用者の合法的權益を維持保護しなければならない。個人住宅を収用する場合は、さらに被収用者の居住条件も保障しなければならない。」「4項：いかなる単位及び個人も、収用補償費等の費用を着服、流用、無断分配、遮断・留保、支払遅延してはならない。」

一種の方式であることから、民法では通常は民事上の観点からこれらについて原則規定を置いている。

- 2) 収用・徴用は2つの異なる法的概念である。その共通点は、公共利益の需要のためであり、法定手続を経なければならず、補償を行わなければならないことである。相違点は、収用は主に所有権変更であるのに対して、徴用は使用権の変更のみである点である。収用は国が被収用者から所有権を直接取得することであり、その結果は所有権の移転である。徴用は主に緊急事態の下で他人の財産を強制的に使用することであり、緊急事態が終了すれば、徴用された財産を原権利者に返還しなければならない。

2 条文説明

(1) 収用・徴用が従うべき3つの原則

- 1) 公共利益の需要の原則：収用・徴用の実施は、公共利益の需要に基づくものでなければならず、これは収用・徴用の前提条件である。公共利益とは通常、社会の構成員全体の共同の利益及び社会の全体的利益であり、不特定多数者の利益をいう。実務において公共利益に属するか否かを判断する場合、まず、個人・企業による商業的利益と区別しなければならず、商業的利益の需要のために他人の不動産及び動産を強制的に収用・徴用することはできない。次に、部門、組織、小集団の利益と区別しなければならず、部門、組織、小集団の利益は、その受益者が特定の少数者であり、公共利益とは本質的な差異がある。商業的利益又は組織の利益を追求するために他人がその不動産・動産を譲渡する必要がある場合は、平等に協議し、公平に売買する方法を通じて解決しなければならず、国の強制力を借りて実現してはならない。

公共利益の需要に基づくことは、収用・徴用において従うべき原則であり、これについて民法総則で規定する必要がある。しかし公共利益の定義について異なる分野、異なる状況下ではその内容も異なり、状況も複雑で一律とすることは困難であることから、公共利益に関する具体的定義は、個別単行法で具体的に規定すべきである。この点、国有地上の家屋の収用と補償活動を規範化し、公共利益を保護し、収用された家屋所有権者の合法的權益を保障するため、2011年1月国务院公布「国有地上家屋収用補償条例」8条は、「国の安全を保障し、国民経済及び社会発展を促進する等の公共利益の需要のために、次の状況のいずれかに該当し、確かに家屋の収用が必要である場合、市、県級人民政府は家屋収用の決定を下さなければならない。(一) 国防及び外交に関する需要、(二) 政府組織が実施するエネルギー、交通、水利等のインフラ建設に関する需要、(三) 政府組織が実施する科学技術、教育、文化、衛生、体育、環境及び資源保護、防災減災、文化財保護、社会福祉、公益事業等の公共事業に関する需要、(四) 政府組織が実施する保障性住環境改善プロジェクトに関する需要、(五) 政府が都市農村計画法の関連規定に従って実施する老朽危険家屋が集中し、インフラが立ち遅

れた地域等における都市再開発に関する需要、(六) 法律、行政法規に定める公共利益に関するその他需要」と規定している。これがまさに公共利益の具体的定義であり、主に都市の国有地における組織、個人の家屋収用に適用される。

- 2) 法定手続に従う原則：収用・徴用はある程度他人の財産権を制限するものであるが、その濫用を防止し、他人の財産の保護と公共利益の需要の関係を均衡させ、法に基づき権利者の財産権を保護するために、収用・徴用は法律に定める手続に厳格に従って行わなければならない。この点、収用は所有権変更であり、事前に比較的十分な準備を行うことから、手続は比較的厳格であることが要求される。徴用は一般に緊急事態の下で講じる措置で、通常は一時的なものであり、手続は比較的簡便である。

上記「国有地上家屋収用補償条例」によると、国有地上の家屋の収用と補償は民主的な意思決定、正当な手続、結果の公開原則に従わなければならないとされている。

- 3) 法に基づき補償を行う原則：収用・徴用は公共利益の需要のために行われるが、いずれも無償で剥奪する方式を採用することはできず、法に基づく補償が必要である。補償方式は財産の種類ごとに区別して行わなければならない。収用対象は一般的に不動産であり、所有権変更であることから、一般的に金銭補償、相応の財産補償又はその他形式の補償をしなければならない。また徴用過程では、非消耗品の場合、使用が終了した後、原物がなお存在するときは原物を返還しなければならない。物の価値の減少部分に対して補償を行い、消耗品の場合は、通常は金銭補償を行う。

補償原則について、憲法では法律規定に従って補償しなければならない旨を規定するところ、本法の原則では公平で合理的な補償を行わなければならない旨を規定する。いかなる基準に従って補償するのかについては、関連法において異なる状況に基づき具体的規定を定める必要がある。また、補償は速やかに行わなければならないが、補償遅延は被収用者、被徴用者に損害を与える。補償を事前に行うのか、収用・徴用過程か、事後に行うのかは、具体的状況に基づき確定する必要がある。

国は他人の財産に対して収用、徴用を実行できるが、それは公共利益の需要のためである。さらに補償を行うことは、他人の財産に対する一種の保護であり、他人の財産保護と公共利益の需要との間の関係を均衡させ、調整するうえで有用である。

- ア) 集団の土地を収用する場合の補償：本法は補償原則つまり公平で合理的な補償について明確に規定する。集団の土地の収用について、所有権者である農民集団及び用益物権者である請負経営権者に対して補償を行う場合は、土地管理法等の関連法規に従い、具体的な補償基準及び補償方法を確定する。

- イ) 国有地上の家屋を収用する場合の補償：都市建設、都市再開発等により家屋

を収用する場合、「国有地上家屋収用補償条例」の規定に従って補償を行わなければならない。

2016年11月4日に公布された「財産権保護制度の整備，法による財産権の保護に関する党中央委員会，国務院の意見」では，土地，家屋等の財産の収用，徴用に関する法制度を整備し，収用，徴用を適用する公共利益の範囲を適正に定め，公共利益の拡大を行わず，収用・徴用の法定の権限及び手続を詳細に規定し，早期のかつ適正な補償の原則に従い，国の補償制度を整備し，補償の範囲，形式及び基準をさらに明確にし，被収用者，被徴用者に公平で合理的な補償を行う旨を提起している。このように本条は，上述の中央の精神を徹底して，公共利益の保護及び財産所有権者の保護を具現化するものである。

※参考文献 ①361－367頁，②382－388頁，③297－302頁，④274－279頁参照。

【債権の定義】

第118条 民事主体は，法に基づき債権を享有する。

2 債権は，契約，権利侵害行為，事務管理，不当利得及び法律のその他規定により，権利者が特定義務者に対して一定の作為又は不作為を請求する権利である。

本条は民事主体が法により債権を有する旨の規定である。

1 立法理由・背景

「債」（債権債務）は契約，権利侵害行為，事務管理，不当利得及び法律のその他規定により，特定の当事者間に生じる権利義務関係である。①債は一種の民事法律関係であり，民事主体間の権利義務を内容とする法律関係である。②債は特定当事者間の法律関係である。債の主体はいずれも特定の当事者である。③債は特定の当事者間の一定の作為又は不作為を請求する法律関係である。権利を有する者が債権者で，義務を負う者が債務者である。債は請求権を特徴とする法律関係であり，債権者による債権行使は，債務者に一定の作為又は不作為を請求することを通じてのみ実現できる（債権が「相対権」「対人権」と称される所以である）。④債は契約，権利侵害行為，事務管理，不当利得及び法律のその他規定により生じる法律関係である。本章は民事権利に関する規定であることから，権利の観点から債について規定している。すなわち，債権は契約，権利侵害行為，事務管理，不当利得及び法律のその他規定により，権利者が特定の義務者に一定の作為又は不作為を請求する権利であり，現代の社会生活において民事主体の重要な財産権である。

2 条文説明

本条によると，債（債権債務）の発生原因は次のとおりである。

1) 契約：平等な主体である自然人，法人，非法人組織の間の民事権利義務関係の発生，変更，消滅に関する合意である。契約が法に基づき成立した後に，当事者

間に債権債務関係が生じる（契約による債）。債権者は契約の約定に従って、契約義務者に契約義務の履行を請求する権利を有する。契約による債は民事主体が自己の利益のために自己の意思により自ら発生させるものであり、契約による債は意思に基づく債に属する。

- 2) 権利侵害行為：他人の民事権益を侵害する行為である。本法3条では、民事主体の人身権、財産権及びその他合法的権益は法律で保護され、いかなる組織又は個人も侵害してはならない旨規定する。民事活動において、民事主体の合法的権益は法律で保護され、いかなる者も侵害してはならない。行為者は他人の人身権、財産権及びその他合法的権益を侵害した場合、法に基づき民事責任を負わなければならない。民事権益が侵害された場合、被侵害者は権利侵害者に権利侵害責任の負担を請求する権利を有する。権利侵害行為により、権利侵害者と被権利侵害者の間に債権債務関係が形成される。法律で権利侵害行為による債を規定する目的は、債権及び民事責任を通じて権利侵害行為者にその不法行為によるマイナスの結果を負わせ、被侵害者を救済することにより、民事主体の合法的な民事権益を保護することにある。
- 3) 事務管理：法定又は約定の義務がなく、他人の利益の損害を防止するために管理を行う行為である。事務管理行為は他人の事務に関与するものであるが、他人の利益の損害を防止することが目的であり、社会の互助行為を促進するうえで有益である。法律ではこの行為を奨励するために、受益者に管理行為により支出した必要費用の返還を請求する権利が管理人に付与されている。かかる事務管理による債は当事者の意思に基づいて発生するものではなく、法律規定に基づくものであり、法定の債である。
- 4) 不当利得：法的根拠がなく不当な利益を取得し、他人に損害を与える状況である。社会生活では、いかなる民事主体も法的根拠なしに利益を取得し、他人に損害を与えてはならないことから、法律では損害を受けた者は不当利得者に不当利益の返還を請求する権利を有する旨を定める。不当利得による債は、当事者双方間の合意ではなく、当事者が追求する法律上の目的でもなく、当事者の意思により移転もせず、不当利得を是正するために、法律で当事者に直接与えられている権利義務であり、法定の債である。
- 5) 法律のその他規定：上記1)～4)以外にも、法律のその他規定によって債が発生する場合があります。民事主体は法に基づき債権を有する（例えば「婚姻法」21条による扶養料請求権等）。

※参考文献 ①367－370頁、②388－392頁、③302－304頁、④279－281頁参照

【契約の当事者に対する拘束力】

第119条 法に基づき成立した契約は、当事者に対して法的拘束力を有する。

本条は法に基づき成立した契約が当事者に対して法的拘束力を有する旨の規定である。

- 1) 契約は、平等な主体である自然人、法人、非法人組織の間の民事権利義務関係の発生、変更、消滅に関する合意である。この点、「契約法」は、本法における契約は平等な主体である自然人、法人、その他組織の間の民事権利義務関係の発生、変更、消滅に関する合意である旨を定める（同法2条1項）。これによると①契約は平等な主体間の合意である。②契約は民事権利義務関係の発生、変更、消滅に関する合意である。民事権利義務関係とは、主に財産関係をいい、婚姻、養子縁組、監護等の身分関係に関する合意には契約法を適用せず、婚姻、養子縁組、監護等の身分関係に関する合意には、その他法律の規定を適用する（同法2条2項）。③契約は双方又は複数の当事者による民事法律行為であり、各当事者の意思表示が一致してこそ成立できる。契約による債は当事者が平等の基礎の上に、自由意思で発生させるものであり、民事主体が民事活動に主体的に参加し、各種経済活動を積極的に行うことを法律上示したものである。契約は最もよく見られる債の発生原因であり、社会経済生活において重要な地位を占める。
- 2) 自由意思原則によると、契約を締結するか否か、誰と契約を締結するのか、契約内容をどのようにするか等は、当事者が自由意思により約定するが、契約が法に基づいて成立した後は、当事者に対して法的拘束力を有する。ここに法的拘束力とは、当事者が契約の約定に従って自己の義務を履行しなければならず、法律規定によらずに又は相手方の同意を得ずに、無断で契約を変更・解除してはならないことである。契約義務を履行しない又は契約義務の履行が約定に適合しない場合、違約責任を負わなければならない。法に基づき契約が成立してこそ契約による債が発生する。「契約法」8条2項によると、法に基づき成立した契約は、法律で保護される。一方当事者が相手方当事者の同意を得ずに、無断で契約を変更・解除し、契約義務を履行せず又は契約義務の履行が約定に適合せず、相手方当事者の権益が害され、損害を受けた一方が人民法院に訴訟提起し、自己の権益保護を求める場合、法院は法に基づき保護しなければならず、無断で契約を変更又は解除した一方当事者は違約責任を負わなければならない。

※参考文献 ①370－371頁，②392－393頁，③304－305頁，④281－282頁参照。

【権利侵害責任の負担】

第120条 民事権益が侵害を受けた場合、権利を侵害された者は権利侵害者に対して権利侵害責任の負担を請求する権利を有する。

本条は民事権益が侵害された被権利侵害者の請求権に関する規定である。

1 立法理由・背景

権利侵害責任に関する法制度の基本的作用は、①被権利侵害者（以下「被侵害者という」）を保護することであり、②権利侵害行為を減少させることである。まず被侵害者の保護は権利侵害責任に関する法制度を構築、整備する主な目的である。本章では民事主体の各種人身権、財産権及びその他合法的権益について規定するが、それらが侵害された場合には、権利侵害責任に関する法制度により被侵害者を保護しなければならない。被侵害者はその民事権益に対する侵害行為が権利侵害を構成する場合、権利侵害者（以下「侵害者」という）に対して権利侵害責任の負担を請求する権利を有する。被侵害者は侵害者に請求権を直接行使することができ、また法院に訴訟提起して自己の合法的権益保護を請求することもできる。

2 条文説明

- 1) 請求権の主体：権利侵害に関わる法律関係において、民事主体の合法的権益が侵害された場合、被侵害者は侵害者に権利侵害責任負担を請求する権利を有し、訴訟を行う場合は原告となる。ここでの被侵害者とは、権利侵害行為による損害の直接の被害者であり、権利侵害行為により民事権益が侵害された者である。被侵害者には権利能力を有する全ての民事主体がなることができ、実体法上の権利能力を有し、権利侵害行為によりその民事権益が侵害された者であれば、被侵害者の資格を有し、これには自然人、法人、非法人組織が含まれる。被侵害者の資格はその者の行為能力の有無とは関係なく、その者が侵害者に権利侵害責任の負担を請求する権利を自ら行使できるか否かに関係する。被侵害者が死亡した場合、その近親者が権利侵害者に権利侵害責任の負担を請求する権利を有する。「権利侵害責任法」18条では、被侵害者が死亡した場合、その近親者が侵害者に権利侵害責任の負担を請求する権利を有し、被侵害者が組織であり、当該組織が分割・合併した場合は、権利を承継した組織が侵害者に権利侵害責任の負担を請求する権利を有する旨を規定する¹⁹。被侵害者は単独又は複数の主体のいずれの可能性もある。1件の権利侵害行為に複数の被侵害者が存在する場合、全ての被侵害者は侵害者に権利侵害責任の負担を請求する権利を有し、権利侵害訴訟を提起でき、被侵害者の権利は相互に独立しており一部の被侵害者が請求しないことがその他の被侵害者の請求権に影響を及ぼすことはなく、被侵害者は共同訴訟を提起する

¹⁹ さらに最高人民法院「民事権利侵害による精神的損害賠償責任確定の若干問題に関する解釈」7条は、「自然人が権利侵害行為により死亡し、又は自然人が死亡した後にその人格もしくは遺体が侵害され、死者の配偶者、父母及び子女が人民法院に訴訟を提起し、精神的損害賠償を請求する場合、その配偶者、父母及び子女を原告とする。配偶者、父母及び子女がいない場合、その他近親者が訴訟を提起することができ、その他近親者を原告とする」と定める。

最高人民法院「人身損害賠償事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」1条2項は、「本条における『賠償権利者』とは、権利侵害行為又はその他原因により直接人身の損害を受けた被害者、法に基づき被害者が扶養義務を負う被扶養者及び死亡した被害者の近親者をいう」と定める。

こともできる。

- 2) 権利侵害者：権利侵害に関する法律関係において、侵害者は権利侵害責任を負う主体であり、訴訟における被告である²⁰。侵害者は一般に直接加害者であり、直接加害者は権利侵害行為を直接行い、被権利侵害者に損害を与えた者である。直接加害者は単独加害者及び複数加害者に分けられ、複数加害者は本法の共同権利侵害に関する規定に基づき権利侵害責任を負う。また責任代替形式の特殊な権利侵害責任では、直接損害を与えた行為者は権利侵害責任を直接負わず、責任負担主体は責任を代替する者である（権利侵害責任法34条1項参照²¹）。
- 3) 権利侵害責任：本法179条によると、民事責任の主な負担方式には、侵害停止、妨害排除、危険除去、財産返還、原状回復、修理、再製作、交換、履行継続、損害賠償、違約金支払い、影響除去、名誉回復、謝罪等がある。法律に懲罰的損害賠償に関する規定がある場合はその規定に従う。そして民事責任の負担方式は、単独での適用も組み合わせて適用することもできる。

※参考文献 ①371－374頁，②393－396頁，③305－307頁，④282－284頁参照。

【事務管理】

第121条 法定又は約定の義務がなく、他人の利益が損害を被ることを避けるために管理又はサービスを行った場合、受益者に対してこれにより支払った必要費用の償還を請求する権利を有する

本条は事務管理〔无因管理〕に関する規定である（民法通則93条対照）。

- 1) 事務管理〔无因管理〕とは、法定又は約定の義務がなく、他人の利益が損害を受けることを防止するために管理を行う行為である。事務管理制度は債の発生原因の1つとして、管理人と受益者の間に債権債務関係を生じる。事務管理は他人の事務への関与であるが、他人の利益が損害を受けることを防止するのが目的であり社会の互助行為にとって有益である。法律はかかる行為を奨励するために、受益者に管理行為により支出した必要費用の償還を請求する権利を管理人に与えている。
- 2) 事務管理の要件は次のとおりである。
 - ①他人の事務を管理すること。他人の事務を管理するとは、他人のために管理を行うことであり、これは事務管理の最も重要な要件である。自己の事務を他人

²⁰ 最高人民法院「人身損害賠償事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」1条3項では、「本条における『賠償義務者』とは、自己又は他人の権利侵害行為及びその他原因により法に基づき民事責任を負わなければならない自然人、法人又はその他組織をいう」と定める。

²¹ 権利侵害責任法34条1項「使用者の従業員が業務・任務の執行により他人に損害を与えた場合、使用者が権利侵害責任を負う。」

の事務であると誤解して管理を行った場合、目的が他人のために損害を防止することであっても、事務管理は認められない。

②他人の利益の損害を防止することを目的とすること。一般的に言う、法定義務も約定義務もない状況下で、他人の事務を管理することは、他人の事務への関与の範囲に属する。法律に定める事務管理は、他人の利益の損害を防止するために管理を行う行為である。他人を助けることを喜びとし、危難の際に助け合う道徳準則に適合する行為は、これを奨励し保護しなければならない。

③法定又は約定の義務がないこと。無因〔无因〕とは法定又は約定の義務がないことである。法定又は約定の義務がないことは、事務管理が成立するための重要な要件であり、行為者が法定又は約定の義務を負い管理を行う場合、事務管理は認められない。

3) 本条の規定によると、以上の三要件に適合する場合、事務管理を構成する。事務管理が発生した後に、管理人は受益者に管理行為により支出した必要費用の返還を請求する権利を有し、受益者は当該費用を返還する義務を負う。

※参考文献 ①374-376頁, ②396-398頁, ③307-308頁, ④284-285頁参照。

【不当利得】

第122条 他人が法律の根拠なく不当に利益を得た場合、損害を受けた者は、その不当な利益の返還を請求する権利を有する。

本条は不当利得に関する規定である（民法通則92条対照）。

1) 不当利得は、法的根拠がなく不当な利益を取得し、他人に損害を与える状況であり、この場合に、損害を受けた者はその者に不当な利益の返還を請求する権利を有する旨を本条は規定する。不当利得制度は民事主体間の財産の移転関係に対する調節的作用を果たしており、目的は特定状況の下で民事主体間に発生する正常ではない利益の変動を修復することにある。不当利得が生じる状況は主に次のとおり。すなわち、①民事法律行為の不成立、無効、取消により生じる場合、②存在しない債務の履行により生じる場合、③契約の解除により生じる場合、④受益者、被害者、第三者の行為により生じる場合、⑤事象により生じる場合である。

2) 不当利得の要件は次のとおりである。

①民事主体の一方が利益を取得すること。利益の取得とは、財産的な利益の増加である。これには積極的増加、つまり財産総額の増加だけでなく、消極的増加、つまり本来支払うべき費用を支払わない等の財産総額の減少すべき部分が減少しないことを含む。

②民事主体のもう一方が損害を受けること。損害を受けるとは、財産的利益の減少をいい、それには積極的損害、つまり財産総額の減少を含むだけでなく、消

極的損害、つまり増加すべき利益が増加しないことも含む。

- ③一方の利益と他方の損害の間に因果関係が存在すること。一方の利益と他方の損害の間に因果関係が存在するとは、一方が利益を取得したことが原因でもう一方が損害を受けたことである。
- ④法的根拠がないこと。法的根拠がないとは、不当利得を構成する重要な要件であり、他人に損害を与えた者が不当な利益を取得したことに法的根拠がないことである。一方の利益と他方の損害との間に法的根拠がある場合は、民事主体間の関係は法律で認可及び保護されることから不当利得を構成しない。
- 3) この点、「民法通則」92条は、適法な根拠がなく不当な利益を取得し、他人に損害を与えた場合、損害を受けた者に取得した不当な利益を返還しなければならない旨を定め、また「草案一審稿」では「民法通則」92条の内容を踏襲していた。立法過程では適法な根拠とは違法性の有無を強調するものだが、不当利得適用の前提は「法律の規定及び当事者の約定」がないことであり、「適法な根拠」を「法的根拠」に修正すべしとの意見があった。また本章は民事権利に関する規定であり、不当な利益を取得した者は損害を返還しなければならない義務の観点から本条を規定するのは適切でなく、損害を受けた者は返還を請求する権利を有する観点から規定すべしとの意見もあった。こうして、本条は最終的に「他人が法律の根拠なく不当に利益を得た場合、損害を受けた者は、その不当な利益の返還を請求する権利を有する。」に修正されたものである。

※参考文献 ①376-378頁、②398-399頁、③308-310頁、④285-287頁参照。

【知的財産権】

第123条 民事主体は、法に基づき知的財産権を享有する。

2 知的財産権は、権利者が法に基づき次の各号に掲げる客体に対して有する専有的権利である。

- (一) 著作物
- (二) 発明、実用新案、意匠
- (三) 商標
- (四) 地理的表示
- (五) 営業秘密
- (六) 集積電子回路配置図設計
- (七) 植物新品種
- (八) 法律が規定するその他の客体

本条は民事主体が法に基づき知的財産権を享有する旨の規定である。

1 立法理由・背景

知的財産権は国際的に広く使用されている1つの法的概念であり、民事主体がその創造性のある客体について法に基づき専有する権利である。知的財産権を設定する目的は、人々が知的な創作及び科学技術の研究に従事するための積極性を引き出すことにより、より多くの、より優れた精神的財産を創出することにある。この点、民法通則では知的財産権が民事主体の基本的な民事権利の1つとして規定され、中国の改革開放及び知的財産権の国際的保護の需要に適応してきた²²。民法通則の後、中国では知的財産権保護に関する多くの法令が制定された。知的財産権の特徴は次のとおり。

①知的財産権は一種の無体財産権である。②知的財産権は財産権と人身権の二重の属性を有し、例えば作者は公表権、氏名表示権、変更権等の人身権を有する。③知的財産権は専有性を有し、知的財産権とは権利者が法に基づき後述する客体について専有する権利であり、法律では知的財産権は権利者が専有する旨が規定され、権利者の同意又は法律規定がある場合を除いて、権利者以外の第三者は当該権利を保有又は使用してはならず、そうでなければ他人の知的財産権侵害を構成する。④知的財産権は地域性を有し、法律で確認、保護された知的財産権は、当該国と他国間に条約がある、又は国際条約に加盟している場合を除き、一国の領域内でのみ法的効力を生じる。⑤知的財産権は時間性を有し、各国の法律には知的財産権保護に関して厳格な時間的制限がある。効力を喪失した知的財産権の客体は公有の領域に入り、全人類が共有する財産になる。知的財産権保護を強化し、科学技術の革新を促進し、イノベーション型国家を建設するために、本条は、知的財産権の保護及び類型に関する一般規定を定めており、知的財産権に関する各単行法の総括を図っている。

2 条文説明

1) 著作物〔作品〕(本条2項1号)：権利者が法に基づき著作物について専有する権利が著作権である。著作権法によると、著作権とは著作権者がその著作物に対して有する人身権及び財産権をいい、公表権、氏名表示権、変更権、同一性保持権、複製権、頒布権、貸与権、展示権、上演権、上映権、放送権、情報ネットワーク伝達権、製作権、翻案権、翻訳権、編集権及び著作権者が有すべきその他権利が含まれる²³。

²² 民法通則94条「公民及び法人は、著作権を享有し、法に基づいて氏名表示、発表、出版、報酬獲得等の権利を有する。」同95条「公民及び法人は、法により取得した特許権は、法律の保護を受ける。」同96条「法人、個人商工業者及び個人によるパートナーシップが法により取得した商標権は、法律の保護を受ける。」同97条「公民は自己の発見について発見権を有する。発見者は発見証書、賞金又はその他の報奨の交付を申請する権利を有する。」「公民は自己の発明又はその他の科学技術成果について榮譽証書、賞金又はその他の報奨の交付を申請する権利を有する。」

²³ 「著作物」について著作権法3条では次のように定める。本法において著作物には、次の各号に掲げる形式で創作される文学、芸術品及び自然科学、社会科学、工学技術等の著作物を含む。(一)文字の著作物。(二)口述の著作物。(三)音楽、演劇、園芸、舞踊、雑技芸術の著作物。(四)美術、建築の著作物。(五)写真の著作物。(六)映画の著作物。(七)工事設計図、製品設計図、地図、見取図など図形の著作物及び模型の著作物。(八)コンピュータソフトウェア。(九)法律、行政法規に定めるその他の著作物。

- 2) 発明，実用新案，意匠（本条2項2号）：発明，実用新案，意匠に対する知的財産権の保護については，主に専利法（特許法）に規定されており²⁴，権利者が法に基づき特許，実用新案，意匠について専有する権利が専利権である。専利権とは専利権者が法により特許，実用新案，意匠について専有する権利をいい，いかなる組織・個人とも専利権者の許可を得ずに，その専利を実施してはならない。専利法60条では，専利権者の許可を得ずに，その専利を実施し，つまりその専利権を侵害し，紛争が発生した場合，当事者が協議の上に解決し，協議を望まない又は協議が調わない場合は，専利権者又は利害関係人は人民法院に訴訟提起することができ，専利業務管理部門に処理を請求することもできる旨を定める。
- 3) 商標（本条2項3号）：商標に対する知的財産権の保護については，主に商標法で規定されている。同法3条は「1項：商標局が登録を審査確認〔核准〕した商標は，登録商標とする。登録商標は，商品商標，サービスマーク，団体商標及び証明商標を含む。商標登録者は商標専用権を有し，本法の保護を受ける。」「2項：本法にいう「団体商標」とは，団体，協会又はその他の組織名義で登録し，同組織構成員の商業活動の使用に供し，使用者の当該組織における構成員資格を表示する標章をいう。」「3項：本法にいう「証明商標」とは，特定の商品又はサービスに対して，監督能力を有する組織が管理しており，当該組織外の単位又は個人がその商品又はサービスについて使用し，当該商品又はサービスの原産地，原料，製造方法，品質又はその他の特別な品質の証明に用いる標章のことをいう。」と定める（商標専用権の侵害につき商標法57条参照）。
- 4) 地理的表示（本条2項4号）：地理的表示とは，某商品が某地域に由来し，当該商品の特定の品質，信用又はその他特徴が，主に当該地域の自然的要素又は人文的要素によるものであることを示す表示である。中国には権利者の法に基づく地理的表示について専有する権利に関する内容を規定する専門の法令がなく，地理的表示について専有する権利に関する内容は商標法，農業法，商標法実施条例等の法令に分散して定められている（「商標法」16条，「商標法実施条例」4条1項，「農業法」23条3項，同49条1項参照）。

地理的表示について専有する権利を有する権利者は特殊性を有する。地理的表示は某地域で生産された商品の特定の品質，信用又はその他特徴を表示するものであることから，商品が当該地理的表示の使用要件に適合する自然人，法人又は

²⁴ 専利法2条「1項：本法でいう発明創造とは，発明，実用新案，意匠を指す。」「2項：発明とは，製品，方法，又はその改良について打ち出される新たな技術案を指す。」「3項：実用新案とは，製品の形状，構造又はその結合について打ち出される実用に適した新たな技術案を指す。」「4項：意匠とは，製品の形状，模様又はその結合並びに色彩と形状，模様の結合について打ち出される美感に富みかつ工業上の応用に適した新デザインを指す。」と定める。

非法人組織は地理的表示を使用することができる²⁵。

立法過程では、「商標法」16条及び「商標法実施条例」4条によると、地理的表示は証明商標又は団体商標として登録出願することができ、地理的表示はすでに商標の範囲に含まれていることから、本号を削除すべしとの意見があった。また、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」ではすでに地理的表示が知的財産権の1つとして単独で列挙されており、つまり地理的表示は某商品が某加盟国の地域内に由来し、又は当該地域の某地区もしくは某地方に由来し、当該商品の特定の品質、信用又はその他特徴が、主に当該由来地に関係があることを示すものであることから、地理的表示を知的財産権の客体の1つとして規定すべしとの意見もあった。検討の結果、最終的に後者の意見が採用されている。

- 5) 営業秘密 (本条2項5号): 営業秘密 [商業秘密] とは、公衆に知られておらず、権利者に経済的利益をもたらすことができる、実用性を備え、権利者が秘密保持措置を講じている技術情報及び経営情報である。

中国には権利者の法に基づく営業秘密について専有する権利に関する内容を規定する専門の法令がなく、営業秘密について専有する権利の保護に関する内容は契約法、反不正競争法等に分散して定められている。例えば契約法43条では「当事者が、営業締結過程において取得した営業秘密は、契約の成否にかかわらず、漏洩し、又は不当に使用してはならない。当該営業秘密を漏洩し、又は不当に使用して相手方に損害を与えた場合、損害賠償責任を負わなければならない。」と定める²⁶。

- 6) 集積回路の回路配置 (本条2項6号): 集積回路の回路配置とは、集積回路において少なくとも1つが能動素子である2つ以上の素子と一部又は全てが相互に接続された導線の立体的配置、又は集積回路を製造するために準備された上述の立体的配置である。

²⁵ 「商標法実施条例」4条2項によると、地理的表示が証明商標として登録されている場合は、その商品が当該地理的表示の使用要件に適合する自然人、法人又はその他組織は当該証明商標の使用を要求でき、当該証明商標を管理する組織は承認しなければならない。地理的表示が団体商標として登録されている場合は、当該商品が当該地理的表示の使用要件に適合する自然人、法人又はその他組織は、当該地理的表示を団体商標として登録を行った団体、協会又はその他組織への参加を要求でき、当該団体、協会又はその他組織はその定款に基づいて会員として受け入れなければならない。当該地理的表示を団体商標として登録を行った団体、協会又はその他組織への参加を要求しない場合も、当該地理的表示を正当に使用することができ、当該団体、協会又はその他組織は禁止する権利を有しない、とされている。

²⁶ 反不正競争法9条「1項: 事業者は、次の各号に掲げる営業秘密を侵害する行為を行ってはならない。(一) 窃盗、賄賂、詐欺、脅迫又はその他の不正な手段で、権利者の営業秘密を取得すること。(二) 前号の手段で、取得した権利者の営業秘密を開示し、使用し、又は他人に使用を許諾すること。(三) 約定に反し、又は権利者の営業秘密保持についての要求に反して、その所持する営業秘密を開示し、使用し、又は他人に使用を許諾すること。」「2項: 第三者が、営業秘密の権利者の従業員、元従業員又はその他の単位、個人が前項に掲げる違法行為を行ったことを明らかに知り、又は知り得べきでありながら、なお当該営業秘密を取得し、開示し、使用し、又は他人に使用を許諾したときは、営業秘密を侵害したものとみなす。」

本法公布前において、中国の民事法は権利者の法に基づく集積回路の回路配置について専有する権利に関する内容は規定しておらず、「科学技術進歩法」20条1項で「集積回路の回路配置利用権」の表現が使用されているだけであり、集積回路の回路配置について専有する権利の保護に関する内容は主に国务院・集積回路配置保護条例で規定されている²⁷。

7) 植物新品種（本条2項7号）：植物新品種とは、植物品種保護リスト内で人工的に選択、育成、又は発見された野生植物に改良を加えることにより、新規性、特異性、一致性、安定性を備え、適切に命名された植物品種である。植物新品種の知的財産権の保護に関する内容は、主に種子法、農業法等の関連法令で規定しており、権利者が植物新品種について法に基づき専有する権利が植物新品種権である²⁸。

8) 法律に定めるその他客体（本条2項8号）：本条で列挙されている知的財産権の客体以外にも、本条2項8号では「法律に定めるその他客体」と規定しているが、これは将来の知的財産権の新たな客体のために余地を残す趣旨である。

※参考文献 ①378－387頁、②399－409頁、③310－316頁、④287－296頁参照。

【相続権】

第124条 自然人は、法に基づき相続権を享有する。

2 自然人の合法的な私有財産は、法に基づき相続することができる。

本条は自然人が法に基づき相続権を享有する旨の規定である。

1 自然人は法に基づき相続権を享有すること（本条1項）

相続権は、自然人が法律規定又は被相続人が生前に作成した適法かつ有効な遺言に従って被相続人の遺産を取得する権利である。自然人の相続権保護は、自然人の個人財産所有権を保護するための必然的要求であり（憲法13条2項、民法通則76条²⁹参照）、1985年相続法〔继承法〕が相続法律関係について調整を図っている。自然人が死亡した場合に、その生前に個人が所有する適法な財産が、法に基づきその者の相続人に移転することは、自然人の経済活動への参加の積極性を高め、社会、家庭、個人のために財産を蓄積して、日増しに高まる人々の外的生活と文化的生活のニーズ

²⁷ 国务院・集積回路配置保護条例7条「回路配置の権利者は次の各号に掲げる専有権を有する。（一）保護された回路配置の全て又はその中の独創性を有するいずれかの部分を複製する。（二）保護された回路配置、当該回路配置を含む集積回路又は当該集積回路を含む製品を商業的に利用する。」

²⁸ 種子法28条「育種を完成した組織又は個人は、その授権品種について排他的な独占権を有する。いかなる組織又は個人も植物新品種権の所有者の許可を得ずに、当該授権品種の繁殖材料を生産、繁殖又は販売してはならず、商業目的のために当該授権品種の繁殖材料を別の品種の繁殖材料の生産に重複して使用してはならない。但し本法、関連の法律、行政法規に別段の定めがある場合を除く。」

²⁹ 民法通則76条「公民は、法に基づき財産相続権を享有する。」

を満たすうえでも有益であり、中国のその他法律にも自然人の相続権保護の関連規定が置かれている³⁰。

2 自然人の合法的な私有財産は法に基づき相続できる（本条2項）

中国の法律規定によると、自然人は相続権を有し、自然人が相続することができる遺産の範囲は、被相続人の死亡時における合法的な私有財産である（相続法3条）。本条2項では、自然人の合法的な私有財産権が、相続制度において保護される旨を明らかにしている。

※参考文献 ①387－389頁、②409－411頁、③316－317頁、④296－298頁参照。

【投資性権利】

第125条 民事主体は、法に基づき株主権〔股权〕及びその他投資性の権利を享有する。

本条は民事主体が法に基づき株主権、その他投資性の権利を有する旨の規定である（新設）。

1 立法理由・背景

この点、草案一審稿91条では、民事主体は法に基づき株主権又はその他民事権利を有する旨を定めており、一審稿にはその他投資性の権利に関する規定はなかった。立法過程では、民事主体が基金に出資し、その他有価証券を購入する権利も保護されるべきことから、株主権〔股权〕を「投資権」に修正すべしとの意見があった。また本条を「民事主体が法に基づき有する株主権及びその他投資性の権利は法律の保護を受ける。」に修正すべしとの意見もあった。各方面の意見に基づき検討の結果、本条は最終的に「民事主体は、法に基づき株主権及びその他投資性の権利を享有する。」と規定されている。

2 条文説明

1) [股权]：株主権・持分権は、民事主体が会社に出資し、会社の社員になることにより有する権利である。[股权]は、行使の目的及び方式の違いに基づいて自益権及び共益権の2つに分けられる。自益権とは、社員が自己の利益追求に基づいて有する権利であり、単独で行使でき、資産収益権、残余財産分配請求権、持分譲渡権、新株の優先引受権等が含まれる。共益権とは、社員が社員全体又は会社団体の利益追求に基づいて有する権利であり、総会の議決権、総会招集権、提

³⁰ 例えば物権法65条2項は、国は法律の規定に従って個人の相続権及びその他合法的權益を保護する旨を、未成年者保護法52条は、人民法院は相続事件を審理する場合、法に基づき未成年者の相続権及び遺贈を受ける権利を保護しなければならない旨を、婦女權益保障法34条は、婦人が有する男性と平等な財産相続権は法律で保護され、同順位の法定相続人の中で、婦人を差別してはならない旨を規定している。

案権、質問権、会社定款及び会計帳簿閲覧請求権、総会決議取消請求権等が含まれる。

民事主体は、会社への出資を通じて会社の社員になった後に法に基づき[股权]を有する。本条によると、民事主体は法に基づき[股权]を有するが、さらに「会社法」4条では、会社の[股东]（株主・社員）は法に基づき資産収益を享有し、重大政策決定に関与し、管理者を選出する等の権利を有する旨を定める。会社法では異なる会社形態を区分して、民事主体が会社に出資して[股东]になった後の権利を詳細に規定している。

2) その他投資性の権利：その他投資性の権利とは、民事主体が投資を通じて有する権利である。例えば、民事主体は証券の購入、基金の出資、保険の加入等で投資を行うことにより民事権利を有する。本条によると、民事主体は、法に基づきその他投資性の権利を有するが、当該権利の具体的内容は証券法等の具体的法律規定に基づいて確定される。

※参考文献 ①389－390頁、②411－412頁、③317－318頁、④298－299頁参照。

【法律の定めるその他の民事権利・利益】

第126条 民事主体は、法律の規定するその他の民事権利と利益を享有する。

本条は民事主体が有する民事権利と利益に関する包括規定である（新設）。

上述したように本章は、独立の章として民事主体の民事権利について規定し、民事主体の人格権、身分権、物権、債権、知的財産権、相続権、株主権及びその他投資性の権利について具体的に規定する³¹。もっとも、民事権利及び利益は多種多様であり、法律で書き尽くすことは困難であり、社会・経済の発展に伴い、新たな民事権益が絶えず法律の保護範囲に加わることを踏まえて、本条では民事主体が有する民事権利と利益について包括規定を置いている。

※参考文献 ①390－393頁、②412－415頁、③319頁、④299－301頁参照。

【データ、仮想財産の保護】

第127条 法律が、データ、インターネット上の仮想財産に対して保護規定を定める場合、その規定による。

本条はデータ及びインターネット上の仮想財産の保護に関する規定である（新設）。

³¹ 立法過程では本章の民事権利として、土地請負経営権、環境権、教育を受ける権利等を加えることも検討されたが、最終的には採用されていない（参考文献①391～393頁参照）。

1 立法理由・背景

1) 立法過程では、民法総則でデータ〔数据〕及びネット上の仮想財産〔网络虚拟财产〕（バーチャル財産）について規定するか否か、どのように規定するののかについては大きな論争が存在した。データ及びネット上の仮想財産は民事権利の客体の1つであり、データ及びネット上の仮想財産は新たに生まれた事物で、その概念の範囲、保護範囲、権利の属性、権利と義務の内容等が複雑であり、理論及び実務においてこれらに関する大きな論争が存在し、他の国・地域においてもデータ及びネット上の仮想財産の保護はなお模索段階にあり、民法総則には民事権利の客体に関する専門規定がないことから、データ及びネット上の仮想財産は既存の民事権利として保護できるとの意見があった。また、情報社会及びインターネットの急速な発展の新たな状況に適応し、民法総則の時代性を具現化するためには、民法総則でデータ及びネット上の仮想財産等の新しい民事権利の客体について規定する必要がある、これは実務における紛争を解決するうえで有用であり、社会におけるインターネットの将来的発展を保障・支援するものだが、データ及びネット上の仮想財産は複雑性を有し、民法総則の文章構造の制約を受けることから、データ及びネット上の仮想財産をどのように定義し、データ及びネット上の仮想財産の権利の属性と内容についてどのように具体的に規定するかは、専門の法律によるべしとの意見もあった。

2) 検討の結果は次のとおり。最終的に本法ではデータ及びネット上の仮想財産の保護に関する原則規定が定められた。つまり「法律にデータ、インターネット上の仮想財産の保護に関する規定がある場合、その規定による」。一方で、データ及びネット上の仮想財産の法に基づく保護に関する原則が確立され、他方で、データ及びネット上の仮想財産の権利の性質には論争が存在することから、データ及びネット上の仮想財産の権利属性についてさらに検討を進め、理論及び司法実務の経験を総括して、今後の立法のための基盤を固める必要があるとされた。

この点、草案一審稿ではデータ及びネット上の仮想財産を分けて規定していた。草案一審稿104条は「物には不動産及び動産が含まれる。具体的な権利又はネット上の仮想財産を物権の客体とする旨を法律で規定する場合、その規定による」とし、同108条2項では「知的財産権とは権利者が法により次の各号に掲げる客体について有する権利をいう。……（八）データ情報（九）法律、行政法規に定めるその他内容」と定めた。これらについては次の意見があった。ア）インターネットの急速な発展は人々の生活を便利にするとともに、個人のプライバシー、個人情報に重大な脅威を与えているため、ネット上の仮想財産の性質をさらに明確にすべきである。イ）ネット上の仮想財産が財産に属するのは言うまでもないが、いかなる財産権の客体に属するかは、司法実務と法学の研究がさらに進展するのを待つ必要があるため、「ネット上の仮想財産」を「その他無体物」に修正すべきである。ウ）ネット上の仮想財産に関する権利は物権の特徴に適合しない。

- エ) データ情報保護についてはデータ情報に含まれる対象に着目し、その対応する権利類型を分析し、物権、債権、著作権、商標権、プライバシー権等を総合的に運用して保護すべきであり、全てを知的財産権とすべきではない。オ) 「データ情報」は民事法律関係の客体として規定すべきであり、知的財産権の客体として規定すべきではない。カ) 加工後のデータ情報についてのみ規定し、原始データ情報は除外すべきである。キ) データを専有する権利を設定することができるのは加工後の派生データであることから、「データ情報」を「派生データ」に修正すべきである。ク) 「データ情報」を「データベース」に修正すべきである。
- 3) このようにデータ及びネット上の仮想財産の概念の範囲、保護範囲、権利の属性、権利・義務の内容について大きな論争が存在することから、草案二審稿ではデータ及びネット上の仮想財産は単独の条項により「法律にデータ、ネット上の仮想財産の保護に関する規定がある場合は、その規定に従う」とし、最終的に採択された民法総則でもこの規定が維持されている。

2 条文説明

(1) データ〔数据〕の保護

- 1) 情報技術及びネットワークの急速な発展・応用に伴い、各種データ情報が急速に増加し、データ取引が日増しに増加し、その機に乗じて各地にビッグデータ取引所が誕生した。データの法的属性、保護モデル等のデータに関する一連の法律問題について広く議論が起こった。「データ」については、データの内包・外延的意味をいかに定義するか、データの権利属性及び権利者はデータに対してどのような権利を有するのかについて大きな論争が存在する。現在存在するデータに関する法的概念のうち、最も関係が深いのは編集著作物及びデータベースであり、独創性を有するデータからなる編集著作物は著作権法によって保護される。中国では、データ保護・データベースについて専門的な保護規定を置いていないが、現行法では著作権法14条の編集著作物、不正競争防止法10条の営業秘密として保護される余地がある。また欧州議会と欧州連合理事会の「データベースの法的保護に関する指令」1条では、データベースとは体系的に又は秩序正しく配列され、電子的手段又はその他手段により個別にアクセスすることができる独立した作品、データ又はその他素材の集合である旨が規定されている。また世界知的所有権機関(WIPO)の1996年「データベースに係る知的財産権に関する条約草案」におけるデータベースの定義もほぼ同内容である。
- 2) 中国におけるデータに関する実際の状況を見ると、ビッグデータ取引所及び取引プラットフォームに関する状況データ取引が日増しに増加するにつれ、各地にビッグデータ取引所やビッグデータプラットフォームが誕生しており、現在、中

国各地では既に多数設立されている³²。

3) 立法過程では、明確な権利の帰属及び内容は取引の前提・基礎であるとの指摘がなされた。上記のようにデータ産業が発展しデータ取引実務が進むにつれて、データの法的属性問題は人々が注目し解決しなければならない問題となっている。データの法的属性は、データを客体として形成される法律関係の種類及びその調整問題に関わる。同時にこの問題は、データ開発者の利益に関わるだけでなく、一般大衆による情報取得にも関係し、データ産業の生存・発展にも影響を及ぼす。もっとも、データ保護について規定するには、データ保護を構成する状況、主体・客体、権利の内容、制限、保有期間、法律責任等の一連の制度について規定する必要があるところ、民法総則の位置付け及び文章構造によっては、一連の制度を体系的かつ詳細に規定することができないため、データ保護について原則的・指導的な規定を定めるべきであるとされた。また、データ保護は民事主体の個人情報に関わる権益保護を前提とする必要があり、データ時代においては、データ情報の収集、利用による民事主体の個人情報に関わる権益侵害が非常に発生しやすい状況にある。他人の個人情報に関わる権益範囲に属する情報について、その権利主体はユーザー個人であり、その使用・取扱にはユーザーの許可が必要であり、さもなければ権利侵害を構成する。

(2) ネット上の仮想財産〔ネットワーク仮想財産〕の保護

1) ネット上の仮想財産はコンピュータ・情報技術の発展の産物であり、インターネットの普及、発展に伴い、インターネットと人々の生活の関係は次第に緊密になり、ネット上の仮想財産に関する権利義務に係る各種紛争が時折発生し、ネット上の仮想財産の法的属性の問題も広く論争を巻き起こしている。ある見解によると、広義のネット上の仮想財産は、ネット上の仮想空間内に存在する全ての仮想財産をいい、電子メール、ネットワークアカウント、仮想通貨、オンラインゲームのアイテム及び装備、登録されたドメイン等を含む。狭義のネット上の仮想財産は、オンラインゲームに存在する仮想財産をいい、ゲームアカウントのレベル、ゲーム内通貨、ゲームのキャラクター等を含む。オンラインゲームでは、プレイヤーが大量の時間、精力及び金銭を投じてオンラインゲームに参加し、レベル上げ等の作業、ゲームカードの購入等の実際の財物の支出、装備の売買等の市場取引を通じてネット上の仮想財産を獲得し、各種ネット上の仮想財産の得失により喜びを感じ、心身を楽しませる目的を実現するものである。彼らが仮想空間で創出した所得は、現実の財物に転化することができ、オンライン、オフラインで行う取引にはネット上の仮想財産の交換価値が顕著に表れている。ネットワークユーザーはアカウントのパスワードを設置することによりネット上の自己の仮想

³² 例えば中関村数海ビッグデータ取引プラットフォーム、貴陽ビッグデータ取引所、武漢東湖ビッグデータ取引センター、河北ビッグデータ取引センター、華東江蘇ビッグデータ取引センタープラットフォーム、上海データ取引センター、浙江ビッグデータ取引センター等がある。

財産が他人に修正・増減されることを防止し、所定手続を通じてネット上の仮想財産を売買、使用、消費することにより、ネット上の仮想財産の占有・処分を実現している。

- 2) インターネットと生活の関係が次第に緊密になるにつれて、ネット上の仮想財産に関わる紛争も実務上増加しており、その主な類型は次のとおり。すなわち、①ネット上の仮想財産の窃盗被害、②ネット上の仮想財産の詐欺取引、③ネット上の仮想財産の権利帰属問題（遺産相続、離婚における財産分与を含む）、④オンラインゲームサービス契約関連の紛争、⑤不正手続等の行為に対するアカウント閉鎖を原因とするプレイヤーと運業者間の紛争等である。
- 3) 上記のようにネット上の仮想財産の法的性質論について見解が多岐に分かれ、実務上の紛争も複雑化している現状において、本条では、これが民事権利として保護される旨の原則的・指導的規定として、将来的な関連立法をリードする点に意義がある。

※参考文献 ①394－402頁、②415－431頁、③319－330頁、④301－310頁参照。

【民事権利の特別保護規定の適用】

第128条 法律が未成年者、高齢者、障害者、女性、消費者等の民事権利について特別な保護規定を置く場合、その規定による。

本条は弱者の民事権利の特別保護規定の適用に関する規定である（新設）。

- 1) 未成年者、高齢者、障害者、婦人、消費者等の民事主体は、その心理、生理又は市場取引における地位等の原因により、民事活動において弱者的地位に置かれている可能性がある。総じて弱者的地位に置かれている民事主体の合法的權益を保護するため、法律では未成年者、高齢者、障害者、婦人、消費者等の民事権利の特別保護に関する規定を置いている。本条は、弱者の民事権利特別保護関連規定とリンクさせ、その適用関係を明らかにする趣旨である。
- 2) 本条によると、法律において未成年者、高齢者、障害者、婦人、消費者等の民事権利の特別保護に関する規定がある場合には、その規定による。総じて弱者的地位に置かれている民事主体の合法的權益を保護するために、法律は民事権利の特別保護に関する規定を定めている。例えば消費者權益保護法は消費者の権利と事業者の義務に関する規定を通じて消費者の合法的權益を保護しており、消費者の知る権利、選択権等の権利について規定し、事業者は消費者の安全保障、品質の保証、リコール等の義務を負う旨を定める。このほか現行法では、未成年者保護法、高齢者權益保障法、障害者保障法、婦女權益保障法に未成年者、高齢者、障害者、婦人の民事権利の特別保護に関する規定がある。

※参考文献 ①402－403頁、②431－432頁、③330頁、④310－31

【民事権利の取得方式】

第129条 民事権利は、民事法律行為、事実行為、法律の規定する事件又は法律の規定するその他の方式により取得することができる。

本条は民事権利の取得方式に関する規定である（新設）。

民事権利の取得とは、民事主体が合法的な方式に基づいて民事権利を獲得することである。本条によると、民事権利は、民事法律行為、事実行為、法律の規定する事件又は法律の規定するその他の方式によって取得できる。

- 1) 民事法律行為：民事主体が意思表示を通じて民事法律関係を発生、変更、消滅させる行為であり、民法理論では一般的に法律行為と称される。例えば売買契約の締結行為、遺言状の作成、相続権の放棄、贈与等である。本法第六章（133条以下）では、独立の章形式で民事法律行為について規定し、民事法律行為の概念、成立、効力等について定める。民事法律行為は意思表示を核心的な要素とし、意思表示がなければ民事法律行為も存在しない。意思表示とは、行為者が一定の民法上の効果を発生させるためにその内心意思を一定の方式を通じて外部に示す行為である（民事法律行為の有効要件について本法143条参照）。
- 2) 事実行為：主観的に行為者は民事法律関係を発生、変更、消滅させる意思はないが、法律規定に従って一定の民事法律効果を発生させる行為である（例えば家屋の自家建設、遺失物の拾得、事務管理行為、労働・生産等）。事実行為には合法的なものも不合法的なものもある。例えば遺失物の拾得等は、合法的な事実行為に属し、他人の人身、財産を侵害する権利侵害行為は不合法的な事実行為である。民事権利は事実行為に基づいて取得することもでき、例えば民事主体は事務管理行為によって他人に対する事務管理による債権を取得する。
- 3) 法律の規定する事実：人の意思とは無関係に法律規定に基づいて民事法律関係の変動を発生できる客観的状況である（例えば自然人の出生、死亡、自然災害、事故の発生及び時の経過等）。民事権利は法律に定める事実に基づいて取得することもでき、例えば民事主体は出生により相続権を取得する。
- 4) 法律の規定するその他の方式：民事法律行為、事実行為、法律に定める事実以外にも、民事権利は法律に定めるその他の方式によって取得できる（例えば法律文書等による物権設定に関する物権法28条³³、収用に関する同法42条1項³⁴を参照）。

³³ 物権法28条「人民法院又は仲裁委員会の法律文書、又は人民政府の収用決定等による物権の設定、変更、譲渡、消滅は、法律文書又は人民政府の収用決定等の効力発生時から効力を生じる。」

³⁴ 物権法42条1項「公共利益の必要のため、法律に定める権限及び手続に従い、集団所有の土地、単位及び個人の建物及びその他の不動産を収用することができる。」

※参考文献 ①403－404頁，②432－434頁，③331－332頁，④311－312頁参照。

【民事権利の行使】

第130条 民事主体は自己の意思に従って法に基づき民事権利を行使し，干渉を受けない。

本条は民事主体が自己の意思に従って法に基づき民事権利を行使する旨の規定である（新設）。

- 1) 本条は民事権利の行使において自由意思原則が具現化された内容である。本法は，第一章「基本規定」第5条で民法の自由意思原則について規定しており，民事主体が民事活動を行う場合には，自由意思原則を遵守し，自己の意思に従って民事法律関係を発生，変更，消滅させなければならない旨を定める。自由意思原則は民法の基本原則であり，民法全体において貫徹されている。
- 2) 民事主体が自己の意思に従って法に基づき民事権利を行使し，干渉を受けないことは，具体的にいえば次のとおりである。すなわち，①民事主体は自己の意思に従って法に基づき民事権利を行使し又は行使しない権利を有する。②民事主体は自己の意思に従って法に基づき行使する民事権利の内容を選択する権利を有する。③民事主体は自己の意思に従って法に基づき民事権利を行使する方式を選択する権利を有し，民事主体が自己の意思に従って民事権利を行使する場合，いかなる組織・個人も不法に干渉してはならない。
- 3) 現行法には，民事主体が自己の意思に従って法に基づき民事権利を行使することの関連規定がある。例えば，「契約法」4条は，当事者は法に基づき自由意思で契約を締結する権利を有し，いかなる組織及び個人も不法に介入してはならない旨を定める。「婚姻法」5条は，結婚は男女双方の完全な自由意思によるものでなければならず，いかなる一方も他方に対して強制すること，又はいかなる第三者も干渉することは許されない旨を定めている。

※参考文献 ①404－405頁，②434－435頁，③332－333頁，④312－313頁参照。

【権利行使と義務履行の一致】

第131条 民事主体は，権利を行使するとき，法律が規定し，当事者が約定した義務を履行しなければならない。

本条は民事主体が権利を行使する場合は義務を履行しなければならない旨の規定である（新設）。

1 立法理由・背景

- 1) 本条の内容につき、草案一審稿では、第一章「基本原則」の民事主体の合法的な民事権益は法律により保護される旨の条項の第2項として、「民事主体は権利を行使すると同時に、法律が規定し、又は当事者が約定した義務を履行し、関連の責任を負わなければならない」と定めていたが、立法過程では、次の意見があった。義務に違反してこそ不利な法律効果を生じ、民事責任を負わなければならない。権利を行使し、義務を履行すると責任を負わなければならない旨の規定は、論理的ではない。権利と義務は相互に対応し、責任は義務違反の結果に属するものであって三者を並列的に規定すべきではない。なぜなら権利を行使した場合、義務を履行すれば、責任は生じないからである。よって、最後の「関連の責任を負う」を削除すべきである。検討の結果、草案三審稿では「関連の責任を負う」が削除され、「民事主体は権利を行使すると同時に、法律が規定し、又は当事者が取り決めた義務を履行しなければならない」と規定された。
- 2) また、民事主体は権利を有すると同時に義務の負担を重視しなければならない旨を強調し、公民が正しく権利を行使し、真摯に義務を履行するよう教育することは、法治社会の構築、社会主義核心価値観の実践にとって重要な現実的意義を有するが、基本規定の章で規定するのは適切でなく、権利行使に関するルールとして第5章で規定すべしとの意見もあった。検討の結果、本条は第5章「民事権利」の章において、民事権利の行使に関するルールとして規定されている。

2 条文説明

民事主体が法に基づき有する民事権利と民事義務は民事法律関係に関する内容である。民事法律関係において、民事権利及び民事義務は相互に対立し、相互に関係する。民事権利の内容は、それに対応する民事義務を通じて体现されなければならない。民事義務の内容もそれに対応する民事権利により限定される。非常に多くの状況下において、民事主体は権利を有するとともに、法律が規定する、又は当事者が約定した義務を負う。例えば契約の双方当事者は一般に相互間で各自の権利義務を約定し、一方当事者は契約上の権利を有するとともに、約定した契約上の義務を負う。民事主体が権利を行使する場合には、法律が規定し、又は当事者が約定した義務を履行しなければならない。

※参考文献 ①405－406頁，②436－437頁，③333－334頁，④313－314頁参照。

【民事権利の濫用禁止】

第132条 民事主体は、民事権利を濫用して国家利益、社会公共利益又は他人の合法的権益を害してはならない。

本条は民事主体は民事権利を濫用してはならない旨の規定である（民法通則7条³⁵参照）。

1 立法理由・背景

1) 民事権利を濫用してはならないことが民法の基本原則であるか否かにつき、立法過程では異なる意見があった。すなわち、ア) 権利を濫用してはならないことは中国憲法における基本原則の1つであり、合憲的解釈方法によると、権利を濫用してはならないことは当然、民法の基本原則である。権利濫用禁止原則は個別権利に対する制限的規定ではなく、全ての民事権利の行使を制限する一般条項であり、人類の生存及び人類社会の持続可能な発展という根本的利益は個人の自由を上回る旨の現代の民法思想を反映するものであって、民法の基本価値体系において次第に重要な地位を占めており、それを基本原則とすることは現代法の本質により合致する。権利濫用禁止原則の重要性を踏まえ、さらに実務における権利濫用現象を踏まえると、当該原則を規定することは現実的意義を有し、司法実務から見ても、権利濫用禁止原則は法律の盲点を補う作用を果たすこともあり、基本原則で該原則について規定する必要がある。また、イ) 権利濫用禁止原則は、誠実信用原則に違反した場合の結果に過ぎず、手続上の救済的原則であるとともに、権利行使のための原則ないし公序良俗原則の一部であり、民法の基本原則ではないことから、基本原則として規定すべきではないが、民事権利の章で民事権利の行使に関するルールとして規定することはできる等の意見である。

2) 立法過程では、本条は各方面からの意見に基づき繰り返し修正が行われた。草案一審稿では第一章「基本規定」で、民事主体は民事活動を行う場合、法律を遵守しなければならない、公序良俗に反してはならず、他人の合法的權益を害してはならない旨を定めた。草案二審稿では同条文が、民事主体は民事活動を行う場合、法律に違反してはならず、公序良俗に反してはならず、権利を濫用して他人の合法的權益を害してはならないと修正された。草案三審稿では権利濫用禁止原則を第五章に移動し、民事権利行使に関する内容として、民事主体は民事権利を濫用して他人の合法的權益を害してはならない旨を定めた。検討の結果、最終的に採択された民法総則では、民事主体は民事権利を濫用して国の利益、社会公共利益又は他人の合法的權益を害してはならない旨を規定している。

2 条文説明

1) 本条所定の「民事権利を濫用してはならない」とは、民事権利の行使が国の利益、公共利益、他人の合法的權益を害してはならないことである。権利行使には、一定の制限があり、民事権利の行使が国の利益、公共利益、他人の合法的權益を害する場合は民事権利の濫用となる。民法では一方で、権利主体による正当な権利行使を奨励し、他方で、権利行使につき明確な制限、つまり民事権利を濫用し

³⁵ 民法通則7条「民事活動においては、社会公德を尊重しなければならない、社会公共利益を害し、社会の経済秩序を乱してはならない。」

て国の利益，公共利益，他人の合法的權益を害してはならないという制限を設けている。

2) 民事權利を濫用して国の利益，公共利益，他人の合法的權益を害した場合は權利侵害を構成するが，民事權利の濫用は，權利侵害とは次のような差異がある。

①權利濫用の前提は正当な權利が存在することだが，それは權利行使又は權利行使に係る行為であるのに対して，權利侵害行為は一般に正当な權利が存在しない。②權利濫用禁止原則は，民事主体による民事權利の行使に対する一定の制限であり，民事主体は權利を濫用して国の利益，公共利益又は他人の合法的權益を害してはならない旨の制限を通じて民事權利と国の利益，公共利益，他人の合法的權益との均衡を実現するのに対して，權利侵害責任は民事主体の權利を保護するための制度である。

※参考文献 ①407－409頁，②437－439頁，③334－335頁，④314－316頁参照。

(つづく)

活動報告

【海外出張】

ネパール出張 ～ワークショップ及び民事模擬裁判～

国際協力部教官

下道良太

第1 今回の出張に至る背景

ネパール連邦民主共和国（以下「ネパール」という。）では、1853年に制定された「ムルキ・アイン（Muluki Ain）法典」（民事実体法，民事手続法，刑事実体法及び刑事手続法を包摂する基本法典）が150年以上の間効力を有してきたが，2008年5月に王政が廃止され，連邦民主共和制への移行が宣言された後，近代民主国家への転換を図るべく，同法典の解体・改正作業が進められてきた。

その過程で，独立行政法人国際協力機構（JICA）は，ネパール政府の要請を受けて，2009年に民法の起草に対する支援を開始し，弁護士の長期専門家を現地に派遣したり，日本の民法学者から成るアドバイザー・グループ（以下「AG」という。）を設置するなどして起草活動を支援し，国際協力部もこれらの活動に協力してきた。

2017年10月，民法¹，民事訴訟法，刑法，量刑法²及び刑事訴訟法の「新5法」が制定され，2018年8月17日に施行された。国際協力部は，ネパール最高裁判所（以下「最高裁」という。）及び国家司法学院（National Judicial Academy 以下「NJA」という。）との共催で，同年5月に仮釈放，保護観察及び量刑に関するワークショップ³を，同年8月に令状制度及び公判前整理手続に関するワークショップをそれぞれ実施し，新5法の施行後も，2019年8月，最高裁が主催するワークショップにおいて公判前整理手続，不法行為及び契約法をテーマとして講演を行ったほか，JICAが最高裁判所法曹協会と共催したワークショップにおいても，不法行為，国際私法等をテーマとして講演を行った⁴。

これらのワークショップでは，国際私法及び不法行為に対する現地の実務家の関心は高く，また，実務において解釈上問題となり得る論点が相当数存在することが確認された。特に，新民法で新たに導入された不法行為については，被害者の救済という観点から，継続してワークショップのテーマとして取り上げ，実務家の間で議論しておくべき必要性が高いと感じられた。また，民法の重要分野である財産法についても，上記のワークショップでは扱われていなかったことから，AGに所属する日本の民法学者によるイン

¹ 新民法の概要については，ICD NEWS 77号156頁以降を参照されたい。

² 量刑法については，ICD NEWS 77号192頁以降で解説されている。

³ このワークショップについては，ICD NEWS 76号168頁以降で紹介されている。

⁴ これらのワークショップについては，ICD NEWS 81号110頁以降の当職の拙稿を参照されたい。

プットの講義を行う必要性が認められた。そこで、最高裁に対し、次回のワークショップでこれら三つのテーマを扱うことを提案したところ、その旨実施してほしいとの要請が出された。これを受けて、今回、AGの委員である慶應義塾大学大学院法務研究科の松尾弘教授に御参加いただいて、最高裁とNJ Aの共催によるワークショップを実施することになった。

併せて、2019年8月のネパール出張の際、訪問先の National Law College（以下「NALC」という。）において、日本の民事訴訟手続に関する知見を得るために模擬裁判を実施してほしいとの要請を受けたことから、今回の出張では、NALCにおいて、不法行為の事件を題材として民事模擬裁判を実施することになった。

本稿では、これらのワークショップ及び民事模擬裁判について紹介する。

第2 ワークショップ

1 概要

2019年12月29日及び30日の2日間、NJ Aの施設にて実施された。ネパール側の参加者は、カトマンズ近郊の District Court の District Judge、最高裁の Bench Officer 及び Deputy Registrar 並びに各裁判所の Section Officer⁵の合計26名であった。プログラムについては、添付のスケジュール表を参照されたい。

2 内容

- (1) オープニングセッションでは、最高裁の Hari Prasad Phuyal 判事、NJ Aの Deputy Executive Director である Kedar Paudel 氏及びNJ Aの Director である Shreekrishna Mulmi 氏がスピーチを行い、国際協力部の森永太郎部長が日本側の講演の概要について説明した。
- (2) 最高裁の Phuyal 判事が、新民法で導入された不法行為の規定について概観する内容の講演を行った。不法行為の目的は加害者の処罰ではないこと、刑罰の対象となる行為であっても不法行為による損害賠償の対象となり得ることを説明していたのが印象的であり、新民法制定前には違法な行為により損害を被った被害者に対する賠償が専ら刑事手続において行われていたという沿革が感じられた。質疑応答では、参加者から、自動車が道路の工事中の箇所に進入して損害を被った場合の不法行為責任の所在について質問があり、日本側から、財産から生じた損害については新民法678条に規定があること、公共の道路の場合は、日本では国家の賠償責任を定める法律があるが、同法が適用される場合も基本的には民法の不法行為の規定が準用されることを説明した。また、消費者保護法と不法行為との関係についても質問が出され、日本側から、消費者保護法と民法は特別法と一般法の関係にあり、前者に規定のある部分はそれが優先するが、それ以外の部分は後者の規定が適用されることを説明した。

⁵ Section Officer は、その多くが将来は裁判官となる立場の者であり、今回の参加者の中では若手の(キャリアの浅い)職位である。

- (3) 森永部長が、“Some Basics on International Private Law --- law on the conflict of laws ---”というタイトルで講演を行った。これは、2019年8月に最高裁判所法曹協会のワークショップで行った講演にいくつか新たなトピックを加えたものであり、いずれも準拠法等が問題となる相続、保証契約及び工事中の事故の三つの事例を用いて、性質決定、先決問題、連結点の確定、準拠法の特定、適応問題、準拠法の適用といった国際私法の総論部分のプロセスについて解説するものである⁶。参加者は、ネパールの裁判所で扱う事件において準拠法の選択が問題となり得るものが相当数あり、国際私法に係る知見を蓄積する必要性については認識しているようであったが、解釈論を深めるのはまだまだこれからという段階であり、質疑応答では、裁判所が準拠法を指定する際の具体的な方法等について質問が出た。
- (4) 森永部長が、“Tort Law and Criminal Law Cont’d “Complicity and Joint Tort” --- issues regarding Article 681, Nepal Civil Code ---”というタイトルで講演を行った。新民法で導入された不法行為には共同不法行為についての規定（681条）があり、その英訳によれば、共同不法行為者の責任は、“jointly and severally”であると定められているが⁷、ネパールには複数の債務者が存在する場合にこれらが連帯的に債務を負担するという概念はないそうであり、そうすると、新民法681条は、共同不法行為者が被害者に対しそれぞれ損害の発生に寄与した割合についてのみ賠償責任を負うという解釈に帰結することになる。森永部長の講演では、刑事手続⁸においては、被告人は自らが直接生じさせたものではない共犯者による結果についても処罰を受けるにもかかわらず、民事の不法行為においては直接寄与した割合についてのみ賠償責任を負うのは整合性を欠くこと、共同不法行為者の中に無資力の者がいた場合、そのリスクを被害者が負担することになると救済の実効性を欠くことなどを理由として挙げ、日本と同様に、各共同不法行為者が被害者との関係では生じた損害の全てを賠償する責任を負うことが妥当であるとの見解の下、このような結論を導き得る解釈を試みた。参加者は、共同不法行為の場面でこのような問題点があることにつき、これまで余り意識していなかったようであり、高い関心を持って講演を聞いていた。質疑応答では、刑事法における賠償の範囲と民法の不法行為における賠償の範囲の違い⁹について質問が出された。これまで民法の中で不法行為が規定されていなかったこともあり、契約法の問題と不法行為の問題を混同していると思われる質問も出た。

⁶ 新民法では、最後の Part 6 に国際私法についての規定がある。なお、新民法の英訳は、ネパール司法省（Ministry of Law, Justice and Parliamentary Affairs）のウェブサイトに掲載されている。

⁷ Sec. 681 (1) “If more than one person commit any act to be deemed a tort under this Chapter, each of such persons shall, except as otherwise proved, be jointly and severally liable for any damage caused by that act, in proportion to the culpability of the tort committed by each person.”

⁸ ネパールにおいては、刑罰の一種として損害賠償が定められており、不法行為と刑事手続とは密接な関係を有している。この点については、ICD NEWS 81号110頁以降の拙稿で紹介した、森永部長の前回のワークショップにおける講演を参照されたい。

⁹ 前記のとおり、ネパールでは刑罰の一種として損害賠償が規定されている。

(5) 当職が、“Prescription and Statute of Limitation in Tort”というタイトルで講演を行った。新民法に規定された不法行為では、消滅時効についての規定はないが、6か月という日本の感覚からすれば短い出訴期間（Statute of Limitation）が定められており、しかも、その起算点は「不法行為時」とされている¹⁰。したがって、当該行為について知らなかった（又は知り得なかった）被害者の救済が問題となるが、この点については、民事訴訟法において、詐欺行為等を原因として知らなかった場合や、行為自体が「密かに」行われたことにより知り得なかった場合には、出訴期間の経過にかかわらず、これらの事由を知ってから90日以内に提訴すれば手続を進めることができる旨の規定がある¹¹。そこで、民法や民事訴訟法の出訴期間に関する各規定を、被害者に対する公平な救済という観点から適切に解釈する必要があるところ、この解釈に当たっては、時効期間の起算点である「損害及び加害者を知った時¹²」を柔軟に解釈し、また、消滅時効が完成するような状況を加害者が積極的に作出した場合には時効の援用を権利の濫用として排斥する日本の裁判所の考え方が参考になると思われる。そこで、当職の講演では、日本の判例を紹介しながら、ネパール法の出訴期間に関する規定において解釈上問題となり得る点について問題提起を行った。参加者の多くは、そもそも不法行為に係る出訴期間が短いという認識を有していなかったと思われるが、この機会を通じて、状況によっては出訴期間に関する各規定の解釈によって被害者を救済する必要性が生ずること自体は理解したようであった。また、参加者は、日本の消滅時効の規定について関心を持ったようであり、精神の障害によって不法行為の存在を知り得なかった被害者についての時効期間の起算点、3年の消滅時効と20年の除斥期間¹³との関係などについて質問が出た。

(6) 松尾教授が、“Comparative Property Law with Special Attention to the Civil Code of Nepal and Japan”というタイトルで講演を行った。この講演は、新民法における財産法の規定¹⁴を概観するとともに、いくつかの特徴的な規定については、事例を設定して参加者とディスカッションしながら理解を深めるものであり、参加者は積極的に意見を述べていた。特に、フランス法やドイツ法と異なり土地の所有者の同意を得ずに土地上に建築された建物の所有権は建築した者に帰属すること¹⁵、動産に知

¹⁰ Sec. 684 “A person who is aggrieved from any act done or action taken under this Chapter may make a lawsuit within six months after the date on which such an act was done or action was taken.”

¹¹ Sec. 50 (1) “Notwithstanding anything contained in Section 48 or 49, if the statute of limitation of any person has been expired because of deception, forgery, fraud or conspiracy or similar other reason or not being in a position to know the matter since any act was done clandestinely, appears to file a plaint, setting out the reason, within ninety days after the date of knowledge of that matter by him or her, the court shall file such a plaint subject to this Chapter.”

¹² 日本の民法724条

¹³ 最高裁判例によれば日本の民法724条の定める20年の期間は除斥期間である。もっとも、2020年4月施行の改正民法では、20年の期間は時効期間であることが明記されている。

¹⁴ Part 4

¹⁵ Sec. 279

的財産権や取引上の信用等が含まれること¹⁶、所有者と占有者の関係（善意の占有取得者の保護等）、*Usufruct* と *Servitude* の2種類の用益物権の内容、物権の変動とその原因となる債権的行為が一体の関係にあることなどについての解説に時間が割かれた。

- (7) 前記の各講演の後、参加者によるグループディスカッション及び発表の時間が設けられた。これは、参加者が3グループに分かれ、それぞれ、国際私法、不法行為及び財産法をテーマとしてグループ内で討議を行った後、各グループの代表者が各テーマについて、日本側の講演の要約、ネパールと日本の制度の比較、実務上の問題点及びこれに対してとり得る解決策などを発表するものである¹⁷。グループディスカッションには日本側の講演者も参加し、各グループの発表の後には日本側からコメントを行った。以下、各グループの発表内容を簡単に紹介する。

国際私法については、外国法の適用が公序に反する場合は当該法が適用されないことになるが¹⁸、この「公序」の内容には国家間の差異があること、国際私法の問題についての理解が十分でないこと、夫婦間の争いに関する事件に係る法の適用においては子の保護という視点が必要であることなどの問題点が指摘され、国際私法に係る知識を蓄積する必要性が強調された。

不法行為については、日本法の消滅時効とネパール法の出訴期間の違い（期間、起算点、手続的効果か実体的効果か等）、共同不法行為者の責任の性質についての両国の考え方の違いなどに焦点を当てるとともに、ネパールにおいては不法行為の実務の蓄積が少なく一般市民にも周知されていないので、実務経験を積むとともに一般市民への周知に力を入れる必要性が指摘された。

財産法については、民法の規定が特別法の規定と整合していないこと、物権が絶対的な権利として規定されていないこと、建物賃貸借、贈与等契約法に分類されるべき規定が財産法のパートに規定されていることなどの問題点が指摘され、一般法と特別法の違いを意識すべきこと、建物賃貸借等は契約法として規定されるべきことなどの意見が述べられた。

- (8) クロージングセッションでは、参加者の代表がワークショップの内容をまとめた発表を行い、Mulmi氏及び森永部長がコメントを行った後、最高裁のChief RegistrarであるNripa Dhwoj Niroula氏がワークショップの成果を確認するとともに日本側の協力に対する謝辞を述べた。

¹⁶ Sec. 254

¹⁷ この形式は前回（2019年8月）のワークショップでも採用されていたものであり、講演に対する参加者の理解の定着が図られるとともに、講演者としても参加者の理解の程度を知ることができるので、有用な方法といえる。

¹⁸ Sec. 721(1)



森永部長による講演の様子



松尾教授による講演の様子

第3 民事模擬裁判

1 概要

前記のワークショップに先立つ2019年12月27日、NALCの教室を借りて実施した。この教室は普段から模擬裁判に使用されているそうであるが、日本の法廷とネパールの法廷とは配置が異なるため、日本の法廷の配置に合わせてセッティングしてもらった。扱う事例は、NALCから不法行為を扱ってほしいとの要望があったことから、日本側において、工場の従業員が同僚から暴行を加えられて傷害を負ったと主張して不法行為に基づく損害賠償請求を行っている事案を作成した。手続の段階としては、争点整理が終わり証人尋問及び本人尋問が行われる場面を想定した。資料としては、訴状、答弁書、この事案の被害者が告訴をした場合に検察官が作成すると考えられる不起訴裁定書及び日本の民事訴訟手続のフローチャート（いずれも英語）をネパール側に配布した。配役は、当職が裁判官、法務省大臣官房国際課の菅野直樹課付が原告代理人、森永部長が被告代理人、同省法務総合研究所総務企画部の嵐文子国際専門官が証人をそれぞれ演じ、NALCの学生に、原告本人、被告本人及び書記官をそれぞれ演じてもらった¹⁹。傍聴席には、NALCの学生が多数見学に訪れた。

まず、当職が事例の内容と日本の民事訴訟手続について簡単に説明し、模擬裁判後は、手続について重要な部分を解説した上で、日本側参加者が学生からの質問に答えるという形式で意見交換を行った。意見交換の際は、NALCの設立者であり学長である Ram Krishna Timalsena 元最高裁事務総長も加わった。

2 結果

模擬裁判は英語で実施したが、従前に詳細な台本を用意していたこともあり、特段のトラブルもなく円滑に進行した。原告本人及び被告本人を演じたNALCの学生は、流暢な英語を話す上、いずれも台本の内容をしっかりと頭に入れており、今回の模擬裁判の成功は学生らの貢献による部分が大きい。この場を借りて、原告役の Lomash Neupane 氏及び被告役の Chetana Adhikari 氏に御礼を申し上げたい。

模擬裁判後の説明では、弁論準備手続の機能、誘導尋問の扱い、反対尋問の意義、

¹⁹ NALCには、“Student Moot Court Committee” という模擬裁判のための組織が存在するそうである。

立証責任の所在、訴状の構成（予備的主張の意義等）などについて詳細に説明した。傍聴した学生の感想はいずれも好評であり、日本の民事訴訟手続について理解が深まったとのコメントが述べられた。

意見交換では、日本の民事訴訟手続（弁論準備手続、和解等）についてはもちろん、そこから派生して、実体、手続を問わず日本の法制度全般について学生から多数の質問が出された。森永部長が前記の不起訴裁定書を題材として刑事手続について説明を行った際には、刑事関係の質問も多く出された。死刑制度や知的財産権など模擬裁判自体からは「脱線」した質問も出されたが、学生らはとても熱心であり、この機会に日本の法律や制度について学びたいという強い意欲が感じられた。



模擬裁判の様子



模擬裁判後の意見交換の様子

第4 所感

1 ワークショップに関し、国際私法については、ネパールの裁判所においても実際に準拠法の選択が問題となる事例が一定数係属しているようであるが、裁判官の間で国際私法の実践的な知識を蓄積・運用することができているかと問われれば、疑問を持たざるを得ない。今後も国際私法についての知識の提供を継続して、国際的な事件に対する適切な処理を実現する基礎を形成する必要性は高いといえる。

不法行為については、今回の講演で取り上げた共同不法行為者の賠償責任の範囲や出訴期間といった論点は、被害者の救済に深く関わるものであり、新民法で新たに導入された不法行為が今後適切に機能するためには、裁判官をはじめとする実務家がこれらの問題に関係する規定を適切に解釈することが強く期待されている。今回の講演において、日本側からは解釈について一定の「ヒント」を提供したが、ネパール側の参加者が解釈論について具体的な意見を述べるには至っていない。今回のワークショップを契機として、ネパールの不法行為法の解釈論が発展することが望まれる。また、今後のワークショップにおいても、主として被害者の公平な救済という観点から、日本側からテーマを提案し、ネパールの実務における議論の土台を築いていきたい。

財産法については、松尾教授の講演で網羅的に条文や論点を扱っていただいたので、参加者の間で一定の知識の定着を得られたものと思われる。もっとも、時間の制約上

深く掘り下げることのできなかつた論点も相当数あると思われるので、今後は、実務において問題となる重要な論点に絞った講演を実施していくことが考えられる。

- 2 模擬裁判に関しては、日本の民事訴訟手続に対する関心を高める契機となったといえる。また、今後ネパールの司法の将来を担う学生の関心や理解を高めるという点においても、大学において模擬裁判を実施する意義は大きいといえる。模擬裁判を実施するに当たってネックとなるのは、事例や資料の準備の負担であるが、今後は今回使用した題材に適宜修正を加えて用いることができるので、負担はかなり軽減される。今後も要望があれば、大学その他の機関において、模擬裁判の実施を検討したい。
- 3 国際協力部では、今後も、引き続き最高裁及びN J Aと連携してワークショップを開催する予定である。ネパールの法曹関係者との連携を密にして、特に施行から1年半が経過した新5法の運用について実務で問題となっているところを把握し、現地の実務的なニーズに適合した活動を行っていききたい。

Workshop on “Property law, Tort law and International Private Law”

Venue: National Judicial Academy, Manamaiju, Kathmandu

Sunday, 29th December (Day 01)	
08:00 – 08:30	Registration + Breakfast
08:30 – 08:45	Opening Remarks
08:45 – 10:00	Presentation: Hon. Hari Prasad Phuyal, Justice, Supreme Court, Nepal <i>“(Topic related to Tort)”</i>
10:00 – 10:15	Break
10:15 – 11:30	Presentation: Mr. Taro Morinaga, Director, ICD-RTI, MOJ, Japan <i>“Some Basics on International Private Law --- law on the conflict of laws ---”</i>
11:30 – 12:15	Lunch Break
12:15 – 13:30	Presentation: Mr. Morinaga <i>“Tort Law and Criminal Law Cont’d “Complicity and Joint Tort” --- issues regarding Article 681, Nepal Civil Code ---”</i>
13:30 – 13:45	Tea Break
13:45 – 15:00	Presentation: Mr. Ryota Shitamichi, Professor and Judge, ICD-RTI, MOJ, Japan <i>“Prescription and Statute of Limitation in Tort”</i>
Monday, 30th December (Day 02)	
08:00 – 08:30	Breakfast
08:30 – 9:45	Presentation: Prof. Hiroshi Matsuo, Keio University <i>“Comparative Property Law with Special Attention to the Civil Code of Nepal and Japan”</i>
09:45 – 10:00	Break
10:00 – 11:15	Presentation: Prof. Matsuo <i>“Comparative Property Law with Special Attention to the Civil Code of Nepal and Japan“(Cont’d)</i>
11:15 – 12:00	Lunch Break
12:00 – 13:00	Group Division and Group Work
13:00 – 13:30	Presentation by each group
13:30 – 14:00	Feedback on presentation and Overall Discussion
14:00 – 14:15	Tea Break
14:15 – 14:30	Closing Remarks

【国際研修・共同研究】

第11回ベトナム弁護士連合会本邦研修の概要

JICA長期派遣専門家，弁護士

枝川 充志

第1 はじめに¹

1 概要

「2020年を目標とする法・司法改革プロジェクト（以下、「本プロジェクト」という。）」では、ベトナム弁護士連合会（以下、「VBF」という。）を協力相手機関の一つとしている²。例年、VBFに対する本邦研修は日本弁護士連合会（日弁連）の協力を得て実施しており今回が11回目となる。

2019年度の研修では、東京と山梨訪問を中心に、2019年12月9日（月）から同月16日（月）の期間で実施された。構成メンバーは、ファン・チュン・ホアイVBF副会長他、各地方弁護士会の会長・副会長等からなる総勢15名であった。

2 目的

対VBF協力の枠組みを定める本プロジェクトのPDM（プロジェクト・デザイン・マトリックス）では、期待される成果の一つとして「ベトナム弁護士による適正な業務遂行促進能力を向上させること」を規定している。

今回の研修ではこの規定を念頭に、①組織管理・運営（日弁連と単位弁護士会，弁護士保険），②実務改善・能力向上（日本における判例制度，刑法・刑事手続），③市民による弁護士へのアクセスの向上のための問題分析を取り上げ実施された。

第2 研修内容

1 組織管理・運営（日弁連と単位弁護士会，弁護士保険）

(1) 日弁連の概要（出井直樹弁護士（第二東京弁護士会³））

2018年以降、VBFでは定款改定の動きが加速している（2020年中に改訂予定）。また今回は、地方弁護士の新会長が参加している。こうした背景の中、あらためて日弁連の概要を始めとして、中央の統一弁護士会と地方の弁護士会の関係について関心が持たれた⁴。

¹ 本稿のうち、意見にわたる部分は筆者の見解であり、講師等の当該関係者、筆者の所属する団体や本プロジェクトの見解でないことを申し添えます。

² 他に、首相府，司法省，最高人民裁判所，最高人民検察院がある。

³ 所属弁護士会を指す。以下、「東京」というように簡略化して記載する。

⁴ VBFは組織確立の上で日弁連をモデルとしていると言われている。そのためほぼ毎年度、日弁連の概要について講義が組まれている。これまでに累計で100名以上のベトナム人弁護士（VBF執行部や地方弁護士会会長・副会長等）が本邦研修に参加しており、その成果と言えるかは即断できないが、ハノイでのセミナーや地方出張などに出席すると、研修参加者が日本の弁護士会の制度を出席者に説明することがある。

具体的には、日弁連の組織概要を端緒とし、日弁連と単位弁護士会の関係、日弁連と他の機関（法務省、最高裁等）と弁護士自治との関係について説明がなされた。また今回、関心事項として挙がっていた日弁連の各種委員会、たとえば資格審査委員会、綱紀委員会、司法制度調査会などについてその概要が紹介された。

この中で日弁連会長任期が2年、その他役員が1年という点は、5年の任期であるVBF及び地方弁護士会の会長の場合と異なっている。この違いを踏まえ、任期の長短によるメリット・デメリットについて意見交換がなされた。また日弁連で多くの委員会活動が行われていることに関心が払われた。

(2) 弁護士保険制度（平沼大輔弁護士（第一東京））

ベトナム弁護士法では、弁護士の保険加入が義務づけられている（同40条6項、49条2項）。またベトナム保険業法8条2項bでは、法律助言活動について保険への強制加入を要件としている。また弁護士法61条8項によれば、各弁護士会は弁護士による職務上の責任保険の加入を監督し、同65条2項ではVBFが法律遵守を監督すると規定する。しかし必ずしもすべての弁護士が加入していないとの実態がある。このような現状から、日本では職業保険への加入は強制ではないものの、日本における職業保険の内容について承知したいとの要望から今般の講義が設定された。

講師からは、日本における団体保険制度の概要、弁護士賠償責任保険（以下「弁賠保険」という。）の内容、事故対応の概要、事故発生状況や事例からなる全体像を説明いただいた。

日本では大多数の弁護士が弁賠保険に加入していることが紹介され、その上で成年後見人の候補者名簿登録の要件とされたり、弁護士会の法律相談を割り振る際の考慮要素とされているとの説明があった。また弁賠保険においては、過失の有無や損害の有無・算定、因果関係の有無などの判断が一般の損害保険に比べて難しいとの説明があり、参加者の質問を受けて、不法行為等に基づく損害賠償請求権を消滅時効にかけた場合の保険金の算定方法について、弁賠保険審査会の活用などが紹介された。その上で、依頼者とのコミュニケーションの重要性、委任契約書の締結において依頼内容を明確化しておくことの必要性を日本の弁護士に意識づけしているとの説明がなされた。

(3) 山梨県弁護士会訪問⁵

今回は、地方弁護士会として山梨県弁護士会を訪問した。同弁護士会からは、弁護士会の概要・特徴、日弁連との関係、組織構成、執行部体制や常議員会の概要、30以上ある委員会・プロジェクトチーム（PT）活動の存在について説明がなされた。

⁵ 山梨県弁護士会へは2014年度本邦研修においても訪問している。今回、会長の吉澤宏治弁護士をはじめとして、副会長の落合圭子弁護士を中心に周到なアレンジをしていただき、多くの弁護士の方々の御協力を得た。記して謝意に代えさせていただきたい。

このうち議論となったのは、会長の担い手や手当、会費の内容と決め方、滞納の場合の処理、会員へのサービス、委員会活動が強制か任意かといった点である。これら諸点についてVBF側の地方弁護士会会長が大きな関心を払っていた。

山梨県弁護士会は、弁護士の絶対数でいえば関東（東京高等裁判所管轄区域内）でもっとも弁護士数が少ない弁護士会である。そうした中でも活発に委員会やPT活動が行われている。そのためVBFからは、委員会活動等の諸活動が弁護士の社会的地位を担保し信頼を高めているとの指摘がなされた。

またVBF側は、地方弁護士会におけるプロボノ活動について関心を寄せていた。そのため山梨県弁護士会からは、貧困問題自殺対策委員会、高齢者・障害者支援センター運営委員会の活動や刑事弁護における独自の施策について説明がなされたほか、法テラス山梨からは同団体の概要などについても説明がなされた。前三者については、それぞれ山梨県弁護士会独自の取組を紹介する内容となっており、その真摯な取組に関心が払われた⁶。

さらに、研修参加者を二グループに分け、地元の法律事務所にも訪問する機会を得、事務所の概要について説明を受けるとともに、顧客獲得方法等について意見交換を行うなどして交流を深めることができた。

2 実務改善・能力向上（日本における判例制度、刑法・刑事手続）

(1) 日本における判例制度

ア はじめに

ベトナムでは2015年12月より判例制度が開始され⁷、本稿執筆時点（2020年1月17日時点）までに29の判例が選定されている。ベトナムにおける判例は、ベトナム最高人民裁判所裁判官評議会で選定され、同長官により判例として公布される。

この選定過程において、上記評議会の前に司法省、最高人民検察院、VBF等からなる諮問評議会で選定候補判例の審議がなされる⁸。そのためVBFとしても判例制度には大きな関心を持っている。同時に実務においても判例を活用していきたいとの意向がある。このような背景から日本における判例制度の概要、実務での判例の活用についての講義が要望された。

イ 判例制度の概要（園尾隆司弁護士（東京））

講師から、日本の判例法の歴史を紐解く形で講義が進められた。具体的には、約400年前に判例法の仕組みが出来上がり、裁判官の判断が法律と同じ効力を持つこと、ゆえに国民の間に裁判所の判決に関心が持たれる土壌があったとの説

⁶ この模様は、2019年12月14日付山梨日日新聞に掲載された。

⁷ 2015年10月19日付「判例の制定、公布及び適用の手続に関する議決」（03/2015/NQ-HDTP、同年12月16日施行）https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_55.pdf なお同議決は2019年6月18日に改訂された（04/2019/NQ-HDTP、同年7月15日施行）。

⁸ 今回の研修の団長であるファン・チュン・ホアイ弁護士は、諮問評議会のメンバーである。

明から始まり、その後約150年前に現在の裁判制度の基礎が形作られ、法律に従って裁判を行う、判決はその事件に限って効力を持つという制度になったものの、前記歴史的土壌があることから現在でも国民は1つ1つの判決に大きな関心を持っているとの説明がなされた。

こうした歴史的背景を前提に、法律・判例・慣習の関係、判例の選定方法（日本では最高裁の判断は、他の事件に参考にならないものを除き判例になる、ゆえに選定作業はそれほど難しいものではない等。）、判例の変更方法、国民が関心を持っていることから周知の必要性に基づく判例集の作成方法、民間会社による判例集の作成、現在最高裁の判例は判例法の時代のように通用しているとの説明がなされた。歴史と国民の意識を織り交ぜながら現在の制度について説明がなされたため、ベトナム側にも上記諸点を始めとして自国の制度の参考にしたいとの反応があった。

ウ 弁護士実務における判例（谷真人弁護士（東京））

講師からは冒頭、成文法・判例法の概要に触れた後、成文法国家においてもなぜ判例が重要なのかについて、法律と判例の関係（法律を補充する機能）、判例においては結論よりもその理由が大事であり、その理由（論理）がわかれば類似のケースに応用（推論）ができること、社会の変化に応じて先んじて規範をつくる機能があること、裁判所には違憲立法審査権があることから、三権分立の観点から憲法違反を判断する機能があること等について説明がなされた。

その上で弁護士実務の場面として、①裁判所に対して訴訟上の主張を行う場面での判例の使い方、②法律相談を受けた際に回答する場面での判例の使い方に分けて、法律のあてはめ、判例のあてはめ、判例の理由から推論できる論理を利用する等の方法につき具体的な事例を交えながら実務での使い方の説明がなされた。また判例の取得方法や情報サービスの実態についても説明がなされた。

前記園尾弁護士と谷弁護士の講義を通じて、日本での弁護士実務に判例が深く関わっていることについて、参加者からの高い関心が寄せられた。

(2) 刑法・刑事手続（法務省 ICD 森永太郎部長）

ベトナムでは改正刑法・刑事訴訟法が2018年1月1日から施行されている。改正刑法中、法人への刑事処罰について新たな規定が整備されたこと（刑法33条等）、改正刑事訴訟手続における電子証拠（刑訴法99条：電子データ）の取扱い、特別捜査方法（刑訴法第16章「特別手続捜査措置」（223条以下））について日本の経験を共有したいとの要望から本講義が設定された。

講師からは、自身の検察官及びベトナムでのJICA長期派遣専門家の経験を踏まえ、日越の刑事訴訟手続の違いを念頭に、刑事訴訟手続の基本的構造の異同、捜査の実情、証拠収集方法、捜査から裁判までの流れについての説明及び意見交換がなされた。また特別捜査のうち、通信傍受についてその概要や実際の運用の難しさについて説明がなされた。

日本の検察官から、捜査方法や事件の見方等について日越制度の違いを踏まえながら説明がなされる機会はこれまでほとんどなかったことから、白熱した意見交換がなされた。そのため、時間をもう少し確保してほしいとの要望も出された。ベトナム弁護士にとって、日本の検察実務は未知の世界であることも手伝い、様々な質問が出されるなどして実践的な内容となった。

3 市民による弁護士へのアクセスの向上のための問題分析ワークショップ

- (1) 2018年度の本邦研修でプロジェクト・サイクル・マネジメント（PCM）による参加型の問題分析手法を用いて「弁護士及び弁護士会が、ベトナム社会・市民の確固たる信頼を得てない」という問題を中心問題として設定し、研修参加者を2グループに分けてその原因分析を行った⁹。その結果、(ア)国や政策に起因する問題、(イ)弁護士の問題（弁護士個人、弁護士会）、(ウ)社会や人々に関連する問題という内容で整理され、その結果はVBFにも共有した。

2018年度に引き続き、2019年度は(ウ)に関連して市民の司法アクセスの観点を取り上げ、「市民による法律サービスの利用状況が低い」という中心問題を設定し、2018年度同様、研修参加者を2グループに分け、それぞれのグループで整理し、結果発表を行う形で原因分析を行った。

- (2) 議論の結果は、大きく①弁護士・弁護士会に起因する問題（市民へのアクセスへの政策の不在、広報の不足、弁護士のレベルが均一でない・質が低い、研修が不足している等）、②市民側から見た問題（弁護士の存在を知らない、紛争解決について弁護士にわざわざ頼もうとしない、経済的理由あるいは地理的理由から弁護士に頼めない等）、③国・訴訟進行機関に起因する問題（弁護士に対する政策が不足している、弁護士の存在意義をきちんと理解していない、弁護士の活動を妨害する等）といった問題に整理され、それぞれについて一般的な対策が検討された。

時間的制約のため、深い分析や具体的な対策の検討までには至らなかった。しかし、今回の参加者に地方弁護士会の新会長が多く占めていたことから、前記問題を互いに議論しながら整理できたことや、問題分析の手法について学びがあったことなどは有意義であったとの言及があった。議論内容については整理の上、2018年度同様、VBFに共有し、今後のVBFの政策選定に活かす形で成果を継承したいと考えている。

⁹ 概要については、拙稿「第10回ベトナム弁護士連合会本邦研修の概要」（ICD NEWS第78号（2019.3））82頁以下参照。



(写真：問題分析の様子)

4 各所訪問・傍聴（甲府地裁）等

上記講義やワークショップ以外に、研修期間中、法務省法務総合研究所（所長）、日弁連（会長）訪問、甲府地裁での刑事事件傍聴が実施された。

第3 最後に

1 今次研修の冒頭、VBF側から2019年中の活動状況について、弁護士数の推移、体制づくり、現地での研修の実態（プロジェクトの支援によるものも含む）、懲戒処分などの実情、弁護士に対する国・他の関係機関の施策の動向、法律扶助活動の現状などについて説明がなされた。2018年度本邦研修（2019年1月実施）以降のVBF側の動向を把握できる内容として、日本側関係者からも一定の評価を得られた。

また2018年度本邦研修で扱った「ベトナム弁護士職務倫理規程」の改訂については、2019年中に改訂作業が進展し、2019年12月13日には改訂版が承認され、一定の成果があったことが報告された。

今後は改訂倫理規程の普及定着のため、日弁連の「解説 弁護士職務基本規程」（越語訳有）を参考に、プロジェクトも関与しつつ、上記倫理規程の解説書を作成することになっている。

2 最後にあらためて、今回の研修が充実したものとなったのはご協力・ご尽力いただいた講師の先生方、訪問先の皆様、研修監理員の皆様、日弁連のプロジェクトチームの皆様、JICA関係者の皆様のおかげである。この場をお借りして深く御礼申し上げます。引き続きご支援いただければ幸いです。

第17回ミャンマー法整備支援研修（調停制度）

国際協力部教官

村田 邦行

第1 はじめに

2019年10月20日から同年11月2日にかけて¹、ミャンマー連邦最高裁判所（以下「連邦最高裁判所」という。）及びミャンマー連邦法務長官府（以下「連邦法務長官府」という。）の職員等を日本に招き、調停制度をテーマとして、ミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクト第17回本邦研修を実施した。

第2 本研修の背景・目的

1 本研修の背景

ミャンマーでは、2011年の民政移管以降、法の支配の確立を目指した改革が進められている。

独立行政法人国際協力機構（JICA）は、連邦最高裁判所及び連邦法務長官府を対象機関として、2013年11月から「ミャンマー法整備支援プロジェクト（以下「前プロジェクト」という。）」を開始し、その後、2018年6月からは「ミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクト（以下「現プロジェクト」という。）」を開始して、ミャンマーに対する法整備支援活動を継続している。

フェーズ2となる現プロジェクトでは、外国からの投資促進やそれに伴う市場経済の拡大に対応するための法・司法セクターの能力向上といった法的インフラ整備を目的として、調停や知的財産に係る裁判の制度構築に向けた支援及び職員向けの執務資料作成といった人材育成等に資する支援を行っている。

国際協力部は、前プロジェクト及び現プロジェクトを通じて、JICAの法整備支援活動に全面的に協力している。

ミャンマーでは、連邦最高裁判所が、迅速かつ効果的な紛争解決を目的として、JICAの支援の下、裁判所主導の調停制度を構築すべく、2019年3月1日、ミャンマー国内の4つの裁判所（パイロットコート）において、調停の試験運用（パイロット・プログラム）を開始させた²。

試験運用はおおむね順調に推移しており、連邦最高裁判所は、今後、試験運用の結果を検証・評価した上、迅速かつ効果的な紛争解決を促進すべく、調停制度を導入して全国の裁判所で調停を実施することを検討している。

¹ 移動日を含む。

² パイロット・プログラムの導入経緯やパイロットコートにおける調停手続等に関する詳細については、中島朋子JICA長期専門家（当時）「ミャンマーにおける裁判所主導の民事調停制度の導入について」（ICD NEWS第79号71頁以下）を参照されたい。

この点、現在、調停手続を定めた法規範はなく、調停の試験運用は、民事訴訟手続の中で、連邦最高裁判所が作成した指針に基づいて行われており、また、民事訴訟を提起せずに調停を直接申し立てることも認められておらず、これらの点は、今後、調停制度を構築していくに当たっての検討事項と思われる。また、調停人の認定を受けている者は、現在、連邦最高裁判所職員6名のみであり³、調停制度を全国展開させていくに当たっては、それに適した制度を構築することに加え、更なる調停人の養成が必須であるため、調停人養成のための研修制度を構築するとともに、同研修を実施する講師を養成することが課題になるとと思われる。

2 本研修の目的

そこで、本研修では、調停制度をテーマとして、連邦最高裁判所及び連邦法務長官府の職員等を対象に、調停制度の構築、調停の全国展開のために必要となる事項、調停人を養成するための研修制度の構築や同研修を実施する講師に必要となる事項等に関して知見を提供することや、ミャンマーにおける将来のあるべき制度等について研修参加者との間で協議をすることを目的とした。

本研修の参加者については、別添1の研修参加者名簿を参照されたい。

また、本研修の日程については、別添2の日程表を参照されたい。

第3 本研修の内容

1 講義

(1) 講義「調停制度、調停法、研修制度を設計する際の留意点（日本の場合）」では、元裁判官で大阪大学大学院客員教授・弁護士の吉野孝義先生から、裁判官として日本の調停に長年携わったご経験やミャンマーにおける調停の試験運用に向けた準備に関わったご経験に基づき、ミャンマーにおいて、今後、調停制度等を構築していく際に留意・検討すべき点についてお話しいただいた。

具体的には、①調停制度（調停の申立て自体を認めるか、調停前置主義を採用するか、調停の申立てに時効中断効を認めるか、これらを認める又は採用する場合には新たな法律を作る必要があるかなど）、②調停人（調停人の数を増やす必要があるか、必要があるとして調停人の任命・資格をどのように考えるか、任命・資格に関する法令を作る必要があるか、調停人の倫理に関する規則等を作るのか、調停人をどのように養成するかなど）、③調停に関する広報関連（利用者である国民への広報のほか、代理人となる弁護士にも調停についてよく知ってもらう必要がないか）などといった点について、日本の状況についても言及しながらお話しいただいた。

連邦最高裁判所の研修参加者からは、日本ではどのような人物が調停人になっているのか、調停人を選任するのは誰か、調停人の報酬はどのようにになっているのかなどについて質問が出され、調停人の数を今後増やしていくに当たり、調停人の候

³ もっとも、実際に調停人として活動しているのは6名中3名である。

補者，選任権者，報酬やその支払に要する予算等に関して問題意識を持っていることがうかがえた。

講義「調停に適する事件・適さない事件」では，吉野先生から，調停に適する又は適しないと考えられる事件に関し，事件の類型や性質等を踏まえてお話しいただいた。

一例を挙げると，一般的に調停に適する事件として，当事者の関係が今後も継続する事件（土地・建物の賃貸借契約等），当事者間に存在する様々な問題全体が争われている事件（財産分与，子の養育費・監護権等の問題が関連する離婚等）などをご紹介いただいた。

吉野先生のお話を聞き，事件の性質や当事者の状況等によって調停に適するか否かを考えるという視点に関心を持った研修参加者がおり，実際の現場で調停に付するか否かをどのように判断すべきかについて，吉野先生に質問をしていた。

ミャンマーでは，調停に付することにつき両当事者の合意がある場合を除き，一定の種類的事件のみ調停に付することを義務付けているところ⁴，調停の対象事件をどのように考えていくべきかについて，問題意識を持っていることがうかがえた。

このほか，日本の調停制度に関しては，講義「日本の調停法の仕組み」及び講義「調停人の倫理」において，元裁判官で弁護士の稲田龍樹先生から，日本における調停制度の歴史や同制度の内容（調停委員会の構成，民事・家事それぞれの調停手続の流れ等），調停人が調停に臨む際の心構えや姿勢等についてお話しいただいた。



吉野孝義先生による講義の様子

⁴ 強制的に調停手続が開始される事件（コンプルソリー・ケース）として①家事に関する紛争，②金銭に関する紛争，③商事に関する紛争があり，それ以外の事件は両当事者の合意によって調停手続が開始される（ボランティア・ケース）。以上につき，中島前掲注2・72頁以下参照。



稲田龍樹先生による講義の様子

- (2) 講義「調停制度，調停法，研修制度を設計する際の留意点（モンゴルの場合）」では，元JICA長期専門家でモンゴルの調停制度導入に関わった弁護士の岡英男先生から，モンゴルの調停制度の内容や課題，これらを踏まえ，ミャンマーにおいて，今後，調停制度を構築していく際に留意・検討すべき点についてお話しいただいた。

このうち，モンゴルの調停制度の内容に関しては，調停手続の流れ（第一審裁判所のみで調停を実施していること，第1回期日に両当事者を出席させること，一方当事者が不出頭の場合にも直ちには調停不成立とせず改めて期日を指定することが多いこと，調停は基本的に同席であること，調停人が和解契約書を作成して両当事者が署名すること，和解契約書に問題がなければ裁判官が確認命令を出すこと，合意した内容の履行がなされないと強制執行が可能であることなど）をご紹介いただいた。

以上の点に関し，パイロットコートで調停人を務めている研修参加者から，一方当事者が不出頭だった場合において，調停を継続する又は直ちに調停不成立とするという判断の基準のようなものはあるのかという質問が出され，他国において，調停人がどのように調停手続を進めているのかについて関心のある様子がうかがえた。

海外の調停制度については，このほかにも，講義「調停制度，調停法，研修制度を設計する際の留意点（英米の場合）」において，大阪大学大学院教授の仁木恒夫先生から，米国のADR制度の歴史や内容等についてお話しいただいた。

- (3) 講義「調停合意書の書き方」では，当部の下道良太教官が，日本における調停合意書の記載例等について説明した。

具体的には，①調停条項の類型（給付条項，確認条項，形成条項，任意条項のほか，清算条項等のその他条項），②調停条項に関する注意点（条項の記載内容の明確性，条項の記載順序等），③民事・家事事件における調停条項の具体例を紹介した。

調停条項の具体例の紹介は研修参加者（とりわけパイロットコートで調停人を務めている研修参加者）に好評であり，「本研修後の実務において参考になる。今後，

ミャンマーで調停人養成の研修を実施する際、こういった調停条項の書き方に関するカリキュラムを研修に取り入れた方がいいと思う。」などといった声が聞かれた。

- (4) 講義「傾聴のスキル」では、東京大学大学院特任講師の齋藤宙治先生から、調停において話を聞く目的や聞くためのスキルについて、研修参加者によるグループワークを取り入れながらお話しいただいた。

調停において話を聞く目的に関しては、当事者の主張の背景に踏み込んだ解決が調停において可能であること、調停に関するこのメリットを生かすため、調停人は、当事者の表面的な主張だけでなくその背後の動機等に踏み込んで当事者双方にとって好ましい解決を図るよう努める必要があることなどをお話しされた。

そして、調停人がこのような解決を図るために必要な調停において話を聞くためのスキルとして、4つの基本的なスキル（聞く態度、オープン・クローズドクエスチョン、言い換え、感情が入った場合の言い換え）と2つの追加的なスキル（将来志向の質問、ブレインストーミング的な質問）をご紹介された。

上記スキルのご紹介の際には、齋藤先生による進行の下、研修参加者が2名1組となってグループワークを実施した。

例えば、オープン・クローズドクエスチョンに関しては、各研修参加者が「日本に来る前の週に何をしたか」を5個書き出し、各ペアで順番に質問者と回答者に分かれて、1回目は質問者がクローズドで質問して回答者は「はい・いいえ」で答え、2回目は質問者と回答者がオープンで問答するというワークを実施した。また、言い換えに関しては、各ペアで4つのテーマ（趣味、好み、出身地、日本について面白いと思ったこと）から1つを選択した上、質問者が「●●（選択したテーマ）について教えてください。」と質問し、回答者の答えを言い換えるというワークを実施した。

これらのグループワークは研修参加者に好評であり、「オープン・クローズドクエスチョンがどのようなものかは知っていたが、実際に体験してみて、クローズドだと回答者は答えにくく、質問者も答えにたどりつけないことを実感した。」「話し手として言い換えをしてもらおうと、聞き手が自分の話を聞いてくれていると感じた。」などの感想が聞かれたほか、パイロットコートで調停人を務めている研修参加者からは「この講義で学んだスキルを身につけ、調停の場でも使っていきたい。」旨の発言があった。

このほかにも、調停人にとって必要となる心理学的知見に関し、講義「調停人の心理」において、早稲田大学大学院教授の菅原郁夫先生から、紛争当事者の心理を踏まえた調停人の役割等についてお話しいただいた。

- (5) 講義「調停という舞台の作り方」では、インドネシア、モンゴル、ネパール、バングラデシュの調停に関する支援活動に携わっておられる元裁判官で中京大学法務総合教育研究機構教授の稲葉一人先生から、調停の特徴やこれを踏まえて調停人が実践すべきことなどについてお話しいただいた。

一例を紹介すると、①調停には段階（当事者に来てもらって調停の場を作る，調停人と当事者が初めて出会う，お互いがお互いの事情を話して情報を共有する，当事者が交渉する，最後の合意形成をするという各段階）があることや、②各段階において調停人が留意すべき事項（例えば，調停人が当事者と初めて出会う場面に関し，当事者は期待と不安を抱いて調停の場に臨んでおり，特に調停申立てにより裁判所に呼び出された相手方は不安を抱いていること，こういった当事者の心情に配慮して，出会う前の事前準備をしっかり行い，出会った際にも当事者の心情に配慮して発言することが重要であること，その後，調停を進めていく際には齋藤先生が講義で紹介した傾聴のスキルが必要であることなど）について，お話しいただいた。

また，お話しの際には，例えば，調停人が当事者と初めて出会う場面に関し，まず，稲葉先生が調停人役となり，研修参加者2名に当事者役となってもらった上で，調停人が当事者を待合室から調停室へ案内する場面，調停人が調停室で当事者に話す場面（自己紹介，関係者の呼び方に関する確認，調停のガイダンス等）を実演し，その後，研修参加者が3名1組となって上記実演と同じグループワークを行った。

研修参加者から「調停が段階を踏んで進んでいくこと，当事者が調停の場へやってくる時に期待と不安を抱いていることなどは大きな気づきだった。こういった知見は，連邦最高裁判所が作成した指針に盛り込む，あるいは，調停人養成研修のカリキュラムに盛り込むなどしてはどうかと考えた。」などといった感想が聞かれるなど，本講義は研修参加者に大変好評であった。



稲葉一人先生による講義の様子

2 訪問・見学

東京簡易裁判所墨田庁舎への訪問では，東京簡易裁判所における調停事件の概況（事件数・内訳，平均期間，終局割合等）についてご説明いただくとともに，調停室，調停委員室，当事者待合室，裁判官室，調停申立ての受付場所等を見学させていただきました。

見学の際，研修参加者は，調停室における机や椅子の配置を確認しながら調停人や

当事者の着席場所等について質問していたほか、調停申立ての受付場所に調停申立書の書式や調停に関するパンフレット等があることについて、調停を国民に利用しやすいものとする方法の一つとして関心を示していた。

3 模擬調停事例の検討

本研修に帯同した J I C A の小松健太長期専門家がミャンマーの調停における実際の事件を題材に作成した事例（子の親権、養育費及び面会等を巡る元夫婦間の争い）を使用して、研修参加者が5つのグループに分かれ、各グループのメンバーが調停人、申立人及び相手方役となり、小松専門家の進行の下、模擬調停を実施した。

研修参加者全員がそれぞれの役になりきって熱心に模擬調停に取り組んでいたのが印象的であり、結論として、全てのグループで調停が成立した。

模擬調停事例の検討は、研修参加者に好評であった。

当事者役を務めた研修参加者からは、「感情的な当事者役を演じたが、調停人役の方は、上手に当事者役の話聞いてくれ、また、当事者役の要望を聞き出していた。齋藤先生から学んだ調停人に求められるスキルが活かされていた。」などといった感想が出されていた。また、調停人役を務めた研修参加者からは、「調停人として、齋藤先生から学んだ調停人に求められるスキルや、稲葉先生から学んだ調停の各段階における調停人の留意事項を踏まえて調停を進めることを心がけたが、その大変さを実感した。調停人に必要なスキルを身につけるためにはこのようなトレーニングを繰り返すことが重要だと思った。」などといった感想が出されており、ミャンマーにおける調停人養成の研修カリキュラムを検討する際には、このような模擬調停事例の検討や、その前提として有益な知見となる話を聞くスキル等に関する講義を盛り込むことが有用であると感じた。

4 研修参加者による発表

研修参加者による、パイロットコートにおける調停の試験運用の状況等に関する発表を行った。

発表では、調停手続の概要⁵のほか、2019年3月から同年9月までの約7か月間で合計374件が調停に付され、このうち95件が成立（成立率26.3%）したこと、少額の金銭に関する紛争や離婚・相続に関する紛争では調停が成功しやすいこ

⁵ 発表した研修参加者による報告要旨は以下のとおり。裁判所に訴えた事件が調停の対象となる。裁判所に訴訟提起された事件がコンプルソリー・ケースの場合には調停に付する。それ以外の事件では両当事者が合意した場合も調停に付する（ボランタリー・ケース）。付調停となった場合には裁判官とは別の調停人が調停を行う。調停が成功した場合、調停人が調書を作成して裁判所に送る。合意した両当事者からも *decree* を求めなければならない。裁判所は法律に従って *decree* を発する。両当事者の合意の内容が法律に反する、国民の利益を害するという場合、裁判所は *decree* を発しない。調停が成功しなかった場合は通常の民事訴訟手続を行う。調停の期間は1か月と決めている（調停により裁判所の訴訟手続を長引かせないようにするため）。ただし、調停成立の見込みがある場合には、裁判所の許可を得て延長することも可能。調停は1回だけ行うのが原則（パイロットなので何回も調停を行う余裕がないため）だが、当事者が裁判外で協議を続けて合意に達した場合には裁判所がそれを受け入れて判決することが可能。

とが分かってきた（他方、事案が複雑なものは不成立となっている）こと、当事者の合意に基づく decree なので上訴がなく紛争が短期間で解決する効果が見られることなどの報告がなされた。

また、調停人の数が少ないため今後たくさんの調停人を輩出する必要があること、調停に関するマニュアル等の整備が必要であること、国民や弁護士等の調停利用者の認知度や理解度が必ずしも高くないことなどといった課題に関する報告もあった。

5 研修参加者との協議

吉野先生、岡先生及び仁木先生の講義も踏まえ、ミャンマーの調停を拡大していくためにどのようなことをすべきかについて、短期的な取組と長期的な取組に分けて協議を行った。協議には、吉野先生にも加わっていただいた。

短期的な取組に関して、例えば、①調停を拡大していく順番として、まず、調停を実施する裁判所を大都市（ヤンゴンやマンダレー）の地方裁判所や郡裁判所に拡大することが考えられるのではないかと、②地方裁判所に調停センターを設置し、ある地方裁判所が管轄する地域で起きた紛争については、訴額が低いために郡裁判所の管轄すべき紛争だとしても当該地方裁判所の調停センターで調停を行えるようにすることが考えられないかと、③調停に関する指針を更に充実させる必要があるのではないかと、④調停の拡大を図る場合には、調停人の確保が必要であるなどといった意見が出された。

他方、長期的な取組に関しては、例えば、①調停人確保の方策として、元裁判官等が調停人になれるよう制度を変更することが考えられないか⁶、②調停人、裁判官及び裁判所書記官、一般国民といった対象ごとに調停に関するマニュアルや広報資料を作成した方が良いのではないかと、③調停に関する事務を扱う部署を連邦最高裁判所に新設すべきでないかなどといった意見が出された。

吉野先生からは、研修参加者の意見は当を得たものであり、特に元裁判官を調停人にするという意見は非常に現実的なものである、パイロットコートにおける現役の調停人が調停人養成等の研修で講師を務めて「生きた事件（実際の調停事例）」を踏まえた具体的な話をするのは非常に大事であるなどといったコメントをいただいた。

第4 おわりに

本研修では、上記第3で述べたとおり、講義や模擬調停事例の検討等を通じて、調停制度の構築や調停人養成のための研修等に関する知見を提供することができ、また、協議や発表等を通じて、ミャンマーにおける将来のあるべき制度等に関して研修参加者と協議することもできたため、所期の目的を達成することができたと思われる。

今後、研修参加者が本研修で得た知見をその所属する機関において報告・共有するなどし、ミャンマーにおいて、調停の更なる展開に向けた具体的な取組がなされることを期待したい。特に、更なる調停人の養成については、連邦最高裁判所の幹部職員を始め

⁶ 現状では裁判官しか調停人になれない。

とする研修参加者の多くがその必要性を述べていたことから、ミャンマーにおける調停に関する活動の中でも、調停人養成の研修に関する活動（研修カリキュラム、研修対象者、研修実施場所等の検討）が活発に行われることが予想される。現地の長期専門家と連携しながら、引き続き、これらの活動をサポートしていきたい。

最後に、本研修で講師を務めていただいた先生方、訪問を受け入れていただいた東京簡易裁判所の担当者の方々、その他本研修に御協力いただいた関係者の皆様方に、心よりお礼を申し上げたい。

ミャンマー法・司法制度整備支援プロジェクト第17回本邦研修 研修参加者

1	ソウ・セイン・トゥン
	Mr. Saw Sein Tun Member of Committee for Ethnic Affairs, Amyotha Hluttaw 連邦議会 民族代表院（上院）議員 民族委員会委員
2	ウェイ・ライン・トゥーン
	Mr. Wai Hlaing Htoon Member of the Bill Committee, Pyithu Hluttaw 連邦議会 人民代表院（下院）議員 法案委員会委員
3	チー・チー・セイン
	Ms. Kyi Kyi Seinn Director, Civil Justice Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 民事部 部長
4	チョー・マー・ミン
	Ms. Cho Mar Myint Director, Writs Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 令状部 部長
5	アウン・テイン
	Mr. Aung Thein Head of Judicial Office, High Court of Chin State, Supreme Court of the Union チン州高等裁判所事務局長
6	ソー・ニャン
	Ms. Soe Nyan Head of Judicial Office, Magway Division High Court, Supreme Court of the Union マグウェイ管区高等裁判所事務局長
7	オンマー・エイ
	Ms. Ohnmar Aye Deputy Director, International Relation and Research Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 国際関係・研究部 副部長
8	キン・オウン・テイン
	Ms. Khin Ohn Tint Deputy Director, Civil Justice Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 民事部 副部長
9	テイン・テイン・トゥエ
	Ms. Theint Theint Htwe Deputy Director, Law and Procedure Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 法案起草部 副部長
10	アウン・ネイ・リン
	Mr. Aung Nay Lin Assistant Director, Information Technology and Public Relations, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 情報技術・広報部 部長補佐
11	ウィン・ミン・トゥン
	Mr. Win Myint Htun Assistant Director, Civil Justice Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 民事部 部長補佐
12	エイ・エイ・ルウィン
	Ms. Aye Aye Lwin Director, Administration Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 総務局 部長
13	ナン・ラ・ラ・エイ
	Ms. Nang Hla Hla Aye Director, Legal Advice Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 法的助言局 部長
14	スー・イン・ライン
	Ms. Su Yin Hlaing Deputy Director, Prosecution Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 検察局 副部長
15	ゾー・ゾー・ウー
	Mr. Zaw Zaw Oo Assistant Director, Legislative Vetting and Advising Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 法案審査助言局 部長補佐
16	アウン・イエ・ルウィン
	Mr. Aung Ye Lwin Law Officer, Legal Advice Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 法的助言局 局付

【研修担当/Officials in charge】

教官/Professor 村田 邦行(MURATA Kuniyuki), 下道良太(SHITAMICHI Ryota),

国際専門官 / Staff Officer 吉田 有里(YOSHIDA Yuri)

第17回ミャンマー本邦研修日程表

調停制度

[担当教官: 村田邦行, 下道良太 事務担当: 吉田有里]

月日	曜日	午前	昼休み	午後	備考
10/20	日	入国			
10/21	月	10:00 12:00 JICAオリエンテーション TIC		13:30 14:15 14:45 17:00 ICDオリエンテーション 【講義】アイスブレーキングと研修目的の確認 TIC JICA長期専門家・ICD教官 TIC	
10/22	火	10:00 12:30 【講義】日本の民事紛争解決制度等① ICD教官 TIC		13:30 14:30 15:10 17:00 【講義】日本の民事紛争解決制度等② 【発表】パイロットコートでの調停の利用状況 ICD教官 TIC 研修参加者・ICD教官等 TIC	
10/23	水	9:55 12:40 【講義】調停制度、調停法、研修制度を設計する際の留意点(モンゴルの場合) 弁護士 岡英男 TIC		14:00 17:00 【講義】調停制度、調停法、研修制度を設計する際の留意点(英米の場合) 大阪大学大学院教授 仁木恒夫 TIC	
10/24	木	10:00 12:45 【講義】日本の調停法の仕組み 弁護士 稲田龍樹 TIC		14:00 17:00 【講義】調停制度、調停法、研修制度を設計する際の留意点(日本の場合) 大阪大学大学院客員教授 吉野孝義 TIC	
10/25	金	10:00 12:35 【講義】調停に適する事件・適さない事件 大阪大学大学院客員教授 吉野孝義 TIC		14:00 17:15 【協議】今後の調停制度の展開及び研修制度構築 大阪大学大学院客員教授 吉野孝義・研修参加者等 TIC	
10/26	土				
10/27	日				
10/28	月	10:00 12:00 【講義】調停合意書の書き方 ICD教官 共用会議室	12:15 所長主催意見交換会 法曹会館	13:55 16:55 【講義】傾聴のスキル 東京大学大学院特任講師 齋藤宙治 共用会議室	
10/29	火	9:55 12:25 【講義】調停人の倫理 弁護士 稲田龍樹 共用会議室		13:55 17:00 【講義】調停人の心理 早稲田大学大学院教授 菅原郁夫 共用会議室	
10/30	水	10:00 12:30 【講義】調停という舞台の作り方① 中京大学法務総合教育研究機構教授 稲葉一人 TIC		14:00 17:00 【講義】調停という舞台の作り方② 中京大学法務総合教育研究機構教授 稲葉一人 TIC	
10/31	木	10:00 12:30 【講義】模擬調停事例の検討 JICA長期専門家・ICD教官 TIC		14:00 16:30 17:30 17:50 【訪問】東京簡易裁判所 東京簡易裁判所墨田庁舎 法務副大臣表敬 法務省	
11/1	金	9:30 11:00 11:30 総括討議・意見交換 TIC	11:00 11:30 評価会 TIC		
11/2	土	出国			

第4回ラオス法整備支援研修（教育・研修改善）

国際協力部教官

氷室隼人

第1 はじめに

法務総合研究所国際協力部は、2019年12月1日（日）から同月14日（土）までの日程（移動日を含む。）で、ラオス国立大学法政治学部学部長である Viengvilay THIENGCHANHXAY 教授ら25名を対象に、法務総合研究所及びJICA横浜等において、ラオス第4回本邦研修（教育・研修改善）を実施した。詳細な研修日程等については、別紙一覧表（別紙1は日程表，別紙2は研修参加者名簿）を参照されたい。

第2 研修の背景及び目的

この研修は、独立行政法人国際協力機構（以下、「JICA」という。）が、2018年7月にラオスの4機関（司法省，最高人民裁判所，最高人民検察院及びラオス国立大学）を実施対象として開始した「ラオス法の支配発展促進プロジェクト」¹の中で実施している活動の一環として実施したものである。

このプロジェクトでは、3つのサブワーキンググループ（民事法SWG，刑事法SWG，教育・研修改善SWG）に分かれて活動を実施しているところ，今回の研修は，これらのうち，教育・研修改善SWGのメンバーを対象に実施したものである。

教育・研修改善SWGは，現在，ラオスにおいて質の高い法律実務家を養成するための人的・組織的能力を身に付けるため，法学教育，法曹養成研修，継続的実務研修が相互に連携し，一貫性のあるカリキュラムを整備するとともに，効果的な教材と教授方法を研究し，活用していくことを目指して活動を行っている。具体的には，①法学教育，法曹養成研修，継続的実務研修それぞれのカリキュラムと教育・研修の現状を調査し，これを見直した上で必要に応じて改善する，②ラオスにおいていまだ体系化した形で存在しない事実認定理論及びそのトレーニング方法を確立し，その内容を教科書等の形にまとめて関係各所に普及させる，というものである。そして，②については，SWGのメンバーらにおいて，民事及び刑事に関する事実認定問題集を作成することで合意し，既にその執筆作業に着手している²。

以上のような背景事情を考慮し，今回の研修では，まず，研修参加者に対し，日本の法学教育，法曹養成研修及び継続的実務研修の実情等（教育・研修方法，カリキュラム

¹「ラオス法の支配発展促進プロジェクト」開始の経緯及びその内容については，既刊のICD NEWS第76号「ラオス「法の支配発展促進プロジェクト」が開始！～中核人材の育成からより多くの人材の育成へ～」(当部ホームページにも掲載)を参照されたい。

²ラオスの刑事事実認定を巡る状況については，既刊のICD NEWS第78号「ラオスの刑事事実認定を巡る状況～ラオスにおける刑事事実認定の適正化に向けて必要な方法論の一考察～」(当部ホームページにも掲載)を参照されたい。

及び実施体制等)に関する日本の知見・経験を提供することを目的に、各種講義・訪問見学を実施した(上記①に対応)。また、SWGのメンバーが事実認定に関する理解をより深めるとともに執筆中の事実認定問題集をより良い内容とすることを目的に、意見交換を実施した(上記②に対応)。

第3 本研修の内容

本研修日程の詳細については別紙1のとおりであるが、以下、実施したプログラムの内容を紹介する(なお、1については主に第2の①、2については第2の②に関連したものである)。

1 講義・訪問見学

(1) 日本の法学教育

東京大学名誉教授であり、現在弁護士として活動している内田貴先生より、明治期の日本がどのようにして法学を確立するに至ったか、法学の意義とは何かなどについて講義を受けた。ラオスでは法学概論に関する教育が大学等で十分に行われていないこともあり、研修参加者は、日本における法学誕生の経緯や法学の意義等について、メモを取るなどして熱心に聞き入っていた。

(2) 日本の刑法学の確立

慶應義塾大学名誉教授(中央大学大学院法務研究科教授)である井田良先生より、明治期以降に日本がどのようにして刑法学を発展させるに至ったかなどについて講義を受けた。研修参加者からは、日本の刑法学がドイツの影響を強く受けていることについて、なぜドイツだったのか、日本とドイツとでは国民性や政治、経済、文化など多くの点で違いがあるがどのようにしてその調和を図ったのかという点について質問がなされるなど、日本の刑法学がドイツの影響を受けつつも固有のものとしてこれを確立・発展させたことについて大きな関心を寄せていた。

(3) ラオス民法典を踏まえてラオス民法学をどのように確立するか

東京大学名誉教授(学習院大学法務研究科教授)である大村敦志先生及び慶應義塾大学大学院法務研究科教授である松尾弘先生より、2018年12月に成立したラオス民法典³を踏まえてラオスにおいてどのように民法学を確立するかについて講義を受けた。この講義では、当部鈴木一子教官がモデレーターを務め、大村先生と松尾先生に順次質問を行っていくという対談形式を採用したところ、研修参加者

³ ラオス民法典については、ラオス側からの起草支援要請を受けて2012年から日本が支援を開始したものであり、大学教授及び実務家による民法典起草国内支援委員会(AG)を設置することで学問的実務的観点から支援すると共に、弁護士出身の長期派遣専門家が首都ビエンチャンに駐在して民法典起草サブワーキンググループ(SWG)の起草作業に対する技術支援を行った末、2018年12月6日にラオス国民議会で承認され成立した。公布から1年後に発効となるが、本校執筆時点(2020年1月中旬)で公布時期は未定である。ラオス民法典の詳細については、既刊のICD NEWS第79号「日ラオス法司法分野協力関係20周年及びラオス民法典成立記念式典・講演」、「ラオス法整備支援20年とその成果としての民法典」、「ラオス民法典の概要(総論)」、同第80号「ラオス民法典の概要(各論)」(いずれも当部ホームページに掲載されている)等を参照されたい。

からは好評であった。研修参加者は、日本の大学や法科大学院でどのようにして民法を教えているか、具体的には、カリキュラムや使用教材の内容、実際に教える際の順序、試験問題を作成するに当たっての視点等について強い関心を示しており、これらに関する質問や発言を行うほか、熱心にメモを取るなどして聞き入っていた。

(4) 法科大学院のカリキュラム及び教授法

金沢大学法科大学院准教授である舟橋秀明先生より、同大学院において、どのような観点からカリキュラムが組まれ、また、使用教材や試験問題を作成したり、教授法を考案するに当たってどのような工夫がなされているかなどについて講義を受けた。この講義の内容は、舟橋先生が普段実際に担当している授業（民法、民法演習）を踏まえた実践的なものであり、研修参加者からは、その詳細について多くの質問がなされたほか、大学における教育と法科大学大学院における教育との重複をどのようにして防いでいるか、両者の役割分担についてどのように考えたらよいかなどといった質問がなされた。

(5) 検察官研修のカリキュラム、教材開発

法務総合研究所研修第一部上島大輔教官より、検察官任官後の研修カリキュラムの内容、研修で使用する教材をどのような目的、方法で作成しているかなどについて講義を受けた。研修参加者、とりわけ、最高人民検察院検察官研修所に所属するメンバーの関心度は強く、カリキュラムを改訂する際の視点や研修教材を作成する際の具体的方法、手順等について多くの質問がなされた。

(6) 実務修習の実情（福井地方検察庁への訪問・見学）

福井地方検察庁を訪問し、同庁においていかなる形で司法修習生に対する教育が実施されているかについて紹介していただいたほか、司法修習生が普段修習している司法修習生室、録音・録画機が設置された取調室を見学させていただいた。ラオスでも、2015年1月から、司法省国立司法研修所「National Institute of Justice」（NIJ）において、将来裁判官・検察官・弁護士を目指す者に対する実務修習が開始されたこともあり⁴、研修参加者は熱心にメモを取るなど、強い関心を示していた。

(7) 弁護士会における実務修習・研修の実情

神奈川県弁護士会所属の佐藤裕弁護士、今井史郎弁護士、坂本正之弁護士より、司法修習生に対する弁護実務修習の実情、同会における新規登録弁護士研修の実情、新規登録弁護士を対象とするチューター制度について、それぞれ講義を受けた。ラ

⁴ ラオスでは、従前、法曹三者を格別に養成していたが、法解釈・法適用の不統一などの問題が生じていたため、法曹養成システムを変更し、日本型の法曹養成システムを参考に、2015年1月から、司法省傘下に設置されている国立司法研修所「National Institute of Justice」（NIJ）において、司法省職員のほか、将来、裁判官・検察官・弁護士として活躍する「法曹の卵」の一元的養成を開始した。その経緯やラオスにおける法曹養成制度の詳細については、既刊のICD NEWS第72号「ラオスの法曹養成制度改革」、第67号「ラオスの法曹養成に対する日本の支援体制について」（いずれも当部ホームページに掲載されている）等を参照されたい。

オスでは弁護士的人数が極めて少なく、弁護士会の組織力も脆弱であることもあり、研修参加者は、日本の弁護士会が新規登録弁護士を対象に実施している研修制度の充実ぶりに大いに刺激を受けている様子であった。

(8) その他

当職において、研修初日の導入講義として、日本の法曹養成制度に関する講義を実施した。

また、当部鈴木一子教官（裁判官出身）において、裁判官の研修に関する講義を実施したほか、事実認定問題集に関する意見交換の導入講義として、裁判官から見た事実認定及び判決作成に関する講義を実施した。



【大村敦志（学習院大学大学院法務研究科教授・東京大学名誉教授）（左）と松尾弘先生（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）（右）による対談】

2 意見交換（民事・刑事事実認定問題集について）

- (1) 事実認定問題集については、教育・研修改善SWGのメンバーを民事グループ、刑事グループの2つに分けてそれぞれ同時並行で執筆を進めており、今回の意見交換においても、民事と刑事の2つのグループに分けて実施した。
- (2) 民事グループでは、佐竹亮長期派遣専門家が作成した事例問題2題（貸金返還請求に関する事例、売買代金支払請求に関する事例）について、刑事グループでは、伊藤淳JICA長期派遣専門家が作成した事例問題3題（被害者証言の信用性が問題となる事例、犯人識別供述の信用性が問題となる事例、殺意の立証が問題となる事例）について、それぞれ、研修開始までにあらかじめ提出された第一次草案をたたき台として意見交換を実施した。民事グループの意見交換には、中央大学大学院法務研究科教授の山田八千子先生及び弁護士の志賀剛一先生に、刑事グループの意見交換には、元裁判官で、現在弁護士である波床昌則先生及び法務総合研究所研修第一部田澤博司部長にそれぞれ御参加いただき、研修参加者が事実認定に関する理解を深め、第一次草案について改良を重ねる上で大変有用となるコメントをいただいた。
- (3) 現在、佐竹専門家及び伊藤専門家を中心に、この意見交換を踏まえて、ラオス独

自の事実認定理論及びそのトレーニング方法の確立について検討中であるほか、設例や草案の内容についても検討を重ねているため、本稿においては、意見交換の内容や詳細を説明することは差し控え、若干の指摘にとどめることとする。

まず、民事グループについては、研修開始当初、各契約が定める要件を整理しないまま請求権の存否等に関する検討を行うなどの問題もみられたが、事実認定の考え方についての総論的な講義を受けた後に集中的に議論したことによって要件を整理することの意味を理解できたようであり、意見交換を重ねるにつれて徐々にコツを掴んでいく様子が見てとれた。また、刑事グループについては、研修開始当初、証人の証言が信用できるか否かを判断するための具体的要素や着眼点について十分に検討できていなかったが、意見交換を重ねるにつれて、多角的な視点からその要素を挙げ、それを踏まえた説明ができるようになるなど、具体的事例を通じて徐々に事実認定に関する理解を深めていく様子が見て取れた。



【意見交換会の様子（民事グループ）】



【意見交換会の様子（刑事グループ）】

3 総括質疑

総括質疑では、研修参加者から、「今回の研修では、法学教育、法曹養成研修、継続的実務研修といったそれぞれの段階毎に、何をどこまで、また、どのような方法でそれを教えるべきかを学ぶことができ、大変有意義であった。」「講義を通じて、きちんとした法理論を構築してこそ良い実務の運用が可能となるのだということが改めて分かった。」「事実認定に関する意見交換では、事実認定に関する考え方について日本の先生方から大変貴重なヒントをいただいた。今後は、今回の研修を踏まえて事実認定問題集の草案を改良していくとともに、設例数を増やしていきたい。」などといった積極的な意見が多く出された。

第4 おわりに

今回の研修期間を通じて、研修参加者からは、日本が有する知見・経験を積極的に学び取ろうとする強い熱意がうかがえたことに照らすと、今回の研修を実施した意義は大きかったと考える。

今後、研修参加者が研修を受けたことに満足するのみならず、各自が学んだ内容を、

ラオスの法学教育，法曹養成研修及び継続的実務研修の改善に実際に結び付けるべく，より深い問題意識の下，カリキュラム内容の調査や事実認定問題集の執筆等を継続するとともに，その成果をラオスの法・司法界の関係者に普及していただくことを願いたい。

最後に，今回の研修にご協力いただいた講師の先生方，訪問見学を受け入れていただいた機関をはじめとする関係者の皆様に対し，この場を借りて改めて御礼を申し上げます。

ラオス第4回本邦研修(教育・研修改善) 日程

別紙1

[教官:氷室準人, 前田佳行, 鈴木一子 専門官:執行麗星]

月 日	9:30	12:30	14:00	17:00
12 / 日 1	12:30 17:00 入国			
12 / 月 2	9:30 JICAオリエンテーション	11:30 YIC	12:30 ICDオリエンテーション YIC	14:00 17:00 YIC 講義①「日本の法曹養成制度」 ICD氷室教官
12 / 火 3	10:00 講義②(裁判官の研修)	12:00 赤レンガ第1教室	13:30 講義③(日本の法学教育)	17:00 赤レンガ第1教室
12 / 水 4	9:30 講義④(日本の刑法学の確立)	12:30 慶応義塾大学	13:40 講義⑤(ラオス民法典を踏まえてラオス民法学をどのように確立するか)	17:45 慶応義塾大学
12 / 木 5	9:30 講義⑥(検察官研修のカリキュラム、教材開発)	12:00 赤レンガ第5教室	福井へ移動	
12 / 金 6	9:30 訪問見学①(実務修習の実情)	12:00 福井地方検察庁	移動	14:30 17:00 講義⑦(法科大学院のカリキュラム、教授法) 金沢大学大学院 舟橋秀明准教授
12 / 土 7				
12 / 日 8				
12 / 月 9	9:30 講義⑧(裁判官から見た事実認定及び判決作成)	12:00 YIC	13:50 講義⑨(弁護士会における実務修習・研修の実情)	17:00 神奈川県弁護士会
12 / 火 10	10:00 意見交換① 民事・刑事事実認定問題集について	12:30 ICD	意見交換会	14:00 17:00 ICD 意見交換② 民事・刑事事実認定問題集について
12 / 水 11	09:30 意見交換③ 民事・刑事事実認定問題集について	12:30 YIC	14:00 意見交換④ 民事・刑事事実認定問題集について	17:00 YIC
12 / 木 12	09:30 意見交換⑤ 民事・刑事事実認定問題集について	12:30 YIC	14:00 意見交換⑥ 民事・刑事事実認定問題集について	17:00 YIC
12 / 金 13	9:30 総括質疑応答(意見交換⑦) 民事・刑事事実認定問題集作成に関する今後の活動計画について	12:30 YIC	12:45 13:15 JICA講評, 評価会, 修了式	YIC
12 / 土 14	帰国			

ラオス第4回本邦研修(教育・研修改善)

別紙2

1	ヴィエンヴィライ・ティエンチャンサイ
	Mr. Viengvilay THIENGCHANHXAY
	ラオス国立大学法政治学部学部長
2	ブンティアン・ポンマチャン
	Mr. Bounthieng PHOMMACHANH
	ラオス国立大学法政治学部副学部長
3	ヴィサイ・シーハパンヤ
	Mr. Vixay SYHAPANYA
	ラオス国立大学法政治学部民事学科長
4	ヴィライ・ランカーヴォン
	Ms. Vilay LANGKAVONG
	ラオス国立大学法政治学部政治学科長
5	ドウアンマラ・カムソンカ
	Ms. Douangmala KHAMSONGKA
	ラオス国立大学法政治学部教務課長
6	ブンリエン・ヴォンサンパン
	Mr. Bounlieng VONGSAMPHANH
	ラオス国立大学法政治学部刑事法学科刑事訴訟法グループ長
7	ペッサマイ・サイモンクン
	Ms. Phetsamay XAYMOUNGKHOUNE
	司法省国立司法研修所副所長
8	パタナー・ブンペン
	Ms. Patthana BOUNPHENG
	司法省国立司法研修所技術管理課長
9	ケンペット・セートーンカム
	Mr. Khemphet SENGTHONGKHAM
	司法省国立司法研修所国際協力課職員
10	オナノン・ルアンパイ
	Ms. Onanong LUANGAPHAY
	司法省人事組織課次長
11	スukkanヤー・チャンタヴォンサ
	Mr. Soukanya CHANTHAVONGSA
	司法省国立司法研修所司法研修課次長
12	ダブサダチャン・ヴォンサイ
	Mr. Dabsadachanh VONGXAY
	最高人民検察院検察官研修所副所長
13	ブアカム・パダプディー
	Ms. Bouakham PADAPDY
	最高人民検察院監査局副局長

14	ピーヤー・ポンセーナー
	Ms. Piya PHOLSENA 最高人民検察院民事事件検査局民事・労働事件検査課長
15	センスダー・シーパサー
	Ms. Sengsouda SYPASEUTH 最高人民検察院検察官研修所カリキュラム研究・情報課長
16	ブンシー・ブーロム
	Mr. Bounsy BOULOM 最高人民検察院民事事件検査局副局長
17	カンパコン・トンパトゥン
	Mr. Khamphakone THONGPATHOUM 最高人民検察院国際協力計画局国際協力課テクニカルスタッフ
18	プッタソン・タンマウオン
	Mr. Phouthasone THAMMAVONG 最高人民検察院検察官研修所テクニカルスタッフ
19	スクサワート・ブンマーセン
	Ms. Souksavath BOUNMASENG 最高人民裁判所研修所所長
20	ティツパソン・ラウオンサイ
	Mr. Thipphasone LADVONGXAY 最高人民裁判所研修所副所長
21	カンパイ・サイヤスック
	Mr. Khamphay XAYASOUK 最高人民裁判所研修所技術課長
22	チャンスック・カンブー
	Mr. Chansouk KHAMPHOU 最高人民裁判所研修所技術課次長
23	ヴィライポーン・ウオンサワット
	Ms. Vilayphone VONGSAVATH 最高人民裁判所研修所裁判官補
24	ダヴォン・カムシー
	Ms. Davone KHAMSY 最高人民裁判所研修所裁判官補
25	マニチャン・ピラパン
	Ms. Manichanh PHILAPHANH ラオス弁護士会 弁護士

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 前田佳行(MAEDA Yoshiyuki), 氷室 隼人(HIMURO Hayato), 鈴木一子(SUZUKI Ichiko)

国際専門官 / Administrative Staff 執行 優里(SHIGYO Yuri)

【国際協力人材育成研修】

2019年度国際協力人材育成研修

国際協力部教官

小島 麻友子

第1 はじめに

2019年11月10日から同月21日までの間（移動日を含む）、国際協力人材育成研修を実施しました。

この研修は、法制度整備支援に携わる人材を育成するため、法制度整備支援に関心を持つ法務・検察職員を対象に、法制度整備支援の理解を深め、将来法制度整備支援業務に従事する場合に必要な知識及び技術の一端を習得させることを目的として、2009年から毎年1回実施している研修です。

令和元年度は、東京都昭島市内にある国際法務総合センターでの国内研修のほか、ミャンマー連邦共和国（以下「ミャンマー」という。）及びラオス人民民主共和国（以下「ラオス」という。）で国外研修を実施しました。

本稿では、研修参加者がどのような研修を受けたのか、研修の概要を御紹介します。

第2 研修参加者

この研修には、法務省民事局の遠藤啓佑局付、法務省民事局総務課登記情報第2係の金久保拓郎係長、東京法務局訟務部の岡崎華里訟務官、盛岡地方検察庁一関支部の及川裕美検事、横浜地方検察庁の山内賢志検事、福岡地方検察庁の伊藤みずき検事、大阪地方検察庁の瀧谷明日香検察事務官の合計7名が参加しました。

第3 研修概要

研修は、別添「2019年度国際協力人材育成研修日程表」のとおり実施しました。

1 国内研修前半

法務省が実施している法制度整備支援の概要に関する講義や国際協力部で働く国際専門官の業務に関する講義を実施したほか、国際協力部教官がそれぞれ自身の担当する国の法制度整備支援の概要について講義をしました。

さらに、国際協力部長からは、国際協力部教官に求められる能力、日本の法制度を理解することの重要性、各国の法制度などについて講話がありました。

また、「長期派遣専門家の仕事」に関する講義においては、独立行政法人国際協力機構（JICA）の長期派遣専門家としてラオスで法制度整備支援に従事した経験を持つ国際協力部副部長から、長期派遣専門家の役割、ラオスで行った法制度整備支援活動の内容、長期派遣専門家に必要な知識や能力、法制度整備支援の魅力等についてお話がありました。

2 海外研修

(1) JICAプロジェクトの現状説明及び長期派遣専門家との意見交換

ミャンマー及びラオスのいずれにおいても、JICAプロジェクトオフィスを訪れ、現地で活動している長期派遣専門家からプロジェクトの現状について説明を受け、また、長期派遣専門家と意見交換をしました。



【ミャンマーJICAプロジェクトオフィスにて
長期派遣専門家の説明を聞く研修参加者】

(2) 研修参加者による講義

この研修が始まる前、遠藤局付、金久保係長、岡崎訟務官は、日本の権力分立と立法過程について、また、及川検事、山内検事、伊藤検事、瀧谷事務官は、日本の法曹人材育成について、それぞれミャンマーやラオスでの権力分立や立法過程、法曹人材育成制度と比較しながら講義をすることができるよう準備するという事前課題に取り組みました。

そして、実際に、ミャンマーでは、連邦法務長官府（UAGO）とのミニセミナーで講義をし、ラオスでは、国立司法研修所で研修生に対して講義をしました。



【ラオスの国立司法研修所での研修参加者による講義風景】

(3) 裁判傍聴

ミャンマーにおいても、ラオスにおいても、刑事裁判を傍聴しました。

ミャンマーでは、殺人事件や薬物事件など、合計4件の審理の一部や判決宣告を傍聴しました。

また、ラオスでは、合計3件の薬物事件の審理及び判決宣告を傍聴しました。

いずれの国においても、傍聴後、担当した裁判官からそれぞれの事件の概要や手続について説明を受けました。

ミャンマーでは、裁判官から、原則として裁判官は1人で審理をする旨の説明があったのに対し、ラオスでは、「最新の裁判所法では、裁判官一人で裁判を行うことも可能となったが、実施に向けて訓練中、準備中であるため、単独で審理された事件は未だ一件もない。」旨の説明がありました。

また、ミャンマーの法廷は、裁判中であっても自由に出入りができ、裁判官は、傍聴席で会話をする傍聴人がいても注意をすることはなかったのに対し、ラオスの法廷では、私語はもちろん、傍聴席で足を組むこと、自由に出入りすることすら許されませんでした。

(4) JICA事務所訪問

JICAミャンマー事務所及びJICARラオス事務所をそれぞれ訪れ、JICAがそれぞれの国で実施している支援の概要などについて説明を受けました。

JICAミャンマー事務所では、JICAがミャンマーで行っている初等教育カリキュラムの作成の支援、病院に設置されている錆びた医療用酸素ボンベを新しくする取組の支援などについて紹介がありました。また、人身取引被害者支援能力向上・協力促進プロジェクトのチームリーダーである北林春美氏から同プロジェクトに関する講義を受けました。この講義では、国際労働機関（ILO）などが出している人身取引被害者の推計結果、人身取引の定義や類型、人身取引が多い要因¹、人身取引撲滅のためにJICAが実施している支援²などについて説明がありました。

JICARラオス事務所では、JICAがラオスで行っているヴィエンチャン国際空港の運営・維持に関する支援やヴィエンチャンバス公社の運営改善に関する支援、小学校の算数のカリキュラムを改訂する支援、医療現場に免許制を導入する支援などの紹介がありました。

(5) 在ミャンマー日本国大使館訪問

ミャンマーの元長期派遣専門家であり、現在、在ミャンマー日本国大使館で勤務されている國井弘樹一等書記官から、ミャンマーにおいて官民によってなされている法分野における国際協力や日本が法制度整備支援を行う理由について説明を受け

¹ 北林氏は、人身取引が多い要因として、貧困、武力紛争の存在、自然災害が少なくないこと、汚職により人身取引に対する適切な対応がなされていないことなどを挙げました。

² 北林氏より、JICAでは、被害者の社会復帰や再被害の防止に取り組む人材の育成を支援している旨の説明がありました。

ました。また、國井一等書記官が長期派遣専門家だった当時実施した法制度整備支援活動や現在大使館において法曹として果たしている役割などについてもお話を伺いました。

(6) ラオス最高人民検察院訪問

ラオス最高人民検察院副長官を表敬し、その後、国際協力・計画局副局长のカンペット・ソムヴォラチット氏から日本のラオスに対する法制度整備支援に関する説明を受けました。

カンペット氏からは、これまでの日本の支援に対する感謝の言葉が述べられ、JICAの民法制定の支援過程において、先進国の法理論を学ぶことができ、民法制定に携わったサブワーキンググループメンバーの考察方法が変わってきたこと、ラオスにおいては法曹養成のための教育の質が十分でなく、法制度整備支援のニーズがまだ存在すること、民法制定³を支援したアドバイザリーグループの先生方に対しては、「先生でありながら、両親みたいな気持ち」を抱いていること、日本の法制度整備支援は、提案をラオス側に押し付けることなく、ラオス側の要望に従い、必要な情報を共有してくれるという伝統があることなどにつき言及がありました。

研修参加者からは、日本の法制度整備支援の特徴について他の国の支援と比較して良い面と悪い面を教えてほしい、民法典の成立過程において法案提出前にどのように意見を聴取し、また、法案提出後どのように理解を得て法案の承認に至ったかに関して手続や苦勞を教えてほしいとの質問がありました。

(7) ラオスにおける刑事法サブワーキンググループ会合の傍聴

証拠法Q&A集の作成に取り組んでいるサブワーキンググループの会合⁴を傍聴しました。

3 国内研修後半

研修参加者が自ら設定したテーマに基づき発表を行いました。

遠藤局付は「ミャンマー・ラオスにおける立法過程について(?)」、金久保係長は「法整備支援の対象国を知る」、岡崎訟務官は「法整備支援の普及活動について」、及川検事は「ミャンマー・ラオス間のワーキンググループの相違及びその要因」、山内検事は「ミャンマー・ラオス両国で裁判に関する研修を受けて」、伊藤検事は「日本だからこそできる法整備支援」、瀧谷事務官は「法整備支援の普及について」をテーマとし、それぞれ発表しました。

³ ラオスでは、2018年12月に民法が成立しました。

⁴ 2019年11月21日及び同月22日に、サブワーキンググループで作成したQ&A集(案)について、合同調整会議のメンバー等へ説明し、意見を伺う会議が予定されており、今回は、その会議に備えるための会合でした。

第4 おわりに

研修実施前の私の心の片隅には、わずか10日間ほどの研修で法制度整備支援についてどこまでを伝えることができるのだろう、そんな不安がありました。

しかし、研修が進むにつれてその不安はなくなりました。研修参加者からの質問の数は増え、また、興味を持って見聞きしているというのがその表情、言動から伝わってきました。

また、研修最終日に行った研修参加者の発表は、この研修を通して伝えなかったことが少なからず研修参加者に伝わっているということが感じられるものでした。

研修参加者は、この研修に参加し、何を考え、何を感じたのでしょうか。このICD NEWS 3月号には、研修参加者が寄稿した研修に関する記事を掲載していますので、是非お読みください。

最後に、この研修に御協力くださいました関係者の皆様に、心より感謝申し上げます。

2019年度国際協力人材育成研修日程表

月 日	午前	12:00	午後	18:00	備考				
11 / 日 10	法務総合研究所宿泊棟(国際法務総合センター内)入寮				東京泊				
11 / 月 11	10:00 研修員自己紹介	10:35	10:45 講義「法務省の法整備支援」	12:00	13:00 講義「各国法整備支援の概要1」	15:50	16:00 講話	17:00	東京泊
	国際協力部	国際協力部	国際協力部	国際協力部	国際協力部	国際協力部	国際協力部長	国際協力部	
11 / 火 12	9:45 講義「国際専門官の業務」	10:40	11:00 講義「長期派遣専門家の仕事」	12:00	13:00 講義「各国法整備支援の概要2」	15:50	16:00 海外研修オリエンテーション	17:00	東京泊
	国際協力部 専門官	国際協力部	国際協力部 副部長	国際協力部	国際協力部 各国担当教官	国際協力部	国際協力部 担当教官	国際協力部 担当専門官	
11 / 水 13	羽田空港(10:35)発-(バンコク経由)-ネービードー(19:20)着				ネービードー泊				
11 / 木 14	10:00	12:00	14:00	16:30	ネービードー -ヤンゴン				
	ミャンマープロジェクトの現状及び長期派遣専門家との意見交換		連邦法務長官府(UAGO)とのミニセミナー						
		ミャンマー JICAプロジェクト事務所 (連邦法務長官府内)		連邦法務長官府					
11 / 金 15	10:00	12:15	13:30	16:30	17:00	18:00	ヤンゴン泊		
	ヤンゴン東地方裁判所訪問・裁判傍聴等		JICAミャンマー事務所訪問・講義 (ミャンマーにおけるJICAの活動及び人身取引対策プロジェクト)		在ミャンマー日本国大使館訪問				
		ヤンゴン東地方裁判所		JICAミャンマー事務所	日本国大使館				
11 / 土 16	ヤンゴン(10:30)発-(バンコク経由)-ヴィエンチャン(18:50)着				ヴィエンチャン泊				
11 / 日 17					ヴィエンチャン泊				
11 / 月 18	9:00 ラオスプロジェクトの現状 及び長期派遣専門家 との意見交換	10:15	10:30 最高人民検察院表敬及び協議	12:00	13:00 国立司法研修所長表敬	14:00	14:00 国立司法研修所における参加者による講義	16:30	ヴィエンチャン泊
	ラオスJICAプロジェクト事務所		最高人民検察院	国立司法研修所	国立司法研修所		国立司法研修所		
11 / 火 19	10:00 裁判傍聴	12:30	13:30 刑事法SWG会合傍聴	16:00	16:10 JICAラオス事務所訪問	17:00	ヴィエンチャン発 (20:30) (バンコク経由)	機内泊	
		ヴィエンチャン首都裁判所	ラオスJICAプロジェクト事務所		JICAラオス事務所				
11 / 水 20	羽田(6:55)着	資料整理・レポート作成				東京泊			
11 / 木 21	9:45 課題発表・総括質疑応答	12:30	13:30 閉講式	原庁へ					
		国際協力部	国際協力部						

2019年度国際協力人材育成研修に参加して

法務省民事局登記情報センター室

金久保 拓郎

1. ご挨拶

ICD NEWS 読者の皆様、こんにちは。法務省民事局の金久保と申します。平成21年4月に法務省に採用されて以来、主に登記関係の業務に従事してきました。今回、国際協力人材育成研修に参加させていただき、日本が行っている法整備支援について現地で勉強させていただきましたので、この研修で学んだこと、感じたこと等について、寄稿させていただきます。法整備支援については、元々、法務省職員として最低限のレベルで知ってはいましたが、正直、具体的にどのようなことを行っているのかは知りませんでした。法曹資格者でもないし語学が堪能なわけでもない私がそんな状態でこの研修に参加することは図々し過ぎる気もしましたが、国際協力という分野には非常に興味があり、滅多にない機会であると割り切り、思い切って参加させていただきました。そんな私が書く本稿なので、法整備支援に詳しい方には何の面白味もないと思いますが、「法整備支援ってどんなものなんだろう」という興味を持っている方に、より強い興味を持っていただく契機になれば幸いです。

2. 研修の概要

研修の行程や内容等については、色んなところで詳しく書かれていると思うので、ここでは本当に概要だけ記載しますが、本研修は、研修参加者に支援活動の現場を直接見聞させること等により、日本の法整備支援活動をより具体的に理解させること等を目的に行われるものであり、2019年度は、①入寮、②研修参加者同士の顔合わせ会（有志での懇親会）、③国内研修（法整備支援対象国の担当教官からの各国の活動状況の講義等）、④ミャンマー訪問（現地事務所で長期派遣専門家との意見交換、日本で言う法務省職員との意見交換、裁判所職員との意見交換、裁判傍聴、JICA事務所職員によるミャンマーでの活動紹介、日本大使館訪問等）、⑤ラオス訪問（現地事務所で長期派遣専門家との意見交換、日本で言う最高検職員との意見交換、国立司法研修所における講義実施、裁判傍聴、裁判所職員との意見交換、JICA事務所職員によるラオスでの活動紹介等）、⑥帰国後、個別に設定した課題報告という流れで実施されました。

3. 本研修を通じて考えたこと

(1) 法整備支援の意義

法整備支援とは、言うまでもなく、「開発途上国や市場経済への移行を進める国などに対して、それらの国々が進める法制度の整備を支援すること」ですが、その意義をどう捉えるかは、人によって差があるのかと思います。端的に言えば、「税金を使

用している以上、日本国の利益になるように戦略的に実施すべきだ」という方と、「国際協力は、目先の利益に捕らわれず、真に相手国のために行うべきであり、これにより培った相手国との信頼関係が日本国にとって何よりの財産になる」という方とがいます。そして、法整備支援に深く携わっている方ほど、後者の気持ちが強いように感じました。実際、私も、研修に参加する前は、前者の気持ちが強かったと思いますが、実際にミャンマー、ラオスに行って、現地の方々に接すると、法整備支援の最大の成果は現地の方々の日本のこれまでの法整備支援活動に対する強い信頼にあるのではないかと感じ、後者の気持ちが強くなったと思います。今後、日本企業の国際展開は益々活発化していくことが予想され、そのときに、事業を行う上で必要不可欠な法制度が整備されている必要があるのはもちろんですが、法整備支援を通じて得た日本への信頼は、日本企業にとって極めて心強いものになるだろうと思います。また、国としても、国際社会のプレゼンスを高めていくに当たり、発展途上国からの信頼を得ることは極めて重要な要素になるはずです。さらに、発展途上国の法制度が整備されること等を通じてこれらの国が発展し、社会状況が安定することは、日本国のみならず、世界中の全ての人々の利益に資するものです。一行政官として仕事をしていると、普段は、中々世界に目を向ける機会がなく、偏狭な（自分の係のためだけの）観点を持つようになってしまいがちですが、本研修で、このようなことではいけないと強く感じ、普段から、広い視野を持って仕事をしようと思いを決めました。

(2) 寄り添い型支援の徹底

日本の法整備支援活動について、寄り添い型の支援（相手国の状況を把握し、選択肢を与え、相手国が望む支援を行うこと）を行っているというのは、なんとなく聞いたことがありましたが、教官や長期派遣専門家など、法整備支援に携わっている全ての方が、日本の法整備支援は寄り添い型で行うんだという共通の認識を持っていることに、感銘を受けました。寄り添い型支援では、自国の制度を当てはめて終わるような押しつけ型の支援と比べて、①目に見える成果が出るのに時間がかかる、②必ずしも支援国の思い通りの結果にならないなどのデメリット（あくまで比較の問題ですが）があるかと思います。しかし、寄り添い型支援を実施してきた歴史こそが、日本が強い信頼を得ることになった最大の要因なんだろうと思います。また、①法整備支援の成果は、支援対象国に根付き、支援対象国の発展に繋がってこそ意味があるものであること、②上記（1）に記載したように、寄り添い型支援を実施することによる信頼関係の構築は、昨今の国際情勢を踏まえると今後に向けて大きな意味があると考えられること等から、寄り添い型の支援を継続していくべきだと強く思います。寄り添い型支援を行うためには、支援対象国を知ることが最も重要だと考えます。そして、支援対象国を知るためには、何よりも、現地に行くことが最も効率的だと思います。日本では当たり前のこととして考えていた、政治体制（いくらでも批判できる等）、宗教観（無宗教の人も多い等）、賄賂（不要）、貧困との無縁さなどは、そもそも歴史が異なるので当たり前ですが日本とは異なる点ばかりで、座学でもある程度のこととは勉

強できると思いますが、帰国後に記憶に残っているのは、やはり現地で見たこと、聞いたことによるものが圧倒的に多いです。その意味で、寄り添い型支援を実施するに当たり、現地に常駐する長期派遣専門家の役割は非常に大きいものがあると感じました。

(3) 適切な目標設定の必要性

国内研修で色々な国の法整備事業の現状を教えていただいたり、ミャンマーとラオスに行って両国を比較したりした結果、法整備支援の活動の内容は国によってだいぶ違うことを知りました。考えてみたら当たり前ののですが、支援対象国の状況によって必要な支援は異なるはずで、例えば、民法か刑法か、その中でも、基本法を起草する段階か、知財法等の個別の法律の整備が必要な段階か、運用ルールを統一するためのガイドブック等を作成する段階か、ガイドブック等を使用して効率的・効果的に実務家を養成する段階か等の違いがあり、相手国の状況によってその内容は千差万別です。そうなる、支援対象国が求める支援を実施するために大事なことは、適切な目標設定を行うことであり、支援する側としては、支援対象国が適切な目標設定を行うために有益な選択肢を提示することが重要だと考えます。目標設定の流れについて、あまり詳しくは分かりませんが、支援対象国の政府方針等を踏まえて、日本としての大きな支援方針を定め、それに基づき、法整備支援等の各活動の支援方針を定め、その後、具体的なプロジェクト目標が定められていくようでした。寄り添い型支援を行うためには、方針決定の各段階において、適切に選択肢を提示することが不可欠な要素であり、法務省として、積極的に関わっていく必要があると考えました。

(4) 語学の必要性

一般的に、法務省職員が法整備支援に携わる可能性があるのは、ICDで教官等になるか、長期派遣専門家として現地に派遣されるかのどちらかだと思います。私は、法曹資格者ではないので、長期派遣専門家になることはないと思われませんが、ICDで教官等になる可能性はなくはないと思っているものの、語学に堪能であるとはおおよそ言えない私には、ICDに対して壁というか後ろめたさのようなものを感じているのが実情です。私は本研修に参加するまで、2回しか外国に行ったことがなく、しかもその内の1回はハワイで（ハワイが外国じゃないとは言いませんが・・・）、あまり外国慣れしていない上に、私が主に携わってきた登記の分野は、基本的にドメスティックな世界であったこと等から、語学の勉強を本気でやったのは中学生で最後かなという語学レベルでした。このような状況でも、現地での買い物や飲食等は、ジェスチャーを交えて、なんとかできました。しかし、現地の方々との会話は、主に英語で行われており、当然のように英語で自己紹介されても、ほとんど聞き取れず、ニコニコしながら平常心を保つのが精一杯でした。さらに、法整備支援活動を行うに当たっては、現地の言語（ラオスだったらラオス語等）を把握していないとなんともならない場面（「代理」に関する条文を検討しようにも、現地の言語では「代理」という言葉自体がないなど）もあり、一般的なやり取りをするための英語に加えて専門的なやり取り

をするための現地語も勉強しなければならないのは、私にとってはかなりハードルが高いことです。一方で、英語その他の外国語を勉強することで、色々な世界が開けることに対して、大きな期待を膨らませている自分がいることも否定できません。このような状況を踏まえ、帰国後は、とりあえず一般的な会話ができる程度まで英語を勉強することに決めました。ただし、本稿を執筆時点（帰国後約2か月後）では、まだ始めていません（英語を勉強するのに適していると噂のアプリは検索済み）。なお、私事で恐縮ですが、私はこれまで、息子の教育方針等の場面で、妻に対し、「これからの時代、通訳アプリがどんどん進化するので、英語の勉強なんて無意味である」という過激な主張をしてきました。そんな私が英語の勉強をして、しかもあまり上達しなかった場合には、「自分が苦手だっただけじゃないか」というそしりを受けざるを得ないので、英語の勉強は、秘密裏に行いたいと思います。

(5) 国際協力への今後の関わり方

ミャンマーで、夕食後にタクシーに乗っているときに、4～5歳くらいの女の子が、深夜にもかかわらず、1人で（親も隠れて近くにいたのかもしれませんが）、裸足で、信号待ちをしているタクシーに向かってきて、花を売ろうとしていました。私には溺愛している2歳の娘がいるのですが、生まれた国が違えば、娘に、深夜に1人で裸足で花売りをさせなければならなかったかと考えたら、涙が止まらなくなってしまいました。今後、法整備支援に職務として携わることがあれば、職務を通じて国際協力に尽力するのは当然ですが、職務として携わることがなくても、一個人として、どのような形で国際協力に貢献できるかを、常に模索して生きていきたいと考えました。

4. 最後に

雑駁ではありますが、以上が研修報告になります。本研修は、法整備支援の活動を具体的に理解するために大きく役立つとともに、一緒に現地を過ごした研修参加者等との時間がとにかく楽しかったです。最後に、本研修を実施していただいた法総研の教官、国際専門官を始めとしたICD職員各位、現地で何から何までお世話していただいた長期派遣専門家の皆様、そして大規模なシステム更改が目前に迫り極めて多忙である中でも快く研修に送り出していただいた登記情報センター室職員各位に感謝を申し上げて、終わりにさせていただきます。

2019年度国際協力人材育成研修に参加して

東京法務局訟務部民事訟務部門

岡崎華里

第1 はじめに

私は、令和元年11月10日から21日までの12日間、法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）により実施された国際協力人材育成研修（以下「本研修」という。）に参加させていただいた。

本研修は、法務省が今後も開発途上国に対する法制度支援活動を適切に推進していくために、これに携わる人材を育成するものである。

国内において法務総合研究所国際協力部による法制度整備支援に関する講義を受けた上、支援対象国（ミャンマー及びラオス）を訪問し、支援活動の現場を直接見聞させることで、法整備制度支援を具体的に理解させ必要な知識及び技術を学ばせることを目的としている。

本報告では、国内研修及び国外研修の概要並びに私の所感について報告させていただくものである。

第2 国内研修（国外研修前）

国内研修では、法制度整備支援の基本的知識を得るために法制度整備支援、日本の法制度整備支援の特徴、法制度整備支援に欠かせない長期専門家の仕事、国際協力部の活動等の講義を受講した。その上で、教官による各国における日本の法制度整備支援並びに今回訪問予定のミャンマー及びラオスの法制度整備支援について講義を受けた。

法制度整備支援は、支援対象国で支援方法に違いがあり、以前に成功した方法が別の国では必ずしもうまくいくとは限らないことが分かった。また、日本の支援は、日本の法制度や価値観を押しつけるのではなく、相手国との対話を通じて、実情に合った法制度を共に考える、寄り添い型の法制度整備支援であることを学んだ。海外研修では、寄り添い型の支援とはどのようなもので支援対象国との関係はどのようなものか見聞したいと思った。

国際協力部の部長及び副部長からは、現在に至るまでの法制度整備支援に関与されてきた経験を講義していただき、海外研修に参加する上で大変参考となるものであった。

第3 国外研修

1 ミャンマー

(1) ミャンマー長期派遣専門家との意見交換

長期派遣専門家によるミャンマープロジェクトの現状について講義を受けた。国内研修での講義でも触れられていたが、現在、調停について力を入れていることが

よくわかった。カウンターパートである連邦法務長官府（UAGO）の協力により、調停に関する広報ビデオ等の作成にも携わり、調停を導入しただけでなく、ミャンマーで調停の利用率を上げるための普及活動にも力を入れていた。普及活動は、日本が、ミャンマーへ調停を導入したことをミャンマー国内で示す機会でもあり、今後の支援を継続するためにも重要なものであった。

支援国（ドナー）との間では、支援するプロジェクトについて競争が激しいことが分かった。日本も、競争に負けて断念したプロジェクトがあるとのことであった。このようなことにならないために、支援国の価値観を押し付けるのではなく、支援対象国と対話をし、支援対象国の信頼を得ることの重要性を感じた。また、支援対象国との対話を通じて実情を知り、共に考えることで、今度どのようなプロジェクトについて支援が必要か把握と準備ができ、現プロジェクトが終了しても、次のプロジェクトへつなげていけることが分かった。

ミャンマー長期派遣専門家との意見交換によって、支援国間の競争、寄り添い型の支援の重要性を実感した。海外研修を通じて、支援対象国と日本との関係性等について、見聞したいと思った。

(2) 連邦法務長官府（UAGO）とのミニセミナー

連邦法務長官府を訪問し、「日本の権力分立と立法過程」及び「日本の法曹人材育成について」をテーマとして講義を行った。

その後、連邦法務長官府のメンバーからミャンマーに関する歴史的経緯の講義があった。この講義は、ミャンマーの法制度の歴史が、現在に至るまでどのような変遷を経ているのかまとまっているものであった。ミャンマーで法整備制度支援に関与するためには、押さえておくべき内容だと感じ、海外研修の初日に受けられたのは大変有意義となった。

(3) ヤンゴン東地方裁判所訪問及び裁判傍聴等

ヤンゴン東地方裁判所における事件の傾向やミャンマーの裁判における当裁判所での役割や手続等の説明を受けた後、刑事事件を3件傍聴した。

日本の法廷と大きく違い、法廷内への出入りが開放的で、傍聴席でも自由に雑談していた。弁護士、裁判官の法廷服も独自のものであった。特に驚いたのは、証人尋問についてその場で文書化し、傍聴席からも見る事ができる程度の画面に映し出し、代理人等に間違いないかその場で確認する手続が行われていたことであった。通訳はなかったので内容はわからなかったが、日本との違いを肌で感じる事ができた。

(4) JICAミャンマー事務所訪問及び講義

JICAミャンマー事務所を訪問し、ミャンマーにおけるJICAの活動について説明を受けた後、「ミャンマーにおける人身取引問題とJICAの協力」について講義を受けた。

JICA事務所を訪問して、法制度整備支援はミャンマーに対する支援の一部で

あり、最重要プロジェクトではないことが分かった。法制度整備支援の側面から見ていた場合には、法整備することは何よりも重要だと思っていたが、生命身体に危険があるような状況では、法制度整備支援は後回しになることは、講義を受けて当然だと思った。

JICA事務所との協力は欠かすことができないので、法制度整備支援は、他のJICAプロジェクトを進める上でも必要であること、他のプロジェクトとも整合性を取ることを理解してもらい、JICA事務所の協力を得ていく必要性を感じた。

(5) 在ミャンマー日本国大使館訪問

在ミャンマー日本国大使館を訪問し、國井書記官から法曹による国際協力について説明を受けた後、意見交換を行った。

国際協力をする上で①相手国の時間の流れを意識し、現地の人と会うときは自分の発言で相手が何を思うか意識することが重要であること、②法制度整備支援は短期的に成果は出ないので、支援について広報活動が重要であること、③法制度整備支援は現地で一緒に働き原因を共有することで分かることが多いので、長期専門家の派遣は重要であることの3点が印象に残った。

大使館を訪問するという貴重な機会をいただき、大変有意義なものとなった。

2 ラオス

(1) ラオス長期派遣専門家との意見交換

長期派遣専門家によるラオスプロジェクトの現状について講義を受けた。現プロジェクトはフェーズ3（2018年～2023年）に入り、フェーズ1及びフェーズ2の成果である教材を、ラオス国内で普及することにも意識して活動していた。

ラオスはミャンマーよりも法制度整備支援の開始が早く支援期間が長いので、ミャンマーとの類似点や相違点を意識したいと思った。

(2) 最高人民検察院表敬

最高人民検察院を表敬し、副長官らと意見交換を行った。

日本のラオス法制度整備支援が20年を迎えたこと、今までの支援内容について説明があった。その上で、今日までの支援について深く感謝を述べられ、今後も支援を続けてほしいとの強い要望があった。また、今後の支援について、ラオス側の要望を説明するだけでなく、日本側からラオスが足りない点があれば積極的に提案をしてほしいと述べられたことが印象的であった。このような発言はミャンマーでは見られず、法制度整備支援を通してラオスと深い信頼関係を構築していることの表れだと感じた。この信頼関係は、日本がラオスと対話を通じて、ラオスの実情に合った法制度を共に考えて支援してきたからこそ得られたものだと思った。

(3) 国立司法研修所における参加者による講義

国立司法研修所を訪問し、同研修所の学生に「日本の権力分立と立法過程」及び「日本の法曹人材育成について」をテーマとして講義を行った。

通訳を介しての講義であったが、学生は講義内容をよく理解しているように感じ

た。いくつか質問があり、「裁判の透明性をどのように確保しているのか。」との質問では、学生の意図がなかなか伝わらない場面があった。質問の意図は「賄賂を受けてないのか。」とのことであった。透明性との言葉で、日本とラオスで捉え方、感じるものが違うことから、法制度整備支援で日本側の意図を伝えること、支援対象国の意図を捉えることは難しいと感じた。その中で、20年にもわたり支援を続け、信頼関係を構築しているラオスプロジェクトの偉大さを感じた。

(4) 裁判傍聴

ヴィエンチャン首都裁判所において、薬物事件の裁判を傍聴した後、担当した裁判体による当該事件の説明を受け、意見交換を行った。

日本の刑事裁判を傍聴したことがなく、日本との比較が十分にできなかったが、被告が傍聴席の1番前に座っていたこと、複数の事件を同時に裁判していること、弁護人がいないことなどセキュリティや手続面での違いを感じた。ミャンマーとも比較ができたので、有意義なものであった。

(5) 刑事法SWG会合傍聴

刑事法SWGが、完成した証拠法Q&A集（問題集）を最終確認し、合同調整委員（JCC）に報告するための会合の様子を傍聴した。

会合冒頭で、まず伊藤専門家（長期派遣専門家）から、本日の会合目的、進行方法及び完成した問題集の改善すべき点の提案があった。SWGは伊藤専門家の提案で会合が進められており、長期派遣専門家への信頼が厚いことを感じた。また、伊藤専門家の提案や進行は、会合に対して押しつけるものではなく、SWGの進行を手助けするために意見を述べるものということがうかがえた。また、会合は想像していたよりも自由なものであり、会合中にもかかわらず、退席や雑談等が始終行われていた。日本で行われる会議とは違ったものであった。その中で、伊藤専門家が運営委員会（MC）からの指摘を正確に伝えたり、会合が順調に進むように調整していたことは印象的であった。伊藤専門家の発言は、会合を調整しているが、押しつけるものではなく、SWG会合の意思を尊重したものとなっていたので、伊藤専門家の役割は誰にでもできることではないと思った。

(6) JICAラオス事務所訪問

JICAラオス事務所を訪問し、ラオスにおけるJICAの活動について説明を受けた。

ミャンマーJICA事務所同様に必ずしも法整備制度支援が最重要プロジェクトではないことを感じた。大きなプロジェクトではあるが、ラオスでは保健医療分野が整っておらず、他の援助機関（WHO）とも連携して支援する必要があった。保健医療が整っていないことは、現地に来て説明を受けて分かった。ミャンマーでは問題とされていなかったため、法制度整備支援をする上でも、支援国の状況に興味を持ち、情報収集することの必要性を感じた。

第4 国内研修（国外研修後）

帰国翌日に、各研修参加者が、国外研修を受けるに当たって各々設定した研究テーマについて、国際協力部の部長、副部長及び教官の前で発表を行った。

各研修参加者が本研修をどのように感じていたか分かり、有意義なものであった。

第5 所感

本研修に参加するまでは「法制度整備支援」について、法務省の業務の一つであるということしか知識がなかったので、国外研修前の国内研修は貴重かつ有意義なものであった。各国の支援状況を学び、日本の最大の特徴である寄り添い型の日本の支援とはどのようなものか意識して国外研修に参加することができた。また、ミャンマーとラオスの2か国を訪れ比較ができたことは、短期間で法制度整備支援を見聞するのに大変有意義なものであった。

国外研修で共通して感じたことは、日本は支援対象国から感謝され、とても良好な関係を築いていたことであった。長期派遣専門家は、支援対象国に何が必要か、何を求めているか常に意識して活動しており、寄り添い型の日本の法制度整備支援は、各々の支援対象国で評価されていると感じた。

支援対象国から信頼を得ていると実感した中で、日本が支援国間の競争で負け、途中で断念したプロジェクトもあることに驚いた。日本の支援の特徴である寄り添い型の支援でも、支援対象国の信頼を得ることは簡単でないことを実感した。今後も更なる信頼を得て、法制度整備支援を継続していくために、法律を整備するだけでなく、整備した後には、どのように支援対象国に広めて定着させるか支援対象国と共に考えていくとともに、日本が支援に関わってきたことを支援対象国に周知することも重要であることを見聞することができた。

2か国で感じた大きな違いは、ラオスにおいて、日本からの積極的な提案を要望された点である。ミャンマーではなかった意見だったので印象的であった。この意見交換から、支援対象国のために、どのような提案ができるのかとの視点からも考えることとなった。このような視点を得られたのも国外研修を受けたから実感できたものであるので、国外研修はとても有意義なものであった。

JICA事務所との関係では、法整備制度支援が必ずしも最重要プロジェクトではないので、法整備の必要性和時に短期的に効果がでるものではないことを今後も理解してもらうことが必要であると感じた。

いずれの国、機関とも好意的で良好な関係を築いていることは肌で感じることもできたので、法整備制度支援に関わることができたら、良好な関係を引き続いていきたいと思った。

第6 終わりに

本研修は、法整備制度支援に今まで関与がなかった私にとって、法整備制度支援を直

接感じることができ、得がたい経験となった。今後、私自身が法整備制度支援に関与する機会があるか分からないが、同僚や後輩にも本研修で得たこと及び法制度整備支援について伝えていきたい。

最後に、本研修の準備を含めて多大な時間をかけていただいた国際協力部の皆様、ミャンマー・ラオス長期派遣専門家及びJICAプロジェクト事務所の皆様には大変お世話になり厚く御礼申し上げたい。

また、業務多忙の中、2週間もの間、本研修に送り出していただいた東京法務局訟務部の皆様に感謝を申し上げたい。

2019年度国際協力人材育成研修に参加して

横浜地方検察庁検事

山内賢志

1 はじめに

私は、令和元年11月10日から同月21日までの12日間、2019年度国際協力人材育成研修（以下「本研修」という。）に参加した。

私が法制度整備支援に関心を持つようになったきっかけは、私の検察修習時の指導担当検事が長期派遣専門家として派遣されたことだった。それまでは、検事に任官して法制度整備支援という分野が存在することは分かっていたものの、せっかく検事になったのだから捜査公判の分野で活躍できるようになりたいという思いが強く、法制度整備支援の分野に対して消極的な考えを持っていた。しかし、自分が御世話になった検事が長期派遣専門家として派遣されたことをきっかけとして法制度整備支援に関する情報を意識して目にするようになったことで、法制度整備支援がぐっと身近なものになり、開発途上国の人々のために尽力することに格好良さを感じ、漠然といつか自分もこの分野に携わってみたいと思うようになった。

しかし、時が経つに連れ、日々の検事としての仕事に充実感を感じ、また、家庭の状況が変わっていったため、次第に法制度整備支援への興味が薄れ、ここ数年は、自分が法整備支援の分野に携わることはないだろうと思うようになっていた。

そのような中、本研修に参加する機会を得られたことを知らされたわけである。なぜこのタイミングなのかというある種の憂鬱さと研修に参加して何か得られるだろうかという不安がなくなり、研修に前向きな気持ちになれない自分は将来の法制度整備支援に携わる人材として育成される者としてふさわしくないだろうという思いから、そもそも研修に参加するかを悩んだ。しかし、最終的には、「与えられたチャンスは自己の成長の糧にしよう。」との妻のひと言に背中を押されて、本研修に参加することに決めた。

結論から言えば、本研修に参加して良かったのひと言に尽きる。本研修の各プログラムは、いずれも新鮮で、興味深く、刺激的であった。本研修に参加しなければ考えなかったことや見えなかったことが数多くあった。本研修に参加したことで得られた貴重な出会いもあった。

以下、特に印象に残ったプログラムを中心に、本研修を通じて感じたことなどを述べたい。なお、私の理解不足等により、不正確な表現があるかもしれないが、その点は御容赦いただきたい。

2 研修準備

本研修に参加するに当たり、事前準備として、7名の研修参加者を2班に分け、Aグループが「日本の権力分立と立法過程」、Bグループが「日本の法曹人材育成」をテー

マとして、国外研修で予定されている現地学生等への講義資料を作成するという課題があった。

私は、Bグループとなり、メンバーと協力しながら、「日本の法曹人材育成」のテーマで、日本において法曹になるための過程・方法と法曹三者それぞれに対してどのような教育がなされているかをまとめたが、その際、法科大学院、司法試験、司法修習等の馴染みのある事柄についても、その根拠規定や制度趣旨を一通り確認し、裁判所、検察庁、弁護士会における教育制度等を調査した。また、講義にメリハリをつけるため、ミャンマー及びラオスの法曹人材育成との違いを考慮するよう指示があったため、過去のICD NEWSのミャンマー及びラオスに関連する記事やその他のウェブサイト等を検察し、ミャンマー及びラオスの司法制度、法曹人材育成制度を調査し、講義内容に盛り込んだ。

正直に言うと、講義の相手が決まっておらずゴールがイメージできなかつたことに加え、日々の業務の合間を縫ってやらざるを得なかつたため、恥ずかしながら、この課題の意義について疑問を持ちながら作業していた。しかし、この疑問については、研修に参加して法制度整備支援の考え方や実情を学ぶことによって解消されていったのであるが、この点については後述する。

3 国内研修

国内研修は、国際法務総合センターにおいて、講義「法務省の法整備支援」（小島ICD教官）、講義「各国法整備支援の概要」（ICD各国担当教官）、講話（森永ICD部長）、講義「国際専門官の業務」（今村ICD専門官）、講義「長期派遣専門家の仕事」（伊藤ICD副部長）等が実施された。

(1) 講義「法務省の法制度整備支援」

本研修の担当教官の小島教官による法制度整備支援一般についての講義であり、法制度整備支援について初めて体系立てて学んだ機会となった。

同講義では、法制度整備支援の目的について、開発途上国において、法の支配を実現し、グッドガバナンスを確立すること、取引に関する法律、紛争解決制度の整備等の法整備支援を行うことによって、経済発展、投資環境整備を促すことであると教わった。日本が開発途上国に対してヒト・カネを費やして法制度整備支援を行う以上、その目的を正しく理解することが国益に資する支援につながることを意識させられた。

また、日本の法制度整備支援の特徴について、①寄り添い型法制度整備支援、②人材育成の重視、③日本の経験・知見を活かした支援、④多様かつ充実した支援体制にあると教わった。特に、①寄り添い型の支援については、日本の法制度や価値観を押し付けず、相手国との対話を通じて実情に合った法制度を共に考えることが大切であって、それによって、相手国に制度を定着させることが可能になるとのことであり、この言葉は、その後の講義・講話、国外研修の各長期派遣専門家との意見交換等の場でも度々耳にすることになる言葉であった。

(2) 講義「各国法制度整備の概要」

各国担当のICD教官から、支援対象国毎に、各国における法制度整備支援の流れやプロジェクトの概要に関する講義を受け、各国の事情によって支援内容が異なること、歴史的・文化的背景を正確に把握していなければ適切な支援ができないことを教わり、各国の法制度整備支援の実情を垣間見ることができた。

この講義を受けるまでは、「法制度整備支援＝長期派遣専門家」という意識が強かったが、各ICD教官が日本国内にいながら、支援対象国の人材を対象とした日本国内での研修や現地セミナー等を企画・実施するなどして、法制度整備支援に携わっていることを知った。

(3) 森永ICD部長による講話

森永ICD部長より、約2時間にわたって法制度整備支援について講話をいただき、長きにわたり法制度整備支援の分野に携わってこられた御経験と豊富な知識に圧倒された時間となった。同講話を通じて、支援対象国の歴史的背景や法制度を理解することはもちろんのこと、「日本には様々な法制度を試してきた歴史があるがゆえに、日本が採り入れた点、採り入れなかった点を分析して、支援対象国に対して、適切なアドバイスを送ることができる」とのことであって、法制度整備支援に携わるに当たって、自国の歴史を含めた法制度をきちんと理解しておくことの重要性を学んだ。自国の制度を理解するためにも、日常の業務において、右から左に流していくのではなく立ち止まって考える癖をつけることの大切さも教えていただいた。

同講話を聞きながら、本研修の事前準備の課題の意義について得心した思いになった。ミャンマー及びラオスとの比較を盛り込みながら、日本の法制度の講義をすることは、支援対象国の法制度を理解した上で、日本の制度に対する正確な理解がなければできないことであって、スケールの違いはあれど、法制度整備支援の基本を経験する場なのだ。

(4) 講義「長期派遣専門家の仕事」

伊藤ICD副部長は、かつて長期派遣専門家としてラオスに派遣されており、その経験に基づいた長期派遣専門家の仕事の内容とその魅力を講義して下さった。ちなみに、伊藤ICD副部長こそが、私の検察修習時の指導担当検事であり、私が法制度整備支援に対する関心を持つきっかけを与えた方である。

同講義を通じて、法制度整備支援の多くの魅力を伝えていただいた。特に「国の基盤を作り、発展させようとする熱意ある人々と共にする仕事であり、自らの知識・経験を生かして有形・無形さまざまな貢献ができる」という魅力は、検事としての通常業務からは絶対に得られないダイナミックな魅力であり、一度は経験してみたいと思わせられた。

4 国外研修～ミャンマー

国内研修での講話・講義を踏まえて、ミャンマー及びラオスでの国外研修に飛び立つ

た。

ミャンマーにおいては、2日間で、長期派遣専門家との意見交換会、法制度整備支援のカウンターパートの一つである連邦法務長官府（UAGO）とのミニセミナー、ヤンゴン東地方裁判所での裁判官との意見交換及び裁判傍聴、JICAミャンマー事務所での講義、在ミャンマー日本国大使館訪問の各プログラムが実施された。

UAGOとのミニセミナーでは、研修前に準備したパワーポイントを使って講義を行った。時間の関係上、ミャンマーと日本との違いに絞った短時間の講義であったが、UAGO側の参加者の講義を聞く姿勢は真剣そのものであり、講義をしているこちらが過剰に緊張してしまうほどであった。講義終了後の質疑では、UAGO側から、日本の司法試験制度が変わり、法科大学院→新司法試験という制度が始まったことについて、なぜ制度を変えることになったのかなどの質問が出た。私としては、司法制度改革の真只中に司法試験を受験していたこともあり、その改革の趣旨を理解していたつもりでいたが、いざ回答しようとしたところ、簡潔に答えることができなかった。結局長期派遣専門家に回答を引き取ってもらうことになってしまい、情けない思いをしたが、その一方で、自国の法制度に対する理解の重要性を実感する貴重な経験となった。

在ミャンマー日本国大使館訪問では、國井一等書記官の話を伺うという貴重な機会を得た。國井一等書記官は、元はJICAの長期派遣専門家としてミャンマーの法制度整備支援に携わられた経験があり、いわばミャンマーを知り尽くしている方であった。國井一等書記官からは、なぜ他国の法制度整備支援をするのか、ミャンマーでどのような法制度整備支援活動をしているのかなどのテーマのお話しを通して、法制度整備支援の魅力等を伝えていただいた。その中でも、法制度整備支援担当者個人のメリットとして、日本での検事としての仕事と異なり、ゴールを見据えてどうやって効率的に進んでいくのかをじっくり考えながら対応することができること、外国人の考え方に触れることで、考え方が変わり、知見が広がることを挙げられていたことが印象的であり、私もそのような経験をしてみたいと感じた。

5 国外研修～ラオス

ラオスにおいては、長期派遣専門家との意見交換、最高人民検察院表敬及び協議、国立司法研修所での講義、ヴィエンチャン首都裁判所での裁判傍聴、刑事法サブワーキンググループ会合傍聴、JICAラオス事務所訪問の各プログラムが実施された。

国立司法研修所での講義では、国立司法研修所の学生（大学3、4年生）に対して、研修前に準備をしたパワーポイントを使って講義をした。行政法を学んでいる学生ということもあって、私が担当した法曹人材育成制度についてはそれほど関心がなかったようであるが、「権力分立と立法過程」についてはいくつか質問が出た。その中で、ある学生の「裁判官の独立というが、どうやって裁判の透明性を確保するのか。」という質問が印象に残った。

私は、「透明性の確保」という質問の趣旨が分からず、裁判の公平性をどうやって確

保するののかという趣旨の質問だと理解して回答したが、学生の反応はいまいちであった。その後、通訳の方が「もしかしたら汚職の話かもしれませんね。」と言って、学生に確認したところ、先ほどの質問はどうやって裁判官の汚職を防ぐのかという趣旨であったことが分かった。裁判官の汚職は日本では通常考えられないものであり、どうやって汚職を防ぐのかということは考えたこともなかったことなので、自国の常識が外国では通用しないということとともに、相手国の常識を十分に理解することが法制度整備支援では大切だということを実感できた貴重な経験となった。

6 終わりに

以上、簡単にではあるが、12日間の研修を振り返ってみて印象に残ったことを中心に述べてきたが、特に国外研修に関する内容が薄くなってしまった。これは、国外研修で学び得たものがなかったということではない。例えば、裁判傍聴では、ミャンマー、ラオスのそれぞれの裁判所の構造、裁判制度に実際に触れて、日本との違いを実感することができたし、長期派遣専門家との意見交換やJICA事務所訪問では、両国での日本の支援の概要を知ることができた。ラオスでは、刑事法サブワーキンググループの会合を傍聴し、会合中に携帯電話で話をするなどラオスの人々のおおらかさを目の当たりにして、長期派遣専門家の苦労も実感できた。また、ミャンマーの長期派遣専門家は、執務の際、ミャンマーの民族衣装であるロンジーを着用していた。長期派遣専門家の現地に溶け込む姿勢が、専門家個人に対する信頼だけでなく、日本に対する信頼につながり、継続的な法制度整備支援を可能にしているのだろうと感じた。

本研修の成果としては、ありきたりかもしれないが、ミャンマー及びラオス両国に実際に足を運び、現地の空気を吸い、その雰囲気を感じたこと、長期派遣専門家、現地事務所のスタッフの方々、両国の法曹関係者等と会い、時間を共有したこと、法制度整備支援に携わる方々の熱意に触れたことである。また、12日間という短期間ではあったが、法務検察では異なる立場を有する研修参加者が共通の目標を持って行動し、濃密な時間を過ごせたことも貴重な経験であった。

今後法制度整備支援に携わることができるかどうかは分からないが、もし携わる機会があれば、本研修を修了した者として本研修で学んだことを活かしていきたい。

ICDの森永部長、伊藤副部長を始め、各教官、各専門官の方々の御尽力のお陰様で、充実した研修となった。特に、小島教官、今村専門官には、研修中でだけでなく研修の前後を通じて迷惑をかけっぱなしであった。また、快く送り出してくださった原庁の皆様のおかげで充実した研修に参加することができた。全ての皆様にこの場を借りて感謝申し上げたい。ありがとうございました。

2019年度国際協力人材育成研修に参加して

福岡地方検察庁検事

伊藤 みずき

第1 はじめに

今回、2019年度国際協力人材育成研修（以下「本研修」という。）に参加させていただく機会を得られたことは、私にとってまさに「願ったり叶ったり」であった。法整備支援に携わりたいという希望を検事任官当初から抱いていた私にとって、その現場の空気を直接肌で感じることができるこの上ない機会である上、しかも、その行き先がミャンマーとラオスである。

数年前、その2か国をそれぞれ旅行で訪れた際、現地で出会った人々の信仰の深さや穏やかさにいたく感動し、それ以来、私の中でのもう一度行きたい国ランキング同率1位は、ミャンマーとラオスであった。

本研修に参加できると知った日から、研修開始日を指折り数えて心待ちにしていた。

本研修では、日本国内、ミャンマー及びラオスにおいて、実に多くの関係者の方々から講義等をしていただく機会があり、2週間弱という短期間ではあったが、研修を通じて普段の検察官としての業務の中では得難い貴重な経験をさせていただいた。

振り返ってみると、それぞれどの場面を切り取っても学びや気づきを得られたことを実感するが、その全てに触れることは紙面の都合上叶わないため、ここでは、特に印象に残った点に絞って報告させていただくことにする。

第2 国内研修

研修開始から二日間の国内研修においては、国際協力部の各教官による講義、伊藤副部長及び森永部長による講義をしていただいた。

小島教官の講義の中で、日本の法整備支援の特徴について説明があった。

すなわち、①寄り添い型であること、②人材育成を重視すること（法整備だけではなく、それを運用する人材育成をする）、③日本の経験・知見を活かした支援をすること（フランス法、ドイツ法、英米法を取り込んで融合・発展させた日本の経験や比較法研究の知見を活かした支援）、④多様かつ充実した支援体制であること（長期派遣専門家が常駐、研究者や法曹が日本国内でアドバイザーグループを構成するなどして支援）の4点が、日本の法整備支援の特徴であるとのことであった。

研修初日に学んだこの日本の法整備支援の特徴については、その後の現地での研修の中で、様々な場面で実感することとなった。

先ほどの4点の中でも、日本の法整備支援の根幹は、前記①の「寄り添い型」、つまり、日本の法制度や価値観を押しつけるのではなく、相手国の実情に合った法制度を相手と共に考える点にあると感じた。

そのような寄り添い型の法整備支援を実現するには、日本や各国の法制度について深く理解していることが必要であることはもちろん、相手国の歴史、社会、文化等についても理解を深め、相手国のニーズがどこにあるのか、その解決のために実効的な方法は何かを考える必要があるということは、国内研修での各講義のみならず、本研修全体を通じて感じたことであり、その難しさを想像するとともに、そのような難しい課題に挑戦することのやりがいはとても大きいだろうと思った。

伊藤副部長は、ご自身が長期派遣専門家としてラオスの法整備支援を担当された経験を踏まえた講義の中で、ラオ語を使って現地の方々と議論している様子の写真を見せてくださり、「相手国の課題を解決するためには、相手国のことをよく理解する必要がある」という副部長の言葉の説得力の強さを感じた。

日本語（や英語）で使われる用語に対応する言葉が現地語にはない場合も珍しくなく、法整備をするにあたって苦慮することがあるということであったが、通訳がいるとはいえ、長期派遣専門家が現地語を理解していれば、よりの確な翻訳が可能になるであろうし、現地の専門家らとの議論を深め、問題に適切に対処するために大きな意義があるだろうと想像した。

このように現地語を習得する重要性を想像するのは容易だが、実際に習得することは相当に難しいということもまた想像に難しくなく、ラオ語を知らない私のような者からすれば何かの呪文のように見えるあのラオ文字をマスターし、ラオ語を習得された伊藤副部長の「ラオス愛」の深さに感服し、法整備支援に携わる者としての覚悟を教えてください。

森永部長の講義の中で、「法整備支援に関われば、普段、検察官がいかに狭い世界で仕事をしているかが分かる。現地では、驚きの連続だと思うが、驚くだけではだめで、それが自分にどう返ってくるか、どう活かせるのかが重要だ。」という趣旨のお話があったが、その後の国外研修において、至るところで、自分自身がいかに狭い視野で「法」を扱う仕事をしてきたのかということを実感し、その都度、このときの森永部長の講義の意味を改めて考え、反省の連続であった。

第3 国外研修（ミャンマー）

1 長期派遣専門家の業務風景

ミャンマーのネピドー空港に到着後、出迎えてくださったのは、ミャンマーの伝統衣装であるロンジー（巻きスカートのようなもので、伝統衣装であると同時に、ミャンマーの人々にとっては普段着でもある。）姿の、検事出身の岩井長期派遣専門家だった。

ロンジーをはきこなす岩井専門家の姿は、ミャンマーの風景に完全に馴染んでいて、ミャンマーの人々からも親しみを持って受け入れられているのだろうと感じた。

空港でお会いしたときには、日本から来た私たちにミャンマーの文化を紹介するためにロンジー姿を披露してくださったのかと思ったが、その翌日にJICAプロジェ

クト事務所を訪問し、全くそうではないことが分かった。

事務所で働く方々は、日本人もミャンマー人も同様に皆ロンジーを着て仕事をするのが日常の風景なのだそうだ。

ミャンマー人スタッフと机を並べ、同じようにロンジーを着て業務にあたっておられる日本の長期派遣専門家等の姿を見て、ここにも日本の「寄り添い型」法整備支援の精神が表れていると感じた。

相手に寄り添うということは、相手に対するリスペクトが必要不可欠であり、そのリスペクトなくして相互の信頼関係を築くことはできないはずだ。

ロンジーが生活の一部であるミャンマーの人々にとって、ロンジーを着て一緒に仕事をしている日本人の姿は、日本がミャンマーに対するリスペクトを持って支援しているというメッセージとして受け止めてもらえているのではないかと思った。

2 ヤンゴン東地方裁判所訪問

ヤンゴン東地方裁判所では、刑事事件の公判傍聴をし、裁判官と質疑応答をさせていただく機会を得た。

傍聴したのは殺人事件や薬物事件であったが、ミャンマーでは、日本ならば法定合議事件となる殺人事件のような重大犯罪でも、裁判官が単独で審理するということがあった。

また、法廷には、被告人と思われる者が複数名いたため、共犯事件なのだろうと想像していると、単に次に開廷される別事件の被告人が同じ法廷で待機しているとのことであり、被告人の待機場所ひとつにしても、日本との大きな違いを感じた。

そのほか、同裁判所を訪問し、日本との違いに驚いた点の一つは、裁判官の女性比率の高さであった。

ヤンゴン東地方裁判所にいる裁判官20名のうち、実に15名が女性であるとのことであり、同裁判所の裁判官によれば、裁判官という職業は女性に人気が高いとのことであったが、前日に訪問したネピドーの連邦法務長官府でも女性比率の高さが目立っていたため、法曹全体の女性比率が総じて高いのだと感じた。

調べてみると、ミャンマーでは、女性の社会進出が進んでおり、国家公務員全体に占める女性比率が50%を超えているという事実を知った（なお、平成31年度に採用された日本の国家公務員に占める女性比率は約35%であり、当然、全体の女性比率は更に低い。）。

世界経済フォーラムが発表した2019年のジェンダーギャップ指数のランキングを見てみると、日本は、153か国中121位、ミャンマーは114位、ラオスは43位であり、この3か国の中では日本は最下位である。

この数字は何を意味するのだろうか。

法曹全体に占める女性比率が2割程度にすぎない日本よりも、ミャンマーやラオスの方が女性が働きやすい社会なのかもしれない。

支援の相手国から日本が学ぶべきことも多くあるように感じた。

3 JICAミャンマー事務所訪問

JICAミャンマー事務所では、ミャンマーにおけるJICAの業務について講義をしていただいた。

講義の中で、日本は、ミャンマーに対する支援を長年にわたって行ってきたことを背景に、ミャンマーからの信頼が厚く、国にとって極めて重要な教育カリキュラムを策定するプロジェクトをJICAが実施していることは、継続的に支援してきた日本をミャンマーが信頼していることの証左であるとの説明があった。

これまでに日本が行ったミャンマーに対する支援活動には、数え切れないほど多くの関係者が関わっていたのであり、その個人が携わってきた活動の一部だけ切り取っても成果が目に見えづらいこともあるだろうが、それらの全ての積み重ねによって両国の信頼関係が築かれていったのだと感じた。

4 在ミャンマー日本国大使館訪

ヤンゴンの日本国大使館では、検事出身の國井一等書記官から、ミャンマーでの法整備支援の長期派遣専門家として勤務された経験や、一等書記官として大使館に勤務されている経験を踏まえて講義をしていただき、法務検察随一のミャンマーの専門家から最新のミャンマー情勢についても伺うことができた大変貴重な機会であった。

その中で、ミャンマーの日本に対する信頼が厚く、友好関係が築かれていることを大使館の業務の中でも実感されていること、そして、ミャンマーと信頼関係を築くことができたのは長年にわたる日本の支援の成果であり、そのように相手国と友好関係を築くことに繋がるという点に、日本が他国の法整備を支援する最も大きな意義があるというお話があった。

私自身、旅行でミャンマーを訪れたとき、偶然乗ったタクシーの運転手さんは、私が日本人であることを知ると、「日本のJICAの支援には本当に感謝しているんだ。」と嬉しそうに話して親切にしてくれ、その他にも、ミャンマー滞在中にミャンマーの人々の親日ぶりを感じる場面が何度もあり、日本の他国への支援は、回り回ってその国を旅行する日本人にも恩恵をもたらすものなのだと気づかされたことがあったため、その経験を思い出して実感をもってお話を伺うことができた。

第4 国外研修（ラオス）

1 JICAプロジェクト事務所訪問

ヴィエンチャンのJICAプロジェクト事務所では、検事出身の伊藤長期派遣専門家からラオスにおける法整備支援の概況について講義をしていただき、法律人材育成を強化し、普及させるためのプロジェクトを実施していることなどについて説明していただいた。

そのプロジェクトの中で、ラオスの法曹教育では、学生に条文を素読させるのに終始するような講義があるなど、法律の理論についての教育が不十分であるとの問題意識があることから、具体的事例に則して事実認定を学ぶための教科書（日本で言うと

ころのいわゆる「白表紙」のようなもの)等を作成したことなどの紹介があった。

さらに、そのような事実認定の教科書を作成したとしても、法曹を養成する側がその効果的な使い方を学ばなければ意味がないということで、法学教育や法曹養成の在り方についての検討も必要であるとのことであった。

伊藤専門家は、ラオスで「法」に対するイメージを共有することの難しさを感じ、近代化の中で日本がなぜ西洋の思考様式である法学をうまく受容して発展できたのかに関する内田貴教授の研究に触れ、日本の成功例がラオスにおいても参考になるのではないかと考え、内田教授に講義を依頼したことを教えてくださった。

伊藤専門家ははじめ、長期派遣専門家の方々が、日夜悩みながらこのような様々な工夫をし、その国の法学教育改善に尽力しておられる姿を拝見し、このような法整備支援を行うには、そもそも「法」とは何か、「法学」とは何かということ深く考えることを避けて通れないのだろうと感じ、一法曹として、そのようなことを深く考えることもないまま、漫然と日々の業務に追われていただけであった自分を恥ずかしく思った。

2 最高人民検察院訪問

最高人民検察院では、最高人民検察院長官をはじめ、幹部の方々とお会いし、国際協力局副局長から日本の法整備支援についてお話を伺う機会を得た。

質疑応答の際、他国と比較して日本の法整備支援の特徴は何だと感じておられるかと質問をさせていただくと、副局長は、4点を挙げてくださった。

すなわち、その4点は、①日本の法整備支援は、日本のやり方を押しつけるのではなく、ラオスの意向を尊重してくれる。②法を整備するだけではなく、人材育成を重視する。法を使う側の考え方を変えなければ、法を変えても意味がないため、人材育成を重視するのは日本の法整備支援の強みである。③長期派遣専門家がいて、現地でラオス側と話し合いをし、一緒に仕事ができる。他にそのような国はない。④日本の司法分野の様々な機関が関わっている、というものであった。

副局長は、研修参加者からその場で出た質問に答える形で、このような説明をしてくださったのであるが、副局長自身が説明された日本の法整備支援の特徴は、本研修初日に学んだそれとほぼ同じであることに気づき、驚くとともに、日本側とラオス側が問題意識を共有して同じ方向を向いて、相互に信頼し合いながら法整備が行われていることを感じ、胸が熱くなった。

3 ヱィエンチャン首都裁判所での裁判傍聴

ヱィエンチャン首都裁判所においては、薬物所持事件等の刑事事件3件を傍聴し、傍聴した裁判を担当した合議体の裁判官3名に質疑応答の時間をいただいた。

ラオスでは、原則として裁判官は合議体で裁判を担当するとのこと、近年裁判官が単独で裁判を行う手続が法定されたものの、その数は少ないとのことであり、重大事件であっても裁判官が単独で裁判を行っていたミャンマーとは大きく異なることが分かった。

また、ラオスの刑事裁判では、裁判官は、あらかじめ事件記録を検討した上で審理に臨むことになっており、起訴状一本主義を採用し、刑事裁判における検察官の役割が極めて大きい日本の法制度と大きな違いがあることが分かった。

日本との法制度の違いによって、ラオスの法曹三者が公判で担う役割は日本の法曹とは異なるのであるから、求められる能力や視点についても、日本とは異なる部分が少なからずあることが想像でき、ラオスの法曹人材育成を支援するに際して、その違いが影響してくることもあるのではないかと考え、改めて法整備支援の奥の深さを感じた。

第5 最後に

実は、本研修を受ける前は、他国への法整備支援においては、日本の税金を使って支援する以上、日本の国益を最優先にすることが求められる場面が多いのではないかと想像していた。

しかし、研修を終え、国際協力部の教官や長期派遣専門家の方々など、法整備支援に関わる方々全員に共通していることが分かったのは、「相手国ファースト」の精神であった。

法整備支援の現場に足を踏み入れ、その現場では、支援の相手国にとって何が最善の法整備なのかという点を最も重視し、「寄り添い型」の姿勢が貫かれていることを肌で感じる事ができた。

また、本研修を通じて、これまで自分がいかに無知であり、多くのことに対して無関心であったかということを感じ、狭い視野で世界を見ていた目（というより、ほとんど何も見えていなかったような気すらする）をこじ開けられたように思う。

このような研修を受ける機会を与えていただいた法務省、繁忙庁から研修に送り出していただいた福岡地検の皆様には、心から感謝申し上げたい。

そして、何より、この研修をこんなにも有意義なものにくださった小島教官、心理学の専門家出身でありながら旅行会社顔負けのきめ細やかなマネジメントをしてくださった今村専門官、日中の研修のみならず夜の宴席までお付き合いいただいた長期派遣専門家の方々をはじめ、本研修を支えてくださった全ての方々に、この場を借りてお礼を申し上げる。

2019年度国際協力人材育成研修に参加して

盛岡地方検察庁一関支部検事
及 川 裕 美

第1 はじめに

私は、2019年11月10日から同月21日までの間、法務省法務総合研究所国際協力部（以下「ICD」という。）により実施された国際協力人材育成研修（以下「本研修」という。）に参加する機会をいただいた。

本研修では、研修参加者に対し、東京都昭島市にあるICDにおいて法制度整備支援に関する講義を受けさせた上、アジアの支援対象国であるミャンマー連邦共和国（以下「ミャンマー」という。）及びラオス人民民主共和国（以下「ラオス」という。）を訪問し、支援活動の現場を直接見聞させることにより、日本の法制度整備支援活動をより具体的に理解させ、必要な知識及び技術を学ばせることを目的とするものであった。

私は、2015年10月14日から同年11月18日までの間、国連アジア極東犯罪防止研修所により実施された第18回汚職防止刑事司法支援研修に参加する機会を頂いたことをきっかけに、法務省等が行う国際協力全般に関心を抱くようになった。

もともと、私は、本研修参加前は、法制度整備支援について理解しているとは言いがたく、特に、長期派遣専門家が支援対象国において日々どのように業務を行っているか漠然としたイメージしか有していなかった。

また、本研修に参加するに当たり、ミャンマーの首都がネピドーであり、ラオスの首都がヴィエンチャンであることを初めて知るほど、両国に対する知識も持ち合わせていなかった。

そのため、私は、次の2点を意識して、本研修に臨むこととした。

まず、1点目は、法制度整備支援の具体的内容を把握し、長期派遣専門家が支援対象国において実際にどのような業務を行っているかを直接見聞等することによって、法制度整備支援の理解を深めるということだった。

2点目は、ミャンマー及びラオスの法制度整備支援の内容、両国の刑事手続等について類似点、相違点等を把握することにより、両国における法制度整備支援の在り方を理解することであった。

かかる2点の観点から本研修に臨み、本研修で有意義であったと特に感じた点等を報告する。

第2 支援活動の内容

1 ミャンマー・ラオスの支援活動の相違

- (1) ミャンマー及びラオスのいずれにおいても、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）の技術協力事業の一環として、法制度整備支援が実施されてい

るが、ミャンマーとラオスにおける支援の内容が大きく異なることに驚いた。

- (2) ミャンマーにおける法制度整備支援の現在のプロジェクトの目的は、「市場経済化・外国投資の促進に資する司法インフラの改善，法務・司法及び関係機関の能力向上，迅速かつ適切な紛争解決を図る司法制度の構築」にあり，具体的な支援として，新知的財産四法（商標法，意匠法，特許法，著作権法）及び同法関連の規則等制定の支援が数年に渡り実施されていた。

かかるプロジェクト設定の背景には，ミャンマーの，海外からの投資及び海外企業の進出を誘致したいという思惑が反映されている。

ミャンマーは昨今目覚ましい発展を見せ，ミャンマー最大の商業都市で前首都のヤンゴンは，東南アジアの商業都市特有の喧噪と熱気に包まれていた。

- (3) 一方，ラオスの法制度整備支援の現在のプロジェクトの目的は，「ラオスの法・司法分野の中核人材が，基本法令の法理論の構築研究，同理論に基づく運用・執行，法令及び実務の改善の各能力を身に付け，研究成果を同分野の関係者に共有するとともに持続的な活動実施体制を具体化し，法学教育・法曹等養成の担当者が質の高い法律実務家を養成する能力を身に付けること」にある。

ラオスでは，法制度整備支援の一つとして民法典の起草支援がなされ，2018年12月に民法が制定し，本研修時点では，法制度整備支援の具体的活動として，刑事訴訟法の「証拠法Q&A集」の作成等が行われていた。

ミャンマーと異なり，ラオス訪問時は，一度も「知的財産」という言葉を耳にしなかったように思う。

ラオスの首都ヴィエンチャンは，ヤンゴンと異なり，どこか牧歌的な空気が流れ，未だにマクドナルドもスターバックスも進出していなかった。

- (4) よくよく考えてみれば，各国の政策が異なるように，法制度整備支援の内容も各国ごとに異なるのは当然であるとも思われるが，法制度整備支援の具体的な内容を知らなかった私には，法制度整備支援の内容が各国でこれほどまでにも違うのかという驚きがあった。

2 人材育成支援

- (1) 私は，本研修に参加する前は，法制度整備支援とは，支援対象国の法律等の立案及びその普及というイメージがあった。

しかし，本研修に参加して，法制度整備支援がそれにとどまらず，法曹等の人材育成支援にも及び，長期派遣専門家及びICD教官がかかる支援のために大変な尽力をされているということを知った。

- (2) 本研修で訪問したミャンマー及びラオスの両国における法学教育及び法曹人材育成は，いずれも，あまりにも後進的であり，愕然とした。

両国の法学教育は条文の暗記中心であり，法的思考を学ばせる機会がないということであった。

しかも，ミャンマーでは，日本のような，統一的な法曹養成のための司法研修所

が存在せず、事実認定の勉強の機会がないということであった。

現在、ミャンマーでは、法制度整備支援の一環として、事実認定に関する研修の教材作成、新任検事研修の教官用の刑事訴訟法のテキスト作成、ビジネス法関係に関する裁判官向けのテキスト作成等を行っているということであった。

一方、ラオスでは、2015年1月、統一的な法曹養成制度を国立司法研修所において開始し、法制度整備支援の一環として、刑事及び民事の白表紙テキストを作成したが、法的思考を学んでいないため、教官も白表紙の使い方が分からず、ラオスの国立司法研修所は、日本の司法研修所のような充実した内容にはなっていないとのことである。

ラオスでは、刑事及び民事の双方において、事実認定に関するテキストもなく、今後、法制度整備支援の一環として、ラオスの事実認定に関する情報を収集し、日本の要件事実論がラオスに妥当するかを検討し、刑事及び民事の事実認定に関するテキストを作成する予定ということであった。

本研修において、ラオスの最高人民検察院を表敬訪問する機会をいただき、同幹部と協議をする場をいただいた。

その際、同幹部は、ラオスの法学教育・法曹養成の問題として、①法理論が確立されていないことと②法曹になるための教育が不十分であることを指摘されていた。

- (3) 司法試験受験のために各論点の学説を勉強し、司法研修所で白表紙と格闘した私にとって、ミャンマー及びラオスの法曹実務家が、条文暗記中心の勉強のみで、捜査及び公判に携わっていることが衝撃であった。

いったいどうやって事実認定をしているのか甚だ疑問に思った。

その一方で、法制度整備支援が法律の立案等に限らず、白表紙や各テキストの作成等まで行い、各支援対象国の人材育成に深く関与していることを知り、法制度整備支援のやりがいは多岐にわたるものだと感じ、法制度整備支援への関心を深めた。

3 支援対象国との接し方

ミャンマー及びラオスのいずれにおいても、法制度整備支援は、各支援対象国の実施機関が参加するワーキンググループを設けて行われている。

ミャンマーでは、ワーキンググループの活動を傍聴する機会はなかったものの、1月19日、ラオスにおいて、刑事法サブワーキンググループの会合（以下「本会合」という。）を傍聴させていただいた。

本会合の傍聴時、長期派遣専門家が支援対象国において実際にどのような業務を行い、実施機関とどのように接しているかを直接見聞することができたので、以下紹介したい。

刑事法サブワーキンググループでは、当時、「証拠法Q&A集」の作成に取り組んでおり、本会合では、同月21日から同月22日の間に合同調整委員会（JCC）に提出する「証拠法Q&A集」のドラフト案の最終確認がなされた。

刑事法サブワーキンググループは、司法省、最高人民検察院、最高人民裁判所及びラオス国立大学のメンバーで構成されており、本会合においても、同各機関のメンバー20名弱が出席した。

本会合の司会進行役は、検事出身の伊藤淳長期派遣専門家であった。

進行の具体的内容は、伊藤専門家からラオス側に対して、「証拠法Q&A集」のドラフト案に対する合同調整委員会等の意見が紹介され、それに対して、ラオス側の各担当者が回答するという形であった。

伊藤専門家は、「証拠法Q&A集」のドラフト案に対する意見をラオス側に紹介する際「こういう意見があるので、こう修正すべきではないですか。」というような問いかけではなく、「こういう意見がありますが、どのようにしますか。」というような問いかけをしており、あくまでラオス側の意向を尊重するという姿勢であった。

ラオス側の担当者が端的に回答しない場合でも、伊藤専門家は、強引に進行を進めることをせず、懇切丁寧に対応されていた。

私は、伊藤専門家が進行される様子を拝見して、長期派遣専門家が日々の業務において現地の実施機関に対応する際の姿勢を初めて具体的にイメージすることができた。

また、本会合においては、進行中であるにもかかわらず、携帯電話をいじるメンバーが少なからずいた上、自分の担当分野以外の内容になると隣の人物と会話を始める姿も見受けられ、日本とは異なる会合の雰囲気には驚いた。

私が長期派遣専門家として支援対象国に赴任した際、このような会合の進行を務めることができるのか不安を覚えるとともに、長期派遣専門家には、コミュニケーション能力、忍耐力、調整力等が求められるのを目の当たりにし、本会合の傍聴は大変有意義に感じた。

第3 両国の刑事手続

- 1 ミャンマー及びラオスで、それぞれ、刑事裁判を傍聴する機会をいただいた。

法制度整備支援をするに当たっては、支援対象国の刑事手続を理解することは不可欠であるので、ミャンマー及びラオスの双方において、刑事裁判を傍聴できたことは非常に有意義であった。

- 2 私は、実際に両国で刑事裁判を傍聴するまでは、両国とも、職権主義的な刑事手続を採用しているので、両国の刑事手続は類似していると予想していた。

しかし、両国の刑事手続には多くの相違点があり、驚きであった。

例えば、ミャンマーでは、検察官に捜査権限がないため、検察官面前調書はそもそも存在せず、警察官面前調書についても、実質証拠として使用することは原則として禁止されており、検察官立証の柱は証人尋問である。

一方、ラオスでは、検察官に捜査権限がある。

しかし、日本と異なり、裁判官は開廷前に証拠を見ることができ、裁判官が立証が不十分と判断したときは、公判段階においても、検察官に事件を差し戻せる。

また、ミャンマーでは、殺人事件等の重大事件も含め、原則として単独法廷であるのに対し、ラオスでは原則として合議制である。

- 3 ミャンマーの刑事裁判傍聴で一番驚いたのは、証人尋問の途中で、裁判官が一人でぶつぶつと何かをつぶやき続け、書記官らしき人物がパソコンにタイピングをするという場面であった。

タイピングした内容は、傍聴席に向けられたモニターで確認することができた。

初見の私には異様な光景に見えたが、後で確認したところ、法廷の場で、裁判官が口授らしいことを行い、裁判官面前調書を作成していたとのことであった。

一方、ラオスでの一番の驚きは、法廷に弁護人がいなかったということであった。

ラオスでは、殺人事件等一定の事件のみが公判段階における国選弁護対象事件ということであり、私が傍聴した覚せい剤事案は国選弁護非対象事件であった。

- 4 このように、ミャンマー及びラオスにおいて、日本とは大きく異なる刑事裁判を実際に傍聴し、驚きの連続であったと同時に、「なぜ、日本の法制度はミャンマーやラオスと異なり、〇〇となっているのだろう。」などと自問自答することが多々あり、その結果、日本の司法制度の趣旨等をいかに理解していないかを痛感した。

第4 所感

本研修において、長期派遣専門家として法制度整備支援に関わる仕事の苦労も垣間見ることができた。

例えば、異なる言語及び文化を有する支援対象国とのコミュニケーションはもちろんのこと、法制度に精通している通訳人の確保、国内の地方セミナー等における長時間移動等に加え、日常面においても、後進的な保健衛生事情、医師国家試験がないラオスの医療事情、食事情等、日本の生活とは異なる様々な事情がある。

しかし、それでも、本研修の全体を通じて最も感じたことは、ICDの仕事、長期派遣専門家の仕事は非常にやりがいのある仕事だということだった。

私は検事に任官して10年になるが、検事としての仕事は、既に発生した事件の真相を解明することにあり、誤解を恐れずに言えば、ある意味、将来を見据えたものではない。

しかし、本研修に参加して、ICD教官及び長期派遣専門家の業務は、JICAの法制度整備支援プロジェクトの目的の設定にまで及び、その目的実現のための法制度の構築、ワーキンググループのテーマ設定等支援対象国の制度の制定及び普及をし、さらには法制度を支える人材育成支援を日々行うというものであり、支援対象国の将来の一翼を担っていると云っても過言ではないということを理解することができた。

また、日本の法制度整備支援は、対象支援国において大変信頼されている点でも、非常にやりがいを感じた。

本研修で表敬訪問したラオスの最高人民検察院において、同副長官を始めとする多くの方々が、研修参加者という立場の我々に対して大変な歓迎をしてくださり、同副長官

が日本の法制度整備支援に繰り返し謝意を述べた上で、法制度整備支援のさらなる発展のために最高人民検察院に日本からの法曹を常勤させたいとまで述べられていたのが非常に印象的であった。

本研修に参加して、実際に支援対象国を訪問し、長期派遣専門家の業務を目の当たりにし、対象支援国の実施機関の皆様から直接お話を伺えたからこそ、法制度整備支援について理解を深めることができたのであり、本研修に参加しなければ、法制度整備支援のやりがいについて、ここまで理解できなかつたと思う。

本研修を終えて、日々研鑽を積み、いつの日か法制度整備支援に携わりたいという思いを強くした。

第5 さいごに

本研修を支えてくださった小島麻友子教官及び今村佳織国際協力専門官を始めとする国際協力部の皆様、ミャンマー及びラオスの長期派遣専門家を始めとするJICAプロジェクト事務所の皆様、本研修に送り出してくれた盛岡地方検察庁の皆様に感謝申し上げます。

2019年度国際協力人材育成研修に参加して

大阪地方検察庁 検察事務官

瀧谷 明日香

第1 はじめに

本研修は、東京にある法務総合研究所国際協力部において法制度整備支援に関する講義を受講した上、アジアの支援対象国（ミャンマー連邦共和国及びラオス人民民主共和国）を訪問し、支援活動の現場を直接見聞きすることにより、日本の法制度整備支援活動をより具体的に理解し、必要な知識及び技術を学ぶことを目的としているものである。

また、本研修は、法務省が今後も開発途上国に対する法制度整備支援活動を適切に推進していくために、将来、法制度整備支援活動に携わる可能性のある法務・検察職員を対象に短期間の研修を実施するものである。

第2 研修の概要

1 研修期間

2019年11月10日～11月21日（移動日を含む。）

2 研修場所

国内 法務総合研究所国際協力部

（東京都昭島市もくせいの杜2丁目1番18号）

海外 ミャンマーJICAプロジェクト事務所等

（ミャンマー連邦共和国ネーピードー市及びヤンゴン市）

ラオスJICAプロジェクト事務所等

（ラオス人民民主共和国ビエンチャン市）

3 研修内容（概要）

(1) 国内研修（2019年11月11日、12日、20日、21日）

ア 法務省による法制度整備支援の概要に関する講義

イ 各国における法制度整備支援の概要に関する講義

ウ 国際協力部長による講話

エ 国際専門官の業務に関する講義

オ 長期派遣専門家の仕事に関する講義

カ 海外研修オリエンテーション

キ 資料整理、研修レポート作成

ク 課題発表、統括質疑応答

(2) 海外研修（2019年11月13日ないし19日）

ア ミャンマー連邦共和国

・JICA長期派遣専門家との意見交換

- ・連邦法務長官府とのミニセミナー
 - ・ヤンゴン東地方裁判所訪問・裁判傍聴
 - ・JICAミャンマー事務所訪問・講義
 - ・在ミャンマー日本国大使館訪問
- イ ラオス人民民主共和国
- ・JICA長期派遣専門家との意見交換
 - ・最高人民検察院表敬及び協議
 - ・国立司法研修所表敬及び参加者による講義
 - ・ビエンチャン首都裁判所における裁判傍聴
 - ・ラオスプロジェクト事務所における刑事法SWG会合傍聴
 - ・JICアラオス事務所訪問・講義

第3 参加結果

1 国内研修前半

(1) 2019年11月11日（月）

ア 講義「法務省の法整備支援」

国際協力部小島教官から、国際協力部の組織及び業務説明、法務省による法整備支援の目的、特徴などの説明を受けた。

イ 講義「各国法整備支援の概要1」

国際協力部の前田佳行、小谷ゆかり教官からインドネシア及びベトナムへの日本の法整備支援の現状等の説明を受けるとともに、下道良太教官からは、インドネシア及びネパールへの日本の法整備支援の現状等、裁判官としての支援国への関わり方などの説明を受けた。

ウ 講話

森永太郎国際協力部長から、御自身の国際協力部教官時代の経験から培われた法整備支援に対する熱い情熱や国際情勢について常日頃から情報収集しておくことの必要性についての講話を受けた。

(2) 2019年11月12日（火）

ア 講義「国際専門官の業務」

国際研修事務部門の今村国際専門官から、パワーポイントを使用しながら、同部の日常業務について時系列に沿って説明を受けるとともに、国際専門官にとって必要な能力や気質、やりがいなどについての講義を受けた。

イ 講義「長期派遣専門家の仕事」

伊藤国際協力部副部長から、かつて長期派遣専門家としてラオスで勤務されていた経験を基に、現地で一緒に肩を並べて仕事することの重要性、現地の法整備支援を進める上で、日本と支援国の言葉、歴史、文化などの背景の違いをきちんと把握する必要があるとともに、支援国主体の法整備支援の重要性についての説

明を受けた。

また、伊藤国際協力部副部長は、現地の方に少しでも近づくためにラオス語を勉強されていたことや、自らの法整備支援の経験から、長期派遣専門家に必要な知識及び能力、法整備支援の魅力について語られた。

ウ 講義「各国法整備支援の概要2」

国際協力部の小島麻友子、氷室隼人、高梨未央、村田邦行の各教官から、カンボジア、モンゴル、ラオス、中国、バングラデシュ、ウズベキスタン、ミャンマーへの日本の法整備支援の現状等の説明を受けた。

エ 海外研修オリエンテーション

小島教官及び今村国際専門官から、国外研修における心構えや注意事項等の説明を受けた。

2 国外研修

(1) 2019年11月14日（木）

ア ミャンマー長期派遣専門家との意見交換

JICAプロジェクト事務所を訪問し、検事出身の岩井長期派遣専門家、裁判官出身の高木長期派遣専門家及び弁護士出身の小松長期派遣専門家が現地の伝統衣装であるロンジェを腰に巻いて、現地スタッフと一緒に仕事をしている雰囲気を見学しながら、ミャンマーが抱える問題点やそれに対する日本の法整備支援の取組内容などの説明を受けた上で、研修参加者が長期派遣専門家に質問するなど意見交換を行った。

イ 連邦法務長官府（UAGO）とのミニセミナー

連邦法務長官府を訪問し、ミャンマー側と日本側が対面する形で、岩井長期派遣専門家司会の下、ミニセミナーが開催された。

まず、日本側が事前に用意してきた「日本の権力分立と立法過程」及び「日本の法曹人材育成について」のテーマについて、ミャンマー語に翻訳したパワーポイントを使用しながら、研修参加者の遠藤民事局付及び山内検事が通訳人を介して、それぞれのテーマに関するミャンマーと日本の違いについて説明を行った後、質疑応答を行った。

次に、ミャンマー側からも、パワーポイントを使用しながらミャンマーの歴史的背景を交えつつ、現在のミャンマーの上記テーマに関する制度の説明があった後、質疑応答を行った。

(2) 2019年11月15日（金）

ア ヤンゴン東地方裁判所訪問・裁判傍聴等

ヤンゴン東地方裁判所を訪問し、実際に裁判を傍聴する前に、裁判官から、年間を通じて刑事・民事事件の件数が3,000件程度あること、主に刑事事件では薬物事件が多く、民事事件では土地関係に関する契約違反、金銭貸借違反事件などが多いことなどの事前説明を受けた上、質疑応答を行った。

事前説明等を受けた後、実際に4つの刑事事件を傍聴し感じたこととしては、ミャンマーでは殺人事件などの重大事件でさえ、単独制を採用していること、法廷内に法廷が開かれている事件とは全く関係がない次の事件の被告人が同じ法廷内に傍聴人から見える形で待機していること、法曹関係者は、法曹関係者ごとに色が指定された帽子を被って裁判に臨んでいることなど日本の裁判との違いを実感することができた。

イ JICAミャンマー事務所訪問・講義

ヤンゴン市内にあるJICAミャンマー事務所を訪問し、ミャンマーの歴史的・社会的背景、産業等の概要説明を受けた後、JICAがミャンマーにおいて実施している支援活動について具体的な説明を受けた。

特に、ミャンマーにおいては、売春や強制労働などの搾取を伴う人身取引が深刻な社会問題となっており、その解決に向けて、JICAは、多機関連携ネットワークを通じて、人身取引対策に従事する中核人材を育成したり、人身取引被害者情報センターの機能強化を通じて被害者保護・帰還、社会復帰の活動を重点的に行っているという説明を受けた。

ウ 在ミャンマー日本国大使館訪問

在ミャンマー日本国大使館を訪問し、自らもミャンマー長期派遣専門家として勤務された経験を持つ國井弘樹一等書記官と面会し、日本の法整備支援の内容及び大使館での業務内容などの説明を受けた。

特に、日本の法整備支援の特徴は、現地の方と同じ職場で日々一緒に仕事をしているからこそミャンマーの法整備が抱える問題点を把握することができる上、日本側からのアドバイスにも耳を傾けてくれること、法整備支援をすることで、日本の企業がミャンマーに進出しやすくなり、ミャンマー国内の雇用を生み、ミャンマーの経済発展に資すること、日本のマーケット市場や友好国が増えることなどが挙げられることの説明を受けた。

國井一等書記官は、ミャンマーの法整備支援に関わることは、自らの検察官時代には味わえなかったすばらしい仕事であることを実感されていた。

(3) 2019年11月18日(月)

ア ラオス長期派遣専門家との意見交換

JICAプロジェクト事務所を訪問し、検事出身の伊藤長期派遣専門家から、ラオスにおける日本の法整備支援のプロジェクト内容についての説明を受けた。

具体的には、法律人材育成強化プロジェクトの一環として、刑事訴訟法・民事訴訟法のチャート、契約内債務法・契約外債務法ハンドブック、刑事訴訟法・民事訴訟法ハンドブック、実際の事件を取り上げた刑事・民事の模擬事件記録などを作成した旨の説明を受けた。

今後の目標としては、ベトナムにおいて、ベトナムの法律をまとめた「ベトナム六法」が作成されたことに伴い、ラオスにおいても「ラオス六法」を作成する

動きがあり、一般への普及を軸として、関係各署に対しアンケートを実施した上で、その意見を吸い上げ、実用に即したものを作成する予定があること、また、自白法則、違法収集証拠排除法則などの問題を中心として、同じ問題について、ラオス、ドイツ、アメリカ、日本、ベトナムの各国の法律を適用した場合の回答をまとめた証拠法 Q&A 集の作成に取り組んでいる旨の説明を受けた。

イ 最高人民検察院表敬及び協議

最高人民検察院を訪問し、ラオスの伝統的なお菓子を頂きながら、ラオス側から、日本が長きにわたり長期専門家を現地に派遣してくれていること、あくまで、ラオス側主体の法整備支援に徹してくれていることに非常に感謝していることを伝えられた。

また、今年で日本のラオスに対する法整備支援が20周年に当たる年であり、今後も法整備に関して日本からの支援継続を希望していることを伝えられた。

その後、協議を行い、ラオス側が今後改善していく必要のある事項として、ラオスにおける法曹教育のカリキュラムが、法律一般者向けと実務家向けが混在していることを挙げられた。

ウ 国立司法研修所表敬及び参加者による講義

国立司法研修所を訪問し、100人くらいの学生に対して、ラオス語に翻訳されたパワーポイントを使用しながら、同時通訳で、日本側が事前に用意してきた「日本の権力分立と立法過程」については、研修参加者の遠藤民事局付が講義を行い、「日本の法曹人材育成について」については、山内検事と伊藤検事が講義を行った。

講義後、学生から日本側に質問があり、具体的には、日本の場合、「良い憲法」をどのように考えるか、軍事や行政関係の事案の場合、その事案の公平性はどのように担保されるのか、裁判の独立性は、どのようにして透明性を確保できるのか、裁判官の汚職対策はどのようなものかというものであった。

これらの質問に対して活発な議論が交わされた後、日本側からも学生に対して、ラオスの裁判システムについてどのような考えを持っているのかを尋ねたところ、ラオスにおいて裁判が遅延していることが正義に反すること、法に対して不信感を持っていること、裁判官の保障が不十分であることなど問題意識を持っていることが分かった。

(4) 2019年11月19日（火）

ア ビエンチャン首都裁判所訪問・裁判傍聴等

ビエンチャン首都裁判所を訪問し、薬物事件の裁判を傍聴した。

ラオスの裁判は、日本の裁判と構造が似ている部分もあるが、ラオスの法廷は、法廷と傍聴席との間にバーがなく、被告人が傍聴席に座っていること、裁判は原則3人の裁判官で行っていることなど日本の裁判との違いを認識した。

裁判傍聴後、3人の裁判官から説明を受けた上、日本側から質問をする機会が

設けられたことで、ラオスにおいては、法律上、裁判が始まるまでに訴訟記録を裁判官が事前に見ることができること、傍聴席に被告人が座っている点について、被告人が逃走したり、暴れる危険性の判断は事前に記録を見ることで判断していることから、傍聴席に被告人が座っていることについては問題がないことなど日本との違いを認識することができた。

イ 刑事法SWG会合傍聴

ラオスプロジェクト事務所で行われている、証拠法のQ&A集に関するワーキンググループの会合の様子を見学した。

今回の会合の目的としては、伊藤長期派遣専門家から、作成した上記Q&A集の最終チェック及び合同調整委員会（JCC）への報告会議で提示され得る可能性のある質問事項を予測し、それに備えるための会合をしている旨の説明を受けた。

会合は、ラオス主導で行いつつ、伊藤長期派遣専門家がJCCから事前に提示されている質問にどう対応するべきか、また、上記Q&A集の体裁面を統一する必要があること、プライバシー保護の観点から判例集の人物名をマスキングする必要があるなどのアドバイスを行っていた。

ウ JICAラオス事務所訪問

JICAラオス事務所を訪問し、ラオスの概況及びラオスにおけるJICA事業の概要についての説明を受けた。

JICAが支援しているラオス各地の特産物である、サイニャブリの象の形をした藍染のコットン製品のキーホルダー及びウドムサイの手織りのハンカチを購入した。

どの製品も、手作りでかわいくて、機能的にもしっかりしたものであり、日本において愛用している。

3 国内研修後半

(1) 2019年11月20日（水）

資料整理・レポート作成

帰国後、各自が担当している議事録の作成、国外研修前に各自が設定した今回の研修での課題発表のための資料作成を行った。

(2) 2019年11月21日（木）

課題発表・統括質疑応答

研修参加者7人全員が、海外研修に行く前に設定した課題について、1人20分程度で課題発表を順次行い、質疑応答を行った。

同じ研修に参加していても、各自の職業柄の違いもあると思われるが、感じ方は違うということを確認した。

第4 所感

本研修でミャンマーとラオスを訪問したことで、文献だけでは分からない長期派遣専

門家の活動を実際に見ることができ、また、現地のカウンターパートの方々と意見交換等をする機会が設けられたことで、日本の法制度整備支援に対する考え方を肌で感じることができた。

また、支援国に法制度整備支援をしていくためには、支援国と日本の社会的背景や法制度の相違を認識した上で、自国の法制度についてしっかりと理解していなければならないということも痛感した。

このようなすばらしい法制度整備支援を行っている国際協力部で、今回の研修で固い絆で結ばれた研修参加者と再会し、共に法制度整備支援活動に関わっていける機会があれば幸いである。

【講義・講演】

2019年11月から2020年1月までの間に、法務総合研究所国際協力部の教官等が行った講義・講演は下記のとおりです。

記

1 慶応義塾大学における講義

日 時 2019年11月7日（木）
場 所 慶応義塾大学
対 象 慶應義塾大学法学部生，大学院生
テーマ 法整備支援概論
担 当 国際協力部長 森永太郎

2 大阪大学における講義

- (1) 日 時 2019年11月21日（木）
場 所 大阪大学法科大学院
対 象 大阪大学法科大学院生
テーマ リーガル・プロフェッションの最先端～検事の職務と国際協力
担 当 国際協力部教官 伊藤浩之
- (2) 日 時 2019年11月22日（金）
場 所 大阪大学
対 象 大阪大学法学部生，大学院生
テーマ 法と開発～法務省による法整備支援 - アジア諸国への支援とその魅力 -
担 当 国際協力部教官 伊藤浩之
- (3) 日 時 2020年1月10日（金）
場 所 大阪大学
対 象 大阪大学法学部生，大学院生
テーマ 法と開発～裁判官出身として法整備支援に関わることについて
担 当 国際協力部教官 鈴木一子

3 WIPO主催ワークショップにおける講義

日 時 2019年12月3日（火）
場 所 都市センターホテル
対 象 東南アジア諸国の司法機関関係者等

テーマ 日本における知的財産侵害事件に係る刑事手続

担 当 国際協力部教官 村田邦行

4 信州大学における講義

日 時 2019年12月18日(水)

場 所 信州大学

対 象 信州大学経法学部生

テーマ 現代法務～法務省による法整備支援 - アジア諸国への支援とその魅力 -

担 当 国際協力部教官 伊藤浩之

【研修等実施履歴】

2019年11月から2020年1月までの間に、当部等が実施した研修等は下記のとおりです。

研修の詳細等についてお知りになりたい方は、当部まで御連絡ください。

記

1 研修

(1) 2019年度国際協力人材育成研修

日 時 2019年11月10日（日）から同月21日（木）まで

場 所 国際法務総合センターほか

テーマ 法制度整備支援活動に携わる人材の育成

担 当 国際協力部教官 小島麻友子，国際専門官 今村佳織

(2) 第3回バングラデシュ本邦研修

日 時 2019年11月24日（日）から同年12月7日（土）まで

場 所 法務省赤れんが棟，JICA東京ほか

テーマ 調停制度

担 当 国際協力部教官 高梨未央，下道良太，国際専門官 本間基之

(3) ラオス法の支配発展促進プロジェクト第4回本邦研修

日 時 2019年12月1日（日）から同月14日（土）まで

場 所 法務省赤れんが棟，JICA横浜ほか

テーマ 教育・研修改善

担 当 国際協力部教官 氷室隼人，前田佳行，鈴木一子，国際専門官 執行優里

(4) 第2回カンボジア民法・民事訴訟法運用改善支援研修

日 時 2020年1月26日（日）から同年2月1日（土）まで

場 所 法務省赤れんが棟，JICA東京ほか

テーマ 不動産登記法

担 当 国際協力部教官 小島麻友子，大西宏道，国際専門官 執行優里

(5) インドネシア法整備支援第13回本邦研修

日 時 2020年1月26日（日）から同年2月8日（土）まで

場 所 法務省赤れんが棟，JICA東京ほか

テーマ 著作権法

担 当 国際協力部教官 下道良太, 国際専門官 今村佳織

(6) 第1回スリランカ本邦研修

日 時 2020年1月26日(日)から同年2月8日(土)まで

場 所 法務省赤れんが棟, JICA東京ほか

テーマ 刑事司法実務改善(刑事訴訟の遅延解消に向けて)

担 当 国際協力部教官 高梨未央, 国際専門官 吉田有里

2 共同研究

(1) 令和元年度ミャンマー土地登録法制共同研究

日 時 2019年11月24日(日)から同月30日(土)まで

場 所 国際法務総合センター, 法務省赤れんが棟ほか

テーマ 土地登録法制

担 当 国際協力部教官 村田邦行, 大西宏道, 国際専門官 吉田有里

(2) 令和元年度東ティモール共同法制研究

日 時 2019年12月10日(火)から同月19日(木)まで

場 所 国際法務総合センターほか

テーマ 分類処遇, 改善更生のための効果的な処遇方策等

担 当 国際連合研修協力部教官 山本麻奈, 国際専門官 嵐文子

3 その他

(1) 第24回日中民商事法セミナー

日 時 2019年11月7日(木)

場 所 法務省地下1階大会議室

テーマ 外商投資法, デジタル時代のスマートシティ建設

担 当 国際協力部教官 氷室隼人, 国際専門官 豊田安史

(2) 司法修習(選択型実務修習)

日 時 2019年11月11日(月)から同月15日(金)まで

場 所 国際法務総合センターほか

担 当 国際協力部教官 前田佳行, 国際専門官 豊田安史

【活動予定】

2020年4月から同年6月までの間に、当部が行う予定の研修等は、下記のとおりです。

聴講等を御希望される方は、事前に当部まで御連絡ください。なお、研修内容や研修場所のスペースの関係で御希望に添えない場合がございますので、あらかじめ御了承ください。

記

1 共同研究

第21回日韓パートナーシップ共同研究（日本セッション）

日 時 2020年6月9日（火）から同月19日（金）まで（予定）

場 所 国際法務総合センターほか（予定）

テーマ 不動産登記，商業法人登記，戸籍及び民事執行の制度上及び実務上の諸問題

担 当 国際協力部教官 大西宏道

2 シンポジウム

法整備支援へのいざない

日 時 2020年6月下旬

場 所 国際法務総合センターほか（予定）

担 当 国際協力部教官 村田邦行

法整備支援活動年表

法整備支援活動年表
(法務総合研究所が把握しているものを中心に)

2020年1月31日現在

年度	ベトナム
1991	・ベトナム司法大臣が日本法務大臣に支援要請
1992	
1993	・森嶋昭夫名古屋大学教授(当時)が文化交流プロジェクトで訪越し、日本民法紹介
1994	・法務省でベトナム司法省に本邦研修開始(1996年まで年1回)
1995	・1995.8～2001.3「市場経済化支援開発政策調査」(通称:石川プロジェクト)実施
1996	・法整備支援フェーズ1開始(1996年12月～1999年11月) ・長期専門家1名(弁護士)派遣
1997	・法整備支援フェーズ1継続 本邦研修(年2回へ) 現地セミナー開始(年4回)
1998	・前年と同様
1999	・日越民商事法セミナー開催 ・法整備支援フェーズ2開始(1999年12月～2002年11月) ベトナム民法改正共同研究 法令鳥瞰図作成 人材育成 ・対象機関に最高人民裁判所、最高人民検察院が加わる ・長期専門家1名(業務調整員)派遣
2000	・法整備支援フェーズ2継続 本邦研修(年4回) 現地セミナー(年8回) ※以後、2002年まで同様 ・長期専門家3名(裁判官出身者含む検事2名、弁護士1名)派遣 ・民法改正共同研究会開始
2001	・法整備支援フェーズ2継続 ・長期専門家2名(検事、弁護士各1名)派遣 ・法整備支援フェーズ2を2003年3月まで延長
2002	・前年と同様 ・JICAが、ベトナム元司法大臣を招へい ・長期専門家1名(裁判官出身検事)派遣
2003	・法整備支援フェーズ3開始 (2003年7月～2006年6月) 民法改正共同研究会継続 民事訴訟法共同研究会開始 法曹養成共同研究会開始(法務省、最高裁、日弁連) 判決書・判例整備共同研究会開始(法務省、最高裁、日弁連) ・破産法改正支援セミナー実施 ・長期専門家1名(検事)派遣 ・現地セミナーを開催(民法、民訴法、法曹養成) ・法総研・JICAがベトナム司法大臣一行を招へい ・本邦研修実施(法曹養成)
2004	・法整備支援フェーズ3継続 ベトナム国家大学日本法講座開講 ・長期専門家4名(裁判官出身者含む検事2名、弁護士1名、業務調整員1名)派遣 ・現地セミナーを開催(民法、民訴法、法曹養成、判決書・判例) ・民事訴訟法成立(6月15日) ・改正破産法成立(6月15日) ・本邦研修実施(1月、2月)(法曹養成、民法改正共同研究)
2005	・法整備支援フェーズ3継続 ・長期専門家1名(裁判官出身検事)派遣 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・現地セミナーを開催(判決書・判例、判決執行法、法曹養成) ・改正民法成立(6月14日) ・本邦研修実施(9月、2月)(判決書標準化、法曹養成)

年度	ベトナム
2006	<ul style="list-style-type: none"> ・法整備支援フェーズ3を2007年3月まで延長 ・長期専門家1名(業務調整員)派遣 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・現地セミナーを開催(判決書・判例) ・日越司法制度研修及び共同研究実施(10月, 判決書・判例, 最高人民裁判所から4名招へい)
2007	<ul style="list-style-type: none"> ・法・司法制度改革支援プロジェクト開始(2007年4月～2011年3月) ・民法共同研究会開始 ・裁判実務改善研究会開始 ・長期専門家4名(裁判官出身者含む検事2名, 弁護士1名, 業務調整員1名)派遣 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・ハノイ法科大学に日本法教育研究センターを設立(名古屋大学) ・現地セミナーを開催(9月, 国賠法) ・本邦研修実施(11月, 国賠法起草)
2008	<ul style="list-style-type: none"> ・法・司法制度改革支援プロジェクト継続 ・民法共同研究会, 裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名(裁判官出身者含む検事2名, 弁護士1名, 業務調整員1名)継続 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・本邦研修実施(6月:犯罪学研究, 8月:裁判実務の改善及び判例情報等の提供のための方策, 3月:刑訴法改正) ・民事判決執行法成立(11月14日)
2009	<ul style="list-style-type: none"> ・法・司法制度改革支援プロジェクト継続 ・民法共同研究会, 裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名(裁判官出身者含む検事2名, 弁護士1名, 業務調整員1名)継続 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・本邦研修実施(8月:不動産登記法・担保取引登録法起草, 10月:日弁連の組織, 活動, 12月:改正刑事訴訟法起草, 民事判決執行法運用指導, 2月:行政訴訟法起草) ・国家賠償法成立(6月) ・現地セミナーを開催(行政訴訟法, 弁護士連合会の組織・運営方法等)
2010	<ul style="list-style-type: none"> ・法・司法制度改革支援プロジェクト継続 ・JICA調査団派遣(終了時評価・詳細計画策定調査) ・民法共同研究会, 裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名(裁判官出身者含む検事2名, 弁護士1名, 業務調整員1名)継続 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・日越司法制度共同研究(6月) ・現地セミナーを開催(8月) ・司法省次官招へい(10月) ・本邦研修実施(9月:弁護士職務基本規程・単位会の役割等, 11月:戸籍法起草, 12月:改正刑事訴訟法起草, 1月:改正民事訴訟法起草) ・行政訴訟法成立(11月) ・改正民事訴訟法成立(3月)
2011	<ul style="list-style-type: none"> ・法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2開始(2011年4月～2015年3月) ・民法共同研究会, 裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名(裁判官出身者含む検事2名, 弁護士1名, 業務調整員1名)継続 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・日越司法制度共同研究実施(6月) ・本邦研修実施(2月:弁護士の組織・弁護士の能力強化及び弁護士過疎対策, 2月:民法改正, 3月:裁判所組織法改正)
2012	<ul style="list-style-type: none"> ・法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2継続 ・民法共同研究会, 裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名(裁判官出身者含む検事2名, 弁護士1名, 業務調整員1名)継続 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・日越司法制度共同研究実施(6月) ・本邦研修実施(2月:刑事司法における弁護人の権利の確立, 2月:民法改正, 3月:裁判所組織法改正)
2013	<ul style="list-style-type: none"> ・法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2継続 ・民法共同研究会, 裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名(裁判官出身者含む検事2名, 弁護士1名, 業務調整員1名)継続 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・日越司法制度共同研究実施(8月, 最高人民検察院長官招へいも同時に実施) ・本邦研修実施(10月:破産法, 地方弁護士会及び地方の弁護士事務所の組織・運営・弁護士自治, 3月:民法改正～国際私法分野の改正について)

年度	ベトナム
2014	<ul style="list-style-type: none"> ・法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2継続(2011年4月～2015年3月) ・民法共同研究会, 裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名(裁判官出身者含む検事2名, 弁護士, 業務調整員各1名)継続 ・日越司法制度共同研究実施(6月: 刑法改正, 7月: 検察官養成) ・本邦研修実施(12月: 検察官養成, 3月: 民法改正) ・現地セミナーを開催(簡易手続, 上訴制度, 刑訴法改正等) ・JICA調査団派遣(8月: 終了時評価, 9月: 詳細計画策定プレ調査, 11月: 詳細計画策定調査, 12月: 第三次詳細計画策定調査, 1月: JCC) ・刑法改正支援現地ワークショップ(9月, 11月, 2月)
2015	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト開始(2015年4月～2020年3月) ・民法共同研究会, 裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家1名(検事)を増員し5名に(10月: 裁判官出身者含む検事3名, 弁護士, 業務調整員各1名) ・日越司法制度共同研究実施(6月: 刑事政策研究等) ・本邦研修実施(9月: 法令の整合性, 11月: 法令の整合性, 12月: 検察官養成) ・JICA調査団派遣(10月: JCC)
2016	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト継続 ・長期専門家5名(裁判官出身者含む検事3名, 弁護士, 業務調整員各1名)継続 ・JICA調査団派遣(4月: JCC, 11月: 財産登録法) ・本邦研修実施(7月: 法令の整合性, 検察官養成, 9月: 財産登録法, 11月: 裁判官養成) ・現地調査実施(11月: 財産登録法) ・現地セミナー(2月: 財産登録法等)
2017	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト継続 ・長期専門家5名(裁判官出身者含む検事3名, 弁護士, 業務調整員各1名)継続 ・現地調査実施(4月: 財産登録法) ・本邦研修実施(5月: 判例制度等, 7月: 財産登録法, 11月: 民事執行制度・登記制度) ・JICA調査団派遣(1月: 中間レビュー) ・現地セミナー(9月: 判例制度, 10月: 家庭裁判所)
2018	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト継続 ・長期専門家5名(裁判官出身者含む検事3名, 弁護士, 業務調整員各1名)継続 ・本邦研修実施(6月: 和解・調停, 10月: 法令の整合性) ・JICA調査団派遣(5月, 1月: JCC) ・現地セミナー(12月: 調停人養成, 2月: 家裁調査官養成)
2019	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト継続 ・長期専門家の派遣継続 ・本邦研修実施(10月: 三者共同活動, 2月: 法令の整合性に関わる基礎理論と実務) ・JICA調査団派遣(4月: JCC, 9月) ・現地セミナー(8月: 争訟原則における検察官の尋問技術) ・ワークショップ(8月: 裁判官による司法面接的手法の導入)

年度	カンボジア
1993	
1994	・日弁連が「カンボジア司法制度の現状と課題」セミナーを開催
1995	
1996	・法務省・最高裁・日弁連合同で本邦研修開始(年1回)
1997	・上記本邦研修継続
1998	・上記本邦研修継続 ・JICAカンボジア事務所へ調査のため派遣 ・民法・民事訴訟法起草支援を合意
1999	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1開始(1999年3月～2003年3月) ・カンボジア司法省に長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 ・上記起草支援のため、作業部会が日本、現地でワークショップを相当数開催
2000	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1継続 ・本邦研修も作業部会との協議を中心とする起草支援の内容で実施(年2回) ・日弁連が司法調査団を派遣 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会と友好協定締結 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会を対象にセミナーを開催
2001	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1継続 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト(JICA小規模開発パートナー事業)を開始 ・日弁連が弁護士継続教育セミナー(第1回～第4回)を開催 (なお、これは、カナダ弁護士会(3回開催)、リヨン弁護士会(1回開催)との共同プロジェクトであり、計8回開催)
2002	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1継続(2003年3月まで) ・民法典及び民事訴訟法典起草記念セミナーを開催(フン・セン首相が演説) ・民法・民事訴訟法起草作業完了 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト(JICA開発パートナー事業)開始(3年間) ・本邦研修を実施(起草支援、立法化支援)
2003	・本邦研修実施(立法化支援) ・JICA調査団派遣 ・民法、民事訴訟法作業部会継続 ・日弁連がJICA開発パートナー事業を継続 ・司法官職養成校にJICA短期専門家を派遣(検事)
2004	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2開始(2004年4月～2007年4月) 立法化支援 附属法令整備 ・民法、民事訴訟法作業部会継続 ・カ司法省へ長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 ・日弁連JICA開発パートナー事業を継続 ・法曹養成に関するCP研修実施 ・司法官職養成校にJICA短期専門家を派遣(検事) ・本邦研修実施(2月)(民法・民訴法)
2005	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続 立法化支援 附属法令整備 ・民法、民事訴訟法作業部会継続 ・カ司法省へ長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 ・現地セミナーを開催(模擬裁判) ・本邦研修実施(2月) (民法・民訴法) ・法曹養成研究会発足 ・JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト開始(2008年3月まで) ・裁判官・検察官養成校に長期専門家2名を派遣(うち1名は検事) ・本邦研修実施(10月)(法曹養成) ・日弁連の弁護士会司法支援プロジェクト(JICA開発パートナー事業)が終了

年度	カンボジア
2006	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続(2007年4月まで) 立法化支援 附属法令整備 ・民法, 民事訴訟法作業部会継続 ・カ司法省へ長期専門家2名派遣継続 ・民事訴訟法成立(6月)・公布(7月) ・短期専門家派遣(8月) ・現地セミナーを開催(8月:民法特別講義, 3月:民法) ・遠隔セミナーを開催(12月) ・法総研, (財)国際民商事法センターがカンボジア司法大臣一行を招へい ・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2延長決定(2008年4月まで) ・JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト継続 ・法曹養成研究会継続 ・裁判官・検察官養成校に長期専門家2名派遣継続 ・現地セミナーを開催(8月)(判決書セミナー) ・JICA-Netセミナーを開催(4月, 12月) ・本邦研修実施(2月)(法曹養成)
2007	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続 立法化支援 附属法令支援 ・民法, 民事訴訟法作業部会継続 ・カ司法省へ長期専門家1名(弁護士)を追加派遣, 合計3名 ・民事訴訟法適用(7月) ・民法成立(11月)・公布(12月) ・遠隔セミナーを開催(8月:民法) ・現地セミナーを開催(1月:民法) ・JICA調査団派遣 ・JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト継続 ・法曹養成研究会継続 ・裁判官・検察官養成校に長期専門家2名派遣継続 ・JICA-Netセミナーを開催(5月, 9月) ・本邦研修実施(7月, 法曹養成, 民法) ・現地セミナーを開催(11月:民法, 12月:民事模擬裁判) ・JICA調査団派遣 ・JICA弁護士会司法支援プロジェクト開始(6月)
2008	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3開始(2008年4月～2012年3月) 附属法令起草支援 ・民法, 民事訴訟法作業部会継続 ・カ司法省へ長期専門家3名派遣継続 ・遠隔セミナーを開催(12月:民法関係) ・現地セミナーを開催(12月:民法) ・本邦研修実施(2月:不動産登記法) ・JICA調査団派遣 ・JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2開始(2008年4月～2012年3月) ・法曹養成アドバイザー・グループ開始 ・裁判官・検察官養成校へ長期専門家2名派遣継続 ・JICA-Netセミナーを開催(9月) ・本邦研修実施(10月, 3月) ・現地セミナーを開催(12月, 2月) ・JICA弁護士会司法支援プロジェクト継続
2009	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3継続 附属法令起草支援 ・民法, 民事訴訟法作業部会継続 ・カ司法省への長期専門家3名派遣継続 ・現地セミナーを開催(12月:民法関係) ・JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続 ・法曹養成アドバイザー・グループ継続 ・裁判官・検察官養成校への長期専門家2名派遣継続 ・JICA-Netセミナーを開催(5月) ・本邦研修実施(10月, 11月) ・現地セミナーを開催(6月, 8月, 12月) ・JICA弁護士会司法支援プロジェクト継続

年度	カンボジア
2010	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3継続 附属法令起草支援 ・民法, 民事訴訟法作業部会継続 ・司法省への長期専門家3名の派遣継続 ・JICA-Netセミナー開催(12月: 法人登記) ・本邦研修実施(2月: 不動産登記) ・JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続 ・法曹養成アドバイザー・グループ継続 ・裁判官・検察官養成校への長期専門家2名派遣継続, 新たに1名(裁判官出身)を派遣 ・JICA-Netセミナーを開催(5月: 民事訴訟法) ・現地セミナー開催(9月: 民法) ・本邦研修実施(10月: 法曹養成) ・現地セミナー開催(3月: 民法) ・JICA弁護士会司法支援プロジェクト終了(5月) ・法総研が現地調査実施(5月: ニーズ調査)
2011	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3継続(2012年3月まで) 附属法令起草支援 ・民法, 民事訴訟法作業部会継続 ・司法省への長期専門家3名派遣継続 ・民法適用法公布(6月) ・現地セミナー開催(8月, 9月, 11月: 民法) ・JICA調査団派遣(9月: 終了時評価) ・民法適用, 同記念式典(12月) ・現地セミナー開催(12月: 民法普及) ・本邦研修実施予定(2月: 法人登記) ・JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続(2012年3月まで) ・法曹養成アドバイザー・グループ継続 ・裁判官・検察官養成校への長期専門家3名派遣継続 ・本邦研修実施(6月, 10月: 法曹養成) ・JICA調査団派遣(9月: 終了時評価) ・現地セミナー開催(1月: 民法) ・JICA調査団派遣(10月: 次期案件詳細計画策定)
2012	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA民法・民事訴訟法普及プロジェクト開始(2012年4月~2017年3月) 不動産登記共同省令起草支援 ・司法省, 王立司法学院, 弁護士会, 王立法律経済大学を対象とした人材育成支援 ・民法, 民事訴訟法作業部会継続 ・長期専門家4名(裁判官出身者含む検事・弁護士等)派遣 ・現地セミナー開催(9月, 12月: 不動産登記) ・現地セミナー開催(2月: 親族相続法) ・本邦研修実施(2月: 人材育成) ・JICA調査団派遣(11月: JCC参加)
2013	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA民法・民事訴訟法普及プロジェクト継続 ただし, 法令起草支援の分野は終了(~3月) ・司法省, 王立司法学院, 弁護士会, 王立法律経済大学を対象とした人材育成支援は継続 ・民法, 民事訴訟法作業部会継続 ・長期専門家3名派遣継続, 1名は派遣終了 ・現地セミナー(9月, 12月: 民事訴訟法 3月: 民法) ・本邦研修(10月, 2月: 人材育成) ・JICA調査団派遣(9月: 運営指導調査, 12月: JCC)
2014	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA民法・民事訴訟法普及プロジェクト継続 司法省, 王立司法学院, 弁護士会, 王立法律経済大学を対象とした人材育成 ・民法, 民事訴訟法作業部会継続 ・本邦研修実施(6月, 10月, 2月) ・長期専門家1名(検事)派遣, 1名派遣終了(9月) ・JICA調査団派遣(8月: 中間レビュー, 12月: JCC) ・現地セミナー開催(12月: 判決公開, 3月: 不動産登記共同省令)
2015	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA民法・民事訴訟法普及プロジェクト継続 司法省, 王立司法学院, 弁護士会, 王立法律経済大学を対象とした人材育成 ・民法, 民事訴訟法作業部会継続 ・長期専門家3名は派遣継続(裁判官・弁護士各1名は, 3月で派遣終了) ・本邦研修実施(9月, 3月) ・JICA調査団派遣(12月: JCC及び次期プロジェクト協議) ・現地セミナー開催(7月: 不動産登記共同省令, 1月: 民事保全)

年度	カンボジア
2016	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA民法・民事訴訟法普及プロジェクト継続(2017年3月まで) 司法省, 王立司法学院, 弁護士会, 王立法律経済大学を対象とした人材育成 ・民法, 民事訴訟法作業部会継続 ・長期専門家2名(検事, 弁護士)は派遣継続(弁護士1名は9月で派遣終了, 検事1名は3月で派遣終了), 1名(弁護士)新規派遣 ・本邦研修実施(10月) ・JICA調査団派遣(8月: 終了時評価, 9月: 次期プロジェクト詳細計画策定調査, 1月: JCC) ・短期専門家1名派遣(10~3月) ・現地セミナー開催(8月: 民事実務上の諸問題- 訴状の不備等, 1月: 民事実務上の諸問題- 再審等, 2月: 民事実務上の諸問題- 強制執行等)
2017	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト開始(2017年4月~2022年3月) ・民法作業部会終了(~8月), 民事訴訟法作業部会継続 ・長期専門家3名(裁判官出身者を含む検事2名, 弁護士1名)の派遣継続 ・現地セミナー(8月: 実務上の諸問題) ・日弁連・BAKC・ICDセミナー(1月: 遺産分割, 3月: 離婚等) ・RULE・ICDセミナー(3月: 離婚)
2018	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト継続 ・民事訴訟法作業部会継続, 不動産登記法アドバイザーグループ会合(12月) ・長期専門家3名(裁判官出身者を含む検事2名, 弁護士1名)の派遣継続 ・日弁連・BAKC・ICDセミナー(8月: 不動産強制執行, 3月: 民事保全) ・JICA調査団派遣(1月: JCC参加等) ・本邦研修(2月) ・不動産登記法ワークショップ(2月)
2019	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA民法・民事訴訟法運用改善プロジェクト継続 ・民事訴訟法作業部会会合(9月), 不動産登記法アドバイザーグループ会合(12月) ・長期専門家の派遣継続 ・日弁連・BAKC・ICDセミナー(3月: 民事訴訟) ・JICA調査団派遣(1月: JCC参加等) ・本邦研修(1月: 不動産登記法) ・不動産登記法セミナー(10月) ・執行官法セミナー(1月) ・王立司法学院と法務総合研究所との間で協力覚書(MOC)締結(1月)

年度	ラオス
1995	
1996	・ラオス司法大臣が来日し、支援要請
1997	
1998	・名古屋大学及び法務総合研究所が受託機関となり本邦研修を開始 ・現地セミナー・調査(12月), 本邦研修(2月)を実施
1999	・本邦研修(11月), 現地セミナー(2月)を実施
2000	・前年と同様 ・現地で司法制度調査を実施(約3か月) ・現地セミナー(6月), 本邦研修(11月)を実施 ・JICAプロジェクト形成調査団派遣(12月) ・日弁連が司法調査団を派遣(4月)
2001	・司法アドバイザー型の短期専門家を派遣(合計8か月間) ・本邦研修(10月・3月) ・現地セミナー(2回)
2002	・長期専門家1名を派遣(検事) ・現地セミナー(4回) ・本邦研修(10月・3月)
2003	・JICAプロジェクト開始(2005年5月まで予定) 法令データベース作成 法令集出版支援 教科書及び辞書作成支援 検察マニュアル作成支援 講師養成 ・長期専門家1名を派遣(検事) ・本邦研修(11月・2月)
2004	・JICAプロジェクト継続 ・長期専門家2名を派遣(検事・弁護士) ・本邦研修(年2回) ・現地セミナー
2005	・JICAプロジェクト継続 ・長期専門家2名を派遣(検事・弁護士) ・本邦研修(2回) ・現地セミナー(民法教科書, 判決書マニュアル, 検察マニュアル) ・検察マニュアル及び判決書マニュアル完成
2006	・JICAプロジェクトを2007年5月まで延長 ・現地にて普及セミナー実施 (判決書マニュアル, 検察マニュアル, 民商法教科書) ・本邦研修(11月) (プロジェクト総括と成果物普及・新司法改革マスタープランの内容)
2007	・2007年5月末プロジェクト延長期間終了 ・フォローアップ 現地各CPによる普及ワークショップ, JICA現地事務所でのモニタリング(5～12月)
2008	・法整備支援シミュレーションワークショップを名古屋大学と共同で3回実施(9月・11月・12月) ・現地調査(1月)
2009	・法整備支援シミュレーションワークショップを名古屋大学と共同で4回実施 (5月・6月・11月・2月) ・現地調査(5月・9月・3月) ・現地セミナー(9月)
2010	・法総研による現地調査を実施(7月・8月:司法制度) ・JICA-Netセミナーを実施(5月・7月・10月・12月:民法) ・法律人材育成強化プロジェクト開始(2010年7月～2014年7月) ・長期専門家3名(検事, 弁護士, 業務調整員各1名)を派遣(7月) ・国内アドバイザーグループを設置(民法, 民事訴訟法, 刑事訴訟法) ・現地セミナー(2月) ・本邦研修実施(3月:民法)

年度	ラオス
2011	<ul style="list-style-type: none"> ・法律人材育成強化プロジェクト継続 ・長期専門家3名(検事, 弁護士, 業務調整員各1名)継続 ・JICA-Netセミナー開催(6月: 刑事訴訟法, 7月: 民法・民事訴訟法) ・現地セミナー実施(8月: 民法, 9月: 民事訴訟法, 3月: 刑事訴訟法) ・本邦研修実施(10月: 刑事訴訟法, 1月: 民事訴訟法) ・JICAによる各CP(司法省, 最高裁, 最高検, ラオス国立大学)副大臣級招へい
2012	<ul style="list-style-type: none"> ・法律人材育成強化プロジェクト継続 ・長期専門家3名(検事, 弁護士, 業務調整員各1名)継続 ・JICA-Netセミナー開催(10月: 刑事訴訟法) ・現地セミナー実施(6月・8月・3月: 民法, 2月: 刑事訴訟法, 民事訴訟法) ・本邦研修実施(10月: 刑事訴訟法, 11月: 民事訴訟法, 2月, 3月: 民法) ・JICA調査団派遣(7月: 中間評価) ※民法典起草支援をプロジェクトに追加
2013	<ul style="list-style-type: none"> ・法律人材育成強化プロジェクト継続 ・長期専門家(検事)1名増員し4名に(検事2名, 弁護士, 業務調整員各1名) ・JICA-Netセミナー開催(4月・7月・11月・3月: 刑事訴訟法, 5月・7月・10月・11月・12月・1月: 民法) ・現地セミナー実施(8月・11月: 民法, 12月: 刑事訴訟法等, 3月: 民事訴訟法) ・本邦研修実施(7月: 刑事訴訟法, 10月: 民事訴訟法, 2月・3月: 民法) ・JICA調査団派遣(5月: 運営指導調査, 2月: 終了時評価, 3月: 詳細計画策定調査)
2014	<ul style="list-style-type: none"> ・法律人材育成強化プロジェクト継続(7月まで) ・長期専門家4名に(検事2名, 弁護士, 業務調整員各1名) ・JICA-Netセミナー開催(4月・5月・6月: 民法) ・法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2開始(2014年7月～2018年7月) ・10月までは長期専門家3名(検事, 弁護士, 業務調整員各1名), 10月から1名(弁護士)増員 ・JICA-Netセミナー開催(7月・9月・10月・1月・2月・3月: 民法) ・現地セミナー実施(7月: 法曹人材育成, 8月: 民法, 3月: 刑事訴訟法等) ・本邦研修実施(11月・2月: 民法) ・JICA調査団派遣(10月: 第1回JCC参加等)
2015	<ul style="list-style-type: none"> ・法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2継続 ・長期専門家4名(検事1名, 弁護士2名, 業務調整員1名)継続 ・JICA-Netセミナー開催(4月: 民法) ・本邦研修実施(9月: 法曹人材育成, 11月: 刑事訴訟法等, 12月: 民事経済法) ・司法大臣招へい(8月) ・現地セミナー実施(3月: 法曹人材育成, 2月: 刑事訴訟法等)
2016	<ul style="list-style-type: none"> ・法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2継続 ・長期専門家4名(検事1名, 弁護士2名, 業務調整員1名)継続 ・JICA調査団派遣(5月: 第1回JCC参加) ・本邦研修実施(9月: 民事経済法, 11月: 刑事訴訟法等, 2月: 法曹人材育成) ・JICA調査団派遣(11月: 第2回JCC参加) ・現地セミナー実施(12月: 法曹人材育成, 2月: 刑事訴訟法, 3月: 民事経済)
2017	<ul style="list-style-type: none"> ・法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2継続 ・長期専門家4名(検事2名, 弁護士2名(6月に弁護士の長期専門家1名が交代, 10月に1名が離任。), 業務調整員1名) ・JICA調査団派遣(5月: JCC, 11月: 第1回詳細計画策定調査, 1月: 第2回詳細計画策定調査) ・本邦研修(8月: 民事経済, 12月: 教育研修改善, 3月: 民法) ・現地セミナー実施(6月: 教育研修改善, 8月: 民法, 2月: 刑事法) ・国会法務委員会アドバイザー等招へい(3月)
2018	<ul style="list-style-type: none"> ・法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2継続(7月まで) ・法の支配発展促進プロジェクト開始(7月～) ・長期専門家4名(検事1名, 弁護士2名, 業務調整員1名)派遣継続 ・JICA調査団派遣(7月: JCC) ・現地セミナー実施(6月, 11月: 教育研修改善, 8月: 民法) ・現地調査及び現地セミナー実施(8月: 立法手続, 不動産登録法制) ・本邦研修(12月: 教育研修改善, 3月: 民法) ・新民法典がラオス国会で承認(12月) ・法務総合研究所とラオス司法省国立司法研修所との間で法・司法分野における協力覚書(MOC)締結(12月)
2019	<ul style="list-style-type: none"> ・法の支配発展促進プロジェクト継続 ・長期専門家の派遣継続 ・本邦研修(5月: 刑事法, 12月: 教育研修改善, 3月: 民法典) ・現地調査実施(5月～7月) ・日越ラ刑事ローフォーラム(9月) ・法総研と司法省国立司法研修所との刑法典共同セミナー実施(10月) ・首相府共同セミナー(1月) ・現地セミナー(8月: 民法典, 1月: 民事判決書, 2月: 民事系合同, 刑事法)

年度	インドネシア
1997	
1998	・経済法研修
1999	
2000	・日本貿易振興会(JETRO)等がインドネシア独占禁止法研究会を開催 ・JETRO等がAPEC経済法制度シンポジウムを開催
2001	・JICA調査団派遣(2月)
2002	・本邦研修(7月) ・現地セミナー(年1回) ・JETRO等がAPEC経済法制度シンポジウムを開催 ・JICA調査団派遣 ・外務省・JICAがイ最高裁長官を招へい
2003	・本邦研修(6月) ・企画調査員として長期専門家派遣(弁護士) ・日本・インドネシアADR比較研究セミナー(本邦研修・10月)
2004	・本邦研修(6月) ・インドネシア競争政策・規制緩和研修プロジェクト開始(公正取引委員会, 2006年7月まで) ・企画調査員1名を派遣
2005	・本邦研修(12月) ・アチェに対するADR現地セミナー(JICA・日弁連)
2006	・アチェに対するADR遠隔セミナー(全5回)(JICA・日弁連) ・本邦研修(7月) ・JICA調査団派遣, M/M締結(9月) ・JICA和解・調停制度強化支援プロジェクト開始, 長期専門家(弁護士)を派遣(3月)
2007	・アドバイザー・グループ会合(6月・7月・9月・12月・2月) ・現地セミナー(8月・3月) ・本邦研修(10月)
2008	・アドバイザー・グループ会合(5月・6月・9月・12月・3月) ・第2回本邦研修(7月) ・インドネシア改正最高裁判所規則PERMA2008年1号(裁判所が行う和解・調停手続に関する規則)が施行(7月) ・現地セミナー(11月) ・JICAインドネシア「和解・調停制度強化支援プロジェクト」終了時評価調査団を派遣(11月)
2009	・アドバイザー・グループ会合(6月・8月・10月・12月) ・現地調査(9月) ・JICA国別研修「法廷と連携した和解・調停実施」(11月) ・インドネシア最高裁判所との今後の協力の在り方に関する協議会(3月)
2010	・現地調査(8月) ・第1回裁判官人材育成強化支援研修(本邦研修・11月) ・最高裁副長官等招へい(12月) ・JICA知財支援プロジェクトに法総研も協力
2011	・和解・調停制度普及及び司法の実情に関する現地調査(8月) ・インドネシア裁判官人材育成強化共同研究(11月)
2012	・現地調査(8月) ・第2回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究(11月)
2013	・現地調査(5月) ・JICA法・司法分野に関する情報収集・確認調査(11月) ・第3回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究(2月)
2014	・現地調査(4月) ・JICA知財支援プロジェクト終了時評価調査等(10月) ・インドネシア最高裁判所・小額訴訟制度研究(12月) ・JICA調査団派遣(2月・3月) ・第4回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究(2月)

年度	インドネシア
2015	<ul style="list-style-type: none"> ・JICAとインドネシア最高裁判所(7月)及び同法務人権省(8月)との間で、「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクトII」に関する実施合意文書締結 ・JICA調査団派遣(8月・10月・12月) ・JICA「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」開始(2015年12月～2020年12月) ・長期専門家2名(検事2名,うち1名は裁判官出身)を派遣(2月) ・現地調査(3月)
2016	<ul style="list-style-type: none"> ・「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」継続 ・長期専門家2名(検事2名,うち1名は裁判官出身)継続 ・現地調査(4月～5月) ・法務大臣等現地訪問,日本・インドネシア間の司法・法務分野における協力関係増進記念式典(5月) ・共同研究(5月:法務人権省法規総局) ・最高裁判所支援アドバイザーグループ会合(6月・10月・2月) ・本邦研修(7月:3機関合同,10月:最高裁判所・法務人権省法規総局,2月:法務人権省法規総局) ・JICA調査団派遣(6月・8月:国際シンポジウム出席等,9月:第1回JCC参加等) ・現地セミナー(3月)
2017	<ul style="list-style-type: none"> ・「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」継続 ・長期専門家2名(検事2名,うち1名は裁判官出身。10月に裁判官出身の長期専門家が交代。)継続 ・JICA調査団派遣(4月・5月:第2回JCC参加等,8月) ・法務大臣等現地訪問(9月) ・本邦研修(7月・11月:法務人権省法規総局,2月:最高裁判所) ・現地セミナー(6月・1月) ・最高裁判所支援アドバイザーグループ会合(11月)
2018	<ul style="list-style-type: none"> ・「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」継続 ・長期専門家2名(検事2名,うち1名は裁判官出身。)継続 ・JICA調査団派遣(5月:第3回JCC参加等,8月:国際シンポジウム参加等,11月) ・本邦研修(10月・2月:法務人権省法規総局,1月:最高裁判所) ・現地セミナー(7月・1月) ・最高裁判所支援アドバイザーグループ会合(12月)
2019	<ul style="list-style-type: none"> ・「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」継続 ・長期専門家の派遣継続 ・JICA調査団派遣(6月:第4回JCC参加,6月・1月:現地セミナー等) ・本邦研修(7月・1月:最高裁判所,9月・3月:法務人権省法規総局) ・現地セミナー(6月・1月)

年度	モンゴル
1993	
1994	・森嶋昭夫教授がJICA短期専門家として、モンゴルに対し、民法改正につき助言
1995	
1996	・日本司法書士会連合会による登記制度に関するモンゴル支援
1997	
1998	・モンゴル不動産登記庁の登記官に対し、登記セミナーを開催(JICA短期専門家は司法書士他)
1999	・前年と同様(モンゴル)
2000	
2001	・モンゴル法整備支援事前調査 ・法総研が日本・モンゴル司法制度比較セミナー(本邦研修)を実施 ・日本司法書士会連合会による登記制度に関するモンゴル支援
2002	・名古屋大学がモンゴルに対する本邦研修を実施
2003	・モンゴルへ専門家派遣(名古屋大学・弁護士)
2004	・モンゴル法務内務省へ弁護士1名を長期派遣 ・名古屋大学が国際シンポジウムを開催(モンゴル)
2005	・名古屋大学が国際シンポジウムを開催(モンゴル) ・モンゴルの土地法制に関する法社会学的研究プロジェクト開始(名古屋大学)
2006	・弁護士会強化計画プロジェクト開始(2006年9月～2008年11月) ・長期専門家(弁護士)1名を派遣(日弁連) ・モンゴル国立大学に日本法教育研究センターを設立(名古屋大学)
2007	・弁護士会強化計画プロジェクト継続
2008	・弁護士会強化計画プロジェクト終了(～11月)
2009	・調停制度強化プロジェクト詳細計画策定調査団派遣 ・名古屋大学日本法教育研究センター(モンゴル)3周年記念行事開催
2010	・調停制度強化プロジェクト開始(2010年5月～2012年11月) ・長期専門家(弁護士)1名を派遣(日弁連)
2011	・調停制度強化プロジェクト継続
2012	・調停制度強化プロジェクト終了(～11月) ・調停制度強化プロジェクトフェーズ2詳細計画策定調査団派遣
2013	・調停制度強化プロジェクトフェーズ2開始(2013年1月～2015年7月) ・長期専門家(弁護士)1名を派遣(日弁連) ・短期専門家2名を派遣
2014	・調停制度強化プロジェクトフェーズ2継続
2015	・調停制度強化プロジェクトフェーズ2終了(～12月) ・長期専門家(弁護士)派遣終了(～12月)
2016	・現地調査実施(3月)
2017	・現地調査実施(9月)
2018	・現地調査実施(8月) ・共同研究実施(8月:商取引法関連)
2019	・現地調査実施(6月・9月) ・共同研究実施(10月:商取引法関連第2回)

年度	中央アジア
1999	
2000	<ul style="list-style-type: none"> [ウズベキスタン] ・名古屋大学がウズベキスタン3大学と学術交流協定 ・ウズベキスタンで内閣法制局が現地セミナー開催
2001	<ul style="list-style-type: none"> [ウズベキスタン] ・JICA調査団派遣
2002	<ul style="list-style-type: none"> [ウズベキスタン] ・本邦研修実施 ・名古屋大学が中央アジア3か国から法律家を招いてシンポジウム開催 ・タンケント法科大学に専門家1名派遣(名古屋大学) ・JICA調査団派遣 ・現地シンポジウム開催(名古屋大学) ・現地調査実施(日弁連) ・現地セミナー開催(法総研・名古屋大学)
2003	<ul style="list-style-type: none"> [ウズベキスタン] ・JICA調査団派遣 ・現地調査, 現地シンポジウム開催(名古屋大学) ・専門家1名派遣(北海学園大学) ・本邦研修実施 ・法務省・名古屋大学がウズベキスタン司法大臣を招へいし, 名古屋大学でシンポジウム開催 ・専門家2名(法務省・早稲田大学)を派遣し, 本邦研修のフォローアップセミナー開催
2004	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA調査団派遣 ・M/M締結(倒産法注釈書支援) ・本邦研修を実施(倒産法注釈書) ・民商法典起草支援を継続(名古屋大学) ・ウズベキスタン司法省に専門家1名派遣(三重大学) ・最高経済裁判所副長官招聘(法務省) ・現地シンポジウム開催(名古屋大学) ・現地フォローアップセミナー開催(法務省)
2005	<ul style="list-style-type: none"> [ウズベキスタン] ・本邦研修実施(5月・11月) (倒産法注釈書) ・短期専門家派遣(8月・3月) (法務省, 大阪大学等) ・倒産法注釈書プロジェクト開始(法務省, 2007年9月まで) ・企業活動の発展のための民事法令及び行政法令の改善プロジェクト開始(司法省-名古屋大学)(11月~2008年10月まで) (中小企業振興, 担保法制改革, 法令データベース) ・長期専門家1名派遣(名古屋大学) ・タンケント法科大学に日本法教育研究センター設立(名古屋大学) ・現地シンポジウム開催(名古屋大学) [その他] ・中央アジア諸国の憲法裁判所の比較研究プロジェクト開始(名古屋大学)
2006	<ul style="list-style-type: none"> [ウズベキスタン] ・倒産法注釈書プロジェクト継続(法務省, 2007年9月まで) ・倒産法注釈書プロジェクト, 長期専門家1名(弁護士)派遣(法務省, 2007年9月まで) ・本邦研修(5月・8月・9月・11月)(倒産法注釈書) ・短期専門家派遣(6月・2月) (法務省, 弁護士) ・倒産法注釈書(ロシア語版)発刊(3月) ・長期専門家1名追加派遣(名古屋大学)
2007	<ul style="list-style-type: none"> [ウズベキスタン] ・現地にて注釈書発刊プレゼンテーション実施(6月) ・現地にて注釈書普及セミナー開催(7月・12月) ・注釈書活用促進に向けたワークショップ開催(9月) ・注釈書(日本語版及びウズベク語版)発刊(9月) ・倒産法注釈書プロジェクト終了(9月) ・注釈書(英語版)発刊(3月) [その他] ・「中央アジア比較法制研究セミナー」コース運営委員会設置
2008	<ul style="list-style-type: none"> [ウズベキスタン] ・「企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト」終了(名古屋大学)(12月) [その他] ・中央アジア比較法制研究セミナー実施(カザフスタン, キルギス, タジキスタン, ウズベキスタン)

年度	中央アジア
2009	[ウズベキスタン] ・企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト(フェーズ2)協力準備調査団派遣(11月) [その他] ・中央アジア比較法制研究セミナー実施(カザフスタン, キルギス, タジキスタン, ウズベキスタン)
2010	[ウズベキスタン] ・民間セクター活性化のための行政手続改善プロジェクト開始(名古屋大学)(4月～2012年4月まで) [その他] ・中央アジア比較法制研究セミナー実施(カザフスタン, キルギス, タジキスタン, ウズベキスタン)(12月)
2011	[ウズベキスタン] ・民間セクター活性化のための行政手続改善プロジェクト継続(司法省-名古屋大学) [その他] ・中央アジア比較法制研究セミナー実施(カザフスタン, キルギス, タジキスタン, ウズベキスタン)(12月)
2012	[ウズベキスタン] ・民間セクター活性化のための行政手続改善プロジェクト終了(名古屋大学)(5月) [その他] ・中央アジア地域法制比較研究セミナー実施(カザフスタン, キルギス, ウズベキスタン, タジキスタン)(11月)
2013	・中央アジア地域法制比較研究セミナー実施(カザフスタン, キルギス, タジキスタン, ウズベキスタン)(11月)
2017	[ウズベキスタン] ・ウズベキスタン行政法(行政手続法, 行政訴訟法)セミナー開催(3月)
2018	[ウズベキスタン] ・ウズベキスタン行政法現地セミナー実施(9月・2月) ・ウズベキスタン行政法共同研究(招へい)実施(3月)
2019	[ウズベキスタン] ・ウズベキスタン最高検察庁アカデミーと法務総合研究所との間で協力覚書(MOC)締結(7月) ・ウズベキスタン行政法現地セミナー実施(7月) ・ウズベキスタン行政法共同研究(招へい)実施(3月)

年度	中国
1995	
1996	・ICCLCが日中民事法セミナー開始(年1回)
1997	・ICCLCが日中民事法セミナー開催
1998	・ICCLCが日中民事法セミナー開催
1999	・ICCLCが日中民事法セミナー開催
2000	・ICCLCが日中民事法セミナー開催
2001	・ICCLCが日中民事法セミナー開催
2002	・法総研・ICCLCが日中民事法セミナー開催
2003	・法総研・ICCLC・JETROが日中民事法セミナー開催
2004	・経済産業省等が中国に対する法整備支援(経済法)を開始 ・法総研・ICCLCが日中民事法セミナーを開催 ・法総研・ICCLCが日中知的財産法制度講演会を開催(東京, 大阪)
2005	・法総研・ICCLC・JETROが日中民事法セミナーを開催
2006	・法総研・ICCLCが日中民事法セミナーを開催
2007	・JICA調査団派遣(6月) ・JICA中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトR/D 締結(11月) ・本邦研修実施(11月) ・国内研究会を設置(11月) ・現地セミナーを実施(3月) ・法総研・ICCLC・JETROが日中民事法セミナーを開催
2008	・JICAが弁護士を長期専門家として派遣(2年間) ・本邦研修実施(5月・11月) ・法総研・ICCLCが日中民事法セミナーを開催
2009	・中国現地セミナー開催(5月・7月・3月) ・中国国際私法, 国際民事訴訟法講演会(清華大学副教授招へい) ・本邦研修実施(11月) ・権利侵害責任法成立(12月) ・法総研・ICCLC・JETROが日中民事法セミナーを開催
2010	・中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト終了時評価(5月) ・国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」(7月) ・国別研修 中国「司法人材育成研修」(7月) ・中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト本邦研修(10月) ・涉外民事関係法律適用法成立(10月) ・中国行政訴訟法現地セミナー(11月) ・長期専門家派遣(弁護士) ・法総研・ICCLCが日中民事法セミナー(3月)
2011	・本邦研修実施(11月:司法人材育成) ・現地セミナー開催(11月:民事訴訟法) ・本邦研修実施(1月:民事訴訟法及び民事関連法) ・石川民事法センターが金沢セミナーを開催(3月) ・法総研・ICCLC・JETROが日中民事法セミナーを開催(10月)
2012	・現地セミナー開催(6月:相続法) ・国別研修「行政訴訟法及び行政関連法」開始(7月) ・本邦研修実施(7月:「行政訴訟法及び行政関連法」, 1月:「民事訴訟法及び民事関連法(消費者権益保護法)」) ・中国民事訴訟法改正(8月) ・法総研・ICCLCが日中民事法セミナーを開催(10月)
2013	・本邦研修実施(5月:「民事訴訟法及び民事関連法(消費者権益保護法)」, 10月:「同(著作権法)」) ・現地セミナー開催(8月:相続法) ・国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」終了(10月) ・消費者権益保護法改正(10月) ・法総研・ICCLC・JETROが日中民事法セミナーを開催(12月) ・JICA調査団(12月:詳細計画策定調査)
2014	・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト開始(2014年6月～2017年6月) ・長期専門家(弁護士)1名を派遣(日弁連) ・JICA調査団(5月:第1回JCC) ・本邦研修(10月:立法法, 11月:行政訴訟法・行政関連法(教育法・食品安全法), 1月:インターネット安全法) ・法総研・ICCLCが日中民事法セミナーを開催(1月) ・JICA調査団(2月:第2回JCC)

年度	中国
2015	<ul style="list-style-type: none"> ・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト継続 ・長期専門家1名(弁護士:日弁連派遣)継続 ・本邦研修(10月及び11月:犯罪被害者権利保障立法, 1月:業界協会 商會法, 労災保険法) ・JICA調査団(10月:JCC) ・法総研・ICCLCが日中民事法セミナーを開催(2月)
2016	<ul style="list-style-type: none"> ・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト継続 ・長期専門家1名(弁護士:日弁連派遣)継続 ・JICA調査団(4月:JCC) ・本邦研修(9月:特許法, 9月:民法, 11月:行政手続法) ・法総研・ICCLCが日中民事法セミナーを開催(11月)
2017	<ul style="list-style-type: none"> ・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト継続(2020年6月まで期間延長) ・JICA調査団派遣(6月, JCC) ・現地セミナー実施(11月:民法)
2018	<ul style="list-style-type: none"> ・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト継続 ・長期専門家1名(弁護士:日弁連派遣)継続 ・JCC開催(5月) ・本邦研修(4月:民法, 9月:専利法) ・現地セミナー(1月:民法) ・法総研, ICCLC, 日中経済協会が日中民事法セミナーを開催(7月:東京, 11月:北京)
2019	<ul style="list-style-type: none"> ・市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト継続 ・長期専門家の派遣継続 ・本邦研修(5月:民法, 11月:専利法) ・現地セミナー(9月:民法) ・法総研, ICCLC, 日中経済協会が日中民事法セミナーを開催(11月:東京) ・JCC開催(1月)

年度	ネパール
2007	
2008	・刑事法比較研究現地セミナー(2回)
2009	
2010	・本邦研修「刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究」実施(7月) ・法整備支援アドバイザー長期専門家派遣(弁護士)(7月) ・本邦研修「民法及び関連法セミナー」実施(8月) ・現地調査実施(2月)
2011	・「日本・ネパール捜査訴追実務比較共同研究」実施(9月) ・現地調査実施(11月)
2012	・「日本・ネパール刑事司法共同研究」実施(7月) ・法整備支援アドバイザー長期専門家派遣継続(弁護士)(7月) ・本邦研修実施(「民法解説書作成」8月、「事件管理」9月) ・現地調査実施(11月)
2013	・法整備支援アドバイザー長期専門家派遣継続(弁護士)(7月) ・「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施(8月) ・法整備支援アドバイザー長期専門家派遣(弁護士)(9月) ・「ネパール迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」開始(2013年9月～2018年3月) ・同プロジェクト長期専門家派遣(弁護士)(9月) ・同プロジェクト第1回本邦研修実施(12月) ・現地調査実施(3月)
2014	・「ネパール迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」継続 ・JICA調査団派遣(6月:運営指導調査) ・「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施(9月) ・同プロジェクト第2・3回本邦研修実施(9月「調停」、12月「事件管理」) ・現地調査実施(11月・2月)
2015	・「ネパール迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」継続 ・同プロジェクト長期派遣専門家任期満了(弁護士),新規派遣(弁護士)(9月) ・法整備支援アドバイザー長期専門家任期満了(弁護士),新規派遣(弁護士)(9月) ・現地セミナー実施(10月) ・同プロジェクト第4回本邦研修(12月) ・現地調査実施(12月,2月) ・「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施(3月)
2016	・「ネパール迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」継続 ・「ネパール民法の制定,普及及び施行支援のための招聘」実施(4月) ・同プロジェクト第5・6回本邦研修実施(7月・11月) ・JICA調査団派遣(9月:終了時評価) ・現地調査実施(12月) ・「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施(3月)
2017	・現地調査実施(11月) ・裁判所能力強化プロジェクト・ラップアップセミナー(2月) ・「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施(3月) ・「ネパール迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」終了(3月)
2018	・現地セミナー,ワークショップ(改正刑事訴訟法,5月・8月) ・現地セミナー(改正民法,8月) ・現地調査(12月) ・「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施(3月)
2019	・現地セミナー(契約法,不法行為,国際私法,公判前整理手続,8月) ・現地セミナー(物権法,不法行為,国際私法,12月) ・現地大学での民事模擬裁判(12月) ・Nepal Law Societyとのセミナー(物権法,不法行為,12月) ・現地調査(11月) ・「日本・ネパール司法制度比較共同研究」実施(2月)

年度	東ティモール
2008	
2009	・法案作成能力向上研修実施(7月)
2010	・法案作成能力向上研修(フェーズ2)実施(8月) ・現地調査及び現地セミナー実施(3月:逃亡犯罪人引渡法, 仲裁法)
2011	・現地調査及び現地セミナー実施(3月:麻薬取締法, 法案起草作業)
2012	・法制共同研究実施(9月:薬物犯罪取締法, 調停・仲裁法) ・現地セミナー及び現地調査実施(12月:薬物犯罪取締法, 調停・仲裁法)
2013	・東ティモール法制度アドバイザー(2013年4月～2014年3月)(活動内容～法案起草能力向上) ・現地調査及び現地セミナー実施(6月:調停法) ・現地調査及び現地セミナー実施(9月:調停法) ・JICA-Netセミナー実施(12月:調停法) ・現地調査及び現地セミナー実施(3月:調停法)
2014	・現地調査実施(7月) ・共同法制研究実施(12月:少年法, 国際法) ・現地調査及び現地セミナー実施(3月:少年法)
2015	・共同法制研究実施(7月:調停法, 婚姻・家族法) ・現地調査及び現地セミナー実施(12月:調停法) ・共同法制研究実施(3月:調停法, 国籍法)
2016	・現地調査実施(8月) ・共同法制研究実施(2月:市民登録法, 婚姻・家族法) ・現地調査及び現地セミナー実施(3月:少年法)
2017	・現地調査実施(8月) ・現地調査及び現地セミナー実施(11月:不動産登記法) ・共同法制研究実施(1月:土地関連法) ・現地調査実施(3月)
2018	・現地調査及び現地セミナー実施(8月:不動産登記法) ・現地調査及び現地セミナー実施(11月:矯正関係) ・共同法制研究実施(12月:不動産登記法) ・現地セミナー実施(3月:司法制度)
2019	・現地調査及び現地セミナー実施(7月:不動産登記法, 司法制度) ・現地調査実施(11月:不動産登記法) ・共同法制研究実施(2月:不動産登記法, 司法制度)

年度	ミャンマー
2011	
2012	<ul style="list-style-type: none"> ・日ミャンマー法制度比較共同研究実施(7月)一元ヤンゴン大学法学部長・元連邦最高裁判所研究国際関係部長を招へい(法総研) ・財務省財務総合政策研究所がミャンマー中央銀行との間で資本市場育成支援に関する覚書を締結(8月) ・現地セミナー開催(8月, JICA・UAGO:「公開会社の法制度及び企業統治の改革」) ・日ミャンマー司法制度比較共同研究実施(11月)一連邦最高裁判所長自ら5名の現役裁判官を招へい(法総研・慶應義塾大学) ・現地セミナー開催(12月, JICA・UAGO:「国営企業の民営化にかかる法的側面」) ・連邦法務総裁府及び連邦最高裁判所と協議を実施(2月, 法総研・JICA)
2013	<ul style="list-style-type: none"> ・現地セミナー開催(4月, JICA・UAGO「商事仲裁」) ・日ミャンマー法制度比較共同研究実施(6月)一連邦法務長官及び連邦議会(下院)法案委員会委員長ら6名を招へい(法総研・JICA・ICCLC) ・現地小規模セミナー実施(7月, 法総研・JICA:UAGO・SC対象「知財法, 法曹養成」) ・財務省財務総合政策研究所の支援によりミャンマー証券取引法成立(7月) ・JICAと連邦法務長官府・連邦最高裁判所との間で「ミャンマー法整備支援プロジェクト」に関する実施合意文書締結(8月22日) ・現地小規模セミナー実施(9月, 法総研・JICA:UAGO・SC対象「知財法, 倒産法, 法曹養成」) ・現地調査実施(10月, 法総研・JICA, 刑務所・少年院等を訪問し, 矯正局と協議) ・現地小規模セミナー実施(11月, 法総研・JICA・特許庁, UAGO・SC対象「知財法」) ・「ミャンマー法整備支援プロジェクト」開始(11月20日～, 3年間) ・JICA長期専門家(弁護士)派遣(1月) ・現地小規模セミナー実施(2月以降, 複数回。長期専門家:UAGO・SC対象「会社法」) ・現地小規模セミナー実施(2月, 長期専門家:UAGO・SC対象「著作権法」) ・現地調査, 小規模セミナー実施(3月, 法総研:UAGO・SC対象「刑事手続における電磁的記録の取扱い」, 「知的財産事件の捜査方法」)
2014	<ul style="list-style-type: none"> ・ミャンマー法整備支援プロジェクト継続 ・現地小規模セミナー実施(4月, 長期専門家:UAGO・SC対象「民事手続における電磁的証拠の取扱いに関するセミナー」) ・現地小規模セミナー実施(4月～5月, 法総研:UAGO・SC対象「日本の司法制度等について」) ・JICA長期専門家(業務調整)派遣(5月) ・JICA長期専門家(検事)派遣(5月) ・現地小規模セミナー実施(5月, 日本取引所:UAGO・SC対象「証券市場, 資本市場の概要等」) ・第1回本邦研修(5月「日本の法・司法制度, 機関の紹介」) ・ワーキンググループ活動実施(6月以降, 随時開催) ・第1回合同調整委員会(7月) ・現地セミナー実施(7月, JICA・特許庁:UAGO・SC対象「知財法」) ・現地セミナー実施(8月, JICA:UAGO・SC対象「仲裁法」) ・会社法アドバイザーグループ開催(10月) ・第2回本邦研修(11月「人材育成」) ・第2回合同調整委員会(2月) ・第3回本邦研修(3月「立法過程の効率化」)
2015	<ul style="list-style-type: none"> ・ミャンマー法整備支援プロジェクト継続 ・現地セミナー実施(SC対象「事実認定」) ・第4回本邦研修(6月「会社法」) ・中間評価, 第3回合同調整委員会(7月) ・第5回本邦研修(11月「研修手法, 知財関係」) ・現地セミナー実施(11月「知財裁判制度」) ・現地セミナー実施(2月「知財裁判制度」日弁連 知財ネット等と共催) ・第6回本邦研修(2月SC, UAGO, MOST, 警察, 税関対象「知財裁判制度」) ・第4回合同調整委員会(3月)
2016	<ul style="list-style-type: none"> ・ミャンマー法整備支援プロジェクト継続(延長～2018.5) ・小規模セミナー実施(5月「知財裁判制度」知財ネット等と共催) ・第7回本邦研修(6月, SC, UAGO, DICA, 国会議員対象「倒産法」) ・現地セミナー実施(7月 SC対象「和解, 調停を含む紛争解決制度」) ・現地セミナー実施(8月 SC対象, これまでのインプットを踏まえた「知財裁判制度」の政策文書作りを開始) ・運営指導調査(10月 JICA 次期プロジェクト協議) ・小規模セミナー実施(11月「倒産法」) ・第8回本邦研修実施(11月 SC, UAGO, 労働省, 国会議員「和解, 調停を含む紛争解決制度」) ・JICA長期専門家(検事)交代(12月) ・現地セミナー実施(2月「知財裁判制度」) ・第9回本邦研修(2月, SC, UAGO, 中央銀行, MOPF, 会計検査院対象「倒産法」) ・第5回合同調整委員会(3月) ・現地セミナー実施(3月「調停制度」)
2017	<ul style="list-style-type: none"> ・ミャンマー法整備支援プロジェクト継続 ・JICA長期専門家(弁護士)交代(5月) ・現地調査実施(6月「不動産法制」) ・第10回本邦研修(6月, SC, UAGO, MOPF, MOI対象「法案起草及び司法修習制度等」) ・共同法制研究実施(8月, 「不動産法制」) ・現地セミナー実施(10月, SC対象「新任裁判官用知的財産教材の作成」) ・第11回本邦研修(10月, SC, UAGO, MOE対象「知的財産制度」) ・現地調査実施(2月「不動産法制」) ・現地セミナー実施(2月, SC, UAGO, MOE, 警察, 税関「知的財産制度」) ・第12回本邦研修(3月, SC, UAGO, 警察対象「新しいタイプの証拠」)

年度	ミャンマー
2018	<ul style="list-style-type: none"> ・第13回本邦研修(7月, SC, UAGO「効率的な紛争解決」) ・現地セミナー実施(8月, 知的財産裁判制度) ・現地セミナー実施(9月, 調停制度) ・現地調査及び現地セミナー実施(9月「土地登録法制」) ・第14回本邦研修(11月, 法曹の人材育成・研修制度改善) ・現地セミナー実施(12月, 知的財産裁判制度) ・現地セミナー実施(1月, 裁判官向けビジネス法令テキスト) ・共同法制研究実施(1月, 「土地登録法制」) ・現地調査及び現地セミナー実施(2月「土地登録法制」)
2019	<ul style="list-style-type: none"> ・現地セミナー実施(6月, 知的財産裁判制度) ・第16回本邦研修(7月, SC, UAGO「立法過程」) ・現地調査及び現地セミナー実施(9月「土地登録法制」) ・現地セミナー実施(10月, 知的財産裁判制度) ・第17回本邦研修(10月, SC, UAGO「調停制度」) ・共同法制研究実施(11月, 「土地登録法制」) ・現地セミナー実施(12月, 裁判官向けビジネス法令テキスト) ・現地セミナー実施(12月, 知的財産裁判制度) ・第18回本邦研修(3月, SC, UAGO「知的財産裁判制度」) ・長期専門家の派遣継続

	Bangladesh
2015	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査実施(6月, 12月) ・共同研究実施(3月)
2016	<ul style="list-style-type: none"> ・共同研究・法律司法国会担当大臣招へい実施(10月)
2017	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回本邦研修実施(12月:ADR等)
2018	<ul style="list-style-type: none"> ・現地セミナー実施(7月:調停人養成) ・第2回本邦研修実施(11月:ADR等)
2019	<ul style="list-style-type: none"> ・現地セミナー実施(7月:調停人養成) ・第3回本邦研修実施(11月~12月:ADR, 事件管理等)

年度	その他
1995	
1996	<ul style="list-style-type: none"> ・財団法人国際民商事法センター(ICCLC)設立 ・ICCLCが国際民商事法シンポジウムを2回開催 ・法総研で多数国間(マルチ)研修を開始(モンゴル, ミャンマー, ベトナム)
1997	<ul style="list-style-type: none"> ・国際民商事法シンポジウム(倒産法制)開催(法総研, ICCLC, アジア太平洋比較法制研究会) ・マルチ研修継続(カンボジア, 中国, ラオス, モンゴル, ミャンマー, ベトナム)
1998	<ul style="list-style-type: none"> ・国際民商事法シンポジウム(第2回)(企業倒産・担保法制)開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)
1999	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様) ・日韓パートナーシップ研修実施(登記制度比較研究を中心)
2000	<ul style="list-style-type: none"> ・法整備支援連絡会開催(第1回, 第2回) ・世界銀行主催の法整備支援世界会議開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様) ・法総研がADBと共催でマルチ研修開催 ・日韓パートナーシップ研修実施(第2回)
2001	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研に国際協力部新設, 同部が大阪へ移転 ・ADB会議(フィリピン)出張 ・法整備支援連絡会開催(第3回) ・世界銀行主催の第2回法整備支援世界会議開催 ・法総研・ICCLC共催による国際民商事法シンポジウム(第3回)「ADRシンポジウム」開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様) ・日韓パートナーシップ研修実施(第3回)
2002	<ul style="list-style-type: none"> ・日本貿易振興会アジア経済研究所(IDE-JETRO)が国際ワークショップ「アジアにおける法・開発・経済社会変化」を開催 ・法整備支援連絡会開催(第4回) ・アジア知的財産権法制シンポジウム開催 ・マルチ研修継続(カンボジア, 中国, カザフスタン, ラオス, モンゴル, ミャンマー, タイ) ・法総研がADBと共催でフィリピン研修開催 ・日韓パートナーシップ研修実施(第4回)
2003	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLCが日韓知的財産権訴訟講演会開催(東京, 大阪) ・法整備支援連絡会開催(第5回) ・名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催 ・法総研・ICCLC・JETRO共催による国際民商事法シンポジウム(第4回)「知的財産権シンポジウム」開催 ・国際民商事法(地域別)研修を実施(カンボジア, ラオス, ベトナム) ・法令外国語訳・実施推進検討会議開始 ・イランからJICAに対して法整備支援要請 ・日韓パートナーシップ研修実施(第5回)
2004	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催(第6回) ・国際民商事法(地域別)研修を実施(カンボジア, ラオス, ミャンマー, ベトナム) ・名古屋大学がイランに対する法整備支援(本邦研修)を開始 ・日韓パートナーシップ研修実施(第6回)
2005	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催(第7回) ・国際民商事法(地域別)研修を実施(カンボジア, ラオス, ミャンマー, ベトナム) ・法総研・ICCLC・JETRO共催による第5回国際民商事法シンポジウム「国際会社法シンポジウム」開催 ・日韓パートナーシップ研修実施(第7回)
2006	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大学が「法整備支援戦略の研究」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催(第8回) ・国際民商事法(地域別)研修を実施(カンボジア, ラオス, ミャンマー, ベトナム) ・日韓パートナーシップ研修実施(第8回)
2007	<ul style="list-style-type: none"> ・法整備支援連絡会開催(第9回) ・国際民商事法(地域別)研修を実施(カンボジア, ラオス, ミャンマー, ベトナム) ・法総研・ICCLCが「アジア株主代表訴訟セミナー」を開催 ・石川国際民商事法センター「金沢セミナー」開催(2月) ・日韓パートナーシップ研修実施(第9回)
2008	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大学が「法整備支援戦略の研究」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催(第10回) ・法総研・ICCLC・JETRO共催による第6回国際民商事法シンポジウム「アジア株主代表訴訟シンポジウム」開催 ・法総研・ICCLC・石川国際民商事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催(3月) ・日韓パートナーシップ研修実施(第10回)

年度	その他
2009	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋大学が「法整備支援戦略の研究」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催(第11回) ・法総研・ICCLC・JICA共催による『私たちの法整備支援～ともに考えよう！法の世界の国際協力』シンポジウムを開催 ・法総研・ICCLC・石川国際民事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催(3月) ・日韓パートナーシップ研修実施(第11回)
2010	<ul style="list-style-type: none"> ・法務省インターンシップ実施(8月) ・法総研・ICCLC共催による「アジア監査制度セミナー」開催(8月) ・法総研・ICCLC・名古屋大学共催による「サマーシンポ『私たちの法制度整備支援2010』」を開催(9月) ・法整備支援連絡会開催(第12回) ・霞が関法科大学院インターンシップ実施(3月) ・法総研・ICCLC・石川国際民事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催(3月) ・日韓パートナーシップ研修実施(第12回) ・日韓支援協力検討ミニシンポジウム開催(3月)
2011	<ul style="list-style-type: none"> ・法務省インターンシップ実施(8月) ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学・神戸大学・ITP共催による「サマーシンポ『私たちの法整備支援2011』」開催(9月) ・法総研・ICCLC共催による第7回国際民事法シンポジウム「アジア監査制度シンポジウム」開催(9月) ・法整備支援連絡会開催(第13回) ・霞が関法科大学院インターンシップ実施予定(3月) ・法総研・ICCLC・石川国際民事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催(3月) ・法総研による「日韓法整備支援協力ミニシンポ」開催(3月)
2012	<ul style="list-style-type: none"> ・法務省インターンシップ実施(9月) ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学・神戸大学等共催による「私たちのシンポ『アジアの国の司法アクセス』」開催(11月) ・法整備支援連絡会開催(第14回) ・霞が関法科大学院インターンシップ実施(2月) ・法総研・ICCLC・石川国際民事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催(3月) ・日韓パートナーシップ研修実施(第13回)(6月, 10月)
2013	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野』」開催(11月) ・法整備支援連絡会開催(第15回) ・霞が関法科大学院インターンシップ実施(2月) ・法総研・ICCLC・石川国際民事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催(3月) ・日韓パートナーシップ共同研究実施(第14回)(6月, 11月)
2014	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLC共催による第8回国際民事法シンポジウム「会社情報提供制度シンポジウム」開催(9月) ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野2014』」開催(11月) ・法整備支援連絡会開催(第16回)(1月) ・法総研・ICCLC・石川国際民事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催(3月) ・日韓パートナーシップ共同研究実施(第15回)(6月, 10月)
2015	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野2015』」開催(5月, 8月, 11月) ・法整備支援連絡会開催(第17回)(1月) ・法総研・ICCLC・石川国際民事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催(3月) ・日韓パートナーシップ共同研究実施(第16回)(9月, 10月)
2016	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野』」開催(6月, 8月, 12月) ・法整備支援連絡会開催(第18回)(1月) ・日韓パートナーシップ共同研究実施(第17回)(6月, 10月) ・第69期司法修習生選択型司法修習実施(9月)
2017	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野』」開催(6月, 8月, 12月) ・法総研・ICCLC・石川国際民事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催(6月) ・日韓パートナーシップ共同研究実施(第18回)(6月, 11月) ・霞が関インターンシップ, 第70期司法修習生選択型司法修習実施(8月) ・法総研・ICCLC主催による第9回国際民事法シンポジウム「東南アジア4か国におけるコーポレート・ガバナンス～ベトナム カンボジア ミャンマー インドネシア～」開催(9月) ・法総研・ICCLC主催による「日韓司法協力・不動産登記特別講演セミナー」開催(11月) ・法務省・最高裁・知財高裁・特許庁・日弁連・弁護士知財ネットの共催による「国際知財司法シンポジウム2017」を3日間にわたり開催(10月～11月) ・法整備支援連絡会開催(第19回)(1月)

年度	その他
2018	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野』」開催(6月, 8月, 12月) ・日韓パートナーシップ共同研究実施(第19回)(6月, 10月) ・法総研・ICCLC・石川国際民事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催(7月) ・霞ヶ関インターンシップ実施(8月) ・法務省・最高裁・知財高裁・特許庁・日弁連・弁護士知財ネットの共催による「国際知財司法シンポジウム」開催(11月) ・法整備支援連絡会開催(第20回)(2月)
2019	<ul style="list-style-type: none"> ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学等共催による「連携企画『アジアのための国際協力in法分野』」開催(6月, 8月, 12月) ・日韓パートナーシップ共同研究実施(第20回)(6月, 10月) ・日韓パートナーシップ共同研究第20回記念国際学術大会開催(6月) ・スリランカ現地調査, 現地セミナー(8月, 1月) ・法総研・ICCLC・石川国際民事法センター・北國新聞社共催による「金沢セミナー」開催(8月) ・霞ヶ関インターンシップ実施(8月) ・法務省・最高裁・知財高裁・特許庁・日弁連・弁護士知財ネットの共催による「国際知財司法シンポジウム」開催(9月) ・スリランカ本邦研修(1月~2月, 刑事司法改善) ・第72期司法修習生選択型実務修習実施(11月) ・法整備支援連絡会開催(第21回)(2月)

首席国際専門官の業務について

総務企画部国際事務部門 首席国際専門官

藤田 勇志

1 はじめに

平成29年10月、法務省は東京都昭島市に国際法務総合センターを設立し、そこに、法務総合研究所（法総研）の国際協力部（ICD）、国際連合研修協力部（国連アジア極東犯罪防止研修所：アジ研）、それと、それぞれの事務部門（国際研修事務部門と国際協力事務部門）を移転させました。

2つあった事務部門は、平成31年4月、1つに組織統合され、国際事務部門という名称になり、首席国際専門官の下、庶務、経理、企画、研修第一及び研修第二の5つの担当に分かれ、担当ごとに統括国際専門官が、その下に主任国際専門官、国際専門官等が配置されています。国際事務部門の職員数は約25名で、職員の出身官署は、検察庁、法務局、矯正施設（刑務所、少年院等）、保護観察所、出入国在留管理庁と多岐にわたります（私たちは、数年間、法総研の職員として勤務した後、法務本省や出身官署などへ異動になります。）。

庶務担当と経理担当の業務は、総務・人事・会計（予算）関係の事務です。

企画担当の業務は、主に、国会関係や関係省庁・関係部署からの照会案件を一手に引き受けて対応する渉外事務と広報関係事務です。

研修第一担当の業務はアジ研の、研修第二担当の業務はICDの、各研修・研究・調査に関する支援事務を行っています。研修第二担当の業務内容については、これまで、多くの統括国際専門官、主任国際専門官、国際専門官が「ICD NEWS」に寄稿していますので、御覧いただければと思います。

首席国際専門官は、事務部門の組織統合により、それまでアジ研に配置されていた首席国際研修専門官がアジ研及びICD両方の事務を総括する立場となり、国際事務部門の全専門官を指揮・監督することになりました。

私は、事務部門の組織統合後、初代の首席国際専門官を命ぜられたわけですが、事務部門の全ての業務に精通しているわけではないので、指揮・監督というより、各統括国際専門官を通じて業務状況を把握し、必要な対応をお願いしているに過ぎません。

ただ、個人的には、公務員としての三十数年のキャリアのうち3分の2以上は国際関係部署で勤務しており、法務省の官房秘書課国際室（現官房国際課）や刑事局国際課（現刑事局国際刑事管理官室）、アジ研等での勤務のほか、外務省へ出向しロサンゼルスで領事業務をしていたこともあるので、国際分野に限りますが、老兵故の知識と経験による助言程度はしています。

それでは、若干のエピソードを加えながら、私の仕事を紹介します。

2 首席国際専門官の一日

(1) 業務内容

首席国際専門官の業務は、主に国際事務部門における業務全体の進行管理と職員の人事管理です。そのため、私が直接 ICD の研修業務に従事することはほとんどなく、基本的には、研修第二担当の職員が ICD 教官とともに研修行事を実施・運営しています。せっかくの機会なので ICD の研修業務にも携わりたいとは思っているものの、もう、頭や体が付いていきません。そのため、私の関与は、ICD 研修参加者の発着の際の出迎え・見送りと、交流行事への参加程度です。

(2) 午前

首席国際専門官の一日は、パソコンの立ち上げと、メールやメッセージの確認から始まります。コーヒーをすすりながら、15分程度で新規メール等にざっと目を通した後、ICD 部長とのミーティングに入ります。ミーティングは、原則毎朝、10分ないし30分程度、副部長と各統括国際専門官とともに行います。当日の業務確認や各種情報共有をし、業務上・人事管理上の問題や懸念事項の報告や意見交換をします。ただ、ICD 部長は、自ら国内外に出張する機会が非常に多く、1週間程度顔を合わせず、ミーティングができないこともままあります。

その後、案件に応じ、所管の統括国際専門官と話をし、仕事上の情報共有や業務進捗状況を確認します。

自分の机に戻ると概ね11時くらいになっていて、パソコンに向かって大事なメール等を読み返したり、必要な連絡を取り合ったり、電子決裁や決裁箱に積まれている文書決裁をします。そうこうしているうちに、もうお昼です。

(3) 昼休み

昼食は、ほぼ毎日、研修施設内の食堂でいわゆる社食をいただきます。研修期間中は、なるべく海外研修参加者と話をするようにしており、無料で駅前留学ならぬ社内留学ができてしまいます。アジア諸国の方が多いため癖のある英語に苦労しますが、ノンネイティブも多いためお互いゆっくり話しながらコミュニケーションを図っています。ちなみに、食堂では、宗教により豚肉や牛肉を食べられない人、ベジタリアンの人、アレルギーがある人などに対応してくれる業者が、毎日おいしい食事を提供してくれます。

(4) 午後

昼食から戻ると、また、パソコンに向かい、資料を作成したり、メール等で情報交換したり、各種決裁をします。今は、パソコン上で会議や打合せをすることが多いのですが、アナログ的会議・打合せを必要とする案件もあり、昭島の庁舎内だけでなく、時には千代田区の霞が関まで出張します。

その他、時間があれば、研修講義に出ることもありますし、職員や研修参加者とコミュニケーションを図ったり、雑務をしていると、あっという間に定時の午後6時15分です。

(5) 夜

時には残業をすることもありますが、働き方改革を実践するため、率先して定時に退庁し、職員や研修参加者や友人と飲みに行ったり、自宅で家族と一緒に夕食を取ったり、趣味の時間にあてたりします。

ある日、帰り際に、ベトナムの研修参加者から「ジャパニーズ・セントリーに行きたい。」と言われ、近くの銭湯にお連れしたことがあります。銭湯の入り方はネットで勉強したようです。私が、子供の頃の習慣をもとに「日本のカスタムでは、風呂上がりに牛乳を飲むんだ。」と言ったら、本当に体験してくれたので驚きました。外国の方に日本の文化や習慣に触れていただいて、うれしく思いましたが、私はビールを飲んでいたので心苦しく思ったのと、今時、風呂上がりの牛乳を日本の習慣と言って良かったのかどうか、少し悩んでいます。

(6) 宿直

昭島の国際研修施設には研修参加者用（シングル55室）と海外客員教授用（スーパーリア5室）の宿泊施設が併設されていて、ICDやアジ研の研修期間中は、数名ないし数十名の研修参加者等が数日ないし5・6数週間宿泊するため、24時間体制の委託警備のほかには職員による宿直業務を行っています。

宿直業務は、午後6時15分から翌朝8時30分まで、宿直室において、ICD教官又は首席・統括・主任国際専門官のうち1名が当番制で従事し、研修参加者の生活指導や急病対応にあたります。時々、慣れない日本での生活、特に気候・食事・寝床の違いで体調不良になる者や文化・習慣の違いにより誤解が生じたりすることがあるので、親身になって話を聞いて対応します。

宿直業務の日は、食堂で研修参加者と一緒に夕食を取ることができるのですが、研修参加者は昼間よりもリラックスしているようで、自分の国・地域の話だけでなく家族や趣味などプライベートについて話をすることもあります。夕食後、研修参加者からは是非家族に会って欲しいと言われ、スカイプで家族の携帯とつないでご挨拶をしました。携帯越しでも声だけでなく映像で会話できれば、家族に会えない寂しさも緩和されることと思います。研修参加者から聞く様々な話はとても新鮮で飽くことがないばかりか、どんどん想像が膨らみ、いつかその国や地域を訪れて、再会したいと思うことが多々あります。

私にとって、宿直業務は、未知の世界を知る良い機会になっているので、とても楽しみなのです。

(7) その他の業務

特に、今年4月下旬までの仕事として、京都コンGRESS（第14回国連犯罪防止刑事司法会議）の準備・実施業務があります。コンGRESSは、国連が5年に1度開催する刑事司法分野における最大の会議で、今回は我が国がホスト国となり4月20日から27日まで京都国際会館で行われます。開催期間中、ICDは、講演会形式やパネルディスカッション形式のアンシラリー・ミーティング（付属会議）と呼ばれるイベ

ントを実施するほか、広報ブースを設置し、期間を通してI C Dの業務に関する展示などを行います。また、アジ研も深く関与することから、国際事務部門が法総研における後方支援業務の中心的な役割を担っており、各担当に業務を振り分け準備を進めるとともに、私は、その総括的な立場で進行を管理しています。

皆様、是非、京都コンGRESSにお越しください。

3 おわりに

少しだけI C Dのある東京都昭島市について触れたいと思います。

昭島市は、東京都心から西に約35キロ離れたいわゆる多摩地区にありますが、意外にも、地図上は、東京都のほぼ中央に位置しています。面積は約17万平方キロメートル、人口は約11万人、地下水が豊富で昭島市の水道水は深層地下水を利用してとてもおいしいのです。

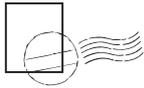
比較的小さな昭島市ですが、おいしい水（水道水に深層地下水を100%使用している。）やI C Dのほか、世界に誇れるものがあります。その1つが鯨です。昭島市は鯨の街と呼ばれており、公園の名称が「鯨運動公園」、商店街の名称が「くじらロード」、お祭りの名称が「くじら祭り」だったり、マンホールの蓋が鯨の絵柄になっていて、鯨にまつわるものがいっぱいあります。なぜかと言うと、約200万年前、昭島は海だったようで、その頃に生息していた鯨の化石が地中からほぼ完全な形で発見され、研究が進められたところ、一昨年、何とその鯨が新種であることがわかり、「アキシマクジラ」と命名され、学会で発表されたのです。

そのような新たな進展があった時期にI C Dが新たに昭島市内に移転してきたのも何かの縁を感じます。

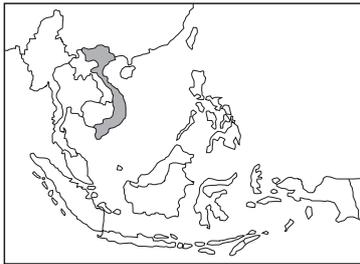
I C Dのある昭島市は前述のとおり東京都のほぼ中央に位置していますが、東京の中心ということは、もう、「世界の中心」と言ってもいいと（勝手に）思っていて、私たちは、世界の中心で国際愛を叫び続けているのです。これをセカチュー昭島版と（これも勝手に）言っています。

I C Dは、これからも、多くの人と手をつなぎ、国際協力を推進していく所存です。

最後になりましたが、J I C A、I C C L Cを始め、国内外の関係機関、大学関係者の皆様方に深く感謝申し上げますとともに、引き続き、ご支援とご協力を賜りますようお願い致します。



各国プロジェクトオフィスから



新年明けましておめでとうございます。

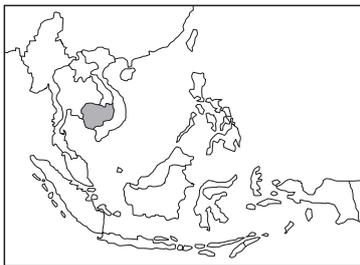
昨年12月25日付けで、本プロジェクトのチーフアドバイザーとしてハノイに着任いたしました、横幕孝介と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

検事出身で、2013年から2016年にかけてICD教官を務め、その後、2018年まで、JICA長期専門家としてインドネシアに赴任しておりました。もっとも、当時は、ベトナムとはほとんど縁がなく、この度、新しいご縁をいただいたことに改めて感謝しております。

2020年は、ベトナムにとって、ASEANの議長国や国連安保理事会の非常任理事国を務めるなど、国際社会において益々重要な役割を果たすことが期待される年であるとともに、同国内においても、司法改革を始めとする様々な改革に対する大きな節目の年に当たります。また、法整備支援の文脈においても、これまでの約25年間にわたる日本の支援を総括するとともに、今後の支援の在り方を考えていくための重要な局面を迎える年になると思われまます。このようなタイミングでこの国に赴任する機会をいただき、大変光栄であると同時に、その重い責任に身が引き締まる思いです。

ベトナムの法整備支援プロジェクトは、長い歴史の積み重ねの上に存続しており、その分だけ、日越双方の多くの関係者の方々の熱い想いと、温かい御協力に支えられてきたプロジェクトであると痛感しております。それだけに、この地での法整備支援の活動が両国に及ぼす影響も、決して小さくないものであると感じています。一つ一つの地道な活動を通じて、ベトナムと日本の関係がより一層深く緊密なものとなるよう、少しでも貢献できれば幸いです。精いっぱい職務に励む所存ですので、御指導御鞭撻のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

(ベトナム長期派遣専門家 横幕孝介)



明けましておめでとうございます。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。

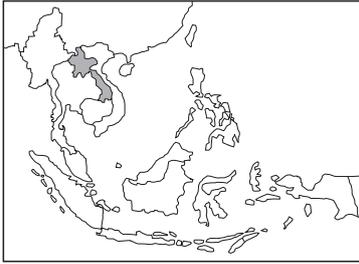
カンボジアでは、正月が1年間に3回あります。一つ目は、皆さまご存知の西暦による正月、二つ目は中国暦の中華正月、そして、三つ目がカンボジアの正月であるクメール正月です。この中で、カンボジア人が最も盛大にお祝いするのがクメール正月であり、今年は4月13日(月)から16日(木)までが祝日となります。昨年のクメール正月にはシェムリアップに行ったのですが、ここ最近タイの水かけ祭り(ソンクラーン)のように、カンボジア人も、1メートルくらいある大きな水鉄砲やバケツで盛大に水をかけ合っています。私も大

きな水鉄砲を買って参加し、シェムリアップのパブストリートで全身ずぶ濡れになりました。その一方で、西暦の正月はそこまで盛り上がるものではなく、1月1日は毎年祝日となりますが、カンボジアの省庁は翌日から通常業務であり、私も1月2日から出勤しました。

現在、司法省長官と2020年度の年間活動計画について協議しているところ、2020年も数多くのセミナーやワークショップを開催する予定です。5年間の期間の当プロジェクトは、昨年9月に折り返し地点を迎えました。活動を更に活性化させていきたいと思っています。

今後ともご指導ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

(カンボジア長期派遣専門家 福岡文恵)



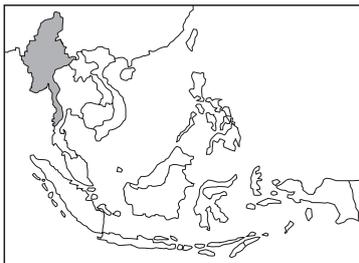
当プロジェクトは、2018年7月に、「プロジェクトの成果（現プロジェクトのみならず以前のプロジェクトも含む）をより多くの人や機関に共有する」ことを大きな活動目標、5年間（60か月間）を活動期間として開始しました。最初に、各SWGで上記目標達成のために適切な活動内容を検討し、JCC及びMCにも相談して活動内容を決め、それぞれ活動を開始させました。プロジェクト期間の3分の1（20か月間）が経過した現在は、各SWGが成果達成に向けて活動を精力的に進めております。しかし、当プロジェクトは、プロジェクト開始時にラオス側とも認識を共有したように、プロジェクトの成

果を多くの人や機関に共有する（広める）ためには、各SWGが活動を連携して行うことも重要であると考えております。当プロジェクトは、このような考えの下、本年2月に、民事系SWG合同による民事事実認定に関するセミナー、刑事系SWG合同による刑法典セミナーを実施しました。

その一方で、当プロジェクトは、プロジェクト開始時には明確に認識しておりませんでした。このような「成果の広がり」を考えるに当たり、これを最大化するためには、各SWGが単に活動を連携するだけでは足りず、各SWG活動の中心となる「核」を意識することが重要であると考えようになりました。そして、当プロジェクトは、関係機関の皆様と協議を進めた結果、その核を「ラオス法学（ラオス法理論）を理解した人材の育成」と整理し、そのために未だ存在していないと考えられる「ラオス法学（ラオス法理論）」を確立する必要があるとの認識をもつに至りました。当プロジェクトは、このような認識の下、主に教育研修改善SWGが中心となる予定ですが、今後、「ラオス法学の確立」も視野に入れた活動をすることを決めました。そして2019年12月に実施された教育研修改善SWGの本邦研修では、上記活動（ラオス法学の確立）を意識した講義や対談なども開催していただきました（詳細は、本誌記事参照）。ラオス法学の確立とは、「ラオス社会において法はどのような意味をもつか」、「ラオスの在るべき『法』とは何か」を考えることであり、その理解には非常に時間がかかるものと推測しております。しかし、当プロジェクトは、「核」がしっかりしないままに成果を広げようとするのは、その効果を薄めることになる（プロジェクトの成果を適切かつ効率的に広めることができない）と考え、核である「ラオス法学を理解した人材育成」の大前提となる「ラオス法学の確立」に関する活動も、これまでラオスにおいて20年間継続してきた活動と同様にじっくりと取り組んでいければと考えております。

当職の任期は2020年3月末までです。現在取り組んでいる活動をすべて任期中に終わらせることはできませんが、最後まで精一杯業務に取り組み、次の方に引き継ぐことができればと考えております。

（ラオス長期派遣専門家 伊藤 淳）

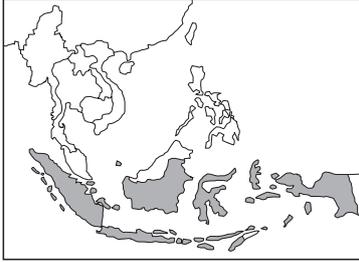


仏教には、「不殺生戒」「不偷盜戒」「不邪淫戒」「不妄語戒」「不飲酒戒」という5つの戒律があります。「ミャンマーには熱心な仏教徒が多い」と繰り返し言われることからすると、ミャンマーの人々の多くは、これらを全て守って生活をしている…と思いきや、ミャンマーでは意外とお酒を飲む人を見かけます。特に、夜のサータウツサイン（居酒屋）は、ミャンマービールやウィスキーを嗜むお客さんであふれています（ほとんど男性ですが）。

そこで、熱心な仏教徒であるとともに愛飲家である通訳のウィンさんに、仏教信仰と飲酒の関係について聞いてみたところ、「私がお酒を飲むときは、深酒して寝てしまいます。寝てしまう以上、他の4つの戒律に反する行動はとれません。結果、4つの戒律を守れるので、大丈夫です。」とのこと。一体何が大丈夫なのかよく分かりませんが、ウィンさんにはいつもお世話になっているので、私としては、『不飲酒戒』は、飲酒の影響によりその他の4つの戒律を破ってしまうことを防止する手段としての規定である。したがって、飲酒後直ちに睡眠する態様での飲酒は、当該戒律に実質的に反するものではない」と解釈した上でそっとしておくことにしています。

もっとも、こうしたある意味「自由な」雰囲気は、ミャンマーの変化の徴憑として位置づけられるように思います。軍政下の頃は、飲酒をする人は今ほど多くはなく、しかも、国営の居酒屋の中のカーテンで遮られた場所で隠れるように飲酒をしていたという話もあるそうですが、上で触れたとおり、現在の状況は大きく変わっています。少々強引ですが、飲酒の習慣が時代の流れに応じて変化したように、法律・法制度も、時代の流れに応じて変化させるというマインドを醸成することが我々の役割の一つであることを改めて想起し、引き続き活動を進めて参りたいと思います。

（ミャンマー長期派遣専門家 高木晶大）



インドネシアでは、11月から3月にかけてが雨季です。

必ずしも毎日雨が降るわけではないのですが、11月中のある日、昼食のためにオフィスを離れている間に土砂降りの雨となり、100m程離れたオフィスタワーまでタクシーで戻る羽目になりました。とはいえ、タクシーの初乗り料金は6500ルピア(日本円で50円程度)で、タクシーに気軽に乗れるのはこの国の良いところの一つです。

また、年明け1月1日は大雨が続き、ジャカルタの一部地域で洪水になったという報道に接しました。

雨が降ると車の交通量が増えて渋滞がひどくなるほか、乾季に比べ雨季は平日の夕方にタクシーが捕まりにくいようで、普段タクシーで通勤する身にとっては辛い時期ですが、雨にめげずに活動を続けていきたいと思えます。

(インドネシア長期派遣専門家 細井直彰)

－編集後記－

天皇の代替わりという記念すべき年に、法務総合研究所で迎えることができたこと、心より御礼申し上げます。

さて、早速ですが、本号に掲載された記事を改めまして御紹介したいと思います。

巻頭言では、酒井邦彦弁護士より「轡をつなぐー僕が考え、やってきたことと、これからー」と題して御寄稿いただきました。先生がこれまで携わってこられた法整備支援について、各国の実情や今後の展望を含めて御紹介いただいております。先生は記事の中で「法整備支援は、『法の支配』の実現という、果てしなく遠いゴールを目指す駅伝のようで、それをみんなで轡をつないで進んでいくようなものだと思います。」と述べられております。アジ研やICDで専門官を経験した者として、駅伝レースの単なる観客ではなく、せめて、給水所のボランティアぐらいにはなることができるよう、今後も自身の役割を肝に銘じて業務に携わっていきたいと思いました。

「外国法制・実務」では、カンボジア、ラオス及び中国における法制度・実務等について、JICA長期派遣専門家等から御寄稿いただいております。中でも、ベトナムからは、JICAプロジェクトオフィスがその設立準備段階から支援を行ったベトナム弁護士連合会についての論考を御紹介いただいております。いずれも各国の法制の実情等を知る貴重な記事となっております。

「活動報告」では、昨年10月から12月の間に当部が実施した、国際研修・共同研究のうち、代表的なものを幾つか御紹介いただいております。特に、「国際人材育成研修」では、研修参加者から感想文を御寄稿いただいております。さらには、国外での活動の一つとして、ネパール現地セミナーについても御紹介いただいております。毎回、国際研修・共同研究、現地セミナー等を実施する際は、日程調整に大変な労を要しておりますところ、本件セミナーが年末の時期に開催されていることから、その実情をうかがい知ることができると思います。

「専門官の眼」では、藤田勇志首席国際専門官から、「首席国際専門官の業務について」と題した文章を御寄稿いただきました。二十年以上の長きにわたり、国際分野で活躍してこられた氏の国際分野に対する熱い思いと、研修参加者に対するホスピタリティが表現されており、専門官として学ぶべきところが多いと感じました。

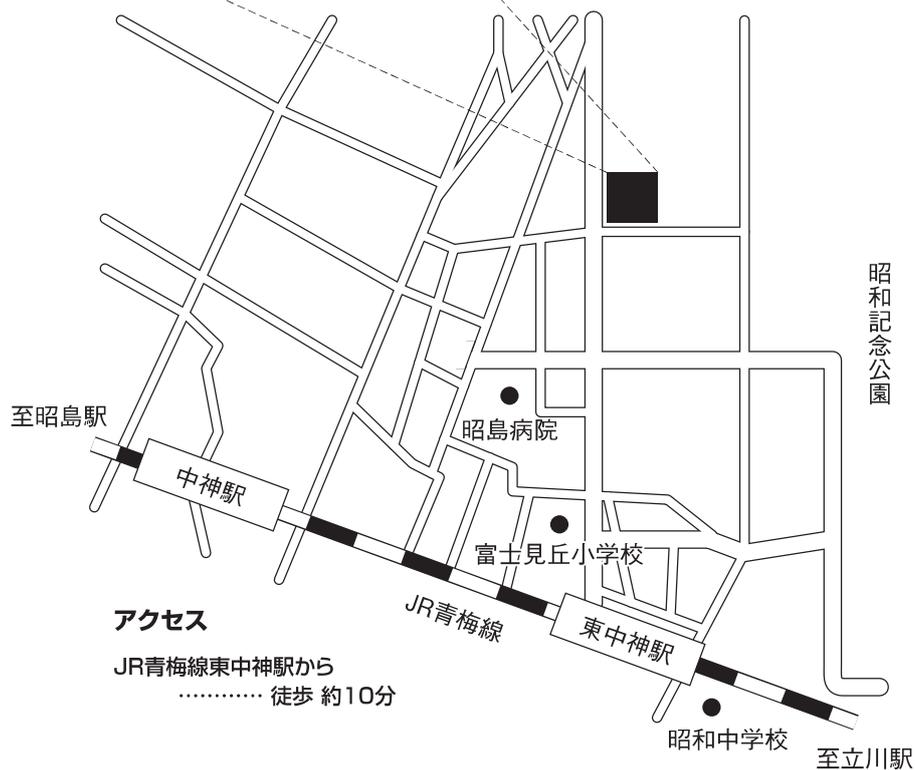
最後になりましたが、ご多忙の中、御寄稿くださいました執筆者の皆様には厚く御礼申し上げます。

関係者の皆様におかれましては、今後とも更なる御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

統括国際専門官 豊田 安史



法務総合研究所国際協力部
(国際法務総合センター 国際棟)



ICD NEWS -LAW FOR DEVELOPMENT-

ISSN 1347-3662

法務省法務総合研究所 国際協力部

〒196-8570 東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番18号
国際法務総合センター

電 話 : (042) 500-5150/5178 (国際協力部代表)

F A X : (042) 500-5195

ウェブサイト : http://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html

メールアドレス : icdmoj@i.moj.go.jp

編 集 : 法務省法務総合研究所

発 行 : 2020年3月



リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。